平成30年　第1回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成30年 3 月 8 日　開会

平成30年 3 月13日　閉会

横　瀬　町　議　会

平成３０年
第１回定例会　横瀬町議会会議録

目　　次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

３月８日（木）
○開　　会 …… 5
○開　　議 …… 5
○町長あいさつ …… 5
○議事日程の報告 …… 7
○会議録署名議員の指名 …… 7
○会期の決定 …… 7
○諸般の報告 …… 8
○一般質問 …… １３
８番　大野伸恵　議員 …… １３
２番　黒澤克久　議員 …… ２６
９番　若林想一郎　議員 …… ３３
４番　宮原みさ子　議員 …… ４０
１０番　関根　修　議員 …… ４６
３番　阿左美健司　議員 …… ５９
○延　　会 …… ７１

◇

３月９日（金）
○開　　議 …… ７５
○議事日程の報告 …… ７５
○動議の提出 …… ７５
○日程の変更 …… ７５
○発議第３号の委員長報告、質疑、討論、採決 …… ７６
・発議第３号　横瀬町手話言語条例
○一般質問 …… ７９
１番　向井芳文　議員 …… ７９
５番　浅見裕彦　議員 …… ８８
○会議録署名議員の追加指名 …… １００
○発言の訂正 …… １００

○請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決……１００
・請願第１号　国民健康保険の県単位化にあたっての請願書
○議案第１号の上程、説明、質疑……１０１
・議案第１号　横瀬町地域公共交通会議条例
○発言の許可……１１０
○議案の取り下げ……１１０
○議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１０
・議案第２号　横瀬町国民健康保険財政調整基金条例
○議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１３
・議案第３号　横瀬町子ども・子育て審議会条例
○議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１６
・議案第４号　横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
○議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２１
・議案第５号　横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
○議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２３
・議案第７号　横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
○議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２６
・議案第８号　横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
○議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３２
・議案第９号　横瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
○議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３３
・議案第１０号　横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
○議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３４
・議案第１１号　横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例
○議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３５
・議案第１２号　横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例
○議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３７
・議案第１３号　横瀬町都市公園条例の一部を改正する条例
○議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３８
・議案第１４号　横瀬町営住宅条例の一部を改正する条例
○議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３９

・議案第１５号　横瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、
管理及び処分に関する条例
○議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４１
・議案第１６号　平成２９年度横瀬町一般会計補正予算（第５号）
○会議時間の延長……１４１
○延　　会……１４２

◇

3月１０日（土）　○休　　会
3月１１日（日）　○休　　会

◇

3月１２日（月）　○開　　議……１４５
○議事日程の報告……１４５
○議案第１６号の質疑、討論、採決……１４５
・議案第１６号　平成２９年度横瀬町一般会計補正予算（第５号）
○議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５１
・議案第１７号　平成２９年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算
（第３号）
○議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５２
・議案第１８号　平成２９年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第
３号）
○議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５３
・議案第１９号　平成２９年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第２
号）
○議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５４
・議案第２０号　平成２９年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補
正予算（第２号）
○日程の追加……１５６
○議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５８
・議案第３３号　横瀬町地域公共交通会議条例
○日程の追加……１６１
○議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６１
・議案第３４号　横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例
○議案第２１号～議案第２６号の上程、説明 ……１６３
・議案第２１号　平成３０年度横瀬町一般会計予算
・議案第２２号　平成３０年度横瀬町国民健康保険特別会計予算
・議案第２３号　平成３０年度横瀬町介護保険特別会計予算
・議案第２４号　平成３０年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算
・議案第２５号　平成３０年度横瀬町下水道特別会計予算
・議案第２６号　平成３０年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算
○施政方針に対する質疑 ……１７０
○議案第２１号～議案第２６号の説明 ……１７１
○延　　会 ……１７４

◇

３月１３日（火）　○開　　議 ……１７７
○議事日程の報告 ……１７７
○議案第２１号～議案第２６号の質疑、討論、採決 ……１７７
・議案第２１号　平成３０年度横瀬町一般会計予算
・議案第２２号　平成３０年度横瀬町国民健康保険特別会計予算
・議案第２３号　平成３０年度横瀬町介護保険特別会計予算
・議案第２４号　平成３０年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算
・議案第２５号　平成３０年度横瀬町下水道特別会計予算
・議案第２６号　平成３０年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算
○町長あいさつ ……２３１
○議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……２３２
・議案第２７号　埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
○議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……２３３
・議案第２８号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
○議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……２３４
・議案第２９号　町道の路線の変更について
○議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……２３６
・議案第３０号　町道の路線の認定について
○議案第３１号の上程、説明、質疑、採決 ……２３７

・議案第３１号　横瀬町教育長の任命について
○教育長就任のあいさつ ……２３８
○議案第３２号の上程、説明、質疑、採決 ……２３８
・議案第３２号　横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について
○請願第１号の上程、説明、質疑、委員会付託 ……２３９
・請願第１号　「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で
創設するための意見書提出の請願
○閉会中の継続審査の申し出 ……２４０
○閉　　会 ……２４０

○　招　集　告　示

横瀬町告示第６号

平成３０年第１回横瀬町議会定例会を、平成３０年３月８日横瀬町役場に招集する。

平成３０年３月１日

秩父郡横瀬町長　　富　　田　　能　　成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	向　井　芳　文　議員	２番	黒　澤　克　久　議員
３番	阿左美　健　司　議員	４番	宮　原　みさ子　議員
５番	浅　見　裕　彦　議員	６番	新　井　鼓次郎　議員
７番	内　藤　純　夫　議員	８番	大　野　伸　恵　議員
９番	若　林　想一郎　議員	１０番	関　根　　修　議員
１１番	小　泉　初　男　議員	１２番	若　林　清　平　議員

不応招議員（なし）

平成３０年第１回横瀬町議会定例会　第１日

平成３０年３月８日（木曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、開　　会
１、開　　議
１、町長あいさつ
１、議事日程の報告
１、会議録署名議員の指名
１、会期の決定
１、諸般の報告
１、一般質問
　　８　番　大　野　伸　恵　議員
　　２　番　黒　澤　克　久　議員
　　９　番　若　林　想一郎　議員
　　４　番　宮　原　みさ子　議員
　１０　番　関　根　　修　議員
　　３　番　阿左美　健　司　議員
１、延　　会

午前１０時開会

出席議員（１２名）

１番	向井芳文 議員	２番	黒澤克久 議員
３番	阿左美健司 議員	４番	宮原みさ子 議員
５番	浅見裕彦 議員	６番	新井鼓次郎 議員
７番	内藤純夫 議員	８番	大野伸恵 議員
９番	若林想一郎 議員	１０番	関根修 議員
１１番	小泉初男 議員	１２番	若林清平 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼会計管理者
大塲玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	町田文利	振興課長
新井幸雄	建設課長	小泉智	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	平匡史	書記

◎開会の宣告　（午前１０時００分）

○小泉初男議長　皆さん、おはようございます。

平成30年第１回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○小泉初男議長　直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎町長あいさつ

○小泉初男議長　町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　皆さん、おはようございます。

本日は、横瀬町議会３月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。開催に当たり、一言あいさつを申し上げます。

３月に入り、暖かかったり、寒かったり、寒暖差の大きな季節になりました。皆様におかれましては、季節の変わり目ですので、お体ご自愛いただきたいと思います。早いもので平成29年度も残りわずかとなりましたが、引き続き全力で町政運営に当たってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、ここで本年度事業の進捗状況等の一部について申し上げさせていただきます。まず、ことしで５年目となりました「あしがくぼの氷柱」ですが、２月25日に無事終了いたしました。今年度の入場者総数は10万116人で、昨年より３万9,141人多い実績でありました。とりわけ２月11日の日曜日には、想定を上回る約9,000人の方にご来場いただきました。期間中は、外国人観光客を対象とした英語ボランティア、立教大学の学生による氷柱会場の花の装飾、秩父アニメツーリズム実行委員会による「ここさけ」とコラボした氷柱スタンプラリーｉｎあしがくぼＫＯＫＯＳＡＫＥコラボが行われ、大いに会場を盛り上げていただきました。一方、9,000人のご来場をいただいた２月11日には、駐車場の不足等により一部交通渋滞を起こしましたので、今後課題を整理検討し、対策を講じてまいりたいと考えております。この氷柱事業の成果につきましては、本当に地域の皆様、関係者の皆様のご努力あってのことと実感しておりますので、改めて御礼を申し上げたいと思います。

次に、官民連携プラットフォーム事業、通称よこらぼですが、２月末時点で53件の提案をいただき、30件

を採択しております。直近の状況の一部を申し上げますと、ボンド株式会社による外国人向けＰＲ動画を作成し、各種ＳＮＳ事業で配信するプロジェクトがスタートしました。第１弾として、あしがくぼの氷柱のＰＲ動画を作成、配信いたしました。主にフェイスブック上で視聴されることが多いようで、再生回数は７万5,000回を超えてきております。

次に、はたらクラスですが、横瀬クリエイティビティクラスで集まった人たちが中心となり、町民の多様な生き方、働き方を応援する仕組みを横瀬町につくるプロジェクトであります。多様な働き方、生き方を実践している秩父地域出身者と町外から招いた業界のプロフェッショナルが講師となって、町民向けに事業を行うものです。ことしの１月から12月まで毎月１回、合計12回を予定しております。第１回は１月20日土曜日に開催し、地元で家具職人として働く加藤健太さんとジュエリーデザイナーの松田瑛里子さんで、第２回はローカルメディア編集長の浅見裕さんと空間・場づくりスペシャリストの赤井恒平さんが講師を務め、挫折を乗り越え、今の仕事にたどり着いた経験談、さまざまな職種を経験して、今の職業にたどり着いた経緯などの話で、各回ともに子供から大人まで約50から60名の方々に参加をしていただきました。これからも続いていくはたらクラスが多様な働き方、生き方を考えてもらうすばらしい機会になることを願っております。

また、今後の取り組みとして、立教大学と武蔵野銀行の連携事業ぶらって埼玉の一環として、立教大学観光学部からよこらぼに提案を受けましたＣａｆｅ寺’ｓＹＯＫＯＺＥを３月17日土曜日に開催いたします。立教大学観光学部舛谷ゼミの学生が企画運営を行い、町内の寺院をめぐるスタンプラリーイベントであります。各寺院では、カフェ形式で綿あめ、甘酒等を提供します。参加者は、秩父銘仙のレンタルやレンタサイクルの利用も可能です。その他の採択事業につきましても、順次実施、推進し、引き続きよこらぼが横瀬町の活性化並びに住民福祉の向上につながるよう、鋭意努めてまいります。

次に、計画等の策定ですが、災害発生時の町内危険箇所、避難場所等を住民に周知するための土砂災害ハザードマップを策定し、３月号の広報と同時に毎戸配布をいたしました。また、高齢者の健康と福祉の増進並びに介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための高齢者保健福祉・介護保険事業計画や障がいのある方が住みなれた地域で安心して暮らせる地域社会実現のための障がい者福祉計画について、今月中には計画の策定が終了する予定でございます。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げさせていただきました。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてでありますが、条例の制定４件、条例の一部改正11件、平成29年度一般会計、特別会計補正予算５件、平成30年度一般会計、特別会計予算６件、一部事務組合の規約変更等２件、町道の路線の変更１件、町道の路線の認定１件、人事案件２件でございます。ご審議を賜りましてご可決いただきますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして新年度予算上程の際に申し述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○小泉初男議長　議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

８番　大　野　伸　恵　議員
９番　若　林　想一郎　議員
１０番　関　根　　修　議員

以上の３名の方にお願いいたします。

◇

◎会期の決定

○小泉初男議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、７番、内藤純夫議員。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長　皆様、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、３月１日、委員全員、議長、事務局長、書記で行いました。

議案等の提示を受け、審議した結果、本定例会の会期は３月８日から３月13日までの６日間と決定いたしました。

なお、10日土曜日と11日日曜日は休会といたします。

議員皆様に円滑な議会運営をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終わりにいたします。

○小泉初男議長　お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日８日から13日までの６日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は６日間と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○小泉初男議長　日程第３、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成29年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告書が提出されております。この件につきましては、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成29年第５回定例会以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第１項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成29年12月、平成30年１月及び２月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されております。その報告について監査委員に説明を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員　おはようございます。代表監査委員の加藤元弘でございます。ただいま議長のご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に、結果報告書の写しが配付されていると思いますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

内容につきましては、平成29年12月19日、平成30年１月30日及び２月20日に、地方自治法第235条の２第３項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、平成29年度一般会計と５つの特別会計にわたる歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の方法につきましては、従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、計数上の誤りは認められませんでした。その他特に指摘する事項はございませんでした。

なお、平成30年１月31日現在の一般会計等にかかわる現金預金残高は３億4,797万6,007円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○小泉初男議長　以上で例月出納検査の説明を終わります。

次に、各常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

５番、浅見裕彦議員。

〔浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長　おはようございます。総務文教厚生常任委員長の浅見です。今委員長のほうから報告を求められましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

この間、閉会中の審査ということで、総務文教厚生常任委員会は１月18日、２月６日、２月27日の３回にわたり行いました。お手元に資料等を置いてあると思いますので、それをごらんください。

まず、１月18日の総務文教厚生常任委員会の審議の中身でありますが、出席委員につきましては５名です。執行部から３名、事務局２名、委員１人はインフルエンザのために欠席となっています。会議録署名人としまして若林清平委員、向井芳文委員にお願いしました。審査の事件等でありますが、委員会付託とされました発議第３号　横瀬町手話言語条例についてであります。この件につきましては、結果等については、審査の内容及び結果については後でまた、明日ですか、総務文教厚生常任委員会の報告書で報告をします。

次に、２月６日の総務文教厚生常任委員会の付託案件についてであります。２月６日午前10時より、横瀬町役場の301会議室において行いました。出席は、全員の６名であります。執行部から３名、事務局２名、それから参考人１名に来ていただいたところであります。会議録署名人としまして、若林想一郎委員、宮原みさ子委員にお願いしました。

委員会の付託案件につきましては、これは発議第３号の横瀬町手話言語条例についてであります。委員会付託案件、これもこの日で質疑を行いまして、結果につきましてはこの審査報告書で後で報告をするようにします。

それから、２月の27日、総務文教厚生常任委員会を行いました。これは、午後２時より横瀬町役場301会議室においてであります。出席委員は委員６名、執行部は11名、それから事務局２名、請願の関係がありまして、参考人１名に出席していただいています。会議録署名人としまして、小泉初男委員、若林清平委員にお願いしました。

審査に先立ちまして、富田町長よりごあいさつをいただきました。ここには記載してありませんが、そういう点で進めていきます。審査事件等についてでありますが、委員会付託となった請願第１号　国民健康保険の県単位化にあたっての請願の審査を行いました。

それから、所管事務であります横瀬町教育委員会自己点検・自己評価報告について、それから横瀬町中学生国際交流事業についての報告がありました。その他であります。

審査経過とまとめであります。請願第１号についてであります。国民健康保険の県単位化にあたっての請願について審議を行いました。この件につきましては、平成29年12月定例会で当委員会に付託となった案件であります。審査の内容及び結果については、別紙の総務文教常任委員会審査報告書に記載してあるとおりであります。

次に、横瀬町の教育委員会自己点検・自己評価報告についてであります。教育長より説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会としては説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。なお、お手元に自己点検・自己評価報告については置いてあると思います。

横瀬中学校の国際交流事業についてであります。教育次長より横瀬町中学生国際交流事業についての説明を受け、質疑応答を行いました。当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

その他についてであります。執行部から所管事務の報告、説明がありました。３月議会の概要等についてであります。当委員会として、これらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○小泉初男議長　総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

３番、阿左美健司議員。

〔阿左美健司産業建設常任委員会委員長登壇〕

○阿左美健司産業建設常任委員会委員長　それでは、皆さんおはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、以下のとおり報告いたします。

開催日時は、平成30年２月27日午前10時より、開催場所は横瀬町役場301会議室でした。出席者は、委員６名全員と執行部５名、事務局２名でした。

まず、執行部を代表いたしまして富田町長のごあいさつをいただきまして、会議録署名委員を大野伸恵委員と内藤純夫委員のお二人にお願いしました。

審査事件等でございますが、（１）、所管事務調査、あしがくぼの氷柱実績について、（２）、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、（１）の所管事務調査でございますが、あしがくぼの氷柱実績について、町田振興課長よりことしの集客の実績だけではなく、あしがくぼの氷柱の実施の計画段階からの経緯と平成26年からの集客実績、集客をふやすためのイベントの企画、道の駅あしがくぼの売り上げ状況及び西武鉄道各駅の乗降客数などの推移を資料に基づいて説明を受け、質疑応答を行いました。まとめ、当委員会としては、あしがくぼの氷柱実績についての説明を受けたということでまとめといたしました。

（２）、その他でございますが、執行部から３月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としてはこれら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上で報告を終わります。

○小泉初男議長　産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

９番、若林想一郎議員。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２０分

再開　午前１０時２４分

○小泉初男議長　それでは、再開いたします。

次に、秩父広域市町村組合議会議員の報告をお願いいたします。

９番、若林想一郎議員。

〔９番　若林想一郎議員登壇〕

○９番　若林想一郎議員　皆さん、おはようございます。９番、若林想一郎でございます。議長よりご指名をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告をさせていただきます。

第１回２月定例会の開催日時は、平成30年２月16日午前10時よりでございました。開催場所、秩父クリーンセンター会議室。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、関係職員でございました。

議事１、会議録署名議員の指名。２、会期の決定、２月16日１日間。３、諸報告、監査委員からの例月出納検査の結果を報告いただきました。４、管理者提出議案の報告。５、一般質問４名。６、議案提出及び審議、議案第１号　秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議決結果、可決、起立全員でございます。議案第２号　秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議決結果、可決、起立全員。議案第３号　秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議決結果、可決、起立全員。議案第４号　秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例、議決結果、可決、起立全員。議案第５号　平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第２回)、議決結果、可決、起立全員。議案第６号　平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第２回)、議決結果、可決、起立多数。議案第７号　平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算、議決結果、可決、起立全員。議案第８号　平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算、議決結果、可決、起立多数。議案第９号及び議案第10号一括上程、議案第９号　埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第10号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、議決結果、可決、起立全員でございます。

以上、報告申し上げます。なお、広域議会資料は控室に置いてありますので、ごらんいただきたいと思います。内容細部につきましては、控室等で質問をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　以上で秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

この際、各報告に対し質疑がございましたらお受けいたします。

質疑ございますか。

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長　１点訂正をお願いしたいのですが、私の報告をした２月６日の委員会報告なのですが、時間が「午前10時」とありますが、これは「午前９時」の誤りだったので、訂正を済みません。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　わかりました。では、そのように訂正させていただきます。

それでは、報告に質疑ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　１点、済みません。

総務文教厚生常任委員会のほうの報告なのですけれども、２月27日の２番の横瀬町教育委員会自己点検・自己評価報告についてのところですが、その委員会の中でどのような質疑があったかどうか、何点かわかる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○小泉初男議長　報告者の答弁を求めます。

５番、浅見裕彦議員。

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長　２月27日の自己点検・自己評価報告書ですが、これについての

質疑の内容について説明をいたします。

質問は、この中で１人は、まず12番、学校関係の豊かな心、健やかな体ということで、体力向上の取り組みについての質問がありました。これについて、改善の方向とはということであって、横瀬町は持久力が弱いという点があったりするので、このタイムトライアルの充実とかについて進めていきたいという答弁がありました。

それから、⑧のこれはいじめ不登校問題対策ということで、12月末現在で123名がさわやか相談員に相談したとあります。この相談の中身はどういう点なのですかということの質疑であります。これについては、進路とか部活が多いというようなお答えでありました。

それから、もう一個は全体についてであります。ここに出ている評価の関係が、昨年度と比べると大分厳しいのではないかという指摘がありまして、昨年ＡがＣになったところがあったりもします。それから、教育委員会の活動等については、昨年はＡが多くて、Ｂが２つというような状況だったのに、ことしは全部Ｂだったと。こういう評価について、厳しい中身でどうしたのですかという質問もありました。それに対しての答弁は、ことしは評価方法を変えましたと。Ａが十分な成果が見られる、Ｂはおおむね成果が見られる、Ｃは成果が見られるが、改善も必要である、Ｄは成果が見られないということで、Ｂのおおむね成果が見られる、そこのところを中心に今年は評価しましたと、そういう回答でありました。

以上です。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　１点、広域の関係についての、後で資料等については控室にありますので、ごらんくださいという点なのですが、２点です。済みません。

１つは、９号、10号の一括提案についてであります。一括上程して、採決は個々にしたかしなかったかが１つであります。ここであると、議決採決ということで、10号がこうだったのかなという感じにとれましたので、そこのところの説明をひとつお願いします。

もう一点、６号と８号ということで、起立多数ということで反対の人がいたというふうに見えます。そこのところについての雑駁で結構です。こんな点で論議があってこうだったというのがわかれば、説明お願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長　報告者の答弁を求めます。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　議案第９号と10号の関係でございますが、埼玉県市町村総合事務組合の加入団体であります入間東部地区衛生組合を平成30年３月31日付で同組合から脱退させること及び埼玉県市町村総合事務組合の加入団体であります入間東部地区消防組合の入間東部地区事務組合への平成30年４月１日付名称変更に伴い、同規約を変更することについて、それぞれ地方自治法第209条の規定により、関係地方公共団体の協議を経て、埼玉県知事の許可を受ける必要があるということで、これは一括で、９号と10号は一括で上程し、可決をされました。

それから、起立多数ということでございました。これは、議案第６号　平成29年度秩父広域市町村圏組合の水道事業会計補正予算（第２回）でございます。こちらにつきましては、質問につきましては県費補

助金、国庫補助金が１億5,780万6,000円減額に係る質問についてでございまして、交付決定額による減額との答弁があったのですが、詳しいことを申し上げたいと思います。固定資産の除却費が第１回と合わせて2,437万5,000円である説明を求める質問については、主として西岸浄水場構造物撤去工事に伴う緩速ろ過池や沈殿池などを撤去した構築物を除去するほか、配水管布設替えや廃車、工具、機具等の除却を予定しているとの答弁でございまして、補正後の年度末過年度損益勘定留保資金額の予定はとの質問については、予定残額は８億8,053万275円であるとの答弁がございました。基本的収入の企業債と出資金が減った理由、県費補助へのつけかえ等の質問については、県費補助金への費目名称変更は今回の補正からであること、企業債の減は借入金が減ったこと、出資金は生活基盤の耐震化等補助金の交付決定により、構成市町村出資金に減額するとの答弁でございました。

あと、議案第８号の水道予算でございました。こちらについては、工事請負費の中で小鹿野町道197号線ほか配水管設計業務等変更工事のほかの場所との工事内容、配水管更新理由に係る質問については、路線を一括して設計から施工監理までＤＢ方式で発注するとのもので、旧両神村と小鹿野町の一部が対象であること、更新理由は規格外の口径65ミリが布設され、頻繁に漏水するため規格の50ミリにするためという意見がございました。いろいろ細かいところはあるのですが、これ言っても時間のあれなので、もしよろしければこの辺にさせていただきたいと思います。詳細はありますので、後で見ていただければと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○小泉初男議長　よろしいですか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　済みません。９号と10号は一括採択だったのですか。そこの確認だけです。

○小泉初男議長　一括だそうです。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第３、諸般の報告を終了いたします。

◇

◎一般質問

○小泉初男議長　日程第４、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は８名でございます。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

８番、大野伸惠議員。

〔８番　大野伸惠議員登壇〕

○８番　大野伸惠議員　議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問１といたしまして、持続可能な町にするため横瀬町の将来像についてお聞きいたします。この件につきましては、平成23年４月に当選させていただいてから、私のライフワークともいう問題で、何度となく質問させていただいています。地域の人が安全で便利で景観のすぐれた地域を誇りに思うこと、より生活しやすい環境をつくることは、地方消滅をとめる手段でもあり、地方創生総合戦略そのものではないかと私は思っています。

しかし、横瀬町では、都市計画や町の将来図が作成された形跡が見えません。平成16年２月作成の横瀬町都市計画図と、昭和54年３月の横瀬農業振興地域図がありますが、ただ目安程度が現実のようです。人口の少ない、職員の数も少ない自治体なので、都市計画マスタープランの作成など大変だとは思いますが、各地で社会資本整備総合交付金を利用したまちづくりを見ています。お金のかかるハード事業ですが、社会資本の整備です。魅力的な持続可能な町の形にすることも、自治体としてなすべき仕事だと考えますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

以前横瀬駅前道路の電線地中化をお願いしましたが、実現していません。災害の防止のため、平成28年には無電柱化、電柱をなくすと書きますが、無電柱化の推進に関する法律もできました。秩父市では、無電柱化が着々と進んでいます。多くの自治体でも整備が進んでいるのを目にします。それらの整備事業を見てどのように感じているのでしょうか、お聞きいたします。

また、私は都市計画審議会の委員にも任命されています。形だけの委員会なのでしょうか。先日まち経営課での研修会で、未来の町のため、子供たちのために、ちょっと先の未来を考える時間をとりませんかとありました。職員の意識改革だけでなく、町の未来を考え、将来図を書く必要があると感じています。計画は硬直化するべきではないし、町長のよく言われる状況の変化に敏感な対応の必須はもちろんのことですが、道標は必要と考えています。横瀬小学校は、結果として校庭の真ん中に校舎がある形になっています。道標がなければ、その場しのぎの形にしかならないからです。都市計画マスタープランの作成を実現して、計画的なまちづくりへ一歩進んでいただきたいのですが、どうでしょうか、お聞きいたします。

私の議員としての任期もあと１年ほどです。議員として誇りを持って集えるところ、ふるさと横瀬を未来につなぐを公約に各種提案してきましたが、幾ばくかでも町民の方に満足していただける成果が残せるでしょうか。また、一緒に描こう横瀬の未来をうたい、５つのマニフェストを示された町長の任期もあと１年弱になりました。町長が描こうという横瀬の未来像は、住民の納得のいくものになってほしいと願っています。時間が限られてきましたが、今どのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問２、行政視察から見た町行政への提案についてお聞きいたします。さきにも言いましたが、まち経営課による研修会に参加しました。楽しく有意義な時間を送りましたが、１つ気づいたことがあります。職員時代、同じような意識改革の研修は多く受けましたが、他町村の行政視察をしたことはないことでした。町長の日本一の町を目指すを聞いて、私は行政視察受け入れ日本一の横瀬町がいいなと思ったことがあります。評判のよい町に視察が殺到するからです。先日議会で行政視察に行きました。大変意義深く、職員にも聞いてほしいと強く感じてきました。他を見ることで、自分の町の位置がわかります。対応の姿勢で、町の力量が見えます。他町村の行政視察を実践の場の見聞とする研修として実施してみたらどうでしょうか、お聞きいたします。

栃木県那珂川町では、デマンドタクシーと地方創生総合戦略の取り組みについての説明をいただきまし

たが、テーマ以外の質問についても的確に対応され、職員の力量を感じました。人口減少は、他町村でも共通の大きな問題です。地方創生総合戦略についても、他の自治体の取り組みの現実、実践を見ることができました。また、認定こども園視察では、全ての子供たちに質の高い教育、保育をが園の社会的使命であり、そのため環境、施設、スタッフを充実させていると教示されました。スタッフが多く、雇用の場ともなっています。当町も民営化について検討がされましたが、子育てに対する高い志の支援をどのように考え、今後どのようなスケジュールを考えているのでしょうか、お聞きいたします。

道の駅うつのみやろまんちっく村視察では、指定管理者の株式会社ファーマーズ・フォレストの経営方針を驚きを持って聞きました。まさによこらぼの実践で、三陸の海産物業者や市内のログハウスの業者など多業種とコラボし、集客と利益をつくり出していました。また、高単価の客としてドッグランがよいとも教えていただきました。そして、売る農産物の確保のため、農業の振興も進めていました。横瀬町もＪＡや道の駅など売る場所ができましたが、売るものがない状況との認識を持っていました。しかし、自治体として、農産物の充実を図る農業の振興にも積極的にかかわらなくてはならないと反省をしました。町の農業に対する振興政策はどのようになされているのでしょうか、お聞きいたします。

また、鹿沼市の木造校舎視察については、本当に参考になりました。１年間で実施設計が作成されていました。横瀬町においても早くつくってあげるのが使命と感じています。１年間でできるとわかったことは、大変な収穫でした。当町でも平成31年３月には実施設計作成が完了するよう努めていただきたいと考えます。対応できる体制強化が必要と思いますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問３に移ります。質問３、除雪機を買いませんかについてお聞きいたします。以前より横瀬小学校の給食搬入口周辺除雪が問題となっているのに対応がされていません。どうお考えになっているのでしょうか。役場駐車場や役場周辺の除雪についても利用できます。国道299号から駅へ左折する場所は町の中心部なのに、いつまでも雪が残っていて悲しく感じます。役場はサービス業と捉えれば、早く除雪し、利用者の便宜を図ることは必要と考えますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　８番、大野伸惠議員の質問１、持続可能な町にするための横瀬町の将来像についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　８番、大野議員からの一般質問のうち、私からは質問事項１、持続可能な町にするための横瀬町の将来像についてのうち、要旨明細の１、地域をよりよい環境にするための社会資本整備も自治体のなすべき仕事ではないかにつきまして、まち経営課の担当部門につきまして答弁をさせていただきます。

当町におきましては、この町の将来像及び基本目標を基本構想としておりまして、その実現を目指して取り組むための計画であります総合振興計画を策定しております。その中には、公共施設等の社会資本整備に関する内容も多くの部分を占めております。町では、この計画をもとに諸施策を実施しておりますが、総合振興計画は町が行うべき全ての事柄を網羅しております総合的な計画であるため、現場で事業を行う上で詳細な事柄まで言及した分野別の計画が必要となる場合もございます。現行の第５次総合振興計画は、

計画期間が平成31年度までとなっておりますので、町では平成32年度を初年度とする第６次総合振興計画を策定する予定でおります。

町としてこの機会を生かし、策定するに当たっては、この計画が町の最上位の計画であることから、基礎調査等を十分に行いたいと考えております。そして、この基礎調査をするに当たっては、近い将来策定を予定しております各分野の計画、例を挙げれば未利用町有地の活用等、それから都市計画マスタープラン等を策定する際にも役立つデータが得られるような基礎調査としたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長　建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長　大野議員の質問事項１のうち、私のほうからは要旨明細１、２、３につきまして答弁いたします。

まず、要旨明細１と２についてです。建設課では、所管の社会資本であります道路橋梁と下水道につきまして、議員の質問にもありましたが、社会資本総合整備交付金を受け事業を行っております。埼玉県のホームページに県全体のこの交付金に関するデータがありますが、平成24年から平成28年にかける５年間におきまして、防災・安全というメニューに限ってですけれども、横瀬町の実績金額は近隣市、町と比べてかなり多いということが見てとれます。横瀬町が積極的に社会資本整備に取り組んできているという事実は、県の交付金担当からも一定の評価を得ております。とは申しましても、この交付金が町の要望額どおりに交付されないで、当初の見込みよりも事業量が減少してしまう場合もあるのですけれども、建設課が所管する道路橋梁事業及び下水道事業につきましては、これからも社会資本が果たしている役割を持続的に発揮できることを目標に、国の財政支援を受けながら、必要な維持管理及び更新を進めていきたいと考えております。

続きまして、電線地中化ですが、現在行われております秩父市本町の県道秩父上名栗線の工事につきましては、県がＳＡＩＴＡＭＡおもてなしロード整備事業として実施しています。また、秩父市役所庁舎南側の市道の工事につきましては、国の道整備交付金の補助を受けて実施していると伺いました。電柱と電線がなくなると、景観的にもすっきりし、歩道部分を含めた幅員が広くなるため歩きやすくなり、観光地には理想的な事業であると感じました。

町も大野議員の質問にもありましたが、県に対して横瀬駅から国道に至る県道横瀬停車場線の電線地中化につきまして、平成28年度から要望しております。けれども、県によりますと、電線地中化には幅員2.5メートルの歩道が必要で、これを県道横瀬停車場線で確保するには、用地と物件補償が相当程度必要になることが予想されます。それを町負担で実施していかなければならないとなると、財政負担もかなり大きくなるため、道路橋梁事業における優先度はちょっと低いのかなというのが現状かなと考えております。

続きまして、要旨明細３について答弁いたします。都市計画マスタープランにつきましては、今年度建設課でロードマップを策定し、プラン作成の準備を行っております。大野議員の質問にもありましたが、将来のまちづくり、あり方といった目標を設定し、その実現に向けた計画、指針の存在は大変重要であると認識しております。ただし、都市計画マスタープランは町の最上位計画、横瀬町総合振興計画の中にある土地利用構想などに即したものとなるため、現時点で具体的にお示しできるプラン等はございませんが、

平成30年度以降、第６次横瀬町総合振興計画を担当するまち経営課と連携をとりながら進めていきたいと考えております。その過程におきまして、都市計画審議会を開催し、委員の皆様にはお骨折りをいただくようになると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○小泉初男議長　副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長　私のほうから、少し補足のほうをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、社会資本の整備は適切に進めていく必要があるということにつきましては、私どもも常に認識しているところでございます。ただ、一方で限られた資源の中で、この横瀬町としての優先順位をしっかりと見きわめていくことが重要だというふうに考えております。また、おっしゃるとおりに、町の将来の絵を描いていくということは非常に重要だと思いますし、必要なことだと思います。先ほどまち経営課のほうからご説明がありましたように、平成30年度についてはその平成32年度からの次期の総合振興計画に向けた準備を始めていきたいというふうに考えております。その中では、横瀬町の中心地づくりやにぎわい創出のための施策を盛り込んでいきたいというふうに考えております。そして、そのために専門家等も入れた形での、例えば町なか再生のプランといったようなもの、そういったものの準備、それから都市計画のマスタープランのロードマップをつくるということが必要になるかと思いますので、その検討を始めたところでございます。また、その中では、町民の方の意見をどのように反映させていけるかという、そういう方法論も考えていかないといけないと思っておりますので、それについても検討を開始しております。

あと、広く社会資本ということでは、小学校の問題があるかと思いますけれども、前回12月の議会でご説明させていただいた横瀬小学校の第２校舎、第３校舎についてでございますが、その後の諸検討を踏まえ、また先日議員の方々にはご説明をさせていただいたところではございますけれども、改修ではなく、建てかえの方向にて検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上、補足のご説明でございます。

○小泉初男議長　町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　私のほうからは、要旨明細の（４）、残り１年を切り、マニフェストに掲げた町長の描く横瀬の未来像は住民に納得いくものになっていると考えているかについて回答を申し上げます。

マニフェストに掲げた町長の描く横瀬の未来像はというところについてですが、先ほど大野議員が言及された５つのマニフェストというのがありました。この５つに関しましては、以下の５つと認識しています。１番、人口減少に正面から向き合い、町として組織的に粘り強く対応します。２番、災害に強い安全で安心できる住環境をつくります。３番、美しい風景と人に優しい道がある町をつくります。４番、きめ細やかな子育て教育環境をつくります。５番、小さな声も拾う住民サービスの行き届いた町政を実現しますの５つかと思います。

これに関しましては、総論になりますが、手応えを感じております。その手応えの部分を少しお話しさせていただくと、私たちの仕事というのは、これ不断の向上心が必要な仕事だと認識していますので、こ

れでいいやというのはないと思っています。ましてや、これ自己評価の話になりますので、自分から100点ですと言うのはあってはならないと思っています。そういう前提でお話をいたしますと、今私たちが対峙している状況、人口減少の現実というのは、やはりかなり厳しい状況にあるわけです。目指すのが日本一住みよい町、誇れる町というところであるのですけれども、これはまだまだゴールは先の話だと思っていますし、登山に例えていいますと、とても高い山を登っている途中とも言えると思っています。ゴールは先だし、登る山は高いのですけれども、そこに向けてチャレンジを続けているというのが今の状況で、状況は当然引き続き厳しいわけなのですけれども、その中で町がよい方向に進んでいる、それから希望が持てる状況になってきているということに関しては、住民の皆様にも感じていただけているのではないかという手応えを感じております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

８番、大野伸恵議員。

○８番　大野伸恵議員　大変ありがとうございました。いろいろやっていただいているということでうれしく感じております。

社会資本なのですけれども、結局そうすると平成32年度から実施するために、平成30年度、平成31年度は準備期間ということで捉えればいいわけですね。それを１点、聞きたいと思います。

そして、そのときに町の優先順位とか、中心地づくりというふうなことをおっしゃられていたのですが、それは例えば優先順位で行いますと言ったときに、何を基準でこのように優先順位をつけましたかということを住民にきちんと説明していただきたいと思っています。何度も言いますが、駅前の道路については、いつ、どこで、何を優先順位として、どこの要望があって、どのような地域開発をするのかという説明のないまま、いろいろな道路がつくられておりますので、それについては優先順位の説明もできるものになるのかということをお聞きします。それが２点です。

３番、マスタープランについてはつくっていただくということで、それも平成32年度以降になると思うのですが、一歩進んだと思います。ありがとうございます。私は、今先端技術とよく町長も言われますが、ＡＩとかというふうに言われますが、それらに囲まれていても、地域と人の生きるところというのですか、地域というのは一番大切だと思うのです。安心して暮らせる場所、人が穏やかに暮らせる場所という地域づくりが一番大切だと思いますので、これについては要望ですが、しっかりといいものをつくっていただきたいと思います。

４番なのですが、町長のほうから答弁いただきました。ゴールは先、登る山は高いということで、多分そこのところの感覚が一般町民のというか、町民の方がすぐ山に登ってくれるのかなと期待していたところがあったので、厳しい山で高い山だという認識がなかったので、私のところにもどうになっているのかなという質問が来ますので、そこのところは、では高い山なのですが、着々と進んでいますというふうに答えていきたいと思います。

お聞きしたいことは、やっていただいているところもあるのですが、例えば安全で安心できる住環境をつくる。これはハード事業だと思うのですけれども、美しい風景と優しい道がある町、これもやっぱりハードだと思います。ハードにはお金がかかるので、町の予算も大切なのでということを説明いただきまし

たが、先日研修で、お金があるが、人がいない町になるのかという研修を聞きました。聞いたと思います。市役所で議員の研修で聞いたのですけれども、お金がないのはいつでもないのですが、負担の先送りになってはいけないと思います。あのときにしていればよかったのになと言われないように、お金はあるが、人がいない町になるのはいけないと思いますので、そこの点の予算もありますからという答えはどこの市町村に行っても聞くと思いますが、そこのところの解釈を１点、教えていただきたいと思います。

それから、子育て環境については本当に頑張っていると本当にありがたく思っています。今回出生数も多くなったという説明をいただき、大変うれしくなっているのですが、これは偶然のものにしてはいけないと思っています。それに対して検証しているのかどうかを教えていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長　最初の３つにつきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

平成30年は、今後のための準備期間であるかということでございますけれども、基本的にそのように考えております。平成32年からの計画づくりにつながるような施策として進めていきたいというふうに考えております。

あと、その施策の中の優先順位の説明ができるようにということでございますけれども、そこのところは十分意識してやりたいと思います。どういった形で町民の方のご意見を取り入れることができるのかといったところを今考えておりますので、その中で決まってくることについては、どういうふうに決まったかということをご説明できるような形で進めたいというふうに思っております。

マスタープランについて、地域づくりをしっかりやってほしいというお話でございますけれども、もちろんそのように考えております。

私のほうからは以上でございます。

○小泉初男議長　町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　私のほうから幾つか補足をします。

まず、平成32年度からという部分に関しては、そういうことだろうと認識しています。私の任期はあと１年弱になっているわけなのですけれども、行政運営はやはり継続性が非常に大事だと思っています。なので、私の任期の切れ目ではなくて、あくまでもその振興計画の切れ目を節目として準備していきたいというふうに考えています。平成32年度からの走らせる第６次総合振興計画及び、今走っている横瀬町地方創生総合戦略、これを一緒にして、さらにバージョンアップしたものをつくるために、平成30年度から動き出すというふうに理解していただければと思います。

優先順位のところはおっしゃるとおりで、住民の方に見える形が必要だと思います。できるだけ特に中心地づくりみたいなものに関しては、より多くの住民の方に参画をしていただきたいと思いますし、なぜという部分に関してはしっかり説明できるようにしていきたいと思っています。

それから、ハードの投資の考え方なのですけれども、私の基本的な考え方を申し述べたいと思います。

先ほど大野議員のほうから、お金があるが、人がいない町になるのは同じ思いです。しかし、今想定されているのは、お金があるというのが多分想定が余りできないと思っています。もう常に厳しい行政運営が強いられる。今私たちは右肩下がりの時代に生きていて、ここの現実はやはりしっかり向き合わなければいけません。ですので、ハード事業とソフト事業と分けたときに、ハード事業にかけられる資源、特にお金のところというのはかなり絞り込んでいかないといけません。これは、かなり絞り込まないと、今持っている資産をそのまま持っていくだけでも、老朽化したりとか、修繕が必要だったり、長寿命化が必要だという中で新しい投資をしていくというのはかなり厳選をしていかないと、間違いなく将来世代にツケを残すことになってしまいます。その部分がもしかすると、住民の皆さんからすると物足りないと思われるのかもしれませんが、私はこの町の今と将来に責任を持っている立場ですので、そこでばらまきだったり、あるいは箱物の大盤振る舞いをするという考えは毛頭ございません。これが一つ。

しかし、横瀬町に希望があると思いますのは、ハードの投資を限定したとしても、私これやって思ったのですけれども、ソフトの部分で大変な伸びしろがあるのです。この町のソフトの部分は、教育分野だったり、あるいはコミュニティーづくりの分野だったり、にぎわい創出だったりという分野で大変な伸びしろがあります。今はそこを伸ばす時期なのだろうなというふうに思います。まず、ソフト部分の充実が図られていけば、必ず町はいい町になっていくというふうに思っています。当然ハードの投資は社会資本の整備として必要なものはやりますが、それは厳選してやっていく。そして、ソフトの部分をどんどん伸ばしていくということを今は考えています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

８番、大野伸恵議員。

○８番　大野伸恵議員　ありがとうございました。

２点、ちょっとお聞きします。私もばらまきや箱物をつくって消費しろと言っているわけでは決してありません。しかし、必要なものは必要なので、そこのところを知恵を出してやっていただきたいということです。そして、例えば町長が、これは経費、費用対効果でだめですよと思ったものも、例えば住民の大きな声があって、それをつくっていただきたいというものがあって、そこのギャップがあったときに、町長はどのようにそこを考えていきますかということを１点お聞きしたいと思います。

それから、横瀬小学校の関係なのですが、第３校舎というふうにおっしゃいましたけれども、パソコン教室もあと２年で築30年になります。そこら辺も、パソコン教室もパソコン自体がタブレットになって要らなくなるらしいので、その辺のところは第２、第３プラスパソコン教室も考えていますかということ、２点だけちょっと教えてください。

○小泉初男議長　ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長　パソコン教室も含めるという点でございますけれども、私のほうの答弁が第２校舎、第３校舎という言い方になっておりましたので、またご質問いただいたというふうに思います。

もちろん横瀬小学校の全体を範囲にした検討になるというふうに考えておりますので、必要に応じてパ

ソコン教室についても検討を加えていくということになります。

以上です。

○小泉初男議長　町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　私のほうからは、最初のご質問いただいた費用対効果で自分が合わないと思っていても、住民の皆さんが必要とするものについては、私たちの行政は住民のためにありますので、住民の方の声がそういうことであれば、実施をすることはありだと思います。しかし、住民の皆さんの声というのは難しくて、声になっている声とならない声があります。声にならない声、例えば将来世代の声は声にならないわけです。そこまでひっくるめた今の住民の皆さんと、それから将来世代のところまでひっくるめてという話だと思うのです。それをひっくるめた上で、住民の皆さんがやってください、必要ですということであれば、当然に対応するものだというふうに理解しています。

以上です。

○小泉初男議長　以上で質問１を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１５分

再開　午前１１時２８分

○小泉初男議長　再開いたします。

８番、大野伸惠議員、質問２、議員行政視察から見た町行政への提案に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　質問事項２、要請明細（１）について答弁をさせていただきます。

現在職員研修につきましては、職場外研修と職場内研修のほうを実施させていただいております。職場外研修におきましては、主に彩の国さいたま人づくり広域連合が実施する研修に参加し、職員の能力開発を図っております。他市町村行政視察を職員研修として実施したらどうかとのご提案でございますけれども、職務遂行、資質向上等を図るための研修の一つであると考えております。また、議員提案のように、その地に赴き直接話を聞き、現状を把握できるなど外の世界を見ることは、大変重要なことと認識をしております。

一方、権限移譲による事務量の増加、業務の質の困難化、新たな行政需要の発生等により、職員個人に負荷される業務量が増加している現状もございます。これらのことから、プロジェクトチーム発足に伴う視察、よこらぼを初めとする新たな事業展開を図ることによる視察、担当課及び各課をまたぐ横断的なテーマに基づく視察など、その事業の必要性に応じて協議検討し、実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長　私のほうからは、質問事項２、要旨明細２について答弁をさせていただきます。

保育所機能民営化の検討については、横瀬町地方総合戦略の中に盛り込まれ、平成28年度に子ども・子育て支援会議に検討部会を立ち上げ、検討部会で４回、支援会議で３回、慎重かつ熱心に検討を重ねていただき、報告書を平成29年２月に町へ提出いただきました。報告書では、まとめとして、何らかの方法で町の保育所の存続を望む意見もありますが、将来的には保育所機能の民営化はやむを得ないのではないかとの意見が多く聞かれましたとなっております。

保育所機能の民営化につきましては、できるだけ多くの方々からご意見を伺い、集約し、方向性を定めていきたいと考えており、昨年７月12日に議会全員協議会でこれまでの経緯について説明させていただき、ご協議いただきました。今後も引き続き継続してご協議いただけることとなりました。今後は、子ども・子育て支援会議の報告書、議会皆様のご意見、また４月からほうしょう幼稚園や秩父市内の幼稚園３園が認定こども園となりますので、その状況等も踏まえ、来年度、平成30年度中には方向性を定めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、要旨明細３について答弁をさせていただきます。

現在秩父地域全体が観光地としての注目度を高め、訪れるお客様が年々増加をしております中、秩父地域の新鮮な農産物を求める需要も高まっています。しかし、これを支える農業の現場では、担い手の高齢化や後継者不足といった深刻な問題も抱えております。かつては、農産物をつくっても売る場所がないと言われたこともありましたけれども、今は売る場所はできたけれども、つくり手が減少してきてしまうというような状況もあります。町としても、農地が有効活用され、適切な農業生産活動が行われるよう、農業の担い手の皆さんを支援していきたいと考えております。そのためには、適切な農地の管理、集積、集約化等が行われ、道の駅やＪＡの直売所を活用して、生産者の生産意欲の向上を図っていくことが重要だと思っております。

以上です。

○小泉初男議長　教育次長。

〔小泉　智教育次長登壇〕

○小泉　智教育次長　要旨明細４にお答えいたします。

横瀬小学校校舎につきましては老朽化が進んでいるため、一日でも早く児童によい教育環境を提供したいと考えます。一方、校舎の整備に当たっては、広く保護者を初めとしたたくさんの方の意見をいただき、よりよい整備ができるよう十分な議論をし、いろいろな角度から検討し、進めたいと考えております。鹿沼市に粟野小学校の事例をお聞きしましたところ、プロポーザルによる設計提案の公募、審査、業者選定までを平成22年夏ごろから平成23年２月まで実施したとお聞きしました。平成23年２月から８月までの６カ月をかけて、市職員と設計業者とともに基本構想を作成したそうです。その後、４カ月間で市民を含ん

だワークショップを４回開催し、平成24年３月に基本設計、実施設計までを完成したとのことでした。プロポーザルの準備も含めますと、最低でも２年ぐらいを要したと思われます。今後も一日でも早く児童によい教育環境を提供できるよう、努力をしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　再質問はございますか。

８番、大野伸恵議員。

○８番　大野伸恵議員　ありがとうございました。

質問１なのですが、他町村の視察を実施しないかというのは、実施するということでよろしいのでしょうか。実施したい。ありがとうございました。これは、地方総合戦略19ページにも他自治体、大学との交流、連携ということで書いてありますので、大学との連携とかよく行われていますが、他自治体との連携もお願いしたいと思います。

そして、その地方自治法のほうでも、地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の自治体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなくてはならないというふうにありますので、他の自治体にいろいろな協力を求めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

保育所の民営化についてですが、平成30年度中には定めていきたいということでございました。これは、子を持つ母親にしてみれば、この子をどこに入れればいいのか、途中で変わるのはかわいそうだなという気持ちが働きます。ですから、この間の子ども・子育て会議では、新規に保育所に入る方が４名ということで聞いたので、そういういろんな情報も勘案して４名なのかなというふうに思っておりましたが、けさ聞きましたら８名だということで、そんなに激減はしていなかったので、よかったのですが、なるべく決めたら、情報を早く保護者に伝えてほしいので、そこの点の確認を１点、お願いいたします。

それから、農業振興なのですけれども、私も全く同じで、つくり手が減少してしまってしようがないのだなというふうに諦めの気持ちでいたのです。でも、道の駅をやっている会社が農産物の販路まで確保するというのですか、開拓して、農産物をもっとつくるのだという意欲に燃えているというものを見てきて、私も大変反省しました。だめだ、だめだとか言っていたのではだめなのだなと思って。そして、支援していきたいということです。大変ありがたいと思います。集約化をしてというふうなことをおっしゃっていましたが、集約化することはとても大切で重要なことだと思いますが、まず個々の人たちに、個々の農業をやっている方たちに、農産物をこれだけ需要があるので、つくってみてもらえませんかというふうに、まず最初はそこからだと思うのですが、どうでしょうか。

それから、第４の横瀬小学校の実施計画なのですが、説明では２年を要するということで、研修、１年では無理なのかなと思いますけれども、とにかく早くつくってやりたいということは副町長もよくおっしゃっておりました。ですから、もう私たち、小学校を改築するのだよと決めて１月です。多分決まったのが１月ごろだと思うのですが、２月、３月と経過しています。そこのときに何もしていなかったのですかということをお聞きしたいと思います。

それから、各自治体の知恵をかりてほしいのです。県の資料なのですけれども、埼玉県の森林の審議会で岡森づくり課長さんが、杉戸町さんはすごく木材公共施設に詳しい職員があってというふうなことをおっしゃっています。各自治体の経験豊富なというのですか、この工事を熟知している職員さんの知恵をお

かりするということはできないでしょうか。それこそ各自治体のコラボだと私は思っているので、そこの点を１点、お願いいたします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長　保育所機能の民営化についての再質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおりでございます。子供、保護者皆様の不安、負担感がないよう、慎重に検討し、迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、個々の農業者へのアプローチの点についてご答弁をさせていただきます。

これにつきましては、昨年の10月にオープンしましたＪＡの直売所の例をちょっと申し上げたいと思います。ＪＡの直売所アグリマルシェよこぜというのが昨年の10月にオープンしましたけれども、これについては町としても大きな期待を寄せています。ここには、農産物直売所の生産部会というのがあるそうです。現在部会員が125名登録をされておりまして、そのうち町内の部会員が110名とのことでございます。また、昨年のオープンに際しては若干名、部会員が増加したというふうに聞いております。ＪＡでは、年２回ほど会員を対象に直売所講習会というのを実施しておりまして、農産物等の情報提供を行っているということでございます。また、農林振興センターの職員によります地域に適した作物の作付指導等については、農家に対して随時行われております。このようなことを町のほうとしてもバックアップをしていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長　教育次長。

〔小泉　智教育次長登壇〕

○小泉　智教育次長　横瀬小学校の校舎の関係で、１月から今までのということでございます。教育委員会内部におきまして、どのようにしたらいろいろな皆さんから意見をいただき、またいい校舎ができるか、どういうふうに反映したらよいか、その辺を考えております。

その中で、過日文部科学省のほうの主催の文教施設研究講演会というものがございまして、職員を派遣し、勉強させてきました。その中で大学の教授でございますが、名刺交換等を行い、その後アポを取りまして、今度内部の研修をする予定でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　それでは、それぞれの質問に関して、私のほうから補足をさせていただきます。

まず、最初の他自治体との連携は、これからは積極的に進めていきたいと思っています。私も総論として、最近自分が割と外の方と接する機会がふえたという中で、やはり外を知るのはとても大事だなと思っ

ています。その中で、横瀬の役場の職員が外に出る機会は総体的に少ないと思います。それは、意識的にふやしていきたいと思います。特に自治体ということでいきますと、それぞれの置かれた立場でそれぞれの状況で頑張られている自治体の話は大変参考になるケースが多くて、これからはどんどん外との交流は進めていきたいと思います。これが１つ。

それと、保育所の民営化に関してなのですが、今年度中に方向性をということなのですが、これなぜ今年度かというと、議員の皆さんのご意見も伺いながらということもあるのですが、私としてはやはり民営化したときの受け皿の想定となる認定こども園の立ち上がり状況は確認する必要があるというふうに思っています。ほうしょう幼稚園を含む４つの園が一気にこの４月から認定こども園になります。それらは、民営化した場合の受け皿の有力な候補になりますので、その認定こども園としての運営状況というのは、責任ある立場として確認をしていく必要があろうかなというふうに思っています。当然保護者の皆さん等にはできるだけ早く、あるいは透明性を持って情報公開をしていきたいなというふうに思っています。

それと、一番最後の横小の建てかえに関しましては、鋭意英知の結集を図っていきたいと思います。一つは、役場の中の体制も相応の体制で当たるべきだと思っていますし、それからかりられる知恵はどんどんかりる、使える力はどんどん使うということを念頭に置きながら、鋭意進めてまいりたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

以上で質問２を終了いたします。

次に、質問３、除雪機の購入検討についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉　智教育次長登壇〕

○小泉　智教育次長　質問事項３、要旨明細１に答弁させていただきます。

横瀬小学校における降雪時の除雪対応につきましては、町内の業者にお願いをして駐車場等の除雪をしていただいております。給食搬入口や通学路を教職員が手分けし、除雪していただいております。除雪機がありますと、その分、人手をほかに振り分けられますので、今後検討していきたいと思います。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

８番、大野伸恵議員。

○８番　大野伸恵議員　どうもありがとうございました。

この除雪機の購入につきましては、何回か質問させていただいたのですけれども、今後雪害というのはかなりあるのかなというふうに考えています。そして、初期初動というのは職員でやむを得ないと思うのですが、１時間単価の高い職員、管理者は早く日常の業務に戻らせる体系をつくっていただきたいと思いますので、ぜひその点をよろしくお願いいたします。

そして、毎回毎回私が思うのは、横瀬小学校の前、国道299号から駅に曲がるところがいつも雪が残っています。その辺は、誰がするという範囲もないのですけれども、役場周辺ですので、役場でやっていただきたいなと思っているのですが、その点１点、どうでしょうか。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　それでは、大野議員さんの再質問についてお答えをさせていただきますが、国道299号との交差の部分の歩道部分も含めてという話だと思うのですけれども、役場の庁舎も含めて職員のほうは早目に皆様自主的に出勤をして、現状出勤前に庁舎内だとか、その歩道関係も含めて除雪作業をしているのが現状だと思います。今後も続けていきたいと考えております。

それと、学校関係の職員の話もありましたけれども、先生とか、あと近所の方が歩道関係を掃いていただいたりしておるのも現状だと思います。先ほど仕事のほうを優先でという話がございましたので、その辺を優先して仕事出勤前の時間にやっている限られた時間もありますので、そのところで県道との部分の除雪の関係については、県土整備の関係と国道との関係につきましても、県との関係、あと建設課との関係もありますので、でき得る中で限られた時間というか、時間の中でやらなくてはいけないということもありますので、ちょっとその辺で相談をさせてもらったりしながら、検討してまいりたいというふうには思います。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

８番、大野伸惠議員。

○８番　大野伸惠議員　答弁ありがとうございました。

１点だけお願いしたいのですが、職員の負担にならないように、機械力があれば機械力でお願いしたいということを１点申し述べておきたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○小泉初男議長　以上で８番、大野伸惠議員の一般質問を終了いたします。

ただいま町政に対する一般質問中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５３分

再開　午後　１時００分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。

○小泉初男議長　次に、２番、黒澤克久議員の発言を許可いたします。

２番、黒澤克久議員。

〔２番　黒澤克久議員登壇〕

○２番　黒澤克久議員　２番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

１つ目の質問は、公共施設ファシリティーマネジメント方針、基本計画についてです。町長が町政を預かり３年目、副町長が就任して約１年経過しました。横瀬町としては、公式にＦＭ方針基本計画を打ち出しておりませんが、富田町長、井上副町長、お二方とも民間企業に勤めていた経歴がおありです。この分野において、知識と経験があると思いますので、ＦＭに対してのお考えをお聞きします。

私の考えるＦＭは、施設だけでなく、有効活用されていない町有地なども含まれていると考えております。例えば20年以上塩漬けになっている兎沢左岸などは、それに当たるものだと思います。公益社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会によれば、業務用不動産、土地、建物、構造物、設備等全てを経営にとって最適な状態、コスト最少、効果最大で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法と定義されております。企業や官公庁、営利、非営利を問わず、業務遂行において不動産を利用する組織を対象とした施設の管理、運用手法であると記されております。

次に、２つ目として、道路整備についてお聞きします。新設道路、歩道拡張についてですが、これまでの一般質問でも聞いてきましたが、タイミング、予算面、県との管轄など難しい面があるのは承知しております。しかし、２月19日に国土交通省より発表された無電柱化法により変わるべき時期が来たと考えます。これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性、快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきましたが、近年災害の激化、頻発化、高齢者、障がい者の増加、訪日外国人を初めとする観光需要の増加等により、その必要性が増しています。

また、無電柱化をめぐる近年の情勢変化を踏まえ、無電柱化の推進に関する法律が定められました。このため国土交通省では、無電柱化の推進方針のあり方について幅広く検討することを目的とし、無電柱化推進のあり方検討委員会、これは委員長さんが東京工業大学の副学長さんが務めております。平成29年８月に中間の取りまとめを公表しました。国土交通省では、中間取りまとめの提言を踏まえ、無電柱化法第７条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速的な推進を図るため、無電柱化推進計画を作成しましたと記されております。以前から大野議員が提案されていた横瀬駅前から役場前までの無電柱化だけでなく、道路拡張、歩道拡張が難しい場所など、また新設道路にも導入してはいかがかと思います。

以上を壇上での質問とさせていただきます。

○小泉初男議長　２番、黒澤克久議員の質問１、公共施設ファシリティーマネジメント方針、基本計画についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　２番、黒澤議員からの一般質問のうち、私からは質問事項１、公共施設ファシリティーマネジメント方針、基本計画につきまして、これまでの取り組みと今後の進捗につきましてお答えを申し上げます。

当町におきましては、公共施設を維持管理する際の基本的な考え方といたしまして、昨年度策定しました横瀬町公共施設等総合管理計画に基づきまして、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減化、平準化を図るとともに、公共施設等を最適に配置できることを目指しております。この内容につきましては、ご質問の中で述べられておりました日本ファシリティ

マネジメント推進協会の定義している管理手法と基本的には共通するものと考えます。

しかしながら、当町におきましては、保有する不動産の全てにおいて最適な状態での維持管理、つまりは最少のコストで最大の効果を上げる運営の仕方や維持の仕方ができているかというと、一部において効果を発揮できていない未利用地が存在しております。そのため新年度におきましては、先ほども答弁の中で述べさせていただきましたが、第６次総合振興計画を策定するための準備作業といたしまして、基礎調査を実施する予定でおります。この基礎調査の中におきまして、土地利用の部門や町の将来見通しなどを立てるわけですが、特にこの町の中心地づくり、そしてにぎわいづくりなどを重要な施策としたいと考えておりますので、その部分に重点を置いた基礎調査が行うことができればと考えております。その調査から得られた成果物につきまして、総合振興計画の策定に使うだけではなく、ファシリティーマネジメントの観点から未利用地の活用方法の検討などにも生かせるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

２番、黒澤克久議員。

○２番　黒澤克久議員　ありがとうございます。

先ほどの大野議員とも少し内容が似ているところもありますので、大まかなところは説明を受けたつもりではいたのですけれども、この中心地をつくるに当たって、そこの考えを、第６次計画を策定する基礎調査をする。例えばこの基礎調査というのが、どこまでのものを基礎調査と考えているのか、そこの内容をもう少し説明いただきたいのが一つ。

それと、この横瀬町で保有している施設の数というのは、よその自治体に比べれば箱物は本当に数が少ないので、そんなに大きな問題になるものはないのかなと思っているのですが、一方で町有地として保有している部分というものは、それなりの箇所があると思いますので、現段階で町のほうでここの町有地は何らかの方法を考えなければいけないと思っているものがあるのかどうか。それがあるのであれば、そこの場所を具体的に挙げて、支障がないものに関して、今ここで挙げてもらえればと思います。

以上、２点となります。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、１点目ですが、中心地のまちづくりをする。それは、どのようなことかということでございますが、まち経営課としまして考えております予算に計上させていただいた内容につきましては、総合振興計画が基本でございますので、まずは町民の意向を計画に反映できるようにということで、住民向けのアンケート調査を、これは無作為に一定の人数の方に郵送でお送りしまして、回答を得るという方法が一つ。それから、ワークショップの形で直接対面をして集まっていただく、町民の方から意見をいただくという方法を考えております。それと、この調査につきましては、コンサル業者に委託を考えておりまして、その委託先の業者としては、これまでまちづくりやまちの再生というものに携わったことのある、実績のある事業者を選定しまして、その中から選ばせていただいて、まちづくりに関しまして特に力を入れていき

たいと考えております。

２点目といたしましては、特に今該当する町有地がありますかということですが、町としましてせっかくの町のいい場所に立地していながら活用できていない、ある程度の面積を持ったところといいますと、兎沢左岸の未利用町有地です。そこも今回どのような活用ができるかということを、この調査委託で見つけ出せればと、そのヒントでもいただければということで、できるだけのこの活用の仕方を見つける方向で努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　それでは、横瀬町のファシリティーマネジメントの方針、基本計画についてということで、私のほうから説明させていただきます。

ファシリティーマネジメントというのは、施設等の管理を総合的に考えていくということなのですが、大切な視点というのがあって、それは中長期的な視点が大事だと思います。それは、設備投資というのは多額の金銭的負担を伴って、その影響が中長期に及ぶというものですので、中長期的にどうかという視点が非常に重要かなというふうに自分は認識しています。それでいきますと、横瀬町の10年後、20年後、30年後がどういう姿になっているのかというところを踏まえてやっていくということです。ご案内のとおり、人口減少が進んでいて、2040年の想定人口が5,000人割るくらいというのが今想定されているわけです。今人口減少対策をやっているわけですけれども、5,000人台に行くところまでは覚悟をしなければいけない。なので、ざっくり言うと、今の３分の２のサイズの町政運営というのが、そんなに遠くない未来では必要になってくる。それにあわせてファシリティーマネジメントを考えるというのが自分の考え方です。したがって、これはもう本当に時代背景でファシリティーマネジメントの考え方が違って、横瀬町で言うと、平成７年で上りが終わって下りになるわけですけれども、その前と後では考え方はおのずと違うべきであるということです。したがって、ベースとなるのがこのままでいいではなくて、今よりも身軽にする必要がある。それから、今よりもコンパクトにする必要があるという中で、運営をしていかなければいけないと思っています。これがまず大前提です。

そういう中で、先ほどの基礎調査の質問でいきますと、まち経営課長がご説明したとおり、一番大事なのは町の人の思いです。町の人が、そこに関して何を思って、何が欲しいと思っているのかというのが一番大事なところ。それと、あとは需要の有無とか、あるいは先ほどの話と同じように、将来どうかというところです。特に町の人が望んだ姿が持続可能かどうかというところです。そこはしっかり見きわめていく必要がありますので、事前の段階で情報収集、分析、そしてそれを計画に落としていくということが必要だろうなというふうに思います。

そして、２つ目の質問の町有地の保有しているものの中でということでいきますと、やっぱり兎沢の左岸は一つテーマになります。しかし、これも気をつけなければいけないのは、あそこはそのまま使えるところではないのです。あそこを使うために追加の投資は必ず必要です。つまり冒頭に言った、身軽になる、縮小、できるだけコンパクトにというところからは、その部分は若干足を踏み出さないと、あそこは次の一歩が踏めないところだと思っておりますので、そういう中で一番いい利用方法というのをこれから考え

ていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

２番、黒澤克久議員。

○２番　黒澤克久議員　ご答弁ありがとうございます。

この意向調査の関係なのですけれども、町長のお話から、10年、20年、30年先を考えるといった場合に、無作為というのが横瀬町の人口のバランスからいくと、ちょっとそこが当てはまらなくなってしまう可能性もあるのかな。そこは無作為ではなく、ある程度世代も狭めた、若い層の声を聞くというアンケートの形も必要だと思いますし、お孫さんのためにという世代の方の意見も別の機会で設けるのか、一概にこれが東京都心部の自治体であれば無作為でも世代バランスはとれていると思うのですけれども、これは横瀬町独自の人口分布があると思いますので、少し工夫をしていただきたいなというところが１点と。

改めて今町長からお話を聞いて、第６次計画に対する心配という部分では少し薄れました。それはやっぱり長期的にちゃんと考えたものを今後町としてちゃんと出そうというのを、今細かく説明を受けたので、わかったのです。ただ、私以外の議員もそうだと思うのですけれども、そこの部分というのが割と見えないのです。ですから、この計画が、こういうアンケートがという情報を今いただけたので、納得ができた部分がありますので、ある程度共有できる情報というのは今後もう少し開示していただければ非常にありがたいなと。我々が提案できるものも、そこで随分変わってくると思いますので。

そこまでは前段で、最後再々質問ということで。横瀬町をコンパクトにと言っても、ある程度町の面積と、それを考えると限界があると思うのですけれども、中心地をつくるというのは恐らくこの横瀬駅から区でいくと11区、６区あたりが国道が通っているとか、電車のアクセスとかを考えると場所になると思うのですが、なかなか町として予算をかけてまちづくりの補助をするというのは難しいかと思うのですが、その辺はもう少し、例えば秩父の商工会議所をもう少し活用するというか、そういうやり方もあるのではないかなと思うのですが、その辺に関して商工会議所をもう少しうまく携われるような形というか、そういうのは難しいものかどうか、ちょっとその辺を最後教えていただければと思います。

○小泉初男議長　ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　では、私のほうから今の幾つかのご質問にお答えします。

まず、アンケートの無作為に関してなのですが、これはなかなか難しいところでは、おっしゃる意味もわかるのですけれども、無作為はあくまでも無作為でやるべきで、その他で情報を補完するという組み合わせかなと思います。なので、決して無作為アンケートだけで決めるということではないので、無作為は無作為としてやって、あとは世代間のバランスですとか、特に将来世代の声を反映させるとかというのは、その他のところで補完していくというふうなプロセスになろうかというふうに私は理解しています。

それと、まちづくりのイメージなのですけれども、私がイメージしていますのは、何か町のほうでどかんと箱物をつくってということよりも、できるだけ民間活力を使っていく。それから、スペースとしては、例えば空き家を再活用していくとか、空き地を使えるようにするとか、あいたスペースを使っていくとか、

そこに関しては行政にノウハウはあるかというと、やっぱりそれは民間の力をかりて、民間の知恵をかりてということだと思うのです。そういう中で、商工会議所の知恵をかりるということは大変可能性としてはあると思いますし、商工会議所の個人なのか、組織なのかというところはあるのですけれども、実は少し相談できるような下地はできつつあるかなというふうに思っています。とにかく箱ありきではないです。そこにやはりしっかりした需要をつくっていくとか、あるいはそこそこ密度のあるにぎわいをつくっていくとかということから始めるのかなというふうに思います。だから、ハードは、どっちかというとそれを確認した後かなというふうに私は順番的には思っています。

以上です。

○小泉初男議長　以上で質問１を終了いたします。

次に、質問２、道路整備についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長　黒澤議員の質問事項２、要旨明細（１）について答弁します。

ご質問の趣旨であります無電柱化の推進につきまして答弁させていただきます。議員のおっしゃるように、無電柱化推進計画の案が現在パブリックコメントの意見募集として国土交通省のホームページに掲載されています。それによりますと、2018年度から2020年度までの３年間におきまして、防災、安全円滑な交通確保、景観形成、観光振興、オリンピック・パラリンピック関連といった各分野における無電柱化率の目標数値を掲げ、実施していくというものです。確かに無電柱化することで景観もすっきりし、道路の幅員も広くなり、メリットも多いかと思います。しかし、その一方で、地中化方式で１キロメートル当たり約５億3,000万円かかるといった試算もあるように、費用がとにかく高いといった問題があります。この計画案の中には、財政措置についての記載もありますが、横瀬町規模の自治体に国からどれくらいの財政的支援があるのか、あるいは横瀬町に重点化の対策となり得る道路があるのかなど、現時点では不透明な部分もあります。横瀬町内各地域から要望の多い町道改良などにおきましても、厳しい財政事情のもと、事業を実施しているといった現状ですので、これだけコストが高く、財政負担の大きい事業の実現はなかなか厳しいと思われます。

12月議会におきまして、道路附属物ガイドラインについて質問され、町の景観を大切にする黒澤議員は、無電柱化でさらに魅力あるまちづくりを考えていらっしゃるのかと思います。建設課としましては、今後道路整備あるいは歩道整備などを行っていく上で、町の財政負担が少なくて無電柱化できるような状況、あるいはまちづくりとして全体的な面整備を行うようなときがあれば、選択肢の一つに加えることも可能であるかなと考えております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

２番、黒澤克久議員。

○２番　黒澤克久議員　ありがとうございます。恐らくそういう回答が返ってくるかなとは予測はしていました。費用対効果を考えると、なかなかすぐすぐにということは難しい、優先順位をほかの町道との兼ね合いもあるのはわかるのですが、いつでもでは国から補助が出ますといったときに、手を挙げられる準備

はしておいてください。そこの準備すらしていないと、そこでまたおくれが出てしまうので、そういうチャンスがあれば積極的に町は手を挙げたい。そういう思いは持っていただきたいなと思います。

再質問ということで、この無電柱化に関してはそういうことなのですが、道路の拡張と歩道の拡張というのは違うほうでちょっとお願いしたいのですけれども、これを見たことございますか。町内で置いてある「よこぜ歩楽～里ウォーキング」の冊子なのですけれども、これ非常にいいできで、個人的に見ても、よく考えてあるな、カロリー計算までしてあって、本当によくできているなと思ったのです。ただ、町長が掲げている歩きたくなるまちづくりの一つの一環としてやるのであれば、これ2011年作成なのです。当時にしたら本当によくできていて、今でも十分通用するのですけれども、７年たつとやっぱり人の動き、道路の車の状況も変わりますし、またどこをどういうふうに見てもらいたいかというポイントも若干変わってくると思いますので、このウオーキングラリーのこの辺の健康づくり課長でしょうか、少しご答弁をいただければと思うのですが、今後ここのウオーキングコースの追加や変更、そういうものを考えているのかどうか、そこを再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長　黒澤議員の再質問ですか、答弁をいたします。

ご指摘の「歩楽～里ウォーキング」、町内のウオーキングコースの紹介と歩き方、これをお知らせする内容で、平成23年２月ですか、県の補助をいただいて作成したものでございます。このウオーキングコース、モデルコースでございまして、健康づくり課のウオーキング教室事業、こういったもので使用しております。その際、交通量の多い場所ですとか横断する際に注意が必要な場所、こういったことも検証を兼ねてコースを歩いております。町では、県とともに埼玉県コバトン健康マイレージという事業も実施しております。歩数計を用いて町内を歩きますと、ご自身が歩いた歩数に応じましてポイントがたまる事業を行っております。私も参加しておりますけれども、町内の参加者220名を超えております。こういった実績もございます。今後さらに多くの方に歩いていただくために、コースの見直し、それから新たなコースづくり、これも検討していく必要があると考えております。

以上です。

○小泉初男議長　町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　まず、私のほうから今の補足なのですが、まず無電柱化のところで、議員おっしゃるとおりだと思います。いつでも手が挙げられるように、それからこちらのほうでもお願いできるように準備は進めておきたいと思っています。

国のほうが、少し無電柱化推進計画ということで前がかりになってきたのは承知しているのですけれども、ただこれ、どっちかというと想定しているのはやっぱり都市部なのです。だから、東京都あたりが結構声を出していたりとか、あと市長会でも声が上がっていて、やはりどうしても人口密度の高いところ、これ防災面なんかも含めてだと思うのですけれども、あるいは高層化が進んでいるところが優先となるので、普通にやっていくと横瀬町の優先順位は、あるいは我々みたいな山間部、中山間地域ですとか地方の

ほうの優先順位は、普通にやると高くならないと思いますので、なかなかハードルは高いとは思っています。それでも、できる限り町のほうでは、チャンスがあれば取り組めるように準備はしていきたいなというふうに思います。これが１つと。

あと、歩きたくなるまちづくりは鋭意進めていきたいと思います。これ歩く意味、歩くというのは健康づくり課での所管でいくと健康づくりであって、これは健康マイレージがことし220名の方に歩いていただけるようになって、これはかなり進捗したかなと。一方、誘客促進とかという面も、この先もまだいろいろやりようがあろうかなと思っていまして、今度３月17日によこらぼ提案を受けてやる寺カフェなんていうのは、初めてお寺をスポットにして、札所巡礼ではない形で回っていただくというのをやっていきますので、こういった取り組みをこれからも積極的に推進していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

２番、黒澤克久議員。

○２番　黒澤克久議員　ご答弁ありがとうございました。

ぜひともまたこういう冊子を健康づくり課のほうでも、また県から予算でもいただいて、新しいものをまた随時発行していただければ、より外にもＰＲできるし、なおかつ町長が言うように新しい歩く参道ですか、そういうものが進められればと思いますので、これ最後要望で結構ですので、ぜひとも新しい冊子を企画してみてください。ありがとうございました。

○小泉初男議長　以上で２番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長　次に、９番、若林想一郎議員の発言を許可いたします。

９番、若林想一郎議員。

〔９番　若林想一郎議員登壇〕

○９番　若林想一郎議員　皆さん、こんにちは。９番、若林想一郎でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、富田町長におかれましては、就任以来はや４年を迎えられ、日夜横瀬町発展のため精励されておられることに敬意と感謝を申し上げます。今後も健康に留意されまして、ますますの奮闘をいただきますようよろしくお願いしたいと思います。

さて、私の今回の質問は、人口減少社会に対する施策についてでございます。ご案内のとおり、日本の人口はちょうど10年前の平成20年の１億2,808万人をピークに減少に入り、１人の女性が生涯に産む子供の数を示す合計特殊出生率は平成28年度に1.44で、人口を維持できる水準の2.07を大きく下回る状態が続いております。出生率が上向かなければ、2060年には9,300万人に落ち込むと推計をされております。人口が減少すれば若い労働力は減るため、企業の活動に影響が出て、高齢化も進むため、主に現役世代の税や保険料で支えられている社会保障制度も行き詰まるおそれがあります。少子化に悩む先進国は多くありますが、日本の特徴は出生率が47都道府県で最低の東京に地方から若者が転入し、子供の数が減るという

悪循環に陥っていることとされております。このため第２次安倍政権でスタートしました地方創生では、結婚、子育て希望実現とともに、東京一極集中の是正が大きな柱となっております。

こんな中で、埼玉県では、子育て世代などの住みかえを後押ししようと、「住むなら埼玉！」キャンペーンをことしの１月から実施しています。ここでは、住宅取得に関する情報を集約した特設サイトを開設し、県内に乗り入れる鉄道の車内に広告を掲示するなどして転入、定住の促進を図っております。この特設サイトでは、子供が３人以上いる世帯などが住宅を取得する際に、県が最大50万円を補助する支援制度や、県内33市町村で実施している23の空き家バンクなどを継続的に紹介しているようです。そこで、日本一のまちづくりを推進している横瀬町におきましても、住むなら横瀬町のＰＲをさらに促進していただきたいと切に思うところでございます。

しかしながら、定住人口をふやし続けることは大変難しいことから、交流人口を増大させて、地域経済を活性化している北海道のニセコ町や長野県の小布施町などの成功例を見ますと、これらの町に共通しているのは、自分たちの地域にあるものを資源として最大限生かす知恵と工夫をしていることだと言われております。知恵を絞り、工夫を重ねて、定住人口増と同時に交流人口増を図ることも重要なことと言えると思います。人口減少対策は多岐にわたることから、総合的な対応が望まれるところでございますので、今回の質問では５点についてお伺いをいたします。

まず、１の教育環境の整備についてお伺いします。今本町では、横瀬小学校の第２校舎の改修あるいは建てかえが検討されておりますが、この際町長の目指す日本一の町にふさわしい日本一の小学校を建設したらいかがでしょうか。去る２月１日、２日と本町議会議員の研修視察では、栃木県佐野市の認定こども園のあかみ幼稚園、メイプルキッズと鹿沼市立粟野小学校等をつぶさに見学させていただきました。粟野小学校につきましては、敷地面積が約１万5,000平米、延べ床面積、校舎3,044平米、内訳としましては普通教室管理棟1,999平米、特別教室棟975平米、渡り廊下59平米、室内運動場782平米でございます。階数、構造、校舎につきましては木造で、在来工法の２階建てでございました。渡り廊下は鉄骨づくり、耐火構造で２階建てになっております。そして、屋内運動場、こちらにつきましては木造で、在来工法の２階建てでございました。そして、木材使用量は、校舎が約858立米、屋内運動場、約300立米、建設に係る総工費は、校舎、屋内運動場、その他を含めて約15億円、そのうち総務省の元気臨時交付金等を活用し、約８億円ほどの交付金及び補助金を利用しているとのことでございました。

本町におきましてもいろいろな交付金、補助金等をあらゆる方法で検索し、少しでも多くの資金を捻出し、町費の負担をできるだけ抑える方法に情熱と英知を結集し、横瀬町に少しでも多くの子供が集まる教育環境の整備をお願いするところでございます。このことについて、現在の町の取り組み状況と今後の課題についてお伺いいたします。

続いて、２の子育て環境の整備についてお伺いします。先ほどの佐野市の認定こども園あかみ幼稚園、メイプルキッズにつきましては、６年間のスパンで保育、教育を考えており、子供たちを次世代の担い手、未来からの留学生と考え、子供たちを私たち大人が責任を持って育てていくというコンセプトをもとに、日々の保育を行っているようでございます。また、家庭の教育的自立をバックアップしていけるような子育て支援も視野に置き、親子で楽しめる環境づくりに配慮しているようでありました。そこで、横瀬町の現状と今後の課題についてお伺いをしたいと思います。

次に、３の空き家対策についてでございます。総務省の平成25年の住宅・土地統計調査によりますと、全国の空き家は820万戸に上り、総住宅数6,063万戸の13.5％を占めており、実に７軒から８軒に１軒は空き家となっております。定住促進、子育て支援の観点から、本町の現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

続いて、４のコンパクトシティーについてお伺いします。そもそもコンパクトシティーは、住宅や商業施設、交通機関、公共施設などの都市機能を中心市街地に集約する都市計画の総称であり、国土交通省が立地適正化計画制度を創設し、人口減に悩む地方都市向けに推進しております。2014年に改正した都市再生特別措置法に基づく枠組みで、市長が市、町がマスタープランとなる立地適正化計画を公表するとされておりますが、本町の現状と課題について教えていただきたいと思います。

最後になりますが、５の雇用機会の創出についてお伺いします。安倍首相が今国会でも内政のかなめとして位置づける地方創生の５カ年計画も、2020年度の目標年度まで残り２年となりました。同計画では、東京圏と地方の転出入の均衡などを成果目標として設定しております。この成果目標達成のため、本町も地域活性化の成功例になるべく、地方創生推進交付金等を活用して一億総活躍社会、働き方改革等を推進し、地方で活躍する人材を育て、産業創出を図り、ＵターンやＩターンなどの地方移住の抜本的な強化などに取り組み、都市部などで就職した人が地方で活躍できる場所を創出できる環境を整備していただきたいと思います。この取り組みの現状と課題についてお伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○小泉初男議長　９番、若林想一郎議員の質問１、人口減少社会に対する施策についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉　智教育次長登壇〕

○小泉　智教育次長　質問事項１、要旨明細１の１について、９番議員さんの質問に答弁させていただきます。

環境教育の整備につきましては、児童生徒によりよい教育環境を提供すべく努めているところでございます。今年度は、よこらぼ提案事業であるＩｏＴサービス創出事業で、タブレット型パソコンを小中学校にそれぞれ50台ずつ導入し、次期学習指導要領に向けた整備を行うとともに、操作方法や活用方法の教職員向けの研修会を４回行いました。２月７日には、横瀬小学校の５年生のクラスにおいて、気象センサーのデータを活用した小中連携公開授業を行ったところです。

また、小学校第２校舎につきましては老朽化が進んでいることから、一日でも早い整備を行い、安全安心かつ快適な教育環境を提供したいと考えております。しかしながら、校舎の整備にはたくさんの費用がかかることから、補助金等活用できるものはできるだけ活用したいため、あらゆる方法で現在も模索しております。また、整備の参考とするよう、文部科学省主催の文教施設研修講演会で講演しました千葉大学大学院の教授を招いて、内部での勉強会を現在予定しております。今後もよりよい整備ができますよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長　私のほうからは、質問事項１、要旨明細１の２について答弁をさせていただきます。

横瀬町には、町立の保育所が１カ所、私立幼稚園が１園あります。保育所につきましては、先ほど大野議員からも質問がありましたが、現在保育所機能の民営化について検討しており、平成30年度中には方向性を定めていきたいと考えております。ほうしょう幼稚園につきましては、平成30年４月に幼保連携型認定こども園に移行するための手続等がほぼ終了している状況です。なお、４月から入所、入園等を予定している現在の児童数ですが、横瀬町保育所は44名、ほうしょう幼稚園108名、管外保育所17名、管外認定こども園45名となっております。多くのお子さんを町内の施設で保育をさせていただきます。今後も引き続き関係施設と連携、協力し、子育て環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　私のほうからは、要旨明細の３と４につきまして答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細３、空き家対策についてでございますが、ちちぶ定住自立圏構想の事業の一つとして、秩父地域内への移住促進及び秩父地域における空き家の有効活用を積極的に図ることを目的としまして、ちちぶ空き家バンクの制度が平成22年８月からスタートしております。それから、昨年末までの実績につきましてご報告を申し上げます。この間、建物と土地を合わせまして、１市４町全体では262軒の物件が登録され、そのうちの146軒が契約成立に至っております。登録物件数のうちの成約割合は約56％でございます。

次に、横瀬町内に限定した状況でございます。町では、平成25年度からこの空き家バンクを活用しております。この年、平成25年度に町内の空き家状況の実態調査を行いました。その時点での空き家が123戸確認されております。平成25年度から昨年末、平成29年12月末までの約５年間の横瀬町内の空き家バンクの実績でございますが、物件登録が70軒ありました。このうち40軒につきまして売買契約が成立しましたので、成約率は57％という結果でございます。この地域の遊休資源である空き家を有効な資源として活用し、秩父地域外から一人でも多くの転入者、移住者がこの地域にやってきていただくことで、人口減少の下降線の角度を水平に少しでも近づけられるよう、引き続き不動産を扱っていただいている協力事業者の力をかりながら、空き家バンクの制度を広め、活用に力を入れてまいります。

続きまして、要旨明細４、コンパクトシティーについてでございます。コンパクトシティーとは、住宅や町の公共施設等の立地状況が広範囲に分散していることが原因で、効率のよい行政サービスを実施する上で無駄や支障を生じさせている場合、公共施設等の生活上必要な機能を一定範囲に集め、効率的な生活行政を目指すことと認識しております。当町におきましては、公共施設が比較的少ないながらも、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するため、効率よく効果的な行政サービスの提供に力を入れる必要がありますので、コンパクトシティーの可能性につきましても今後の検討課題の一つと考えております。そのため、先ほども申し上げましたが、新年度予算に計上させていただいております第６次総合振興計画の基礎調査業務に、この辺の調査結果からコンパクトシティーの可能性につきましても検討できるような資

料を得られるよう、この調査業務の活用に力を入れてまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長　振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、要旨明細５について答弁をさせていただきます。

これからの人口減少社会にありまして、人口の流出を抑制し、地域を活性化していくためには、地元での雇用機会が充実し、地元で就職する人がふえる必要があります。秩父地域では、行政と企業と、それと学校とが連携して秩父地域雇用対策協議会を設置し、雇用情報の発信や合同就職面接会を開催するなどの活動を行っております。一般的な印象としては、秩父地域には働く場所がないというようなイメージを持つ方が多いというふうに思いますけれども、実際にはハローワーク秩父の統計によりますと、ことし１月時点での秩父管内の有効求人倍率は1.27倍となっており、求職者数を求人数が上回っております。この傾向は、昨年度来続いておりまして、秩父地域内の企業は人手不足となっているのが現状です。したがって、働く場所はあるけれども、就職を求めている人にうまく情報が伝わっていないとか、または希望する職種や条件とのマッチングがうまくいっていないかということも予想されます。町としては、Ｕ、Ｊ、Ｉターンで就職した人を応援する定住就職奨励金などの周知を図るほか、秩父地域雇用対策協議会と連携しながら、情報発信や就職支援を進めていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　１の教育環境整備についてお答えをいただきました。

先ほど紹介した粟野小学校の例を申し上げたいと思います。先ほどあえて木材使用量というお話をさせていただきました。あの小学校では篤志者がいて、木材を全部学校のために使ってくれと、先ほど言いましたように、合計で1,158立米を町に寄附したそうです。それを町の業者の方が伐採して、製材して、その用に充てたということでございます。横瀬町が日本一の町で、そして日本一の学校をつくるという場合には、そういう篤志者がいたらいいかなと、そういう人も募集したらいかがでしょうか。そんなことも一つの例を申し上げたいと思います。

あとは、我々の先輩というか、議会の皆さんに大変敬意を払っていることがございます。実は、昭和48年にお金がない、ないと言いながら、横中の体育館、県下でも当時高校級の体育館をつくりました。そして、その年に町民グラウンドも一緒につくったと思います。ということで、あのときに両方の事業をやった当時の議員さん、そして町の執行部に対しまして敬意を表するところでございます。とにかくお金がなくても、そのときはやりました。やったわけでございますので、どうかそういういろいろな情報を仕入れて、あるいは情熱と、とにかく英知を持っていただいて、日本一の町、日本一の学校をつくるのだという姿勢をぜひ持って頑張っていただければと思うところでございます。

そして、２の子育て環境の整備でございます。先ほどの佐野市の認定こども園あかみ幼稚園、こちらにつきましては敷地が１万8,000平米ありました。とにかく広い園でございまして、中に喫茶コーナーがあったり、動物が、ヤギや羊を飼っておりましたり、そういう余裕の敷地の中に子供たちを育てるのだとい

うようなところがございましたので、横瀬町でもある意味で広い敷地をこれから求める、あるいは今のところを広げるなり、小さなところに閉じ込めるのではなくて、大きな広いところで、そういうこともお願いして、スピードを持って事に当たっていただければと思うところでございます。

それから、３の空き家対策につきまして、実際これだけの実績があるとは知りませんでした。大変ご苦労いただいているところでございます。一つ参考までに申し上げたいのですが、公明新聞の１月18日号にこういうのがございました。空き家の利用と子育て世代の定住促進のため、山梨県甲府市は市中央部６地区をモデルとし、空き家の購入者や貸し主を対象に空き家の改修費用を助成する空き家改修助成制度と、空き家の空き室に入居する子育て世代などに家賃を助成する子育て世代等家賃助成制度を創設したとございます。こういう先進例もありますので、横瀬町はさすがだというところをお願いできればと思うところでございます。

それから、コンパクトシティー、答弁いただきました。横瀬町がこれから20年後、30年後、50年後にわたりますと、例えばこの役場庁舎、昭和59年にできております。決して当時最高の技術を持ったのでしょうけれども、地下室等へ行ってみますと、水が漏れていたり、いろいろなところが出てまいります。将来的には、果たしていつまでこれがもつかということもありますので、いろいろなことをコンパクトシティーという精神のもとに、今度の第６次総合振興計画等に盛り込んでいただきまして、要は無駄を省いて効率的な行政を推進していただきたいということであります。

５の雇用機会でございますけれども、確かに人手不足で、今1.27倍というあれがあるという話を聞きました。しかしながら、いろんな意味でＵターンの人やＩターンの人、この人たちが果たして魅力ある横瀬町に来ても、働くところがないということになると困りますので、ここら辺のＰＲ、例えば1.27に対してどういう職種がある、そういうようなＰＲが足りないかなと思うところでございます。

それから、前私も職員のときに管理職になりましたら、私の妻が社会福祉協議会に勤めておりました。役場の管理職の奥さんは、そういうところへ勤めてはいけないのではないかと言われまして、どういうわけでしょうかという話をしましたら、ワークシェアをするのだと。とにかくＵターンやＩターンや、今働きたい人がいるところに対して、役場の職員や、あるいは管理職の奥さんがそういうところにいるのはよくないのではないかと。ごもっともですということで、ワークシェアに賛成しましてやったところがございます。ですから、いろんな意味でまだまだ横瀬町に働ける環境があるかもしれません。あるいは、雇用機会をつくって、さすが横瀬町、横瀬に住みたいというＰＲを大いにしていただければと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉　智教育次長登壇〕

○小泉　智教育次長　再質問についてお答えいたします。

粟野小学校の件につきましては、私どもこの前確認しましたときに、やはりプロポーザルの審査会の委員さんの中にそういう篤志者の方がいたということを確認しております。横瀬町におきましても、これから学校を整備するに当たりまして、いろんな方から費用をお願いできるような、そんな形で持っていけたらいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小泉初男議長　子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長　再質問に答弁させていただきます。

先ほどお話いただきましたあかみ幼稚園等の先進的な事例を参考にさせていただきまして、子供たちのことを最優先に考え、保育所機能の民営化の検討も含めまして慎重に検討して、スピーディーに迅速に対応し、子育て環境の整備に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長　空き家の改修助成であったり、子育て世帯に対する家賃等の政策について、私のほうからご答弁申し上げます。

子育て世帯の定住促進というのは、町としても重要な課題だと考えております。ただ、それに対してどのような政策が最も効果があるのか。それから、町の補助金ということになりますと、町の財政負担の観点からも検討することが必要となってまいります。多方面からの検討を行っていきたいと思っております。前回12月にリフォームの関係の見直しのお話がありましたときに、横断的に検討いたしますというふうに申し上げました。その中には、もしかしたら定住促進という観点から議論をしていく必要が出てくる可能性もあるかなというふうに考えておりますので、こういった点もあわせて検討を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　コンパクトシティーと絡めましてのご質問ですが、第６次の総合振興計画を策定する上で、20年、30年後の横瀬町がこのまま持続可能であるように、６次の計画の中ではできるだけ無駄のない、効率的な行政が引き続き運営できるように、その辺も絡めてつくり上げていければと考えております。

以上です。

○小泉初男議長　振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、雇用機会の創出の関係でご質問にお答えいたします。

確かに働き場のＰＲというのは非常に大切なことでございます。この秩父地域の雇用対策協議会では、各企業さんと共同して、年間では７回ほど合同の就職面接会というのを設けております。その中で地元の高校生向けの面接も行っております。ただ、そういったところでＰＲをしているのですけれども、実は例えば進学する学生の人、大学に進学して、その後大学を卒業したときに秩父になかなか帰ってこないで、そのままよそで就職してしまうという人もたくさん大勢いるということもありまして、まず進学する前に進学希望の学生さんに秩父地域にこういう企業がありますというようなもっとＰＲをしていこうというよ

うな話も出ておりますので、そういった形でのＰＲ活動をまた今後さらに強めていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　質問ではなくて要望を申し上げたいと思います。

日本一のまちづくりということで富田町長が頑張っておられることはよく存じております。そういうことで、住むなら横瀬町というＰＲをさらに推進していただいて、さすが横瀬町だというところをぜひ町民に見せていただいて、横瀬町の活性化を切に希望申し上げて、終わりにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　以上で９番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長　次に、４番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

４番、宮原みさ子議員。

〔４番　宮原みさ子議員登壇〕

○４番　宮原みさ子議員　４番、公明党の宮原でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく分けて２点あります。最初の質問は、横瀬町における子育て支援のさらなる充実について、３つの質問をさせていただきます。平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まったことで、さまざまな情報提供や相談、助言を行う支援事業の実施が行われておりますが、さらなる子育て支援のニーズを踏まえた取り組みについて伺います。

１つ目は、祖父母手帳の導入について伺います。祖父母手帳とは、孫育て参加意識のあるおじいちゃん、おばあちゃんに向けられた手帳で、孫育てに役立つ情報が紹介されています。最近注目され、発行する自治体もふえてきました。手帳の内容は自治体により異なりますが、今の子育てと昔の子育ての違い、子育てにかかわる中で大切な人たちと円滑におつき合いできるヒント、子供を預かる際、事故から子供を守る注意点、子供との遊び方、困ったときの相談窓口など、現代の子育てに関するお手本事例の数々をわかりやすく親世代、祖父母世代の両者に紹介されており、祖父母だけでなく、新米ママ、パパも家族みんなで使える手帳になっています。子育てに対する祖父母世代からの支援を広げるための取り組みとして、祖父母手帳の導入、配布をしていただけるか、お伺いします。

２つ目として、保護者が抱える育児の悩みや不安などに対しては、産前産後ケア事業のほっとハグくむママサロンや健診における保健師による相談指導を行うことで、子育て期間中に孤立しがちなママたちの育児不安、産後鬱や虐待などの予防や解決策が行われています。そこで、さらに子育て支援充実のために予防接種のスケジュール管理情報や感染症の流行情報を電子メールにより発信するすくすくメールほか、いろいろな名称がありますが、この電子メールを使った発信をより一層きめ細かい対応ができないか、町

として取り組んでいく考えがあるか、お伺いします。

３つ目は、なかまほいく事業の導入ができるか、伺います。なかまほいくとは、地域の乳幼児親子が参加し、主体的に活動する預け合いを取り入れた次世代型の子育てサークルです。親子一緒の時間、子供同士の時間、大人同士の時間、全て楽しめる活動です。平成27年より新座市のＮＰＯ法人新座子育てネットワークが、赤い羽根共同募金の助成を受けて埼玉県内に広めてきました。平成29年には、25地域42団体がこのなかまほいくの導入研修を受講しています。この研修を受けた者が運営をしていきますが、主役は親子です。お子さんとの地域デビューに、ママのお子さんのお友達づくりに、子育て中のリフレッシュに、初めての保育園、幼稚園に向けたならしや準備にと、いろんな理由で参加できます。孤立しがちな育児から少しでも解放でき、リフレッシュでき、子育てにゆとりができるなど、子供の成長する姿もわかるのがうれしいとの声もあります。費用は地域によって違いますが、横瀬町は利用会場もあり、スタッフもいますので、子育て家庭に配慮した参加費で実施できると思います。町として取り組んでいく考えはあるか、お伺いします。

次に、２点目の質問です。町の動物の殺処分減少に向けた地域猫活動の対策はどのように取り組んでいるのか、お聞きします。地域猫活動とは、飼い主のいない猫を繁殖しないように手術で１代限りにしたり、餌やトイレの世話などをしながら適正に管理する、地域で猫を見守る活動のことをいいます。日本全国では、およそ2,100万頭の犬猫が飼われています。人間にとってペットは大切な家族の一員です。人間の心を癒やし、さまざまな形で生活を豊かにしてくれています。一方で、全国の自治体で引き取られる犬猫は年間22万頭を超え、そのうち約16万頭が毎年殺処分されているそうです。平成24年動物愛護管理法の法改正により、自治体の目標として殺処分がなくなることを目指してとの文言が明記され、動物の所有者の責務として、動物が命を終えるまで適切に飼育する責任があることを明確化されました。環境省も将来的殺処分ゼロにするための行動計画を発表しました。

野良犬に関しては、目にすることはなくなりましたが、飼い主のいない猫の数は少なくなりましたが、まだまだいます。猫は、飼い猫なのか、野良猫なのかわからないため、むやみに捕獲できません。猫は年に二、三回、赤ちゃんを産み、一度に五、六匹ほど生まれますので、どんどんふえていきます。繁殖期になると、泣き声がうるさい、庭に入ってふん尿などに困っている声を聞きます。

１つ目の質問は、横瀬町としてどのような対応をしているのか、伺います。

２つ目の質問は、飼い主のいない猫をふやさないために、不妊去勢手術を受けさせたり、世話をしている町民に対しての助成はできないのか、お伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○小泉初男議長　４番、宮原みさ子議員の質問１、子育て支援についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長　質問事項１、要旨明細１、２、３について答弁をさせていただきます。

祖父母手帳の導入についてですが、少子化や核家族化等により親の子育てへの不安や負担感は非常に大きく、周りの方の支援は大変重要です。特におじいちゃん、おばあちゃん等の手助けは、お孫さんにとってもさまざまな愛情を感じる大切な機会にもなると思います。祖父母手帳は、子育ての世代間ギャップを

埋め、コミュニケーションがより円滑に行われるように作成されており、子育てにかかわる際、参考になると思われます。幾つかの自治体等で発行されており、インターネットでダウンロードできる手帳もあるようです。また、日本助産師会で発行している手帳は１部200円程度で購入できるようです。手帳を町独自で作成すると、労力、費用等もかかることから、既存の手帳を購入し、配布できないか、検討したいと考えております。

次に、すくすくメールについてですが、すくすくメールは妊娠期ではおなかの赤ちゃんの成長の様子やママの体のこと、育児期では予防接種のスケジュール管理や乳幼児期の成長の様子や子育てへのアドバイスなどを定期的にメール配信するようですが、横瀬町は都市部と比べ対象人数も少ないので、健診等につきましては個別通知をしており、また保健師等が妊婦訪問、新生児訪問をし、現状を把握し、心配な家庭へは個別に支援を行っております。当面は、メールによる情報発信ではなく、個別通知、個別支援等を行っていきたいと考えております。

次に、なかまほいく事業の導入についてですが、宮原議員には資料等を提供いただき、ありがとうございます。なかまほいくは、地域の親子の主体的な活動で交流しながら信頼関係を育み、預け合いも取り入れ、支え合い、楽しみながら子育てをしようという取り組みのようです。まず、なかまほいくについて、機会あるごとにチラシ等を配布したり、また会場の提供等、ママたちが主体的に活動できるようお手伝いできたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

４番、宮原みさ子議員。

○４番　宮原みさ子議員　ご答弁ありがとうございました。

祖父母手帳についてですが、今はイクメンだけでなく、イクジイ、イクバアの時代とも言われております。この祖父母世代からの愛情にも包まれて健やかに成長してほしいという、その取り組みを形にしたものと言えます。埼玉県内では、さいたま市が率先して取り組んでいますが、むしろ都市部よりも同居や近くに住むお孫さんが多くいる地方の都市のほうがニーズがあるかと思います。目に入れても痛くないほどのお孫さんの成長のため、引いては未来を担う人育てのためにも、祖父母力を最大限に利用する取り組みだと考えられますので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

２点目のこの電子メールによるすくすくメールでは、今のママ世代はスマートフォンやパソコンをみんな持っております。うっかり忘れてしまうこともあると聞きますので、祖父母手帳とともにさらにやっぱり進めていっていただけるか、あわせて再度お伺いいたします。

この３つ目のなかまほいくですが、私自身このなかまほいくの導入研修に参加をしてきました。このなかまほいくを知るきっかけになったのが、埼玉県で行われていた女性リーダー養成講座を受講したことにあります。この養成講座とは、いかに女性が社会の中で意見が言えたり、女性の力で世の中というか、自分たちの意見が言えて、女性の立場がもっともっと向上できるようにという、私には本当にすごいところだったのですけれども、埼玉県の中で40名ほどの女性が集まりまして、その中にはいろんなさまざまな業種の職業を持っておられる方もいました。その中で、この女性が携われるようにするのにはどのようにしたらよいかという、そういうテーマをもとに、さまざまなテーマの中の一つが、私は子育て支援というの

を選ばせていただきました。

埼玉県の中の子育て支援のさまざまな皆さんの町の行政の施策とかをいろいろ調べたのですけれども、一緒にやった方が新座の方でしたので、今回この新座市の取り組みということでなかまほいくが一番活発に行われているということなので、いろいろ情報を得てきました。このなかまほいくの活動というのは、人口規模の多いところなら本当にすごくいいのかなと思いましたけれども、人口規模の少ない横瀬町でも可能であるということが、さまざま皆様の意見を聞いたり、質問をしたり、見させていただくと、できるということがわかりましたので、本当にぜひぜひ横瀬町でもやっていただければと思います。ただ、実際になかまほいくを取りかかるまでには、いろいろな施策もおありですし、いろんなさまざまありますので、時間が必要だと思いますが、やっている自治体ではやってよかったという声が大半になっております。それなので、またいろいろ協力もしていきたいと思いますので、ぜひ取り組んでいっていただけるか、児童館が本当にすごくその場所的にはいいと思いますので、再度またお伺いしたいと思います。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長　答弁させていただきます。

まず、祖父母手帳の導入についてですが、確かに祖父母手帳を参考にしていただいて、おじいちゃん、おばあちゃんにかかわっていただくというのは、すごく大切なことだと思います。市販されている祖父母手帳等導入できないか、早急に検討していきたいと考えております。

すくすくメールにつきましては、個別にいろいろ町のほうとしましては支援している部分があります。また、ママたちのニーズを聞きながら、検討していきたいと思っております。

なかまほいくにつきましては、ママたちの信頼関係を育み、預け合いも取り入れるということです。あるときにママたちが一番求めていることは何か、ちょっとお聞きしたことがあって、それはやっぱり何かのときに子供さんを預かっていただけるところがあると一番うれしいなんていうお話も伺っております。ですけれども、なかまほいくにつきましてはママたちの主体的な活動というのが基本にあるようです。まずは、なかまほいくについて周知をさせていただいて、町のできること、会場等の提供等、ママたちが主体的に活動できるようお手伝いできたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

４番、宮原みさ子議員。

○４番　宮原みさ子議員　ありがとうございました。

横瀬町は、昨年出生率もふえましたし、これからも子育て支援を進めていく上では、本当に何をどのようにしたら子育てが楽しく、孤立をさせないような子育てできる環境にしていくか、物すごく大事なことになると思いますので、町全体でみんなで支え合ってやっていただければと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。要望になります。

○小泉初男議長　以上で質問１を終了いたします。

次に、質問２、地域猫対策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、地域猫対策について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細の１ですけれども、議員のご質問の中にありましたとおり、平成24年の動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正を受けて、犬猫の殺処分を減らそうという動きが全国的に広まり、埼玉県におきましても平成25年７月に知事による犬猫の殺処分ゼロを目指す宣言がなされ、また埼玉県動物愛護管理推進計画を策定し、平成35年度までに県内の犬猫殺処分数を500頭未満にするという目標を掲げております。なお、平成28年度県内での殺処分数は1,170頭となっております。

さて、犬と違いまして猫については、放し飼いを法律で規制しておりません。首輪をつける義務もないため、野良猫なのか、飼い猫なのかの区別がつきません。また、たとえ野良猫であっても、数が少なければ、小さなトラブルがあってもそれほど問題視されることもなかったのですけれども、数がふえ過ぎるとやはり社会問題となってまいります。野良犬の場合は、町や保健所の職員が出動して、捕獲をして収容いたします。これは、狂犬病予防法という法律に基づいているためでございます。しかし、猫にはこれが当てはまりません。また、所有者の不明な猫を捕獲して勝手に処分することはできませんし、駆除を目的に捕獲された猫については、動物愛護の観点から保健所は引き取ることはありません。このようなことから、民間による地域猫活動というのが行われるようになったというふうに聞いております。

さて、横瀬町の現状ですけれども、野良猫による被害の相談というのは今のところ年に１件程度であろうかと思います。また、地域猫活動を行っている個人や団体についても、役場のほうではちょっと把握をしておりません。また、野良猫の数についても把握できていないというのが現状でございます。

次に、要旨明細２ですけれども、ふえ過ぎた野良猫の問題を解決するためには、地域猫活動の中で不妊去勢手術を行い、１代限りの猫をふやし管理するということが有効であるとされております。埼玉県では、埼玉県地域猫活動推進事業費県補助金及び埼玉県飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進事業補助金など、地域猫活動に関する市町村の助成制度を設けております。当町でも、このような地域猫活動の趣旨を理解して、活動している団体がもしあれば、ぜひ対応を検討したいというふうに思っております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

４番、宮原みさ子議員。

○４番　宮原みさ子議員　ご答弁ありがとうございました。

私もこの猫対策については、私も余り猫のことに関してはよく知らなかったので、さまざまいろんな対策を聞いてまいりました。この本当に埼玉県で行われている助成制度については、地域猫活動をしている自治体とかボランティアの、そういう人たちにのみ与えられる助成金ということで、これはなかなか難しいということで聞きましたので、秩父市で行われている地域猫対策の補助金制度というものを知りましたので、秩父市のほうへ伺ってきました。この秩父市でもやっぱり地域猫対策の活動をしている自治会とかボランティアというものはないので、この埼玉県で行われている助成制度というのは、一応秩父市ではやっておりますけれども、使えないということを言っておりました。それなので、秩父市としては独自の予算を充てまして、この地域猫に対しての補助金制度を秩父市で行っておるということを聞いてきました。

この制度は、秩父市では市単独で補助金制度をつくり、市内にすむ野良猫に対して、市内の動物病院で不妊去勢手術をする市民に対し、手術費用の一部を補助する制度です。この制度は、個人の申請でいいので、地域で野良猫に対しての相談や苦情に対してのトラブルの対策としても効果があったとの回答でした。ただ、横瀬町には動物病院はなく、課題もあると思いますが、もう一つ、私が聞いてネットで調べたところで、秩父市の吉田町に笑にゃんこの会というオープンシェルターを運営しているところがありまして、そこは個人で100匹以上の猫を一つの屋根の下で飼われ、野良猫を拾ってきて飼われているというところであります。今までは全部個人でその猫の不妊とか助成をしてきたそうなのですけれども、この秩父で独自に行われている補助金制度も一応今年度が最後になるということなので、ただ引き続き秩父市では予算を立てて、この地域猫、野良猫に対してのそういうふやさない対策ということで、また予算を立てるということを聞いてきました。なかなか本当にたかが猫、たかが野良猫となりますけれども、やっぱりこれがふえてしまうと、大好きな人はいいのですけれども、やっぱり迷惑になる方もいますので、横瀬町としてもこの独自の補助金制度ができるかどうか、お聞きしたいと思います。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、再質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、地域猫活動の推進事業費等の県の補助金については、今現在県内では県南地域の自治体を中心にして、県内で13自治体が活用しているようでございます。これは、やはり地域猫活動をしている団体あるいは地域等が活動しているところということになろうかと思います。秩父市の事例を示していただきましたけれども、秩父市のほうは独自の単独で制度をしていると。ただし、飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進事業費という県の事業に内容的には準じたような形でしているのだと思います。町としても、野良猫の被害等が頻繁にあって、かなりの野良猫の数がいてというような状況になれば、また考えなくてはいけないかなというふうに思います。

秩父市の例もそうなのですけれども、実際そういった不妊ですとか去勢の手術をするためには、１匹当たり１万5,000円から２万円ぐらいの費用がかかっているようでございます。これについては、全部町のほうで単独費で負担をするというのもちょっと重いかなという感じがします。やはり県等の補助金をもらいながら、ただし補助金をもらっても、かなりこれは活動している、いわゆるボランティアの皆さんの持ち出しも当然多くなると思います。そういった状況も踏まえながら、地域猫活動がこれからどれだけ充実してくるかどうかということも、こういった制度を新たにつくるかどうかというところにもかかわってくるかなというふうに思います。そういった活動の状況も見ながら、町のほうも検討したいというふうに考えます。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

４番、宮原みさ子議員。

○４番　宮原みさ子議員　ありがとうございました。

本当にたくさん野良猫がいるわけでもないし、たくさん被害を受けているわけでもないのですけれども、

やはりその中でも本当に一部ですけれども、野良猫を拾って、かわいそうだからふやさないようにという方がおりまして、本当にその方は20匹以上、そういう形で自己負担でされております。これからも、本当に少人数ではあるけれども、そういうことを活動として個人的にされている方もいます。全額ということはなかなか無理だとは思いますけれども、所沢市ではこの野良猫に対して、この手術を受けるのに全額負担というところもあります。本当に半額でも出していただければ、やはりそういう本当に頑張って野良猫をふやさないようにという方にも助かるのではないかと思いますので、ぜひ進めていってほしいと思いますので、再度お願いいたします。

○小泉初男議長　ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、再度のご質問にお答えしたいと思います。

確かに野良猫については、数がふえるのが早いというふうなことも聞いておりますので、そういったことも将来的には必要になろうかなというふうに思いますけれども、現状ではまだ数は把握しておりませんので、もしそういった活動をしていらっしゃるような個人、団体等があれば教えていただきまして、そういった活動が広く広まるようになれば、町のほうとしても考えるようなことになろうかと思います。いずれにしても、できれば県の補助の制度にのったような形で行うのがいいのかなというふうに考えます。

以上です。

○小泉初男議長　以上で４番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長　次に、10番、関根修議員の発言を許可いたします。

10番、関根修議員。

〔10番　関根　修議員登壇〕

○10番　関根　修議員　10番、関根でございます。数えますと、相当期間やっておりませんので、初心に返り一般質問したいと思います。

議長よりご指名いただきましたので、通告に従い質問させていただきます。平成23年３月11日の東日本大震災から早くも７年が過ぎるところであります。当日は本議会中で、私も議長席で経験のしたことのない大きな揺れと恐怖心を感じました。被災地はまだまだ復興の道半ばであります。私たちも被災地、被災者の心を忘れることなく、支援の心を抱き続けていきましょうということで、まず前頭のあいさつとさせていただきます。

それでは、質問に入ります。ある経済学者は、人間のきずなの衰退が社会的危機をもたらすばかりか、経済的危機が人間のきずなを衰退させ、人間のきずなが社会的危機と政治的危機を激化させるという悪循環が日本で形成されていると分析しています。不安定な雇用や就業の増加が、人間のきずなとしての社会資本を著しく衰退させています。この社会資本の衰退は、実は行政経費の増大にもつながっているのです。つまり社会資本としての人間のきずなを再び築き上げることが、横瀬町のような基礎的自治体の使命であ

ると考えています。人間のきずなの強化が、地方の強化につながると考えます。このような観点から、秩父地域の各自治体間の連携を強化し、信頼関係、きずなを築くことが重要であると考えます。これらを踏まえて、質問１の地域医療についてを質問いたします。

地域医療の充実は重要です。平成22年度、平成23年度、秩父地区の医療体制の弱体化が懸念され、定住自立圏構想での地域医療の連携で特別交付税枠、１年間１億2,500万円分を２年間の期間限定で重点的に医療分野に振り分けることを皮切りに、医療体制の強化の第一歩を踏み出しました。それ以来、今日まで地域医療の充実を図ってきました。さて、秩父地域の地域医療の中核を担うのは秩父市立病院です。横瀬町にとっても大変重要な医療インフラであり、当町にとっては欠かせない病院であります。当町には、公立的な病院はありません。市立病院の充実は、横瀬町の住民が安心に暮らせるよりどころであると考えます。そこで、次の要旨明細に従って質問いたします。

要旨明細（１）、横瀬町に公立の病院がなく、秩父市立病院に依存しています。市立病院の充実は、横瀬町にとって大変重要であると考えます。秩父市立病院の現状をどのように把握していますか。

要旨明細（２）、秩父市立病院の横瀬町の利用状況及び利用時の秩父市民との差異はどのようになっていますか。

要旨明細（３）、今後地域医療に関し、秩父市との協力関係を展開する考えはありますか。

質問１については以上であります。

次に、質問２、高齢者サロンについて質問いたします。2010年から2025年の間、75歳以上の高齢者の増加は、東京都74.3万人増、197.7万人になります。埼玉県では58.8万人増の117.7万人で、増加数では東京が最多、増加率では埼玉県が約２倍で最高率です。いわゆる2025年問題であります。このような状況下で、高齢化社会の問題や社会不適合の問題が顕在化してきています。イギリスでは、近年高齢化社会や社会不適合などで孤独に困っている人間が増加していることが社会問題化しているそうです。イギリスのメイ首相は、ことし１月18日に孤独問題担当国務大臣、いわゆる孤独担当相のポストを新設したそうです。社会で孤独に困っている人のための総合的な政策を率いるため、また政府に孤独の問題に対する調査開始、人々を結びつけるコミュニティー活動に対して金銭的な助成をするためと発表しています。孤独は、健康に悪影響を及ぼす現代生活の悲しい現実だとして、慈善団体や企業と協力して政府の戦略を練るそうです。

孤独を常時または頻繁に感じる人は、英国の人口6,500万人のうち900万人おり、高齢者層の約20万人が１カ月以上も友人や親族と会話をしない。65歳以上の360万人が、テレビが主な友達であるという、また英国経済に毎年４兆8,000億円もの損失を与えるとの調査等もあります。日本も対岸の火事ではありません。経済協力開発機構ＯＥＣＤが21カ国を調べたところ、友達や同僚と過ごす時間が余りないと答えた男性の割合は、日本がトップであります。女性もメキシコに次ぐ２位と、世界で最も孤独な国の一つというデータもあります。このような社会変化の中で、高齢者の問題は緊急課題であり、孤立死、孤独化することを解消することが重要であります。高齢者等の居場所づくりは、大変有効な手段であると考えます。

そこで、質問事項２、高齢者サロンについて、要旨明細に従い質問いたします。（１）、高齢者サロンの実施状況はどのようになっていますか。実施地区、場所、利用者数等です。

（２）、今後の展開はどのように考えていますか。

質問事項２については以上であります。

次に、３、行政改革について質問いたします。行政改革的視点は、行政に携わる者にとって常に意識すべきであるものと考えます。過去の当町の行政改革について述べたいと思います。横瀬町は、平成16年３月、市町村合併せず、自立の道を選択しました。厳しい地方財政が予想される中、当町が生き残るために議会としても積極的に行財政改革の方策を考え、町執行部に提言していくために、行財政改革特別委員会を設置しました。目的は、町の行財政改革に関する調査並びに審査で、具体的に合併しなかった場合の財政シミュレーションで、歳出予算額27億円による町政運営の具現化を図るためで、平成16年度歳出予算額約31億円に対し、歳出予算費目の全てを対象に約10％の削減案の検討策定を行うことです。

委員会の活動状況は、執行部の情報提供により、行革担当と議会側で連携をとりながらそれぞれ検討を進め、議会作業部会26回、委員会６回を開催し、報告、提言を行いました。まず、議会費の削減、議員報酬と議員定数で20％の削減を決め、これを基準として全ての費目を検討しました。人件費、物件費、普通建設事業費の削減率は大きく、扶養費、補助費は小さくすることに配慮し、歳出削減総額３億3,500万円の議会側の案として政策提言いたしました。また、歳入増収面において、今後の行政改革の着眼点、あるいは参考事例として人口増や観光に関する等６グループ、42項目を提言しました。執行部は検討チームを設け、特別委員会策定案を考慮し、行財政改革に関する計画並びに緊急行財政改革決定事項を策定しています。

この結果、平成17年度の一般会計の決算において、財政力指数0.683を初めとし、経常収支比率、経常一般財源比率、公債費比率、人件費比率の全ての項目で改善が見られました。この行財政改革は、当時の小泉代議士に高く評価していただき、皆野町、長瀞町の参考指針ともなりました。熊本県の植木町議会の視察もありました。以上、平成16年３月からの行政改革の経緯を述べました。このことを背景に、要旨明細に従い質問いたします。

要旨明細（１）、行財政改革についてどのように考えていますか。

要旨明細（２）、平成16年度の緊急行財政改革についてどのように認識していますか。

（３）、平成16年３月、横瀬町が自立の道を選択したことにより、緊急行財政改革が行われました。この緊急行財政改革において、まず隗より始めよということで、議会は議員定数の削減、議員報酬の減額を、執行部側は町長、助役、収入役の３役の給与の減額、そして収入役の廃止を行いました。現町長の就任以降どのようになっていますか。

以上、壇上での質問を終わります。

○小泉初男議長　ただいま10番、関根修議員の一般質問中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後　２時５２分

再開　午後　３時０７分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、関根修議員の質問１、地域医療についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長　私のほうから質問事項１、要旨明細の（１）番です。市立病院の現状について答弁をいたします。

ご指摘のように、横瀬町には公立病院ございません。秩父市立病院は、医療分野において重要な病院でございます。また、救急医療におきましては、秩父市立病院、秩父病院、皆野病院３病院で担当しており、特に秩父市立病院では年間190日担当していただいております。市立病院のほかにも、秩父地域には71の医療機関がございます。それぞれ地域医療にご協力をいただいております。

さて、秩父市立病院の現状でありますが、市立の病院でございますので、詳細までなかなかわからない部分がございまして、ご理解をいただきたいと思います。市立病院は、1966年開設で、内科、外科、泌尿器科、整形外科、脳神経外科、小児科、麻酔科、循環器内科、消化器内科を診療科とする秩父医療圏における数少ない病院でございます。病床数は165床となっております。医師は19人でございます。看護師が118人、事務職員が12人、そのほかに薬剤師、放射線技師などスタッフ総数は190人でございます。収支の状況でありますが、市立病院の広報紙「しばざくら」によりますと、平成28年度の決算の収益でございますが、29億6,738万円、対します費用ですが、30億312万円となっております。当年度の純損益3,573万円のマイナスであります。なお、収入のうち１億9,658万円が一般会計からの繰入金であります。

次に、問題点でありますけれども、直接聞き取りをしておりません。ですが、秩父市報の秩父の医療現場からという記事で、市立病院の勅使河原院長の記事がありました。その記事には、地域医療の現場では、医師及び医療関係者の確保が大変な状況があり、日常の診療業務に加えまして救急医療業務に当たるマンパワーが慢性的に不足しているとありました。この医師を初めとする医療関係者不足は、市立病院に限らず、秩父地域全体の問題となっており、秩父医療協議会の設立となっているものと思います。

次に、要旨明細の２番、横瀬町民の市立病院の利用状況、それから利用時における差異について答弁いたします。町内には医療機関がございますが、町民の方、市内を初め秩父地域の各医療機関で診察、治療を受けているものと思います。その中で秩父市立病院の利用状況、平成28年度の実績でありますが、外来と入院、これにつきまして市立病院に伺ったところ、外来患者の延べ人数は７万7,586人、そのうち横瀬町の方は6,646人で8.56％であります。次に、入院患者の延べ人数でありますが、３万5,331人、うち横瀬町の方は4,081人で、11.55％でありました。

次に、ご質問の利用時の差異についてでありますが、秩父市のホームページによりますと、バス、トイレつきの個室Ａ室は、１日につき市民の方は5,400円、市民以外の方は8,100円であります。バス、トイレのないＢ室は、市民の方が3,240円、市民以外の方は4,860円であります。以上のように、市民の方と市外の方との個室の使用料の差があるようでございます。

続いて、要旨明細の３番目の今後の地域医療に関し、秩父市との協力関係についてでありますが、秩父圏域では勤務医、看護師を初めとする医療スタッフが不足し、地域医療の影響が心配されております。このことから、議員ご指摘のありましたように、秩父地域１市４町で定住自立圏構想の枠組みの中で地域医療の問題を秩父地域全体の問題として取り上げ、医師、医療スタッフの確保、救急体制の維持、予防医療やリハビリテーションの充実に取り組み、それを推進するため、秩父医療協議会が組織されました。会長は秩父市長であり、事務局は秩父市の保健医療部地域医療対策課内に置いております。この秩父医療協議

会は、各市、町から財政支援をしておりまして、救急医療の支援や研修医の受け入れ、それから産科医の支援等を行っております。

なお、救急医療支援につきましては、秩父広域市町村圏組合から、先ほど申し上げました３病院に対しても補助を支援しております。そのほか休日診療所の運営事業や在宅当番医の運営事業、それから小児初期救急運営事業等につきましては秩父郡市医師会へ委託し、支援をしております。医師及び医療スタッフ不足は、地域に必要な医療が欠けてしまうことにつながります。この問題は秩父市だけではなく、１市４町、秩父地域全体で協力し、推進したいと考えております。

以上であります。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　地域医療について２回目の質問をいたします。

市立病院の現況について、小泉課長よりるる説明がありましたが、僕がちょっと友人を通じて、秩父市民の友人を通じてちょっと質問書を提出いただいて、回答を得て、僕も同じような資料を持っております。市町村の患者数ということも全く同じ、これ資料なのだなと思いますが、秩父市が病院の経営収入以外に、実は病院事業会計負担金と病院会計補助金を合わせて大体２億1,500万円程度拠出しております。秩父圏域内の自治体からの負担金は全くありません。秩父広域市町村圏組合からは1,728万円ありということで、これは定住自立だか何かわかりませんけれども、そういう秩父市町村圏組合からの補助金があります。定住自立圏からの補助金はなしと、そういう回答なのですけれども、秩父医療協議会からは1,593万円で、うち360万円が県費という、そういう回答をいただいております。秩父市立病院では、病院の今後を検討するために、病院を広域化することについても調査検討が必要であると考えているという回答をもらっております。

以上のことから、実は私は常々こういう横瀬町みたいなコンパクトな、形的にはすごくまとまったところに居住地区があって、今まで恵まれていることに個人病院も幾つか集中的にありました。私ごとであれですけれども、その一翼も担っていたわけですけれども、なかなか個人で病院を経営していくということは、少子化に向けてかなり困難です。代々医師をつくるというのは至難のわざであります。それは痛感しております。もともと自分は、私の考えでは、病院というのはステーションがあって、要するに消防と同じような、消防署とか警察ですか、ああいうのと同じように診療所が点在していく。毎日ということではないですけれども、そういう形をとって、それに開業医が同じような参画をしていくというのが理想かなと。半分公的な、そういう施策が必要なのだなと思います。

以前医療費の削減ということで、西会津町という山間部の町に行政視察に行ったことがあります。そこは開業医がいない地区であります。東北大学だか、福島県立医大の両方だったかと思うのですけれども、診療所があります。週に３回か４回。そのかわりに電話回線だったと思うのです。今だったらコンピューターでできると思うのですけれども、独居老人だとか、そういう問題を抱えている人の家に血圧、体温、心拍数だとか、そういうのが送られるようなシステムになっていました。これは、過疎対策費、過疎地の対策、過疎債ですか、そういうのが優先的に出るような、要するに過疎地のほうは逆にそういう優遇措置があって進んでしまっているのです。それがもう十何年前の話です。今だったら、独居老人だとかそうい

うところに、ネットを使って日々のデータを送れるなんていうことはできると思うのです。だけれども、なかなか町長も非常に費用の問題だとかいろんなことで、これはなかなか難しいことかなとも思うのですけれども、今後はそういう方策をとる必要があるのかと思います。

何しろ中核の秩父市立病院がもし、銚子の病院でしたか、ああいうふうに破綻してなくなってしまうとか、運営が難しいという可能性が出てきた場合に、要は報告のとおり、１割強の11％程度の入院患者がいると。通院は８割。10％ぐらい。秩父市が一般会計から２億1,000万円程度出しています。そうすると、その１割ぐらい。僕は医師１人当たりの給与分と思っていたのですけれども、そこまではいかなくても、通院者とか利用者が１割程度ということですから、その１割程度を病院会計法だとか企業会計法だとか、そういういろんな制約があるのかとは思いますけれども、横瀬側から補助金なり拠出金なりをしたらどうかなと思っていました、実は。その見返りに差額ベッド代がありますね、個室の差額ベッド代。個室に行かざるを得ない場合もあります。3,000円ぐらい、2,000円、3,000円の違いですけれども、それを市民と平等にしてもらうとか、そういう条件をつけて協議していくことがまず第一歩かなと思います。これは定住自立とか、よその町村と足並みをそろえる必要は、僕はないと思っています。利用者から考えて、当然１割負担ぐらいは一般会計から補助金を出していくのは当然かなと思います。ちなみに、身内に千葉のほうの市立病院に勤めていた方がいて、その市立病院の周辺の市町村からそういう拠出がある場合もあるということも聞いております。

ですから、これは質問というよりも、そういう要望的なところもあるので、ぜひ今後秩父市側と協議して、そういう申し入れを早期に行っていただけたらなと思います。このことが、やはり前段に言った相互の信頼関係だとか、自治体間のきずなだとか、そういう一番根本の生命の安全ということですから、そこからつながるのではないかなと考えております。一応そういう見解を先に述べてしまいましたけれども、今後積極的にかかわってもらいたいと思うのですけれども、そういうお気持ちがあるかどうか、町長にお聞きしたいと思います。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　市立病院に関しましては、財政的にかなり厳しい状態にあるということ、秩父市から大きな拠出があるということ、そして医療従事者の現時点でも結構しんどくて、先々さらに厳しくなるであろうということは想定されているということは十分認識しています。

それを受けて、実は先日も広域の議会におきまして秩父市の市議会議員さんから、市立病院の広域化は検討できるか否かというような問題提起はありました。今秩父市では、その議論が起こっているのはそのとおりだと思います。私も思いますけれども、ただ乗りはいけないのだと思うのです。だから、例えば秩父市民と横瀬の町民が差額ベッド代を含めて同じ待遇になるということは、やはりそれなりの負担は必要だろうというふうに思います。ただ、一方で今のデータもそうなのですが、これ秩父と横瀬で完結する話でも多分ないかなというふうにも思います。それは特に外来のところ、横瀬の町民割合は8.56％ということは、大体秩父郡市で10万人口の8,400ですから、それとほぼ同じ。ということは、小鹿野の人や皆野の人も多分それなりには使っているであろう。それから、横瀬もこれは市立病院だけではなくて、小鹿野を

使う人もいるし、それから最近は国際医療センターも多いです。その辺を含めて、何が横瀬町民にとっていいのか、あるいは広域の医療として何がいいのかということは考えていく必要があろうかなというふうに思います。今の差額ベッド代の部分と横瀬が拠出、今おっしゃられた１％、二千数百万円というだけだと、ちょっとなかなか合わないかなという気がします。これが１つと。

それから、これからは期待できるのは、全国医師不足になります。未来のことはわからないわけなのですけれども、テクノロジーの進化がそこを埋めていくという可能性はあると思っています。来年度予算にまた改めて施政方針でもご説明を申し上げたいと思うのですけれども、子育てオンラインというサービスを来期入れようと思います。これは、夕方６時から10時まで、一般の医院が閉まった後にスマホでお母さんの相談に医師が対応して乗ってくれるというサービスなのですけれども、そこを考えています。医師不足というのがボトルネックになるのだとすると、そういった取り組みは非常に可能性があるのではないかなというふうに思っていまして、かつ横瀬の住民の皆さんの不安の解消の一助にもなるのではないかなというふうに期待をしております。いずれにせよ、関根議員から大変貴重なご提案もいただきましたので、その辺の観点も踏まえて、もろもろ検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　なぜこの質問をしたかといいますと、市立病院の存在というものを幹部の方に再認識してもらって、それで今後どういうふうにおつき合いするのが最適かということを考えてもらいたいということが主眼であります。

実は、僕は合併推進協議会のメンバーだった時期に、医師不足のことでちょうど自分の息子が研修医になるところだったものですから、息子に聞いたことがあるのです。医師はお金を高く積んでも集まりませんよと。当時秩父市長になりたてで、友人でもあるので、個人的には雑談で、「関根、市立病院に指導医がいないんだよね」。指導医は、Ｓ先生が指導医だったのだけれども、いなくなってしまったのです。そうすると、研修医が受け入れられない体制なのです。当時総務省から出向していたＴさんに、審議会のフリーの席で、何も議長が言うすきはないのですけれども、日ごろ友人である市長が言っていたことをそこで構わず言ったのです。指導医がいないのですよと。ということは、若い医師が来て、秩父を選択する機会がないのです。ですから、その辺を、Ｔさん、どう考えていますかと言ったら、その後それを検討していきますということで、Ｔさんの在任中に秩父医療審議会かな、提案して、小鹿野町で経験しているＯ先生の家庭医の、家庭医というのですか、それのやっていることがテーマで、研修医の資格がとれるのではないかということを、当時県の厚生関係で職員していた方が、名前は忘れましたけれども、城西大学の先生になっていて、その方が検証して、そういう形でという方向性が進みました。だから、無駄なことでも言うものだなと、思っていることはやっぱり言わないとだめだと。だから、横瀬側から投げかけるということも大事だと僕は思います。それはどの程度のことかは別として。

やっぱり医療のさっきの子供の、町長が言った件、すごくいいことだと思います。だから、やっぱり夜熱が出たときにお母さんは不安になります。夜行けないと。では、すぐ救急車だという話になってしまいますけれども、そういう点で安心に暮らすための基本がそこにあると思いますので、ぜひ進めてもらいた

いと思います。これは要望で結構です。

○小泉初男議長　以上で質問１を終了いたします。

次に、質問２、高齢者サロンについてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長　質問事項の２、要旨明細１の高齢者サロンの実施状況について答弁をいたします。

誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり、これを推進しておりますが、そのためには地域のつながりが大切だと考えております。地域の人が気軽に立ち寄れる居場所づくりを進めることが効果的と考えまして、サロン活動、これが各地で取り組まれております。当町の高齢者サロンでありますが、住民の方が主体となって組織し、運営をしている団体は６団体であります。まず、芦ヶ久保地区でありますが、アスガキボウ委員会が主体となって行っておりますおたっしゃクラブ、月１回、芦ヶ久保の活性化センターで活動しております。平均の参加人数、40名ほどだと聞いております。根古屋地区では、根古屋老人クラブが主体となって行っております武甲サロン、これも月１回でありまして、第３区公会堂において活動しております。参加人数は平均で27名と伺っております。中郷地区では、中郷老人クラブが実施主体となって行っております中郷地区高齢者サロン、これも月１回、町民会館の喫茶室において活動しておりまして、参加人数は平均で30名ということであります。川東地区では、川東老人クラブが実施主催となっておりまして、川東喜楽会、月１回ということで、12区公会堂において活動しております。参加人数は平均で45名ということです。宇根地区では、よつばクラブが実施主体となって行っておりますよつばクラブ、月１回ということで、美希という店舗内において活動しております。参加人数は平均で10人ということであります。川西地区では、15区が実施主体となって行っておりますいちごクラブ、月１回で、15区公会堂において活動をしております。参加人数は平均で30名であります。いずれの地区でも、住民団体が主催し、実施しております。実施内容は、参加者同士での交流で、お茶を飲んだり、体操や歌を歌ったり、健康に関する講話等を行っているのが実態でございます。

次に、要旨明細の（２）、今後の展開についてでありますが、町では一般介護予防事業として各サロンに運営費の補助を行っております。今申し上げましたサロンは、いずれも地区の住民の方々が主体となって組織し、運営をしているサロン活動であります。高齢者同士の見守り活動にもなるものであります。今後も他の地域でも活動が広がっていけばと期待をしております。住民の皆さんが、地域活動として地域でできる範囲でのサロン活動に対し、運営費の支援を今後とも行っていきたいと考えております。

以上であります。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　ありがとうございました。

各地区で月１回程度ということなのですけれども、中郷については月１回ではないですね。週に２回ずつ、ホワイエでやっているので。ここに資料もありますけれども。月１回、30名程度というあれでしたけれども。それはそれで結構なのですけれども、実は東日本の大震災以降、僕も南三陸町だとか気仙沼だと

か陸前高田市なんかに十数回、支援物資を運搬して、仮設住宅を訪問した経験があります。訪問時に聞いたことなのですが、実は女の人のほうがコミュニティーに溶け込みやすい、順応しやすいのです。僕が行くと、いろんな手仕事だとか、ティッシュケースだとかつくったりとか、人形つくったりだとか、編み物をしたりとか、いろんなツールがあるのです。でも、男性のほうはなじみにくくて、大体引きこもり状態になって、特に仕事を一生懸命やってきた人ほど引きこもり状態になっているという状況があります。これは、多分仕事症候群というのではないですけれども、多分女性のほうが年をとったときに、コミュニティーに溶け込んでいける要素というのが性格的にあるのではないかと。男のほうはどうしても職場に行っていたのがこっちに戻ってきているという感じから、やっぱりこれと同じような状況があるのではないかなと思います。震災の場合には７年にも及んでいますので、実は仮設住宅の中で孤独死が絶えない状態にあるということ、ふえているということであります。ですから、独居高齢者の実態を十分把握し、居場所づくりのシステムを構築することが、こういう地域社会でも重要なのではないかなと思います。１日１回は少なくとも会話する。行政が積極的にかかわるべきなのではないかなと思います。

そして、先ほど述べた孤独担当相ではないですけれども、人と人と結びつけるコミュニティー活動に対して、金銭的な助成をするという英国の取り組みなのですけれども、当町のような基礎的自治体のほうが実は少額で月に１回とか２回ということだったら、本当に少額でできるのではないか。むしろ実現可能ではないかなと思うのです。だから、できればもうやり手がいないとか、いろいろあるかもしれないですけれども、その辺はどういう意味でやるのだという説明をボランティアに説明しながら、多少金銭的援助をしながら、高齢者サロンの推進をお願いしたいなと思っています。その辺どうにお考えでしょうか。

○小泉初男議長　ただいまの再質問する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長　まずは、先ほどの説明の中で中郷のサロンの回数につきまして誤りがありました。申しわけありません。月１回と申し上げましたが、週２回ということでございます。申しわけございませんでした。

それから、今の居場所づくりで必要というようなことでお話がありました。少額の支援でというお話でございますが、なかなか横瀬町の財政規模で今の支援金額を続けていくのは大変かなと。秩父地域の中で横瀬の補助額は一番高いほうであります。そういう部分での補助体制については、今後継続して持続可能な補助制度を続けるには、見直しが一部必要なのかなと考えております。

それから、ボランティアの方の協力というのはもう必要なことは重々わかっております。そういう部分でのこちらからのサポート、どんなことができるかは今後検討していきたいと考えております。

以上であります。

○小泉初男議長　町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　では、私のほうから補足をします。

まず、高齢者サロンの運営状況なのですが、今実働６つになっています。ないのは苅米なのですけれども、苅米は福祉センターがあるので、割とそこが機能しているところがあるので、実質的には７地区に一

応拠点ができつつあるというような状況で、地区によってやり方とか頻度は違うわけなのですけれども、活発には活動していただいている。

それと、孤独に対してということでありますと、横瀬町は見守りネットワークがあります。今、すみません、正確な数字はないのですけれども、ざっと400名ぐらいですか、400名ぐらいの見守られる方がリストアップをされていて、その方たちを見守るというような体制はできてきています。なので、比較的網の目は細かくできてきているのかなというふうに自分は考えています。加えてなのですけれども、先ほど関根議員がおっしゃった男性のほうが入りにくいというのは、実は我々もそういう認識をしておりまして、それに対してこれも平成30年度に新しい取り組みなのですが、アクティブシニアを支援するという取り組みをします。これは、県の補助金をいただいてやる事業なのですけれども、具体的には特に勤めていて引退したような方、だから60代の男性ぐらいをメインターゲットにして、社会参画を促すというようなことを来年度からちょっと注力してやってみようかなと思います。それらいろいろなことを組み合わせて、少なくとも横瀬町から孤独がなくなるように、我々も努力をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　３回目ということで、施設がなくても孤立する高齢者、孤立する若者を支援する手段はいろいろありますということで、実は孤立するお年寄りの力になるにはとか、そういうちょっと資料があったもので、話そうと思ったのですけれども、時間がちょっと次のに行かなくてはなのですけれども、一例を挙げますと、話しかけてみる、立ちどまってゆっくり話す、急がせない、実際に相手の役に立つことを手伝う提案をしてみる、買い物、郵便投函、処方箋の受け取り、犬の散歩など、あとは美容院や図書館や病院に運転していってあげるとか、具体的にそういう項目を挙げて、７項目ぐらい書いてあります。これには、孤立する若者、社会不適合という言い方をしますけれども、なかなか住みづらい、生きづらいという子たちもいます。そういうことについても、まず声をかける、直接会う、電話で話をしようと提案するとか、短いおしゃべりでもオンラインのやりとりで何らかの形で会話をするとか、いろいろあります。一見活発で充実した暮らしをしているように見える人でも孤独感を感じている人もいるとか、そういうことが書いてあるのです。このような事例で、住民の個々が認識するような活動を広めるシステムをつくれば、啓蒙していけば、信頼関係の再構築、最初に言った、いわゆる社会資本になるわけです。そういうものの再構築につながるのではないかということで、お金をかけてもかけなくても、高齢者や社会的弱者にも優しいまちづくりができますよという提案や要望なのですけれども、これは答えてもらわなくても結構です。次の質問ができなくなってしまうので、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　以上で質問２を終了いたします。

次に、質問３、行財政改革についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　私からは、質問事項３のうち要旨明細の１と２につきましてご答弁を申し上げます。

まず、要旨明細の１、行財政改革についてどのように考えていますかというご質問でございますが、行財政改革につきましては行政機関としての町が、効果的で効率的な行政運営を行いながら、あわせて財政の健全化を実現するためにさまざまな取り組みを行うことと認識しております。当町におきましては、昭和60年度からこの取り組みを始めており、現在平成27年度に策定しました第６次横瀬町行政改革大綱に基づき、引き続き全庁を挙げて行財政改革に取り組んでおります。

この大綱は、平成27年度から平成31年度までの５年間を計画期間として取り組んでいるもので、３つの基本方針を掲げております。基本方針の1つ目としては、持続可能な財政運営の確立としまして、歳出削減や自主財源の確保等に取り組んでおります。基本方針の２つ目としましては、安定的な組織体制の構築としまして、人材育成や窓口サービスの向上等に取り組んでおります。基本方針３つ目としましては、効果的、効率的な業務運営の推進としまして、民間委託の検討等に取り組んでおります。以上の３つの基本方針が第６次横瀬町行政改革大綱の骨子となり、当町の行財政状況を改善させるべく、総合的に取り組みを推進させるための大綱となっております。

続きまして、要旨明細の２、平成16年度の緊急行財政改革についての認識につきましては、緊急行財政改革推進方針というものが平成16年９月に策定しております。この時期、現在と同じように国も地方も財政的に厳しい状況に陥っていました。そのため自治体では、国が推進する三位一体の改革について、補助金の削減や交付税の減額等の動向に神経をとがらせていたころでございます。その当時の町の財政状況につきまして、財政調整基金の残高を参考に見てみますと、平成16年度末の財政調整基金残高は３億8,562万3,000円でございました。その翌年、平成17年度末の残高は２億8,062万3,000円という金額で、この金額につきましては財政調整基金の年度末残高としましては、ここ20年間のうちで最も少ない金額でございます。このような厳しい財政状況の中、当町は住民投票の結果により、市町村合併をせず、自立の道を歩むことを決めたわけでございますので、健全財政の維持が至上命題となっておりました。

次に、緊急行財政改革の概要についてでございますが、平成16年９月１日付で緊急行財政改革推進方針を策定しております。その中で改革検討項目として67の事務事業を掲げて、26人の町職員が４つのグループに分かれて調査検討を重ねました。それらの結果、67の改革検討項目のうち、現在に至るまでほぼ９割に当たる60ほどの事務事業について、指示事項の実施または改善が進んだところでございます。町の財政を健全に保ち、行政サービスの質の向上を図るということが町の使命でございますので、このときの緊急行財政改革の考え方を今後も将来の長きにわたりまして、横瀬町を持続可能な町にできるよう取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○小泉初男議長　総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　質問事項３、要旨明細３について答弁をさせていただきます。

私からは、緊急行財政改革における決定事項以降の町長等の給与条例の改正の流れについて説明をさせていただきます。横瀬町長等の給与等に関する条例につきましては、横瀬町緊急行財政改革決定事項により、平成17年１月から条例に規定する給料月額を町長において68万8,000円を59万1,000円に、当時の助役において59万4,000円を55万円に、当時の収入役において55万3,000円を53万円に、教育長において54万

3,000円を52万1,000円に引き下げております。また、平成17年４月から特例条例において、条例に規定する給料を町長において月額５万9,100円、助役におきまして月額３万250円、収入役におきまして月額１万5,900円、教育長において月額１万420円を引き下げました。特例条例につきましては、２年間の時限立法による改正をお願いいたしまして、平成27年１月23日で条例のほうは失効している状況でございます。

次に、特例条例を制定し、効力を失うまでの削減額について申し上げますと、総額で1,633万6,017円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　時間が迫っていますので、行革について。

今回なぜ平成16年当時の行政改革に触れたかというと、当時は国の方針で合併が推進されたことにより、当町が合併せず、自立の道を選ぶということは、国の指針に反するという選択でもありました。財政支援が受けられるのか、交付税はどうなるのかと、行政運営にとって不安材料が山積していました。この危機的状況下で執行部、議会が一致してこの難局を乗り越えたという事実が過去にあったということを再認識していただきたいということであります。

今日では地方財政の状況が好転しているかのように見えますが、地方財政の状況は当時よりもさらに厳しい状況下にあると思います。政府のさじかげんでいかようにもなるのだと考えています。全国町村議長会の理事となり、専門委員の委員となった折に、学識委員の一人の方に、横瀬町は合併しなかったそうですね、正解だったですねと言われました。その方は、合併推進当時、総務省で合併推進をする立場で働いていた方で、個人的には合併推進に疑問を持っていたそうです。退官後、大学の教授となり、小規模自治体の集まりである全国町村議長会の知恵袋として活躍されています。国の方針だからではなく、町自身の判断が大事であるとそのとき感じました。

私の持論は、報酬問題ですが、首長の報酬を公約として掲げることに違和感を持っています。それは、政策論争はその１点に集中し、他の政策がぼかされてしまう傾向があるということ。いわば公的買収に等しいのではないかと考えています。しかし、首長になり、財政を熟知し、報酬減額に至ったならば、それは立派な政策であると思います。行政改革などを実施するときには、みずから率先してその意気込みを見せることは必要であると考えます。今後行財政の改革が必要であるときに、どのようにこのことを扱いますか。町長にお伺いします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　まず、行財政改革に関しましては、その考え方として非常に大切だと思っています。不断の見直し、チェックが必要だろうというふうに理解しています。

平成16年の緊急行財政改革につきましては、やっていただいた結果、今の引き締まった横瀬町の運営状況があると思っていますので、これを私はベースに考えていきたいと思っています。今日、私の報酬でいきますと、条例の中で明文化された報酬としては、埼玉県で一番低い水準です。横瀬町の財政規模、それ

から運営状況を考えますと、私はそれは適正だろうと思っていますので、この水準での運営を今は考えています。

平成16年当時と今の違いをあえて言うならば、優先順位の違いだろうと思います。例えば企業に置きかえて考えますと、再生途上にある会社あるいは更生途上にある会社は、コストカットが至上命題になります。しかし、ゴーイングコンサーンというのですけれども、継続している企業の優先順位は会社の存続、利益の追求だったりで、会社がよくなるための手段としてコストカットというのは存在します。なので、今は私はそういう意味では、横瀬町は厳しいですけれども、会社更生の途上にあるような、それを最優先させなければいけないような状況にはないと思っています。

そのメルクマールとなりますのは、私はやはり年度のプライマリーバランスです。例えば行財政改革当時のように、毎年毎年大きな金額で財政調整基金を食わざるを得ないというような状況になったら、それは必要なのだろうなというふうに、ざっくり言うとそうに考えています。したがいまして、必要な状況があれば、そこまでは踏み込むということも必要だと思います。しかし、今は埼玉県で最低水準の給与水準で横瀬町は継続運営していくという姿が適切だろうというふうに理解しています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　今の報酬については、必要なときはすべきだということに解釈しております。ですから、そのように実行してもらいたいと思います。そういうときは。

総まとめで言うと、やっぱり温故知新ということがあると思うのです。先例を見て、それをうまく活用するということなので、答弁としてはね。実際にそうにしていただきたいと思います。ここに冊子ありますけれども、これかなりよくできています。と思います。だから、これは執行部側が最後にまとめた冊子であります。ですから、執行部側のほうが２億ちょっとなのです。議会側が３億5,000万円。だけれども、２億幾らでとめております。もう一つ課題なのは、行政の委員があります。委員の報酬を実は１時間半ぐらいで6,000円も7,000円もやるのはおかしいということで提言したことがあります。その辺をもう少しカットしていけば、さっき小泉さんが言ったように、今の財政状況ではなんていうことではなくて、実際の困っている方に配分ができる。そういうこともできる可能性があるのです。だから、本当に費用弁償ぐらいで済む。僕が前国保の運営委員会なんかやって、１時間もかからないのに来ると6,000円ぐらいもらえて、これ何なんだと思って、素人目には何だと。一般の人は知りません、実は。その行政の委員になって初めてわかる。そういうものがあった。情報公開ですから。情報公開しても、実は興味ないから見ないですよ、そういうところ。見ない人のほうが多いのです。だから、皆さんはわかっているわけだから、どこが削減。それを半分ボランティア的要素でやってもらいたいということならみんな理解しますので、そういうところをこういう行財政の改革の一考として考えてもらって、特にそういう老人問題だとか子供問題にお金がかかるわけですから、これからますますかかるわけですから、そっちに充てていくということを要望したいと思います。

ちょっと長くなりました。ありがとうございました。

○小泉初男議長　以上で10番、関根修議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長　次に、３番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

３番、阿左美健司議員。

〔３番　阿左美健司議員登壇〕

○３番　阿左美健司議員　改めまして、皆さんこんにちは。３番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。今回の質問は大きく２つです。

まず、１つ目ですが、町が発注する入札による契約と随意契約について、考え方について質問いたします。町が発注するさまざまな契約は、そのまま町民の生活に直結します。住民サービスとして町民が受けるもの、また町内業者が契約当事者になる場合は、町民が納めた税金が町内に循環し、経済のプラスになります。したがって、契約手続に当たっては、きちんとした手順を速やかに行わなければなりません。件数も多く、その事務手続に当たっては職員の皆さんもご苦労されていることと思います。

そこで、お聞きしますが、入札による契約と随意契約について、それぞれ一長一短があると思います。それぞれの契約形態について、メリット、デメリットをどのようなことがあると考えるか、お聞かせください。

次に、２つ目ですが、昨年３月議会でもお聞きいたしましたが、横瀬小学校、横瀬中学校の学力向上の取り組みについてです。平成29年度の全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の結果が出ています。この２つの調査は、全国学力・学習状況調査が小学校６年生と中学３年生の２学年が対象で、教科は国語と算数、数学で、それぞれ知識中心のＡと活用中心のＢです。埼玉県学力・学習状況調査のほうは、小学４年生から中学１年生が国語と算数、数学、中学２年生、３年生が国語、数学、英語です。昨年の結果は、全国調査では中学３年生の数学Ｂ以外は全国平均、埼玉平均を下回ってしまいました。県の調査でも、中学２年生の３教科、国語、数学、英語と中学３年生の数学以外は県平均を下回っており、よくありませんでしたので、ことしはどうかなと思い、埼玉県のホームページなどを恐る恐る調べてみました。そうしたところ、全国調査では中学３年生が全ての教科で全国平均、県平均を上回りましたが、小学６年生はことしも全国平均、県平均を下回っていました。また、県の調査では、中学３年生の３教科、国語、数学、英語以外、小学校４年生から中学２年生まで、全ての学年、全ての教科で県平均を下回っていました。

そこで、この結果をどのように捉えているのか、そしてこれからこの結果をどのように学力向上に取り組んでいくのでしょうか、その辺をお聞きします。

以上、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　３番、阿左美健司議員の質問１、町発注の入札による契約と随意契約について、町の考え方についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　３番、阿左美議員の一般質問のうち、私のほうからは質問事項１につきまして答

弁をさせていただきます。

町が契約行為を行う上で根拠とすべき法規の主なものは、地方自治法同法施行令、横瀬町契約規則でございます。地方自治法の第234条において、町が契約できる方法として一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りの４つの方法を明示し、このいずれかで締結することと規定されております。それらのうち、競り売りの方法につきましては動産の売り払いに限定されていますので、ここでは競り売りを除く一般競争入札、指名競争入札、随意契約につきまして、そのメリットとデメリットにつきまして申し上げます。

まず、地方自治法において契約締結の基本としておりますのは、一般競争入札でございます。当町におきましても、横瀬町建設工事等入札指名業者選定委員会において、毎年一般競争入札に付すべき方針を定めております。今年度の方針では、予定価格が5,000万円以上の建築工事、そして予定価格3,000万円以上の土木工事については、一般競争入札により契約を締結することと定めました。該当となる工事はありませんでした。一般競争入札は、入札参加資格を持つ事業者であれば、自らの意思で入札に参加できますので、広く多くの事業者が入札に参加できる方法です。そのため一般競争入札のメリットとしては、入札参加への機会均等性、公平性という点ですぐれております。それに伴い、談合の危険性も低くなると考えられます。また、競争原理の働きにより、契約額が許容範囲の中で低価格帯で契約できるという傾向があります。

一方、一般競争入札のデメリットの一つとしましては、入札執行までに長期間を要するという点があります。これは、入札の情報を広く周知させるための時間に多くが割かれます。この手続を公告といいますが、当町においては町の掲示板、ホームページと建設工業系の新聞に掲載依頼をするという方法でこの対応をすることとしております。この公告開始から入札の実施までにかかる期間は、これまでの例によりますと、１カ月以上はかかっております。準備の期間が長いことに伴いまして、人件費も含め費用がかさむというデメリットがございます。また、一般競争入札は価格競争ですので、信用度や誠実度、事業者のクオリティーが低い、そういった事業者が落札するといった心配もございます。

続きまして、指名競争入札でございます。まずメリットとしましては、一般競争入札に比べて入札執行者の町が、受注希望者の能力や信用などを指名の段階で判断することができるという点が考えられます。また、一般競争入札に比べて、契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができると考えられます。一方、一般的には、参加業者が固定されやすいこと、それに伴い談合を誘発する危険性があるということが指摘されております。ただし、当町においては、選定の基準を設け、公正で公平な入札が執行されるよう手続を行っております。

続きまして、随意契約でございます。メリットとしましては、特定の技術や経験を必要とする業務や契約の目的物に代替性がない場合等、特定のものと契約しなければ目的を達成することができないとき、その目的に照らして競争入札が適当でない分野などにおいて有効な方法と考えられます。実績等をもとに十分な信用と履行能力を持っている契約相手を選ぶことができ、比較的短期間で、手続の負担も軽くて済むという点がメリットと考えられます。また、一方で契約相手の固定化、公正な手続の確保、目的に照らした適正価格の判断等が課題とされています。当町におきましては、契約の目的を十分に検討し、地方自治法施行令で定めている条件に適合する場合に限って随意契約を行っており、また今年度随意契約のガイド

ラインを作成し、今後とも適正な運営に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　課長、ありがとうございました。

私も地方自治法第234条、地方自治法施行令第167条、それぞれ条文を確認して、それと横瀬町契約規則なども確認させてもらいながら、どういうメリット、デメリットがあるのかなというふうに私なりにも考えていました。そうしたところ、今の課長の答弁のとおり、やっぱり入札と随意契約、それぞれメリット、デメリット、私の考えていたものと一致していましたので、その点では安心をいたしました。ありがとうございました。

それで、一般的なことですけれども、随意契約というと一般的には余りイメージがよくないというふうに考えております。ただ、先ほどの答弁にもありましたが、時間の問題ですとかを考えまして、あと職員の方の手間の問題ですとか、契約の時間とかいろいろコストを考えますと、私はそれほど、金額にもよりますが、余り悪くはないのではないかなというふうに私も考えております。また、最高裁判所の判断でも随意契約の長所として、手続が簡略で経費の負担が少なくて済み、契約の目的、内容に照らし、それに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手を選定できるということで、長所というか、メリットを認めています。

そういうところで、それを前提にちょっとお聞きしたいのですけれども、また私先日、横瀬町情報公開条例に基づきまして平成28年度の随意契約の一覧表を、定例監査の総括資料を請求しまして、これで平成26年、27年、28年、３年度分がそろって見てみたのですけれども、それでまたちょっと数字を計算してみまして、平成26年度の随意契約の件数、累計金額が、平成26年度が件数が208件、累計が１億9,736万円、１件当たり94万円、平成27年度が196件で２億4,982万円、１件当たり127万円、平成28年度が167件で３億1,793万円、１件当たり190万円です。件数が208件、196件、167件と41件減っています。累計金額が１億9,736万円、２億4,982万円、３億1,793万円と、約１億2,050万円ふえています。１件当たりにしますと96万円ふえています。３年間で倍増です。この金額は、長期の５年契約なんかの分に関しては年度で案分して計算しています。平成28年度のよこらぼのリクルート関係の2,611万円はこれを引いていますので、リクルート関係を入れるというともっと大きくなってしまって、１件当たりが200万円を超えます。

それで、これが随意契約ですけれども、また今度は入札のほうの金額を拾ってみました。平成26、27、28年、３年間ですが、平成26年が入札件数が87件で６億8,428万円、平成27年が53件で５億4,511万円、平成28年度が43件で３億2,185万円、件数が87件、53件、43件と半減です。金額も６億8,428万円、５億4,511万円、３億2,185万円と、３億6,424万円減って、こちらも半額です。これで考えてみますと、３年間で入札の推移で見ると、入札件数、入札金額が減って、その分といっては何ですけれども、入札ではなく、随意契約の累計及び１件当たりの金額がふえています。それと、前回でも、去年も質問しましたけれども、１件当たりこの190万円という随意契約は、全てそれが町長決済になってしまっている金額になってしまいますので、本来入札でやるべき契約が随意契約に回ってしまっているというふうなことに思ってしまうのですが、先ほどの随意契約のメリットは確かにそこでありますが、そのような要因は何か考えられますで

しょうか。

それとまた、先ほど最高裁の長所のほうは話をしましたが、短所として、先ほどもちょっと課長も触れてはいましたが、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるとしております。去年も清水前副町長からは役務の提供でしたり、電算システムの関係などがあるので、一概に単純に件数で割った数字にはならないという答弁をいただきましたが、１件当たりの金額が３年前と比べて随意契約が倍になっていますと、一概に去年の清水前副町長の単純に数字にならないということも、そういうことではないとちょっと考えてしまうのですが、どのようなお考えがあるでしょうか。

それと、入札の契約の町のホームページを見ている中で、入札が不落になったものも幾つかというか、あるのですけれども、その不落になった契約というのはその後どういった処理をしているのでしょうか。まさか町として入札するのですから、何か事業とか、そういった意図があってするのだと思うのですけれども、その後どのような決まりで扱うのでしょうか。不落だから何もしないということはないと思います。横瀬町契約規則第31条に、一般競争入札の場合は再入札のことを何日間とかという規定があるのですけれども、指名競争入札に関しては不落の扱いがなかったようなので、その辺ちょっと２点、お聞かせください。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、１点目の平均の金額が高い、年々高くなっているということでございますが、手元に資料がなくて、これは考えられるところからお答えを申し上げます。昨年、前副町長の申し上げた内容ということもありますが、やはり電算システムの関係が、本体のシステムの契約に付随する契約というものが年度ごとに変わってくるのだと思うのですけれども、システムの改修に係るものとか、そういう作業につきましては入札というか、相手方が決まってしまうということがございます。特殊な契約ということで、交渉して可能な限り金額を下げていただいて、その作業をお願いするということがあります。

また、種々の計画を策定する時期が来ますと、その計画策定に今の契約の仕方としましては、プロポーザル方式というものを使わせていただいております。金額が安いから、安ければいいだろうということで契約を結ぶわけではなくて、相手方の提案内容とか、そういうものを評価項目を挙げて、プロポーザルの相手をまず業者を選ぶところから始まって、その評価項目を一点一点評価を上げるわけですけれども、その中で最高の評価点を得たところと契約の交渉をするということで、プロポーザル方式をとることがあります。福祉計画だとか、そういうことなのですけれども、それは毎年あるわけではなくて、その計画を策定する年に当たりますと、そのときだけプロポーザルの契約、プロポーザルは随意契約という扱いになりますので、どうしても平均単価を上げてしまうということが考えられます。考えられるところとしては、そのようでございます。

それから、再質問の２点目としまして、入札で不落になったときの取り扱いでございますが、入札の基準がございまして、その中に照らして行っているところでございまして、指名競争入札をして、１度で予

定価格の範囲内に入らないというときには、その会場でもう一度再度の入札を行います。それで、再度の入札でも予定価格内に札が入らないときは、その入札を閉鎖ということを行います。ですので、その入札については結果が出なかったということになりまして、その場合町ではどうするかということでございますけれども、もし同じ仕様書の内容でどうしても契約をとらなければならないという場合には、不落になった入札に参加した業者は全て次の指名には入れないと。それで、新たに新しい指名業者を選ぶという方法が一つ。もう一つは、不落になった工事につきましては、その工事の内容をまた別の工事とあわせて、別工事として、新たな工事として入札を行います。その場合にも、新たな入札が町にとって財政的とか経費面で負担になるということはないように、そういう配慮をしながら、新たな入札ということで対応させていただいております。その２つの方法のいずれかを選ぶということをしております。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　ありがとうございました。先ほど不落のほうですが、また正規な手続にのっとってやるということでよろしいですね。わかりました。

では、そうしますと、すみません。前職が民間企業の副町長にちょっとお伺いします。民間企業であれば、契約をする場合に社長なり、その担当者の一存というか、考えで契約することがあるかと思います。私も保険の仕事をしながら契約するのですけれども、たまに理不尽なことで契約を持っていかれるということもたまにあります。今の答弁でも明らかなように、横瀬町は正式な手続にのっとってやっているということですので、安心しました。そういったところで、当然町の契約の締結には法令遵守や公平公正、また経済性というところを大事にしながら、担保しながら契約手続をしなければいけないわけなのですけれども、この１年間町政一般を見ていただいたところで、民間の契約手続のぐあいと町の行政のそういった手続の違いといいますか、考え方ですとか、細かな違いというか、独自といいますか、その辺思うところがあれば、ちょっとお聞かせ願えればありがたいのですけれども。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長　私のほうからご答弁させていただきます。

契約関係でございますけれども、基本的には小さい日用品とかそういったものは除くと、基本的には考え方は民間であっても、町であっても変わらないのかなというふうに思いますのと、私がこちらに来てから１年、きちっとやっている町であるということを感じております。民間と町で違うところがあるとすると、やはり手続をある程度は民間は柔軟に、決済権限者、例えば社長が物すごく権力を持っていて、全部社長に寄せるとか、あるいは現場に物すごく寄せて、ただそこでのリスクは全体としてとっていくとか、そういったリスクのとり方の裁量がある程度民間の場合は自由にできる。最後は、ある程度決めていけるということなのでございますけれども、町の場合はそういったところに裁量はございませんので、最低限やらなければいけないことについてはきちっとやりながら進めていくということになります。基本的な構造は一緒ですけれども、その配分の仕方が民間はやや柔軟にやっているということかなというふうに思っ

ております。

ですから、今の契約の手続等につきましても、ガイドラインや規則にのっとって、あとは随意契約については個別に、本当にこの説明でいいかどうかというのは、少なくとも私が見ている分については検討し、必要であれば議論もしながら進めているというところでございますので、そういう意味では大きく差はないのかなというふうには感じております。

○小泉初男議長　以上で質問１を終了いたします。

次に、質問２、横瀬小学校、中学校の学力向上に向けての取り組みについてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長　２の（１）についてお答え申し上げます。

全国学力・学習状況調査では、相対的な位置が確認でき、埼玉県学力・学習状況調査は児童生徒一人一人の学力の伸びを把握することができる調査でございます。全国学力調査は、４月18日に小学校６年、中３を対象に行いました。Ａ問題は、先ほどお話がございましたが、知識、Ｂ問題は活用問題となっております。横瀬小学校の平均正答率は、国語Ａは71％、国語Ｂは53％、算数Ａは72％、算数Ｂは43％でした。この数値は、全国及び埼玉県の平均正答率を下回っております。結果を重く受けとめるところでございます。中学校の平均正答率は、国語Ａが81％、国語Ｂが77％、数学Ａが66％、数学Ｂが51％でした。県及び全国の平均正答率を上回っております。国語Ａ、国語Ｂの２科目が県内でトップで、全国でもトップクラスに位置しております。数学Ａは県内７位、数学Ｂは３位という結果でした。

埼玉県学力・学習状況調査は、４月13日、小学校４年から中学校３年生を対象に実施をいたしました。県学力調査の目的である生徒児童の伸びを見ますと、横瀬町の伸びは県の伸びと同じか、一部が県を上回った結果でした。平均正答率では、まだ県と差がありますが、子供たちは力を伸ばしております。

（２）について申し上げます。学力向上は、例外はあるにせよ、学問に王道なしが基本だと思います。国、県の学力調査等を活用し、力を伸ばした学年の効果的な取り組みや工夫の共有化を促進し、子供たち一人一人の力をしっかりと伸ばすことにつなげたいと思います。学力状況調査では、学年によって差はあるにせよ、傾向として日常生活の場面の中での情報を整理し、自分の考えを回答するような問題の正答率が低い傾向にあります。このような実情を含め、横瀬町ではユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに向けてのパンフレットを作成し、わかりやすく、わかる、できる授業を目指しております。今後も一人一人に伸びを実感させるために、情報機器等も有効活用し、不断の授業改善、個別の支援を充実させて、子供たちの自己有用感や集中力等も高めながら、９年間を見通して学力向上に努めてまいります。そのためには、発達段階に応じて学校がやるべきこと、家庭や地域の皆様にお願いすること等について連携しながら、子供たちに力をつけていきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　教育長、ありがとうございました。それでは、４つ、５つ、追加の質問をさせてもらいます。

今全国調査のほうのポイントを、パーセントをお答えいただいたので、では埼玉県のほうの点数というか、ポイントですが、小学４年生が国語が、埼玉県、公表している自治体が約60弱なのですが、国語がワースト６位、算数が県平均マイナス6.5ポイントでワースト１位、５年生国語、県平均マイナス8.3ポイントでワースト１位、算数県平均マイナス5.7ポイントでワースト２位、６年生国語ワースト21、算数ワースト５、中学１年生国語ワースト10、数学もワースト10、中学２年生ワースト14、数学ワースト15、英語ワースト14、中学３年生、ベストといいますか、上から14番、数学、上から22番、英語は上から20番です。先ほども全国調査、全国トップクラス、埼玉県でもいいほうですという答弁ありましたが、全国ではよかったかもしれませんが、埼玉県の調査になりますと県の平均よりも中学３年生も0.3ポイントから1.2ポイント、ほぼ平均よりちょい上というところになってしまいます。

確かにほかの学年、小学校４年生から中学２年生までよりも中学３年生は確かにいいのですが、これで全国トップクラスと言われましてもちょっと説得力がありません。あと、中学３年生は確かにいいのですけれども、いい学年があったからよかったということを、そちらを言っていただくのではなくて、逆に残りの学年はそれほどというか、ワーストに近いですから、ほかの学年のことをもっと中心に考えていただかなければまずいというふうに思います。また、埼玉県全体ではそういう状況ですが、秩父地区の１市４町で比べてみましても、中学３年生の３教科と中学２年生の数学、英語以外、小学校４年生から中学１年生までのほかの教科ですと、１市４町、５市町のうち全て４番、５番です。来年、今の中学３年生、当然卒業してしまいますので、そうしますと今の小学３年生というか、その下はわかりませんが、要するに全学年、全教科平均点以下というおそれがあり、大変心配しております。

また、これ秩父地区は、今横瀬は４番、５番と言いましたけれども、秩父地区でもそうなのですが、この埼玉県の学力状況調査は、埼玉県の中でもよくない地域というのはもう決まってしまっていまして、北部教育事務所管内です。熊谷からこっち、県北地域です。今までの教育長の答弁でも、横瀬がよくなることは秩父がよくなること、秩父がよくなることは横瀬がよくなることと前回答弁いただいております。皆さんご存じのように、教育長はさまざまな要職を教育界で歴任された上で、今現在横瀬町の教育行政を担っていただいております。この北部地域、秩父地域もそうですが、その辺の事情にも明るいはずなので、お聞きしますが、北部教育事務所内で今までこういった学力について問題視というか、ほかより低いという意識というか、何か対策を打たなければというような、そういった意見といいますか、危機感というか、そういったことは考えたことがなかったのかどうかです。また、これと先生方、ある先生なのですけれども、あるというか、複数の先生が、秩父で勉強ができると、外の学校へ行ってしまうから、余り勉強ができないほうがいいのだという先生もいたのです。複数名、私はそんなことを直接聞きました。そういったことが教育長といいますか、管理職の方なんかは知っているのかどうかということが、その辺がまず一つです。

それと、学力向上に向けて、今年度からタブレットの導入があったかと思いますが。その辺の成果が何かしらあれば、教えてください。

また、私もちょっと調べたのですけれども、そのタブレットの学習効果については、文科省の平成24年の調査で小中学生の4.5％、約20人に１人ぐらいが学習障がいといいますか、発達障がい、学習障がい、ＬＤと言われている子たちなのですが、その子たちに対してはタブレットを学習に使ってもらうとかなり

効果があるという報告も、ＮＨＫやいろんな調査なんかでもされています。なので、よこらぼ、今年度の予算案にも入っておりましたが、もう少し突っ込んで、ほかのところの成功事例ですとか、その辺を研究していただきたいという考えがあるのかどうかということと、あと今後のことなのですが、どうしてもよこらぼということにのっかってやってしまいますと、主体といいますか、責任といいますか、その辺の所在みたいなのが曖昧になる可能性もありますので、その辺どこかで思い切っていただいて、例えば子供たち全員に持たせるとか、特別支援学級の子たちに集中的に持たせるとか、そういったところも、そういうふうなことをしたほうがいいのかなとも思いますので、その辺の今後のタブレットの使い方について、教育委員会のかかわり方をちょっとお聞かせください。

それともう一つです。またちょっと教育長の答弁になってしまうのですが、昨年教え合い、学び合い、高め合うことを通じて、みんなと一緒ならさらに頑張れるという文化が育てばと思っている。また、目標に向かい、常にそこに気持ちを持ち続けられるみずからを律する力、集中力、持続力を身につけられればと思っている。学ぶべきものを大切にしながら、学力の土台を築いていければと思っていると答弁を去年いただいているのですが、１年たちまして、この１年間、これらに向けてどのようなことを教育委員会として学校側に働きかけたりして、どのような効果があったかどうか、教えていただければありがたいです。

それと、先ほどの答弁の中で、地域、家庭のかかわりということもありましたので、今年度、今までサタスタ、土曜日の学習をやっていると思いますが、来年度の実施状況、予定についてお聞かせください。

それで、私がちょっと個人的に考えて、ちょっとあれかなと思うのが、サタスタで教える方々、学校応援団の方だと思うのですけれども、その方々は教職員のＯＢの方もいらっしゃるかもしれませんが、基本的には教育については、私も素人ですけれども、素人だと思います。そういった素人の方が、例えば子供の習熟度合い等レベルがわからないまま段階に合わない教え方をしてしまう危険性とかはないでしょうか。わかりやすく言えば、鶴亀算を二次方程式で教えてしまうというようなことです。そういうことがなければいいのですが、その辺のことがきちんと担保されているかどうかということと、あと現場の先生方の気持ちですけれども、そういうふうに学校に変な話が素人が教えに来て、先生方の気分といいますか、気持ちといいますか、ちょっと快く思わない先生もいらっしゃるのではないかなと思いますので、その辺のことがないのかどうか、あるのかどうか。

あと、それとこれはちょっと課題は確かにあると思いますが、そういうところに出てくる子たちというのは恐らく意識が高くてという子が来ると思います。本当に来てほしい子たちはその場には来ないと思いますので、そういった来づらいというか、来ない子たちをどうやって来させるかとか、その辺の対策といいますか、その辺悩んでいるところだとは思うのですけれども、何かしようと考えているのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長　幾つかご質問をいただきましたので、順次お答え、ちょっと前後するかもしれませんが、申しわけございません。

まず、学力調査の関係でございますが、まず私今、横瀬は９年間というひとくくりで考えさせていただ

いております。それで、先ほどお話にございましたが、例えば小学校６年生というのは４月に受けたとしても実質小学校５年生の授業です。中学校３年生も実質中学校２年までで受けていると思います。やはり特に横瀬という意味ではなく、秩父全体そうかもしれませんけれども、小学校のときには児童、そして中学校に入って生徒という形で動きます。そうするとやっぱり意識が、我々のときもそうだったですが、中学校に入ったら成長段階になりますので、やはり意識が変わるいいチャンスなのだと思います。それが事実ということではありませんけれども、やはり小学校時代はよく10歳といいますけれども、10歳と、そして中学に上がってがらっと変わる子がおります。それが、まずそういう前提があると思います。横瀬はそれが生きているのだと思っています。というのは、小学校の６年、先ほどお話がございましたが、小学校６年生のときに県平均からいくと相当離れている子供たちが、中３になると、中２になったかな、中２になったときに５ポイント以上詰めているわけです。ですから、子供たちの成長段階において、やはり伸びているということは私は実感しております。ただ、確かに小学校時代悪かったものが同じままでいったのでは問題だと思うのですが、必ずよくなっていますので、それは今回の調査でも伸びておりますので、そういう前提で考えさせていただいております。

ですので、トータルで見た場合、それは私は小学校時代の一つの、先ほどいろいろありましたけれども、認知能力の問題も、やはり今横瀬小学校は授業が始まるのにノーチャイムというのがあったり、そういうことでやっていただいています。それが中学校に上手に伝わって、大変学習規律が極めて小学校、中学校はいいと思います。特に中学校につきましては、ある県の幹部がおいでいただきまして見たときに、中３の授業というのが、ある授業だったのですけれども、非常に本来なら騒ぐような感じなのですけれども、非常に整然としていたと。整然としていたのがいいという意味ではございませんが、そういう学習規律ができているという前提でお話をいただきました。それが９年間の積み重ねですし、そういう中で自分をコントロールすることがやはりできてきているのではないかと思います。

そういうことによって、中学２年生、中学３年生になって、数値が上がっているということが、お調べいただいていると思いますが、県平均を含めても、例えば先ほど申し上げましたが、７ポイントが３ポイントまで詰まっているとか。県の試験は、伸びを見る試験でございますので、基本的に難易度は同じようにつくられています。ですので、その試験によって違うということではありませんので、やはり平均点が上がっているということは、それだけ伸びているというふうに解釈していただいて結構なのだと思います。そういうことで考えさせていただいております。

それと、あとサタスタという関係でございますが、サタスタについては教員が入っております。ですので、いろんな問題、そしてプリントも自分でやる子もいれば、中学校もそうなのですけれども、学校で用意したものをやっていますので、それについては上手にできるのではないかなと思っております。

それと、ちょっとショックだったのが、教員がそういうことを本当に言ったのかどうか、私もわからないのですけれども、それを言ったとすればやはりショックだなと思います。そういうことがあったともしするならば、これはやはり立場上ということでもありませんが、いろんな教育長とまたお話を、特に秩父全体の教育長とお話をさせていただいて、共通理解を持ちたいと思っています。

それと、北部では、北部に向けた取り組みの、北部教育事務所ですけれども、北部全体を見ていますので、それについてのこうすべきだろうと、またいい例があったらばということで研修会を行っております。

そういう中で、横瀬の例もいい意味で出させていただいております。ですので、伸びについて、そういうのについての横瀬も一つのケースとして出させていただいております。

それと、確かに来ない、補習に来ないという子。ただ、今やり切らせるという思いで中学校はやっています。やり切らせると。来なければ呼ぶのだという、そういう姿勢を長期休業中は持っております。補習の場合は持っておりますので、そういう流れの中で進んでいるということでご理解をいただければと思います。

それと、あと今タブレットの話が出まして、今いろんな形で50台という形で進んでいるわけですけれども、将来的には学習指導要領が実施していけば、本来は１人１台になっていくのかなという見通しになっていくのだと思います。現在はある一定の段階まで、最低４人に１台と、そのくらいの計算で動くという形になっていると思いますが、今回は横瀬町はそういう意味で50台、50台という形で動かせていただいております。

それと、パソコンについての結果についてですが、中学校でこういうふうに書かれております。結果についてですけれども、ＩＣＴ活用の成果のまとめとして、これは中学校から上がってきたことでございます。授業の中で積極的にタブレット型パソコンを使用することで、生徒がより主体的に授業が参加するようになった。また、仲間との協働により、知識の伝達と共有が深い学び合いとなった。こうした授業の積み重ねで、全国埼玉県学力・学習状況調査で本校の弱点と考えられる表現力や発表力の克服に生かせたと考える。さらに、発表の機会を多く設けたことで、プレゼンテーション能力も高められたと考える。ＩＣＴの活用は、各教科等の学習内容がわかりやすくなり、確実に学力の向上につながったと実感できると教務主任のほうから報告が上がっております。これにつきましても、全部が全部ということではないと思いますけれども、小学校等ではやはり使っている活用そのものが目的になってしまったり、そういうことがあり得るのだと思います。あくまで今は調整の段階ですので、その辺を含めて、ただ調整の中でも積極的に使っておりますので。特に中学校で予習で使った授業があったみたいで、やはりいよいよタブレットを予習に使う時代が来るのかと、そんなことも実際に行っているようでございます。

ちょっと足りない部分があるかどうか、わからないのですが。申しわけございません。以上でございます。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　ありがとうございました。それでは、北部事務所内で先ほどいろいろなことは学力問題等共有していただければと思います。

それと、学力向上もそうなのですけれども、学校生活の中で部活もしています。部活が負担になったという子たちもおりまして、１月16日か17日の日経新聞に出ていたのですけれども、スポーツ庁が来年度から平日は２時間、土、日は３時間以内で、週２日以上の休養日を設けなさいみたいな指針が出るのではないかということが出ていました。当然子供たちの休養日は必要ですけれども、顧問の先生方も当然必要だと思いますので、その辺の先生方の負担を軽減する意味でも、そういった部活動の今現在負担に感じている先生がいらっしゃるとか、子供たちが負担に考えているとか、そういったような実態がどうなのかということがまず一つと。

もう一つ、来年度から小学校で英語の教育が本格的になろうかと思いますが、今の学力状況調査、今伸びの問題では伸びているのだとという話ですけれども、こういった状況で英語がまた入ってくるのだということになるというと、現場の先生とか、子供たちのまた負担がふえるかと思いますので、その辺の手当てといいますか、対策といいますか、今の現在わかれば、ちょっと教えてください。

それと、あと今伸びということで教育長はおっしゃいましたが、私ちょっとこれ見てみたのです。平成29年度埼玉県学力・学習状況調査報告書、平成29年４月実施の埼玉県教育委員会がつくったやつです。この中で今の伸びのことの解説が入っているのですけれども、ちょっと私わからなくて、この学力状況調査伸びの解釈というのが、本調査では学力をどのくらい難しい問題に正答できるかと捉えるために、全ての問題に難易度を設定しています。本調査では、年度間の学力のレベルの差を学力の伸びと捉えていますということで、ある子供からちょっと個人結果表をもらってきまして、こういった感じで見たのですけれども、確かにレベルが上がっていけば、当然個人の学力は上がっているのだと思うのですけれども、学年が上がれば当然問題の難易度が上がるというか、学力が上がるといいますか、当然難易度がちょっとずつ上がっていくと思いますので、その学力の伸びという面で言えば、問題が難しくなる度合いよりも成績が伸びていないと、伸びがないというふうに私は感じたのですけれども、その辺私の理解不足だと思いますので、その辺の伸びの解釈をちょっと教えてください。なので、ここで再々質問で伸びのことと部活のことと英語のことをちょっとお聞かせください。

それと、すみません。また最後に副町長、すみません。副町長、また最後にすみません。またこれも去年、清水前副町長にも聞いたのですけれども、教育については子育ての魅力、地域の魅力を示す指標の一つで重要だと認識している。移住先を選ぶに当たっても、教育環境を重視したり、選んだりということも聞いている。住む人にとっても、子供の教育環境の充実が住む人の誇りにもなると思っているので、教育委員会ともしっかり連携して、教育分野についてしっかり子育てサービスの一つと認識してやっていきたいという答えをいただいております。また、先ほどの契約についての質問とはまた違うのですけれども、教育に関する考え方を、副町長の考え方を最後にお聞かせください。

以上、お願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長　英語の関係でございますが、現在小学校も大変だと思います。全国的に同じ条件でやりますので、授業数をふやすことから今苦慮しています。正直な話。議員おっしゃるように、教員のほうも負担がかかるだろうなという想像はつきます。

今長期休業日で授業をふやすか、あるいは土曜日をやるか、その辺がいろいろな議論が出ているところですので、聞くと秩父市なんかは中でもいろいろ議論が違うのでというのですけれども、うちのほうは15時間というところを何らかの形でつくり出すという形で、英語のまず時間数は対応しようと思っています。指導面につきましては、英語にたけた動きができる人、形をつくりたいなというふうに思っております。ですので、今の先生方が相談できるような方法を、そういうときには相談できる体制ができればいいなというふうに考えているところです。そういう形で進ませていただいております。

部活動につきましては、一定のご案内のように、自主的かつ自発的なということで、学習意欲に貢献するような形でうたってあるわけでございます。そういう意味では、部活動はそうあるべきだと思いますし、そうなくてはいけないと、こう思っています。うちのほうといたしましては、普通のときには校長がいますので、２時間ということでやっているのだと思いますが、長期休業中につきまして動静表で調べます。動静表で当然おかしいなというものについては、校長を通じて指導をさせていただいております。そこで、どういう形でなっているか、現場へ行かなくてはいけないのでしょうけれども、なかなか休日の部活動というのは数が少ないものですから、たまには行くのですけれども、そういうことを含めているところでございます。

それと、伸びについては正直言って私も、私たちが与えられる情報も、例えば先ほどのランクがあります。ランクで、例えば12段階があって、その中でＡ、Ｂ、Ｃがあると思います。その中で、ことしは５のＣであったと、平成28年度は。その次にうちのほうに来たのが５Ａだとします。５Ａだとすると、それが１上がったという形なのです。その先の上がり方が、前の同集団との平均でいくという話は聞いているのですけれども、示されるのが昨年の５Ｃと、うちのほうに来るのが５Ｂであると。ことしはこの集団が５Ｂに平均としてなったと。それはいろんな難易度も考慮した上だと思うのですが、そういう形で来ていますので、単純にＢからＡに上がれば１上がったと。場合によっては、５Ｃから５Ｃだという場合もありますので、そんな形でしか私たちも細かいところまでつかみ切れておりません。私も勉強しなくてはいけないなと思っていますので。ただ、数値は間違いなくはっきりわかってきますので、そういうことでございます。答えにならない部分があったかもしれません。すみません。

○小泉初男議長　副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長　最後、教育の絡みかと思いますけれども、私なりの考えについて少しお話をしたいと思います。

教育の分野では、平成32年度以降、新学習指導要領ということで全面的に変わっていくという流れに今あると認識しております。その中では、主体的、対話的で深い学びであるアクティブラーニングを重視したと、そういう言い方がされておりまして、要は考える力を求められるような、そういうところに重心が移っていくというふうに考えております。その中で、知識偏重がだめというわけではもちろんないと思っていますし、非常に大切なのですけれども、さらにやっぱり考える力をつけていくという中で、横瀬町がどんな特色のある教育というのをやっている町というふうになれるか。ここが私からするとちょっと関心を持って、意識をしていきたいなというところでございます。

昨年は、横瀬クリエイティビティクラスやＩｏＴを活用したという中で、そこをご指導いただいた方たちにいろんなコンサルティングを受けた。それから、国際交流につきましても非常に新しい試みで、さらにことしは発展させようとしていると。こういう流れは恐らく、今教育長のほうからありました基礎的な学校教育にプラスして、化学反応を起こすような取り組みになっていくのではないかなというふうに思います。そういったことを教育委員会と一緒にやっていくことによって、外の人から見ると魅力のある教育をやっている町というふうに映ってくれるように、そしてその結果が将来的に何か数字に結びつくように進んでいければいいかなというふうに思って、日々この教育分野については関心を持って行っていきたい

なというふうに思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長　以上で３番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎延会の宣告

○小泉初男議長　ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会といたします。

大変お疲れさまでした。

延会　午後　４時５８分

平成３０年第１回横瀬町議会定例会　第２日

平成３０年３月９日（金曜日）

議　事　日　程　（第２号）

１、発議第　３号　横瀬町手話言語条例の委員長報告、質疑、討論、採決

１、一般質問

１　番　向　井　芳　文　議員

５　番　浅　見　裕　彦　議員

１、請願第　１号　国民健康保険の県単位化にあたっての請願書の委員長報告、質疑、討論、採決

１、議案第　１号　横瀬町地域公共交通会議条例の上程、説明、質疑

１、議案第　２号　横瀬町国民健康保険財政調整基金条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第　３号　横瀬町子ども・子育て審議会条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第　４号　横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第　５号　横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第　７号　横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第　８号　横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第　９号　横瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第１０号　横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第１１号　横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第１２号　横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第１３号　横瀬町都市公園条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第１４号　横瀬町営住宅条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第１５号　横瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第１６号　平成２９年度横瀬町一般会計補正予算（第５号）の上程、説明

１、延　　会

午前１０時開議

出席議員（１２名）

１番	向井芳文 議員	２番	黒澤克久 議員
３番	阿左美健司 議員	４番	宮原みさ子 議員
５番	浅見裕彦 議員	６番	新井鼓次郎 議員
７番	内藤純夫 議員	８番	大野伸恵 議員
９番	若林想一郎 議員	１０番	関根修 議員
１１番	小泉初男 議員	１２番	若林清平 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼会計管理者
大塲玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	町田文利	振興課長
新井幸雄	建設課長	小泉智	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	平匡史	書記

◎開議の宣告　　（午前１０時００分）

○小泉初男議長　皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

◇

◎議事日程の報告

○小泉初男議長　議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎動議の提出

〔「議長」と言う人あり〕

○小泉初男議長　７番、内藤純夫議員。

○７番　内藤純夫議員　ただいま緊急動議を提出いたします。

本日傍聴にもたくさん来ていただいておりますので、日程の順序を変更し、日程第３、発議第３号　横瀬町手話言語条例を先に審議することを望みます。

よろしくお願いいたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○小泉初男議長　ただいま、７番、内藤議員から、日程の順序を変更し、日程第３、発議第３号を先に審議することの動議が提出されました。

この動議は、１人以上の賛成者がありますので、成立いたします。

◇

◎日程の変更

○小泉初男議長　日程の順序を変更し、日程第３、発議第３号を先に審議することの動議を議題といたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

したがって、日程の順序を変更し、日程第３、発議第３号を先に審議することの動議は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０２分

再開　午前１０時０２分

○小泉初男議長　再開いたします。

◇

◎発議第３号の委員長報告、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　ここで申し上げます。

発議第３号につきましては、会議の内容を手話通訳いたします。

日程第３、発議第３号　横瀬町手話言語条例を議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長から報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

５番、浅見裕彦議員。

〔浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長　皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、議長より報告を求められましたので、総務文教厚生常任委員会の審査の報告を行います。お手元に審査報告書がありますので、ごらんください。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

事件の番号、発議第３号、件名、横瀬町手話言語条例。

審査経過であります。本件は、平成29年12月定例会で本委員会に付託となった案件であります。審議では、参考上必要あるものについては、執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。

委員会審査は、１月18日と２月６日の２日間行いました。議員発議でありましたが、案件については、議長の許可をいただき、町長へ発議に対する町の検討を依頼してありました。発議提出者の阿左美健司議員、賛成者の黒澤克久議員に参考人として出席していただきました。

１月18日の審査では、近隣自治体の手話言語条例の動向について、事務局より報告を求めました。12月議会の論議を踏まえ、条例を主管する健康づくり課から、それぞれの条文に対しての見解を示していただき、それに対する委員、提出者、賛成者との意見を交換しました。次回までに委員長を中心として修正案を作成し、健康づくり課と調整して次回に提出することとしました。

２月６日の審査は、修正案を審査し、変更すべき箇所、表現方法を改める箇所が指摘されました。

審査結果であります。以上、委員会での論議を踏まえ、採決いたしました。採決の方法は挙手採決とし、結果、全員の挙手により、発議第３号　横瀬町手話言語条例は全部を改め、別紙のとおり修正、議決すべきものと決定しました。

修正案の中身について若干説明します。横瀬町手話言語条例。前文は、発議に対して簡略化しておこなって、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語として位置づけられた。手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げることにより、町民が安心して暮らせることができる横瀬町を目指し、この条例を制定する。

目的といたしまして、この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、ろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

基本理念といたしまして、手話の理解促進と普及を図り、手話でコミュニケーションが図りやすい環境を整備し、全ての町民が互いに尊重し合い、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すことを基本理念とする。

そのほか、町の責務、町民、事業者の役割、施策の推進方法について及び財政措置について定めた条例となっています。

以上で委員会の報告を終わります。

○小泉初男議長　総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

７番、内藤純夫議員。

○７番　内藤純夫議員　それでは、お聞きします。

審査経過で、健康づくり課からの見解という文面がありますが、それはどういう見解であったか説明してください。

あと、その下に、変更すべき箇所、表現方法を改める箇所となっておりますが、それはどのようなところが指摘されたのか教えてください。お願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

５番、浅見裕彦議員。

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長　内藤議員の今の質問に対してお答えします。

町からの、健康づくり課からの参考の点でありますが、町から出された点は、施策の推進方針を作成するという点のところがありました。個々の条文についても、表現の仕方とかあるいは町の進め方ということでの調整はありましたが、委員会の中では、その点については、細部については休憩中になっていますので、報告としては大ざっぱで申しわけないのですが、こういうふうな点になっているところであります。

それから、表現方法についてでありますが、表現方法では「ショウガイシャ」という言葉に対して、つくった案文のほうが、ガイの字が漢字になっていまして、今整合性を図るということでは、平仮名ということで進めたところであります。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

７番、内藤純夫議員。

○７番　内藤純夫議員　ありがとうございます。私が12月議会で文句を大分言ったので、条文が２枚から１枚になってしまったのですが、これは非常に単純明快で大変わかりやすい条例になっていると思います。

その中で、細かい施策が載っていないということ、前回は何項目か載っていたのですが、細かい施策が載っていないということはどういうことかお聞きします。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

５番、浅見裕彦議員。

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長　当初の12月に出されました言語条例の中では、施策ということで１、２、３、４、５となっていました。これを簡略化して進めていこうということで、今回の条例にしたところであります。この中で施策を推進方針という形でまとめたのが今回の条例のほうになっていたので、重なっているところとかいうのを、より簡略化してシンプルにしていこうというのが多くの論議でありました。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

７番、内藤純夫議員。

○７番　内藤純夫議員　前回に比べて細かいところはないのですが、ちょっとお願いになるのですが、今横瀬で行っている学校での手話教室の継続と、それにあと手話講習会、講演会を開いて、新人職員、新人議員とか、一回参加の義務を課していただきたいと、今これは役場にはお願いなのですが。それで、財政面的なこともありますので、定住自立圏とか秩父地域の市と町に広域連携を図って進めていただきたいと思います。大変私は賛成でございます。

以上です。

○小泉初男議長　答弁はよろしいですね。

○７番　内藤純夫議員　ありがとうございました。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

２番、黒澤克久議員。

〔２番　黒澤克久議員登壇〕

○２番　黒澤克久議員　皆さん、おはようございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私は、ただいま上程されました発議第３号　横瀬町手話言語条例修正案について、賛成の立場で討論させていただきます。

12月定例会において委員会付託となりました横瀬町手話言語条例ですが、総務文教厚生常任委員会において議論いただき、当初案よりバランスのとれた、より横瀬町に適した手話言語条例が示されたと思います。議員各位にはぜひともご賛同いただけるようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○小泉初男議長　他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　よろしいですか。

では、討論なしと認めます。

ほかに討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第３、発議第３号　横瀬町手話言語条例は、総務文教厚生常任委員会から提出のあった修正案について、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、発議第３号は修正案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１５分

再開　午前１０時２９分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎一般質問

○小泉初男議長　日程第１、町政に対する一般質問を行います。

前日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

１番、向井芳文議員。

〔１番　向井芳文議員登壇〕

○１番　向井芳文議員　１番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、手話言語条例に関しましては大変ありがとうございました。私も、地域、秩父若手議員の会の一員としてこの件を進めてきていた一人であったので、ほとんど私は何もできていないのですが、そういったことで、この後、この横瀬町において、そして秩父地域において、ノーマライゼーション、そしてソーシャルインクルージョンの考えが、その風潮、思い、全てが施策も伴って広まっていくことを心より願っております。

それでは、質問に移らせていただきます。質問は大枠で１つでございます。今回の質問は、よこらぼ事業についてでございます。大変注目されている当事業ですが、平成28年９月30日、旧芦ヶ久保小学校にて開催されたお披露目イベントから約１年半が経過いたします。現在までで53件の提案があり、うち30件が採択であるとの町長報告もございましたけれども、町としての自己評価をお聞かせください。

また、当事業は、内閣府の地方創生加速化交付金の対象事業であり、相当な準備が必要であった中で、よこらぼの審査会であります、横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例制定における専決処分におか

れましては、平成28年12月定例会にて大激論がございました。その際にも、よこらぼ事業は、企業はもちろん協力する住民あっての事業であり、住民の代表である議会との協調が重要であると考えますが、いかがでしょうかとの私の質問に対しまして、「そのとおり、住民あっての事業であり、協調が足りなかったことは反省している。今後は情報共有をしっかりしていけるよう努力していきます」と町長、副町長よりご答弁いただいております。

そのような中、現状として、対外的なアピールは十分にされているように感じますが、町民における認知度がまだまだ低いように感じます。昨年11月に行われました町民と語る会でも、よこらぼ目玉事業の一つであります、横瀬クリエイティビティー・クラスに対しまして、一部で盛り上がっていて、町の一体感がないとの町民の方からのご意見もございました。ただ、町による町民へのアピールが足りていないとは思っておりません。また、私も、さまざまな場におきまして、町民の皆様へのアピールはしているつもりでございます。

このことに関しましてどのようにお考えでしょうか。そして、今後の展開はどのようにされていくお考えでしょうか、お聞かせ願います。

質問は以上です。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　１番、向井芳文議員の質問１、よこらぼ事業についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　１番、向井議員からの一般質問、よこらぼ事業につきまして答弁をさせていただきます。なお、担当課長としての感想も交えた答弁となりますことをご容赦願います。

平成28年９月30日にスタートしました横瀬町官民連携プラットフォーム事業、通称よこらぼでございますが、本年２月末まで、先ほどのご質問の中にもありました１年５カ月の間に53件の提案をいただきまして、そのうち30件のプロジェクトを採択しております。

この間、横瀬町には多くの方々、それもさまざまな業種や目的を持った方々が来てくれました。そして、横瀬の子供たちや町民との交流の機会をつくっていただきながら、子供たちの将来の生き方の選択肢を広げる活動等にも積極的にかかわっていただきました。外からの刺激に呼応する形で、町民やこの地域出身の方々がモサーズという団体を立ち上げ、町やよこらぼを支えてくれる活動を始めていただいております。

これらの流れは、採択事業のうちのごく一部であるかもしれません。しかしながら、このように人と人がつながる、そのつながりが輪を結ぶという、こういう動きが、よこらぼがそのきっかけをつくったものと感じております。そのような動きがよこらぼの一つの成果であると考えております。

また、この横瀬町を実証実験の場として利用された複数の事例もございます。それらは、すぐに広く社会の役に立つかどうか不明確なところもありますが、将来の日本を豊かにし、人に喜ばれる成果を生み出す可能性はあると思います。そんな中、横瀬町民やこの町の資源がそのスタートアップにかかわったということになれば、横瀬町民として、この我が町横瀬に誇りを感じられるのではないかと考えられます。

このような流れの中で、よこらぼが始まったことにより、まだまだわずかかもしれませんが、町の中に活気が生まれておりまして、この流れがさらに加速していくことを願っております。

続きまして、要旨明細２でございますが、よこらぼを担当しているまち経営課は、広報の担当課でもございます。その立場だからこそ、よこらぼにつきまして町民にお知らせをする、その大切さは十分に理解

しております。また、よこらぼ採択事業によっては、町民の方々に協力をお願いする必要もございますので、そのためにも、よこらぼが何であるか、町民の方々にその内容を知っていただくよう努めているところでございます。

その努めている中の一つとしましては、「広報よこぜ」の平成29年、昨年７月号にて、見開き２ページをフルに使いまして、よこらぼの特集記事を掲載しました。そのほかにも、よこらぼの採択事業の紹介等、ほぼ毎月のように広報には掲載をさせていただいております。ではありますが、町民の認知度が高められていないというところは、大いに反省すべきことと受けとめております。

原因として考えられるのは、よこらぼ自体いろいろな提案を受けて、提案者と町、町民等が、持っている資源を使って、協力しながら実現していく仕組みであるということで、それを絵に描いてわかりやすくイメージするということには適していないシステムとなっております。そのため、今年度の事業として、総務省の推奨しております地域力創造アドバイザーという外部専門家を招聘いたしました。この事業については、総務省のほうで取り組んでおりまして、その費用の全額を特別交付税で補填していただくことになっております。

この外部専門家に依頼した課題は、町民によこらぼの内容を知ってもらうようにするということでした。この依頼を受けて外部専門家の集団の方々が、その専門家の視点から、冊子の作製、制作ということを担当してくれています。この成果物が今月中に仕上がりまして、今月中に町に納品されることになっています。４月号の広報と一緒に、全世帯にこの冊子を配布できるよう、今準備を進めております。町民の方々にこの冊子を手にとってもらい、よこらぼへの興味を増していただくところから内容を知っていただき、より協力を求められた場合に、協力関係をまた増していければと考えております。

続きまして、要旨明細３につきましてです。よこらぼは、これまでプロジェクトのテーマ、提案内容を町から提示して、その提案を求めたことはありません。提案内容をフリーにしているということは、提案者として提案しやすい環境をつくっているということもありますし、また町の側としましても、今の社会、民間企業の求めていること、時代の潮流などを、その提案内容から受けとめるということも考えているところであります。

これまで53の提案をいただいた中からは、今の時代、時間や空間等を共有して分け合う、シェアリングエコノミーという流れが強くあるのだと。それから、安心安全のための見守りネットワークということ、また人と人とのつながりを貴重なものと考える方が多いというようなことが感じ取れているところでございます。

ただし、今後におきましては、よこらぼの展開の仕方といたしまして、基本としては現状のまま進めたいと考えますが、必要が出た都度、その必要に応じて、町から提案、テーマを示し、町の課題解決等にこのよこらぼを有効に活用できるようにしたいとも考えておりますので、また今後検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　ありがとうございました。この事業は、私は、本当にこの町の将来を担っていると

いうふうに思っております。私の理念でもございます、人と人とがつながるところから全てが始まる、そして幸せを感じるまちづくり、全てにおいてこの事業は可能性を秘めているなということで大変期待をさせていただいております。やはり町民が満足をして、この町に住んでいてよかった、この町に住んでいたから、こういう体験ができた、こういう環境が整った、全てはこのよこらぼにつながってくる部分というのが、全てとは言いませんが、多くはよこらぼから発生していくのではないかなということを大変期待しております。

その中で、まず１点目が、アピールの状況ということで、告知の状況です。広報にて毎回ということ、そしてこの後冊子等を配っていただける。また、チラシ等も私もいただいております。また、ポスターも最近できているのも確認をしております。そういった形で告知はされているのですが、ただ具体的に、例えば区長会ですとか各種団体への会合での告知等ということは行っているでしょうかというのが、まず１点です。

それからまた、審査会があるので、大丈夫かとは思いますが、今の時代ですので、しっかり見きわめたつもりでも、個人情報を含むさまざまな情報が流出するなど、利用されてしまうというおそれもあるのかなと考えております。ほか自治体や、またはその団体が今までかかわってきた関係機関等と連携をとって、セキュリティーなどについての情報共有はされているでしょうか。セキュリティーに関して、どのように対処しているかということがまず２点目でございます。

また、小中学校で行われているＩｏＴ事業、これはもともと小中各10台ずつのタブレット導入の予算が計上されていたのを記憶しております。そういった中で、よこらぼ事業とのマッチングによりまして、50台ずつというよりも100台、両校合わせて100台ということで、結果として50台ずつで保管をしているということで確認をしております。これは、まさによこらぼ事業によって得たすばらしい結果かなと。これを今後子供たちがどう生かしていくか、それもまた大事なのですけれども、まずこれだけの台数を保有できたというのは大変すごいことだなということを思っております。

こういったように、各課が考えていただく施策に対しまして、ちょうどよこらぼでマッチングができたというような事例というのは、現在確認できているというか認識のできている限りで、結果として、ああ、これもそうだったなというのもあるとは思うのですが、認識できている限りで教えていただければと思います。

あとまた、その課の連携にかかわることなのですが、そのような有効なマッチングのためにも、提案の審査過程における各課での情報共有というものが重要であると私は考えております。審査会の委員でもある課長を通じて、その内容が、施策を実行していく担当者レベルまで情報が共有されているのかどうか。これは、事前に審査をする上での時点で、これはいろんな守秘義務等もあると思いますので、そのあたりも難しい部分があるのかなとは思いますけれども、そのあたりまでの情報共有というのがされているのかどうか。そして、されていなかった場合、今後それは可能かどうかということをお願いいたします。

そして、もう一つ、これは過去の私の一般質問のこじつけになってしまうかもしれないのですが、このよこらぼ事業において、特に例えばクリエイティビティー・クラスにしてもはたらクラスにしても、先日行いました、ちょっと先の未来を考えるといったことのテーマの横瀬未来を考える研修にしても、ほかの事業もそうなのですけれども、ファシリテーターというものが大変活躍をしております。過去に私は、フ

ァシリテーター育成の一般質問というのをさせていただいておりますけれども、このファシリテーターの育成と町主催会議等での導入について、現在はどのようにお考えでしょうか。昨日の町長のご答弁でも、小さな声も拾う、またソフトの伸びしろを伸ばすべきなどのお言葉もございました。そのような観点からも必要と考えます。このファシリテーターに関してどうかという質問もお願いいたします。

以上でございます。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長　今ご質問の中で、セキュリティーに絡むところにつきまして、まず私のほうからお答えしたいと思います。

議員ご指摘のように、いろいろな案件が恐らくは研究段階であったり、まだ企画段階で町に持ち込まれるということになりますので、情報の扱いについては非常に気をつけているつもりでございます。書類等につきましても、扱いは慎重にしておりますのと、例えばシュレッダーの処理をする等の、そういった意識を持って情報については扱わせていただいておるということでございます。もちろん個人情報につきまして、軽々しく外に出るようなことはないようにはもちろん努めております。

そういう意味では、４つ目ですか、審査会での情報共有というところでございますけれども、これにつきましても、どういった形で共有するのか、それは案件ごとに考えながら、事前に共有をすべきものについては、そういう、先ほど申し上げたようなセキュリティーの意識を持ったところで情報を共有し、準備をするということはございます。また、審査会の中では、課長が委員として出ておりますので、その中で情報を共有し、そしてまた必要に応じた範囲で、担当のほうには共有していくという流れになっておるかというふうに思います。

今のセキュリティーに絡むところにおいてのご質問については、以上でございます。

○小泉初男議長　まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、１点目としましては、このアピールの仕方の中で、区長会さん等に情報を伝達して協力を求めているかということですが、採択事業につきまして、その個々の案件でいろいろありますが、その中で区長会さんにお願いするべき内容であれば区長会、過去にも実績として、そういったお願いをさせていただいたことがございます。また、民生・児童委員の方々にも知っておいていただきたいという内容につきましては、その会議の席に参加をさせていただいて、その情報を共有させていただくということがありました。

また、ファシリテーターにつきましては、以前のこの質問でもありましたが、町としましても、このよこらぼの中でも、提案者の側でファシリテーターを務めていただいていることが多いのですが、やはり会議の流れとして、会議に参加した方の意見が出しやすい雰囲気をつくっていただいたり、町民の意見を町が聞きたいというときには、やはりそういう雰囲気をつくることが必要と改めて感じております。これからまた、そのようなファシリテーターの育成という機会をつくっていけるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　それでは、私のほうから、よこらぼ事業に関して補足をさせていただきます。

まず、この事業を始めて１年半弱経過するわけですけれども、当初想定以上に、よい展開になっているというふうに認識をしています。しかしながら、進めていく中で、その時々の課題があります。

スタート当初は、まず心配したのがお金の話。これは、地方創生加速化交付金をいただくことで10分の10の補助金を使ってできたということ、それでクリアができました。

それから、次に課題だったのがマンパワーの話。これは、地域おこし協力隊に来てもらうことでマンパワーを補足し、さらに町長と副町長もプレーヤーとして動くということで補足をして、何とか回る形になっているということでクリアしてきていて、現在の最大の課題が何かというと、まさに向井議員がご指摘の町民の皆様にいかにわかっていただけるかというところに来たなというふうに思います。実は、その前の段階で営業活動が必要かなと思ったのですけれども、おかげさまで案件が案件を呼ぶという状況になって、53件の提案を受けているので、ここはもう今は心配しなくて、町民の皆さんにいかにこれを浸透させるかというのが、今よこらぼの課題だと思っています。

そのために、まず一つは、先ほど課長のほうから説明させていただいた紙媒体で届けるということをやります。どうしてもこの世の中で、町民の皆さんの情報格差はかなりあります。一番大きな断層は、インターネットに触れる人、触れない人の格差なのです。だから、インターネットに触れる人には、恐らくよこらぼの情報はとっていただいていると思っていて、そうではない方に、いかによこらぼの姿を届けるかというところに今我々は苦心をしているというところです。町民と語る会で取り上げてみたり、それから広報では毎月よこらぼの進捗をご報告させていただいたり、折に触れ話をさせていただいたりはしています。加えて、今準備している、どちらかというと高齢者の方にも見ていただけるような冊子をつくって全戸配布をやります。これがまず一つ。

それと、もう一つは、私が思いますのは、時間が解決してくれる部分もあろうかなというふうに思います。これは、ゼロから立ち上げた事業ですので、当然やっていることと、それが周知されていることのタイムラグが生じます。それは、今はとても強く感じているのですけれども、例えばよこらぼ事業は、おかげさまで新聞紙上でもよく取り上げていただくようになりました。今日に至るまで、よこらぼテーマで、もう新聞で39回載せていただいているのです。あるいは講演にお声かけいただいたりとか、あるいは視察研修の話も最近出てきまして、横瀬に、自治体やあるいは議員の方とかが視察にいらっしゃる話も、ここに来てふえてきました。感じますのは、この動きも、ざっくり言うと半年ぐらいタイムラグがあります。この数カ月でそれがふえてきていて、その情報源というのは、半年前の我々の姿だったりしています。なので、我々は今世の中に出ていることよりも、もう少し先に進んでいると思っていまして、ですので期待をしていただきたいと思っているのですけれども、そんなことで時間がたつと浸透もしていきます。それから、報道がふえてくることで、外からの情報で知っていただくこともふえてきます。それをこの後、積み重ねていくというのですかね。ということで、ある程度は解消できてくるのではないかなというふうに自分は考えています。

あとは、団体への周知というところも、関係があるところではわかっていただいてというのを繰り返していくのが必要で、今一律的に情報を流すというところは、ある種限界がありますし、自分に関係がなければ、恐らく皆さんは関心を持って聞いていただけないと思うので、どなたかが関係するというのを、小さいのをたくさんつくっていく。だから、経験値を積み上げていくとか、あるいは案件を積み上げていくということが今すごく大事かなというふうに思っています。なので、現状その部分に関してはまだまだだとは思いますが、紙ベースでできるだけまた伝えていくということ、あとは時間がたってしみ込んでいくとか浸透してくる部分があるなというふうに思っています。

あと、ご質問の中で、４番目の質問です。情報共有がされているかということに関しては、当然審査の前あるいは審査と並行して、関係部署には必ず確認をします。それは、審査会は諮問委員会ですので、最後は私が決めるわけなのですけれども、私の最後やるかやらないかの大きな判断は、現場の我が職員がやる気を持って取り組めそうかどうかで、最後は結構そこを重要視して判断をしています。今のところ情報共有はされているというふうに認識していただいてよろしいかと思います。

あと、最後の向井議員がおっしゃっていたファシリテーターの育成です。やっぱりできればいいなかという思いはあります。ファシリテーターの育成をするに足る、横瀬町の分母でどうかというところはやはりちょっとありまして、足る、効果があるであろうということであればやっていきたいと思いますし、方向性としてはある、あり得る方向性なのだというふうに理解をしています。

以上です。

○小泉初男議長　まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　それでは、３番目にご質問のありました、庁内の各課とのマッチングにつきましてでございます。

まず、総務課関係でありますと、災害時の地図の作成をクライシスマッパーズジャパンという団体の事業を採択をしまして、協定書を交わしました。もしもの災害に、通常時の地図とその災害時の地図を見比べて災害の状況を把握できる、その他にも活用できるという内容です。

また、防災行政無線のこれからの姿としまして、ＬＰＷＡというＮＴＴデータさんの提案がございました。この山間地域でも、低出力の広範囲にわたる電波の送受信の方式が可能かどうかという、これはまさに実証実験としてこの横瀬町を使っていただいております。

それから、教育委員会の分野としましては、先ほどのＩｏＴ教育ということで、小中学校にタブレットの端末を納入してもらうことの内容等をこのＩｏＴ教育でしていただいております。さらに、そのＩｏＴ教育では、町内に災害地滑りセンサーと気象センサーというものを10カ所配置しました。その後ちょっと箇所数が減りましたが、そういったところから、そのデータを小中学生が教育に生かす。また、別の分野、防災のほうでも、それが活用できればよろしいかなという、まだそこまでは至っていませんが、そのような考えでございます。

また、森を使って教育活動を行うということも既に始まっております。

それから、健康づくり課関連ですが、まずは腰痛を改善するという提案をいただきまして、実証実験的に、町職員の間でその内容を実践、テスト的に行った段階です。この先の展開がまだ見えていないのです

が、その後町内にこの活動が広まればというところでございます。

また、タップダンスを使った健康教室的な内容がございました。昨年の敬老会等で、実際にこの活動をしていただいております。

それから、糖尿病予防のための事業もございまして、こちらについてはまだ環境が整っておりませんので、その環境整備に今、その整える作業を行っているところでございます。

また、子育ての分野では、乳幼児の24時間というのでしょうか、センサーを使った、乳幼児の様子を、子育て支援、子育ての科学的な支援に生かしたいという大学院生の実証実験ということになると思いますが、そういう活動をこれから始めるところでございます。

それと、町長のほうからの話もありましたが、小児科オンラインというところもありまして、子育ての悩み等を抱えている方々の医療的な相談という分野で、それが今後生かせればということで進めております。

また、振興課関連ですが、昨年のシーズンでしたが、芦ヶ久保の氷柱において、早稲田大学の学生さんによってフラッシュモブという活動を行っていただきました。

また、これはまだこれからの話ですが、水を使って発電するというシステムを今考案されている方がいらっしゃいまして、その事業も採択しました。これはこの後、今後例えば夜等で、水分のあるところに設置することで、有害鳥獣のセンサーも働かせながら、有害鳥獣の接近を抑える、追っ払うという活動がこれでできればというところでございます。

また、昼間光のないところでも発電することができるということなので、トンネルの中とか、そういうところでもこれは威力を発揮するというようなことを提案とされています。

それから、まち経営課としましては、よこらぼと町の情報につきまして、外部に発信するという提案をいただきまして、これは盛んに行っていただいております。

また、町の遊休資産であります、この役場の空き会議室とか、そういうところを、先ほどシェアリング・エコノミーと申しましたが、そういった形でシェアしてもらう、その仲立ちをしてもらうという提案もしていただいております。役場に関しては、実際にまだお貸ししたことはありませんが、旧芦ヶ久保小学校につきましては、そちらの方法からかなり多数の方にご利用をいただいております。

重立ったところは以上です。

○小泉初男議長　再々質問はございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　どうもありがとうございました。ご丁寧なご答弁ありがとうございました。また、ファシリテーターの件に関しましても大変心強いお言葉をいただきました。重ねて御礼を申し上げます。

本当にすばらしいこと、すごいことをいっぱいこのよこらぼにて実現ができているのです。このよこらぼにて実現できていて、もう一つすごいのは、それを一つ一つ頼んでいたら相当なお金がかかっているものが、かからないでできていると。これは本当にすばらしいなと、可能性がすごくあるなと。

また、今後難しいとされている企業誘致もそうですし、また向こうからの移住、ここはある意味通勤圏内と考えてもいいかなという、やり方次第ではそうなるかなという可能性を秘めていると横瀬町は思っておりますので、そういった意味でもそういうところにつながっていくすばらしい事業だなということを思

っております。

その中で、今ご答弁いただいた中で質問させていただきたい部分があるのですが、まず先ほど情報格差という問題が出ておりました。この情報格差は、やはりすごく深刻な問題でございまして、よこらぼにてもかなり顕著にあらわれてきてしまっているということがございます。こういったことも、逆によこらぼで解消ができる部分が今後出てくると思いますけれども、やはり情報格差に関しましては、どうしてもスマホとかタブレットを日常使っている方は、ばんばん情報を得ていきます。ただ、それを使っていない方は全然情報が入ってこないという中にございまして、比較的年配の方々がそれに該当するのかなと。

ただ、この町をやはり今までつくってきたのも年配の方々でございますし、これから支えていってくれるのも、今よく若い人が支えると言いますけれども、私は、若い人が支える前提として、やっぱり年配の方々のご指導があって、年配の方々が支えているものを、若い人たちがそれについていくという構造だと思っているのですけれども、その中でやはりそういった方々にも情報を提供するだけでなく、ぜひ来ていただきたい。

例えばはたらクラスがまず一つ浮かぶのですけれども、そういった部分、それに関しまして、やはり声かけをする上で有効な手段かなということで区長会ということを出させていただきました。必要に応じてその団体には情報は共有しているというご答弁でございましたけれども、必要である中で、直接は該当しないけれども、ぜひ参加いただきたいというような内容に関しましては、告知をするだけでなく、ぜひ来てくださいという声かけも含めて、それは私もしっかりしていかなければならないということを思っておりますけれども、お願いしたいと思います。そのあたりをどのようにお考えでしょうかということが１点と。

あと、個人情報に関しましてのセキュリティーの問題のところなのですが、会社のセキュリティーはかなり守られているなという、これは損害賠償とかになっても大変なことなので、慎重にしていただいているとは思っております。ただ、これが町民の情報等の流出等、流出はもちろんやむを得ないと思います。それをしないと進まない事業はいっぱいありますので、それはやむを得ないし、町が先々よくなるという見通しの中では、それは必要なことだと思いますけれども、それが悪用されるということにつながる可能性がある。企業審査に関しましては、審査会でしっかり行っているかとは思いますけれども、その前提として、ほかの自治体だったりとか企業のかかわってきた団体等との情報共有をして、セキュリティーの部分に努めているかと、その部分もう一度ご答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○小泉初男議長　ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長　私のほうからは、先ほどご質問のあった中の個人情報のセキュリティーについて再度ご答弁申し上げます。

いろんな方がご提案をしてくださいます。企業あるいは個人、いろいろあるのですけれども、基本的にやはり私としましては、どのような方、どのような会社であるかというのは気にしながらやっております。もちろんそれが、審査を通ることによって町民の個人情報につながるような場合については、その前にも

う一段いろんな手当てをするということにはなりますけれども、審査に際しまして、どのような提案者であるかについては、きちっと見させていただいているというところは申し上げておきたいというふうに思います。

その後の手続、プロジェクトに入ったときの個人情報等の扱いについては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、細心の注意を払って扱っておりますので、そのあたりはそのように理解していただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長　町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　それでは、私のほうからも補足します。

まず、今のセキュリティーに関しては、オープンにしているということで、オープンにするリスクというのは、これは必然的に伴います。その中で、細心の注意を払って運営していく、あるいは特に個人情報等に関しては、我々のほうで高い意識で当たっていくということかなというふうに理解をしています。これが一つ。

それと、情報格差のところですけれども、議員のおっしゃるとおりだと思います。できるだけ広い世代の方にご参画をいただきたいですし、一緒にやっていきたいと思いますので、こちらも積極的にお声かけをしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○小泉初男議長　以上で１番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長　次に、５番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

５番、浅見裕彦議員。

〔５番　浅見裕彦議員登壇〕

○５番　浅見裕彦議員　５番、日本共産党の浅見裕彦です。きょうは、多くの方の傍聴をいただきまして大変ありがとうございます。農業委員の方がいっぱいいて、期待する議案のところまで行けるかどうかというのは、午前中はちょっと難しいかなと思いますので、おつき合いをよろしくお願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、発言通告に沿って質問します。質問に入る前に、今回芦ヶ久保の氷柱についてでありますが、１月６日から２月25日までの42日間にわたり開催されました。準備から片づけまで多くの方々が参加していただきました。こういう中で、ことしは大きく来場者がふえて、延べ人数が10万116人ということで、大変盛況であったと思います。地元芦ヶ久保の方々を初め町内多くの方々のご尽力に敬意を表するものであります。これだけの方々を迎えたわけです。現実と課題を踏まえて顧客満足度を第一に、地域の発展に結びつけるように知恵と力を結集するようにしていきたいと思います。

もう一点、今安倍内閣のもとで憲法加憲の発議がされようとしています。戦後70年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は、憲法９条と市民の粘り強い運動がありました。今９条を変え

たり新たな文言をつけ加えたりする必要は全くありません。日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治を望み、「アベ９条改憲ＮＯ！憲法を生かす全国統一署名」に全力を挙げることを表明するものであります。

それでは、質問に入ります。まず、１として、地域おこし協力隊についてであります。地域おこし協力隊は、官民連携プラットフォーム事業のプロポーザル時、地域おこし協力隊を募集し、事務局員に充当するとともに、プロジェクトの進行についてサポートするとありました。昨年４月から１名、９月から１名と２名の隊員が誕生し、精力的に活動を展開しているところであります。

そこで、現時点における町の地域おこし協力隊員の位置づけ、その中での横瀬町の活性化をどのように図ろうとしているのかを示してください。

先日、栃木県の那珂川町に議員視察に行ってきました。まち・ひと・しごと地方創生総合戦略の取り組み状況についての説明を受けました。その中で、那珂川町では、地域おこし協力隊員にテーマを示して活動をしている様子を聞いてきました。横瀬町においてもこのことが必要ではないかと考えますが、町の考えはどうか示してください。

次に、２としまして、横瀬町役場の危機管理体制の充実についてです。役場では、町長を先頭に、いざというときに備える、町の安全安心を守る危機管理が行われていると思います。

（１）としまして、ことしの冬はインフルエンザが猛威を振るい、横瀬町も同様であったと思います。役場職員も罹患したと聞いています。そこで、インフルエンザに対する町の認識を伺います。新型インフルエンザに対しては、町は組織体制が整備されています。一般的なインフルエンザはどのように扱っているかについて、役場職員のインフルエンザ罹患に対する認識と対策、課題、服務上の扱い、予防対策、罹患率等を示し説明してください。

（２）といたしまして、２月11日の３連休の中日、芦ヶ久保の氷柱での交通混雑についてであります。午前中から秩父方面に対して道の駅の周辺が混雑し、夕方は上野町の交差点から芦ヶ久保の道の駅までの渋滞が起こっていました。このことに対して、町の認識、危機と感じていたのかどうか。町長は、あいさつの中でも課題があると言われていましたが、対応状況と今後の対策についてどのようにしようとしているかを示してください。

３といたしまして、農山村地域の振興についてであります。農業振興策については、きのう大間野議員も質問がありました。私は特に芦ヶ久保地域について伺うものであります。中山間地域でもあり、高齢化もあり、徐々に畑や果樹に対する体力、気力が弱ってきています。何とか地域おこしをして、疲弊しないようにみんなで支えている現状があります。しかし、猿、鹿、イノシシなどの有害鳥獣の出没もあり、電気柵や駆除などの対策はしているものの、耕作地は小さくなってきています。個人の所有といこうこともあり、町のできることは限られていると思いますが、手をこまねいていてはだめだと思います。町の耕作放棄地をふやさない施策と有害鳥獣駆除についての現状と対策を示してください。

最後、４といたしまして、前回一般質問での回答後の進捗状況についてであります。前回12月議会で時間が切れてしまって、聞けなかった点の残った部分についての進捗状況であります。具体的には2016年12月、子ども・子育て事業の放課後対策の拡充について、学童保育と連携し、利用のニーズに応えられるように努めるとありましたが、進捗状況がどうなっているのかを示してください。

もう一点、2017年６月、役場庁舎の混雑緩和についてです。具体的に、どのように対応しているかを示してください。

以上です。誠意ある回答をお願いしまして、壇上からの質問とします。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　５番、浅見裕彦議員の質問１、地域おこし協力隊についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　５番、浅見議員からの一般質問のうち私からは、質問事項１につきまして答弁させていただきます。

横瀬町のこれまでの人口推移と人口ビジョン等から、町の将来推計人口が縮小し、とりわけ若年齢層のその勢いは激しいと見込まれていることから、町としましては、手をこまねいていては町の将来像が寂しくなるばかりでございます。この危機感は、当町の職員は皆共有しているところでございます。そこで、この状況を少しでも改善させるため、地方創生の取り組みを進めているところですが、その中の一つとして、今年度から新たに始めたのが地域おこし協力隊事業でございます。

この事業は、国の総務省が創設、推進しているもので、おおむね１年から３年の期間、都市地域から過疎地域に住民票を異動し、生活の拠点を移すことが条件で、その地域の住民となって、地域協力活動に従事するとともに、任期満了後は住民として定住し、地域のために活躍していただくことを期待するものでございます。

この事業に係る経費につきましては、そのほぼ全額が国からの特別交付税により措置されることになっておりまして、町の財政負担はほぼないと認識しております。今年度２名の隊員に活躍していただいておりますが、新年度には新たに２名の追加の隊員を採用する予定でございます。

当町が協力隊員に期待することとしましては、長年横瀬町に住んでいる町民には見なれていて気づかない、そのようなこの町の魅力を新鮮な視点を持って掘り起こしていただく、町の魅力ある資源を一つでも多くしていただきたいということがその目的でございます。また、そういう活動の中で、地域の元気を盛り上げていただくということを期待しています。そのため、現時点においては、旧芦ヶ久保小学校の管理とよこらぼの提案を受け付ける作業を担っていただいているほか、隊員が自由裁量で活動できる時間も設けております。

それらの活動の中で、１人の隊員におきましては、横瀬のお茶の魅力を見つけていただき、緑茶や紅茶の製造者を手伝うところから始まりまして、その後、手入れをされなくなっていた休耕のお茶畑の復活にも貢献をしていただいたところです。この事例は、地元に長く住んでいる町民にとっては、その魅力というのをそれほど感じていないことかもしれません。見過ごしていたのかもしれません。それでも、町の外からやってきて、新鮮な目で見てみると、その魅力というのが理解されるのだということで、こちらもそのような理解です。

地域おこし協力隊員に求めることは、地域の活力、元気力のアップですので、定型的な業務をお願いするほか、適切な割合を見はからって、自由裁量の仕事をしていただくことが、町のためには効果的ではないかと考えております。日ごろの隊員の活動が、少しずつでも町の魅力向上に貢献していただければと、そのように期待しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　ありがとうございます。私がテーマを示すことも必要ではないかというふうに聞いたつもりでありましたが、そこのところはまたよろしくお願いします。

今、課長のお話では、この横瀬町の今回の２名の隊員をさらに募集するときにどうかというと、自由な発想の業務、新たな、これまでの知識や経験、技術を生かした自由な発想の業務です。横瀬町の活性化につながる業務であれば、分野は問わず何でもオーケーですということであります。

これは町長の中でも、２名の隊員が来て、この町のために働きたいと応募してくれ、元気に活躍をしているところであります。先ほどの向井議員の話の中でもありました、いろいろな点での、当初のリクルートが予定していた中身が終わってしまって、その後からの４月からということで、どういうふうに進めて、当初リクルートが描いた中身と、この横瀬町が地域おこし協力隊員に使うところの点は差があったかなと思いますが、非常に町の中を動き回り、ＳＮＳ等でも発信し、あらゆるところに顔を出し、やってきている現状だと思います。

そういう中で、今赤岩課長からの説明でもありました、定例的な業務としての芦ヶ久保小学校の管理、それからよこらぼの点、あとは自由裁量だということであります。私が那珂川のところに行ってきたときに、那珂川は、結構先駆的に興してきたところで、地方創生の2015年からということで来ています。この間で、地域おこし協力隊員は６人を採用してきているとのことなのだ。人口規模が違いますので、幾人雇うというか、来てくれる点もあるかというふうに思うのですが、この協力隊員がやがて、先ほど期待する横瀬町の住民になってくれるということも期待しながらいくという点もあると思います。

さらには、本当に今は非常勤職員ということで来ていますが、町の職員への採用というのもやっぱり考慮すべき点にはあるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺についての、一つは、この動きを見ながらというか、そういう点について、町の職員としての採用への考え方が１点。

それから、テーマを持つことが必要ではなのかなというふうな点があります。これは、町おこし協力隊員が、やっぱり何を自分がしようとしているのかと。定例的な点、自由裁量というのと、プログラムを与えながら、これこれこれについて結論を出してくださいという、やっぱり１年限り、３年ですけれども、このことについて提案を受けながら、ここまで来ましたというのを求めることも必要ではないのかなというふうに思います。

今公務員と違う点で、地域と行政をつなげる仕事という点、非常勤職員ではありますが、行政と地域をつなげる仕事とかというので、それぞれの隊員に合った、スキルに合った行いもできることもあるというふうに思います。今１人の隊員等については、前歴等を見ますと、こういう形で働くのではちょっともったいないなというか、具体的になりますので、看護師さんという資格も持っている中で、そういう今までの仕事を生かした中での地域包括と、それから住民とをつなげる点をうまく持っていけることもできるのではないのかというふうな点等があると思います。

地域おこし協力隊員に対しての、ここが求められているからという、自由に来ていただきたいというと、ある程度ハードルを高めてしまうと、ハードルを高めるというか、テーマを与えると、来てくれる人がと

れなかったというのが前回の一番最初の点だというふうに聞いていますが、そこに自由裁量の点と、町はこの点についてやってくれる人がいるならば、ぜひもっと来てほしいという点を、そういうテーマを一定程度示しながら、ここでどうかというのも必要ではないかなと思いますので、テーマの点と、それから町職員への採用への考えにつなげる点との考え方、それからそれぞれのスキルに合った、得意な点を生かすことについてどう考えるかについての３点でありますが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　それでは、私のほうからお答えします。

まず、テーマ設定が必要ではないかというところなのですが、これは私は両方ありだと思うのです。テーマに沿ってでもいいと思います。しかし、今回の追加募集に関しましては、あえてテーマ設定はしませんでした。その心は、今の横瀬町の流れの中で、今回は中間業者を使わずに横瀬町が直接募集にしているわけですけれども、ある程度目には触れるだろうと。それで、いい人に来てもらうためにはどういう募集がいいのかなというところを考えて、採用市場を考えて、この形が一番はまるかなというふうに思いました。

テーマ設定をする場合に、例えば秩父市が秩父銘仙のというと、これはネームバリューがあるので、やりたいと思う人がいてくれると思うのですが、横瀬の場合でつくると、ちょっと窮屈になるかなというふうに思いました。地域おこし協力隊の応募数を私、自分も採用の現場に行きましたので、いろんな方とお会いしてあるのですけれども、やっぱり特徴があって、それは比較的年齢層が若くて、チャレンジ精神があって、お金ではない、何か自分のやりがいとかを持っている人が多いように思います。そういう人たちに一番来てもらいやすい形で、かつ横瀬町に一番はまる形が何かと考えて、今回の自由裁量を結構持つという形にしました。

これは、よこらぼの制度設計にも似ているのですけれども、課題を設定して、そこに提案を求めるとか人に来てもらうというのは、きれいなのですけれども、割と間口が狭くなって窮屈になるところもあります。一方、よこらぼというのは、間口を広くして、チャレンジしたいことを何でも持ってきてくださいにしているのですけれども、今回のもちょっとそれに似ていて、チャレンジしたいことや、やりたいことや、得意わざを持っている人が、そのフィールドに横瀬町を選んでもらう。それを思う存分やってもらうということを今回はやってほしいなと思って、そういう考えで、割と自由裁量を今回はつくっています。

しかし、議員がおっしゃるテーマが必要というのも、そのとおりだと思います。それは、応募してくれるであろう分母とか、それから状況とかタイミングを見て、組み合わせでこの先は考えていきたいと思っています。なので、地域おこし協力隊は、今はめどとしては次に２名増員なのですが、私は、来てくれるいい人がいるのであれば、もっともっと多くていいと思っています。これが一つ。

それと、役場の職員にというところなのですが、当然皆さん外の方が横瀬町に来てくれるというのは、人生の大きな決断をして来ていただいているということだと思います。本人にもそれなりの覚悟があるということも見てとれていますので、その先は本人次第なのでしょう。本人がどれくらいこの地域に根づきたいと思ってくれているかというところが大事だと思いますし、そういう中でマッチングできるポジショ

ンがあるかどうかというところは、考える必要があるのだろうなというふうに思っています。

以上になります。

○小泉初男議長　再々質問はございますか。

ないようですので……

〔「あります」と言う人あり〕

○小泉初男議長　５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　今聞いたときに、３つ何だったっけかなというふうに思いながらいたので、そこをちょっと考えながらいたところだったので、すみません。

再々質問ということでは、自由裁量という形で、最初から言うと、これではなという点での来にくさというね。そこで、自由に来てもらって、こういうふうにしてやっていこうではないかという、来た中で、お互い、町の職員と地域おこし協力隊員がお話をしながら進めているというふうに思うのです。そういう中で、形を限ってしまうと、町の職員でこういう課題になっているのだなというのだというと、やっぱり枠の中だから、新たな視点で来ながら、こういうことをやってみようと思うのですけれども、どうでしょうかというところ、そこのところを共有しながら、それではそのテーマについて進めてくださいよ、ではこういうプログラムでもってどうかというのを、その成果として年度末に、これだけこのことについて私はやってきましたというのを求めるのが、そういう形でのテーマという見方もあるのではないかなというふうに思いますので、その点について再度というふうに思います。

もう一点は、先ほどのスキルに見合った得意な点というのに対しての町との、うまくマッチングしながら、地域おこし協力隊員が、こういうことをやりたいのだけれども、こういうのでどうだろうと提案をもらいながら、そこのところができるかどうかという点について、もう一度よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　私のほうからお答えします。

まず、１つ目なのですが、テーマについてというのは、進捗管理ということですかね。それは必要だと思います。思いますのは、初めて来る土地です。初めて住む土地で、来てもらってわかることというのが後発的に多々あると思いますので、それらを酌み取りつつ、町としては、ここまではやってほしいなというのはやはりつくって示していくべきだろうなというふうに思います。そういう意味では、自由ではあるのですけれども、当然町の中で成果を残してほしいわけですから、そこは進捗管理等は適宜していくということかなというふうに理解しています。

それと、２つ目のスキルに合ったというのも、私は柔軟でいいかなと思っています。望まれるゴールというのが、３年間の任期の後、ここに根づいていただくというのが一番いいわけですので、根づいていただきやすい形をやはり考えていく。そのためには、自分が持っていたスキルが、入ったときの仕事とマッチしていないのであれば、そこを柔軟に考えていくとかということは十分にあり得る話だなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長　以上で質問１を終了いたします。

次に、質問２、横瀬町役場の危機管理体制の充実についてに対する答弁を求めます。

ここで、質問者、答弁者ともに、もう少し簡潔にお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　質問事項２、要旨明細１について答弁をさせていただきます。

まず、役場職員のインフルエンザ罹患に対する対策についてでございますけれども、インフルエンザはかかると重症化することもあることから、何を置いても予防が肝心だと言われております。職員も勤務時間内外を問わず、人と接する機会がございますので、予防という観点から自己管理が大切であると考えております。

予防対策といたしまして、職員個人では、手洗い及びうがいの励行、窓口対応職員等のマスクの着用及びインフルエンザ予防接種等が挙げられると思います。予防接種につきましては、強制はできませんけれども、職員及び被扶養者に共済組合からの助成もございますので、有効に活用をしていただきたいというふうに考えております。

次に、職員の管理面からについてでございますけれども、庁舎出入り口への手指消毒用アルコールの設置、子育て支援課によるマスクの配布や産業医による「インフルエンザの知識と予防」と題した講話等を行っております。

次に、役場職員の罹患率についてでございますけれども、２月末までのトータルで13名、約14.6％の罹患率となっております。

次に、課題についてでございますけれども、現在はインフルエンザに罹患した職員につきましては、病院のおのおののかかりつけの先生の指導によって年休を取得しているのが現状でございます。今後につきましては、２次感染を防ぐという観点から、産業医等と連携をいたしまして、インフルエンザ対応基準等を作成してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、要旨明細２について答弁をさせていただきます。

ことしの冬は、寒さが厳しく、例年にも増して立派な氷柱ができ上がりました。また、テレビやラジオなどのメディアに多く取り上げていただけるようになり、その効果もあって、来場者は過去最高を更新し、10万116人を記録いたしました。特に連休となりました２月10日から12日には、３日間で２万1,766人の来場者があり、予測していなかった混雑となりました。特に中日の11日には9,169人を記録いたしまして、芦ヶ久保駅では一時ホームに入り切れないほどの混雑となり、電車の運行がおくれたほどでございました。また、国道299号も昼前から大渋滞となり、夕方まで続きました。当日は、駐車場の誘導員を急遽増員し、また芦ヶ久保小学校の校庭も臨時駐車場として、振興課の職員も出てこれに当たりましたけれども、混雑解消には至りませんでした。

今後につきましては、駐車場や誘導員の配置などを事前に検討するとともに、電車での来場、電車の利

用をもっとＰＲをしていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　答弁ありがとうございます。インフルエンザについてでありますが、罹患率14.6％、13名ということで、感じとして、役場に来たときに多くの職員がインフルエンザにかかっているなという感じなのです。これを危機として捉えるかどうかということで、一般的な点で、ああ、みんな風邪引いているな、では注意してやってねというところよりも、役場の業務が停滞しないような、そういう捉え方が必要なのではないかなということでこの問題を提起してみました。

マスクだとかあるいは手洗いということの励行、あるいは予防接種というふうな点がありました。インフルエンザ対応基準というものを定めたとのことであります。新型インフルエンザ対応については、業務継続計画とか含めながら、町でもこのガイドライン等を設けながら進めているところなので、規模が違うよ、でもそういう点を含めながら進めていっていただきたいと思います。

産業医による注意というか、結果的に聞いたのが、いつやったかというと、２月も結構遅くなってしまって、流行後となったので、はやる前に必要だと思うのですが、そこら辺についてはどうかというのと、インフルエンザ対応基準というのが、これはもうできているかどうか、いつつくるかということについて再度説明をお願いいたします。

２番のほうの芦ヶ久保の氷柱時の混雑時に対して、事前に今度検討して、電車利用というふうにありました。これを危機として捉えたかどうかというふうな点が今回主な点であります。町長のほうも、これはいざというときに備える危機管理という点でもいろいろ言われているというふうに思います。町として、これは、今振興課長が答えました。

私もこの日、帰りしなに、秩父の上野町から、ああ、全部つながってしまっているというのがわかったので、急遽六番峠を通ってうちに戻ったのですが、通った人は、横瀬から芦ヶ久保まで１時間半ほどかかったという話を聞きましたので、すぐに、まず観光協会の案内所に電話してみたら誰も出なかったのです。それから、役場に電話して、どこかにつながるかと思ったら、役場も電話がつながらなかったような状況です。どういう対応をしているか聞こうと思ったのですが、そういうことです。ちょうどきょうは観光協会長が来ています。観光協会長に電話をしたら、一応やっている手だてはとったのだけれども、しようがないなというふうな感じもあるというふうな点でありました。

それで、私に、何が自分でできるかというのもありながら、役場全体でここのところが、町長がこのときに連絡が行って、ああ、こういうような状態であって、それをどういう指示でやれたかどうかという、その体制的な点を説明もお願いしたいというふうに思います。

それで、次回以降のこの解決策、これからの検討になると思いますが、どういう手だてをすればいいのか、一観光協会あるいは芦ヶ久保の氷柱の部会であるとか、それから振興課というのではなくて、もうちょっとのかかわりが必要なのではないかなというふうに思います。警察との関係でもどうであったかについて、いっぱいになってしまいましたが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　それでは、私のほうからはインフルエンザの関係のほうの再質問に対する答弁のほうをさせていただきます。

まず最初に、時期的にインフルエンザの講話の関係、２月20日に実際は行ったわけでございます。その行った時期が遅いのではないかという話の質問でございます。議員おっしゃるように、流行の時期につきましては、基本的には11月から12月にかけてが始まりと言われていまして、ピークが１月から３月、それから減少が４月、５月とかというふうに言われていると思います。

うちのほうとしても、当初のタイミングでは１月の９日の火曜日の日に、「インフルエンザの知識と予防について」ということで講話のほうを予定をしておりました。そうしたら、ちょっと先生のほうが急患が入ってしまったということで、どうしてもその日はできないということで、後日にということにさせていただきました。その後に、１月の30日の日にお願いをまたする予定でおりましたけれども、ちょっと先生のほうのまた都合で、その日もできないということになりまして、最終的に、結果的に２月20日なったという現状がございます。今後につきましては、必要なタイミング、はやる時期等を視野に入れて開催のほうをさせていただければというふうに考えております。

それと、基準の話なのですけれども、先ほど答弁させていただいたのは、今後つくりたいということで考えているということで、この後の、今収束の時期にもう向かっていますので、来期といいますか、本年度の11月ぐらいというのですか、11月というか、まだ発生する前にはつくって、その辺のほうを職員のほうに周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長　振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、１点、この交通渋滞が危機であるか否かというところでございます。今回の混雑については、ちょっと予測もなかなかしていなかったことでございます。例年は多くても１日に6,000人ほどのお客様で、これほど混雑したことは今までなかったのでというのが１点ありますが、あとまた交通の混雑については、５月の連休時には毎年、この辺はシバザクラ等々で渋滞をするという経験もあります。

ご質問の危機かどうかということなのですけれども、危機の定義等もあろうかと思いますが、災害などによって、人命に危険が迫っているということではないと思いますので、これは危機というのとはちょっと違うのかなというふうに感じております。

あと、渋滞時の対応、警察からの要望等がありました。渋滞の後、警察から連絡がございまして、混雑緩和の措置をしてくださいというような要望をいただきました。これを受けて、次の週からは、交通誘導員等の配置を変えて、また新たな誘導員等も置いて対応したのですけれども、次の週からはそれほどの混雑というふうな形ではありませんでした。来年以降も、そんな形で、誘導員等の配置や電車利用ということで呼びかけながら対応をしていきたいと思います。

○小泉初男議長　町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　それでは、私のほうから補足をします。

まず、インフルエンザに関しましては、議員ご指摘のとおりだと思います。できるだけ早く準備して、備えていくことが大事かなと思いますので、来期になると思うのですけれども、はやるシーズンの前に、役場の職員にこうするべしは徹底していきたいなというふうに思います。これが一つ。

それと、交通混雑時に関してなのですが、これはなかなか難しくて、やはり危機管理というのは、我々も幾つかの段階を踏んで考えています。それは、台風の大きさだったり、あるいは降る雪の量だったり、集中豪雨の度合いだったりということで、幾つかのレベルに分けてやっています。そのレベル感というのは、やっぱりまずは人命にかかわることかどうか、それから財産の危険に及ぶようなことかどうかというのがまずあって、そこからいろんなレベルの危機管理があります。それと、大事なのは、緊急配備をして何ができるかです。それで、情報を共有しました、では役場として何ができるかというところは、やはりできることとできないところはあるかなというふうに思います。

今回は、6,000人台までしか経験がなかった氷柱が、初めて9,000人という、ちょっと、１つだけ高い山ができてしまって、それに伴う渋滞。これを経験しましたので、今後は、できる限り事前に備えるということを、これは危機管理だと思うのですけれども、危機管理というか、広義の危機管理ですかね、として備えはやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○小泉初男議長　大丈夫ですね。

ないようですので、質問２を終了いたします。

次に、質問３、農山村地域振興についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、農山村地域振興についてご答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、山間地の農業は、高齢化と、それから後継者不足に加えて、せっかく農作物を育てても、鳥獣による被害を受けて耕作を続ける意欲をなくしてしまうということがあります。地域に適した作物の栽培や担い手の確保と同時に、鳥獣害の対策も欠かせない条件であると思います。

被害の状況を見ますと、鳥類ではカラス、ヒヨドリ、カワウなど、また獣類ではイノシシ、猿、鹿、タヌキ、ハクビシン、アライグマなどですけれども、特に猪と猿による被害が多くなっています。対策としては、電気柵などを設置し、作物を守るということ、花火や爆竹を使い追い払うということ、そしてわなをかけるなどして捕獲し、駆除を行っております。

電気柵については、平成24年度から設置補助金を交付しておりまして、現在まで75件、延べ6,656メートルが設置されております。花火、爆竹については、振興課において随時交付しています。有害鳥獣の捕獲、駆除については、毎年武甲猟友会に委託して実施をしております。平成28年度に捕獲頭数が多かったものは、鹿が119頭、イノシシが43頭、アライグマが35頭などです。

有害鳥獣対策につきましては、これといった決め手がないというのが悩ましいところなのですけれども、現状では電気柵などで作物を守りながら、捕獲、駆除を続けていくのが最良であろうかというふうに思います。こういった有害鳥獣の駆除を交えて、耕作放棄地の解消ですとか農作物の耕作意欲の向上といったことにもつなげていければというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　本当に身に迫った中身で、早く手を打ちながらというふうな点が必要だと思います。有害鳥獣の駆除につきましては、武甲猟友会を中心に進めていく、あるいは後継者育成、担い手の問題というのがあります。

１つ、私もこの鳥獣被害の現状と対策ということで、農林水産省のホームページから見たときに、こういう点がどうかと。１つは、広域的な取り組みを行うと効果が見られて、猿の点で、群れを形成し、市町や村を往来して農産物を被害させているのに対して、これを協力しながら捕獲や防護柵活動を積極的に実施していくという点が示されている点があると思います。こういう点についてどうかというふうな点が１つ。

それから、鉄砲を打つ人、猟銃免許取得のためということで、今非常に次の人がいないというような状況でありまして、これは一つの富山県魚津市の例なのですが、市職員から希望を募り、猟銃免許取得のための研修を実施という点があったりします。それから、各集落の農業者にも、わな免許を取得し、促進というふうな点があったりしますので、こういう点について、なかなか決め手はないと思いますが、一つの策として進めるところ、広域連携等を含めながらどうであろうかという点について、再度よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長　それでは、お答えをいたします。

広域的な取り組み等の関係ですけれども、猿につきましては、猿に発信器をつけて、広域的に猿の分布状況等の調査を行っています。各市町村単位で猿が動くわけではありませんので、広域的に動いているのを捉えています。横瀬町には、平久群というのと生川群という２つの群れがあります。生川群というのは、影森のほうから、武甲山のほうからといった行動範囲で行動をしております。平久群については、芦ヶ久保地域から高篠方面を行動範囲としているような群れで、それぞれ平久群が64頭、生川群が30頭程度確認はされております。こういったことで、こういう分布状況等を共有しながら対策につなげているという現状があります。

また、わな等の免許につきましては、やはり免許を取っていただいて活動していただける人が一人でもふえるほうが好ましいと思いますので、わな等の免許、狩猟免許等については、町のほうとしても補助等があろうかと思いますので、そういったことでまた呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。よろしいですか。

ないようですので、質問３を終了いたします。

次に、質問４、一般質問での回答後の進捗状況についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　質問事項４、要旨明細（１）のうち役場庁舎の駐車場について答弁をさせていただきます。

平成29年６月議会定例会の一般質問の中で、役場庁舎の駐車場について答弁をさせていただきました。その答弁の中で、役場駐車場の再配置について、現在ある枠の中ででき得る限りのことを再検討したいというふうに答弁をさせていただきました。職員駐車場の再配置につきましては、７月29日の災害時初動訓練実施後におきまして、総務課職員で行いました。軽自動車と普通自動車の置き場所を明確にすることにより、駐車スペース３台分を新たに確保させていただきました。また、お客様用駐車場の混雑状況を解消するため、課長会議において、役場庁舎以外での会議の開催、町民会館駐車場の活用等をお願いをさせていただいております。また、定例会開催時には、本日もそうですけれども、小学校の駐車場等を職員駐車場の一部としてお借りをして利用させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長　教育次長。

〔小泉　智教育次長登壇〕

○小泉　智教育次長　私のほうから、放課後の関係のほうについてお答えさせていただきます。

放課後子ども教室の拡充につきましては、昨年度から今年度にかけて、子育て支援課と協議しながら拡充に向けて進めております。この間には、小学校１年生、２年生、保育所、幼稚園の年長組のそれぞれの保護者にご協力をいただき、アンケートを実施いたしました。

放課後子ども教室の認知度や利用ニーズがどのくらいあるのか調査しました。その結果、放課後子ども教室を知っている方は、回答をいただいた151名中143名、知らない方が８名と大多数の方が知っておりました。３年生までを対象とした場合、利用しますかとの質問には、83名の方が利用したいと回答をいただきました。また、有料化した場合の利用はどうですかとの問いには、利用したいが44名、金額次第を含めますと94名の方が利用意向があることがわかりました。

今後さらに学童保育室との公平性について検討してまいります。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。いいですか。

ないようですので、５番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　零時０１分

再開　午後　１時００分

〔議長、副議長と交代〕

○大野伸恵副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございますので、かわって私が議長の職を務めさせていただきます。

◇

◎会議録署名議員の追加指名

○大野伸恵副議長　ここで、会議録署名議員の追加を議長より申し上げます。

７番　内　藤　純　夫　議員

お願いいたします。

◇

◎発言の訂正

○大野伸恵副議長　９番、若林想一郎議員から訂正があるそうでございますので、発言を許可します。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　昨日の秩父広域市町村圏組合議会報告の際、議案第９号と議案第10号を一括上程し、議決結果として一括で可決、起立全員として報告しましたが、議案第９号及び議案第10号は、個別に採決し、可決したことに訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

◇

◎請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長　日程第２、請願第１号　国民健康保険の県単位化にあたっての請願書についてを議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

５番、浅見裕彦議員。

〔浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長　議長より総務文教厚生常任委員会の報告を求められましたので、委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第74条の規定により報告をいたします。

事件の番号でありますが、請願第１号。件名です。国民健康保険の県単位化にあたっての請願。

審査経過についてであります。本件は、平成29年12月定例会で本委員会に付託となった案件であります。

審議では、参考上必要があるものについては、執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。

委員会審査は、２月27日に行いました。請願者である秩父社会保障推進協議会代表者の千島正行様に参考人として出席していただきました。参考人に請願の趣旨を説明していただいた後に、質疑応答を行いました。その後、町が把握している情報等について関係課長からその概要を聞きました。

以上、委員会での論議を踏まえ、採決いたしました。

今回の請願項目である２、国民健康保険税額については、十分に注意して低所得者の保険税減免制度の拡充を図ることであったため、趣旨説明との町の情報に差異が生じることから、趣旨採択ということで行うこととしました。

採決の方法は挙手採決として、結果、全員の挙手により、請願第１号　国民健康保険の県単位化にあたっての請願は、趣旨採択と決定しました。

以上です。よろしくお願いします。

○大野伸恵副議長　総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　討論なしと認めます。

採決します。

日程第２、請願第１号　国民健康保険の県単位化にあたっての請願書については、総務文教厚生常任委員会委員長の報告どおり、趣旨を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○大野伸恵副議長　起立総員です。

よって、請願第１号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

◇

◎議案第１号の上程、説明、質疑

○大野伸恵副議長　日程第４、議案第１号　横瀬町地域公共交通会議条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第４、議案第１号　横瀬町公共交通会議条例についてでありますが、道路運送法等に基づき、横瀬町地域公共交通会議を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野伸恵副議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　上程されました議案第１号　横瀬町地域公共交通会議条例の細部説明を申し上げます。本日配付させていただきました説明資料を参考にしていただければと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方でございますが、横瀬町地域公共交通会議は、コミュニティバスブコーさん号の運行や西武観光バスの地域旅客運送等に関し、道路運送法及び同法施行規則の規定に基づき設置を必要とするものでありまして、当町におきましても、平成27年度から横瀬町地域公共交通会議設置要綱を定めて設置しております。このたび交通会議を町の附属機関として正式に位置づけることで、地域公共交通の分野で、町に協力していただく構成委員に報酬を支払うことができるようにする条件整備を目的として、現行の要綱に基づく設置から、条例に基づく設置としたいための条例制定でございます。

では、条文の中身につきましてでございますが、第１条につきましては、交通会議の設置目的を、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するためと規定するものでございます。

第２条につきましては、交通会議の協議事項を次の第１号から第３号の事項、第１号としましては、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項。第２号といたしまして、町の有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項。第３号といたしまして、交通会議の運営方法、その他町長が必要と認める事項と規定するものでございます。

第３条につきましては、交通会議の委員を列記しております。第１号で、町長が指名する町の職員とさせていただきました。この条文は、横瀬町地域公共交通会議設置要綱にあっては、横瀬町長またはその指名する者というものでした。今回の制定目的が附属機関としての要件を整備するためということから、執行機関である町長を含めない内容とするため、この条文とさせていただきました。

第４条につきましては、交通会議の会長及び副会長についての規定で、第２項においては、第３条第１号委員を会長に充てると規定しております。

第５条につきましては、交通会議の会議についての規定でございまして、第４項においては公開を原則とすると規定しております。

第６条につきましては、交通会議の庶務は、まち経営課が処理することと規定するものでございます。

第７条につきましては、交通会議の関係者は、交通会議における協議結果を尊重し、誠実にその実施に努めることを規定するものでございます。

第８条につきましては、本条例に規定されていない事項で交通会議の運営に必要な事項については、会長が交通会議に諮って定めることを規定するものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日を平成30年４月１日と規定するものでございます。

なお、現行の横瀬町地域公共交通会議設置要綱が必要内容を備えていると判断し、第３条第１号の条文以外につきましては、同一内容で本条例を制定しております。また、同要綱につきましては、平成27年４月１日付で国土交通省自動車局長より「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」

という題名の通達の中に、モデル要綱として掲示された参考の要綱の条文を引用して策定したものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○大野伸恵副議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　１番、向井芳文です。

こちらの公共交通に関しましては、町として大変重要な問題であると考えております。その中で、こちらの平成28年度、29年度、30年度は予算で計上されていますが、平成28年度に関しましては、決算のほうも出ていますので、そのときの数字を見てみますと、コミュニティバス運行委託料決算が1,619万4,600円、地域乗り合いバス路線確保対策費補助金決算が1,022万2,000円、バス回転場賃借料が５万3,796円と、2,647万396円の計上となっております。その中で、県の補助が309万6,000円あったり、あと交付税で多く戻ってきていると思います。また、賃料等もあります。そういった中で、町の持ち出し額が416万5,096円ということで確認をしております。

トータルで見てみればこれだけの持ち出しでという考えもありますが、ただ違う角度からのトータルで見ますと、2,647万円かかっているということがございます。これは、もとからあるバス会社だったりとか、あとは委託、コミュニティバスブコーさん号を委託している会社等、その会社との兼ね合い、またはその会社の存続等も、そこまで気にする必要があるかわかりませんが、その辺も含め、関係性の中でやっていかなければいけない部分だとは思いますが、この条例制定に当たりましては、今後の公共交通機関の充実を目指してのものと思っております。

この平成28年度で言えば2,647万円、平成30年度の予算でも、それ以上の額が計上されております。このあたり、これだけ額がかかるという中では、違う形で、今までかなり話題にも出ていますが、ドア・ツー・ドアのデマンド型のものだとか、そういったものも考えられるかなと思いますが、現時点で町のほうで、この会議を含めまして、今後の公共交通機関のあり方というところにどういったものを求めていくというか、どういったものを今の時点で考えているかというところをお願いします。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　ご質問にお答え申し上げます。

確かに横瀬町におきましては、鉄道を除く公共交通については、余り整備されていない中で、コミュニティーバスを運行させていただいております。コミュニティーバスの運行と地域乗り合いバスの西武観光バスの路線が一部重複するところもございまして、県の補助金を使って町から地域乗り合いバスの補填を補助金として交付しておりますが、そういった中で、このまま今の形のままで赤字をふやしていくということは、町の財政負担も重くなります。また、それとあわせてコミュニティーバスの運行も行っていくということで、今議員がおっしゃるとおりに、2,600万円余りの金額を平成28年度支出しているということは、改良の余地があるはずでございますので、その辺をこれから見つけてまいりたいと考えております。

以上です。

○大野伸恵副議長　町長。

○富田能成町長　それでは、私のほうから補足をさせていただきます。

この問題については、私も何回か議会でお話をさせていただいている問題でして、今の形が最終形とは思っていません。この後、どんどんいい形を考えていきたいというふうに思っています。今はその過渡期というふうに認識をしています。

グロスで2,600万円で、ネットで……ごめんなさい、これは数字がないから適当なことは言えないですが、少なくともコミュニティーバスを本格運行にした、切りかえたところで、1,000万円以上は町の支出は削減できました。しかし、これがまだ最終形ではないです。

収支の問題もそうですし、利便性のことを考えても、あるいは効率のことを考えても、もう少しいい形があるのではないかなということをこの先で模索をしていきたいと思っています。そのときに、例えばよこらぼを通じて、新しい公共交通のあり方等提案が来ればいいなとも思いますし、これから自動運行だったり、いろいろなテクノロジーの進歩みたいなのも期待できると思いますので、その辺のことも絡めながら、横瀬町として一番いい形をこの先で考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○大野伸恵副議長　再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　今回のこの公共交通会議条例は、今課長が説明されたように、前回の公共交通会議設置要綱で一部横瀬町長のところは変えましたということでありました。

それで、この条例なのですが、これは何人を入れるのかという点が抜けているのではないかなと思います。この中で、10の職種をうたっていますが、何人、それから任期は何年なのかということが抜けていると思います。

それから、町長が指名する町の職員ということで、もとの文章は、横瀬町長またはその指名する者となっているところがあります。町長が指名する者というか、町の者というか、「職員」と「者」、この言葉の使い方がどうかということになりますので、そこのところの説明をお願いします。

それから、ここに第４条の第２項なのですが、「会長は、前条第１項に掲げる委員をもって充て」という、それでは前条第１項というのは何かといったら、町長が指名する、この条文で言うならば町の職員ということであります。今回の町執行機関の附属機関としての条例の中で、町の職員を会長とすると決めてあるのはないというふうに思うのです。互選が普通でというふうになっていると思いますので、この点についてどう考えるのかについての説明をお願いします。

もう一点、第５条の第２項、「交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる」とありますが、会議の成立要件がどうなのかということがここにも記されていないと思います。極端な例で言えば、４人で、委員長がいて３人で、２人がというのも形としてはあるので、会議の成立要件であるとか、そういうところが抜けていると思いますので、ちょっと考え方を示していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず、定員につきましてですが、この条例案には定員が示すことができておりません。参考までに、現在の地域公共交通会議の委員の人数は13名でございます。町の附属機関を設置する際の取り決めについては、附属機関を設置する際には20名以内とするという取り決めがございます。こちらの定員の人数を示していないのは、申しわけありませんが、こちらのほうの不備と言えば不備でございます。

また、委員の任期につきましても、こちらで示しておりません。

それから、町長の指名する者がどういう者であるかということでございますが、ここでははっきりとした、町の職員とははっきりとうたってあるわけではございませんが、暗に町の職員を想定した条文でございます。

また、会長の選出に当たって、第１号委員を特定しているということでございます。こちらにつきましては、事務局を担当するまち経営課の考えでございますが、地域公共交通会議の設置の意義が、交通機関を利用される方々や町民の代表の方、それから関係各機関から選出された専門的な識見を持った方々ということでございまして、この地域公共交通会議で得られた意見、提言等を、この地域の公共交通に、よりよい形をつくっていかなければならない中で、会議の意見の出しやすい空気、雰囲気をつくる、より多くの意見を発言できるようなことを町の職員が担うということを想定しまして、町の職員にもこの構成員として入ってもらうという考えでこの規定とさせていただきました。

また、会議の成立要件が見つけられませんということでございまして、会議の成立につきましては、やはり議員おっしゃるとおり、成立の条件を定めるべきであると思います。このことにつきましては、先ほどの定員の規定、任期の規定、その他のことも含めて、もしこの条例案が備えていない、足りない部分があるとすれば、適正な条例となるように、できる限り速やかに改正をさせていただく形で、それまでの間は、この条例案の中に第８条がございますが、「この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める」、この規定を使わせていただきまして、交通会議としてまず定めていただく。その上で、できるだけ早い時期に改正をさせていただいて、この条例を補完するということをさせていただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、申し添えますが、地域公共交通会議は今も、もう既に何年かここまで継続してきているものでございます。交通会議を開く際には、この会議はそう頻繁に開く会議ではございませんので、構成委員の方々に出席の都合を確認しながら会議を開いておりまして、これまでこの条例案のもととなった設置要綱の中で支障が生じたことがなかったということを申し添えさせていただいて、お願いをさせていただきます。

以上です。

○大野伸恵副議長　再質問ございますか。

〔何事か言う人あり〕

○大野伸恵副議長　副町長。

○井上雅国副町長　私のほうから少し補足をさせていただきます。

現在のこの公共交通会議でございますけれども、国のほうから出ております、地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方についてで、その中にあります、公共交通会議の設置及び運営に関するガイ

ドライン、これに沿ったものとして運営のほうをさせていただいております。また、今回の条例の案につきましては、その中で示されているモデル要綱、これをひな形として作成したものでございます。

ただ、１点、課長のほうからございましたように、町長というところは条例としてはふさわしくないであろうということで修正を加えたということでございます。

これまで横瀬町におきましても、この地域公共交通会議については実施をしており、その中身について何ら支障があるものではございませんでした。また、今後も、この条例の前後で、その中身について何ら変わるところではないというふうに考えておりますし、そのような形で実施をしております。

その中で、幾つか議員のご指摘の点についてお答えいたしますと、まず定員につきましてですが、条文上は出ておりませんが、現状13名、それから町の規則では、附属機関については20名以内ということでございますので、その中での適切な運営を心がけるということで現状運営をしております。

また、定足数のお話でございますけれども、運営上カバーしているというのが現状でございます。すなわち要綱の中にもそういった定足数というのは入っていないわけなのですが、先ほど課長のほうからもありましたように、この頻度につきましては、そう多くはない会議でございます。ですので、準備段階で、委員の方皆様の出席状況をきちっと確認した上で、最大限皆さんが出席できるタイミングで開くということが可能な会議でございます。ですので、そのような運営を持ってカバーしているというところが現状でございますので、実務上支障は出ていないというふうに考えております。

また、その他町の職員あるいは会長の選任につきましては、現状は、先ほどご紹介いたしましたガイドラインに書かれている内容に沿った形で規定をさせていただいております。ですから、私どもといたしましては、この設置及び運営というふうに書いてありますガイドラインの中の条項に従った形の条項を置き、運用させていただいているものでございますけれども、そういったことで一度ご理解のほうをいただければというふうに思っております。

また、他の事例におきましても、町の職員が入っている例というのはございます。こういった会議の設置につきましては、それぞれ目的を考えながら、その中で適切な構成員を決めていくということでございます。その中では、本件につきましては、現状うまく回っているのではないかなと思いますが、もちろんその中で構成員の変更、改正等々は、今後課題として考えていく必要があれば、そういった形で進めていきたいなというふうに思っております。

私のほうから補足ということで、以上ご答弁させていただきます。

○大野伸恵副議長　再質問ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　町の設置要綱で、町の、町長または指名する者が中心となってこの公共交通の協議を進めていくという、それはわかるのです。でも、条例として、附属機関としていくというときに、この進め方ではどうだろう。結果としては、委員の互選の中で誰がなるというのは、それはその中で決めるものなのですが、条例として進めているときに、そこはどうかという点があります。

先ほど課長のほうから、しかるべきときに適正な条例となるように改正しますというけれども、どこを変えるのかという点だというと、人数はわかりました。13だけれども、20名以内だから、そこはこういうふうにしますというのがあるのですが、任期はどうするのか、それから会長はこのままでいくのかどうか、

その形についてどう考えるのかを再度示していただきたいと思います。

○大野伸恵副議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　では、再質問のほうは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

これは、今までずっとやってきている会議です。今回は、他の要件があって、条例にしようということで今回上程させていただいています。

これも先ほど副町長のほうから説明をさせていただきました、国交省のほうからガイドラインが出ていまして、その要綱に沿った内容にしています。しかし、その中で、例えばこのガイドラインを見ますと、「地域公共交通会議の会長は、必ずしも地方公共団体の職員のみでなく、地域公共交通会議の構成員の中から互選により選出することもできるものとする」という書き方になっていまして、互選することができるになっているので、互選しないというのがスタンダードというふうにもとれます。

それから、任期も、「定めることができるものとする」ということになっています。そういう場合、ガイドラインに沿って運営しています。これは、ほかの市町村事例も調べたのですけれども、やっぱりこういった、同じような形でやっているところもあります。ということと、あと実際の運営上はこれで回っていて、年に何回かする会議ではありませんので、皆さんにご案内を出して、集まる方が少ないというのは基本的にはない会議です。

ということなのですが、今浅見議員のほうからご指摘をいただいた、条例としてどうかというところは確かにあろうかと思います。私のほうからは、申し上げさせていただきますが、次の会議が予定でいきますと平成31年かな、に入ってからの開催になります。その間までまだ時間がありまして、この間にできるだけ早いタイミングで、できれば６月ですかね、ぐらいまでに、実務上はこれで支障ないということではありますが、今いただいたお話を受けまして、それは条文の中に明記をされるほうが、よりはっきりするということだというふうに思いましたので、成立要件や任期に関して、しっかり見える形にするということと、それから結果的に会長が今そういう形で決まっていて、実際は副町長になってもらって運営をずっとしているのですけれども、条文としてというところでありますと、そこは決め打ちをする必要も必ずしもないと思いますので、互選という形にすることを考えたいと思います。

以上です。

○大野伸恵副議長　再々質問はございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　そういう点、では今の町長の答弁を含めまして、６月議会、一番近いところで改正をしていくということで、再度確認になりますが、よろしいでしょうか。

○大野伸恵副議長　ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　事実関係の再度の確認と整合性の問題を検討した上で、その方向で考えたいと思います。

○大野伸恵副議長　他に質疑ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　今の浅見裕彦議員の質問と今の町長の答弁なのですけれども、次の会議の予定が

平成31年ですか。ですと、そこでまた６月の議会で改正するということになりますと、時間もゆっくりありますので、よこらぼの設置のときのことと同じような感じになりますので、時間がたっぷりあるのですから、今やらなければいけない理由、今決めなければいけない理由があるのならば、その理由を教えてください。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、ご質問にお答えします。

町では、ここ数年の間で附属機関の見直しということをしております。その中で、条件の整ったところから、できるだけ早い時期に附属機関へ条件整備を図るということに努めております。その中で、地域公共交通会議のこの形も、附属機関としまして、来年度の予算のほうに報酬として正式に上げたい、そういう考えがございまして、この時期に附属機関としてのこの条例案を提出させていただいたところでございます。

以上です。

○大野伸恵副議長　再質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　そうしますと、予算案をつくってしまって、もう報酬を計上してしまっている。なので、今回のタイミングで成立をさせないと執行部側としてはまずいという解釈でよろしいでしょうか。

それと、今まで支障がなかったということですので、要綱による会議と、条例でこの設置機関の見直しとありましたけれども、機能とするとどんな違いがあるのですか。

○大野伸恵副議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　ご質問にお答えいたします。

これまでの公共交通会議の位置づけというのは、正式には附属機関として不備があったのだと思います。ということから、この構成員の方々が会議に出席していただいた際には、謝金という形でお礼の気持ちを出すことができたのですが、報酬という形にその辺を改めたいということで、その支払いをする上で、附属機関という位置づけが正式にできるようにという考えでございます。

以上です。

○大野伸恵副議長　町長。

○富田能成町長　私のほうから補足します。

まず、議員がおっしゃった予算に計上したから、やらなければいけないではないです。別に計上してもやらないことも、実行しないということもありますから、ということは関係ないです。これが一つ。

それと、これは公共交通会議だけ考えると、法律要件としては要綱で足りるのです。そこで要綱で足りているものを今回条例にする。なぜ条例にするかというと、条件整備です。今課長のほうで、附属機関で不備。不備ではないです。謝金としてやや不明確と言ったらあれなのですかね、それをはっきりと報酬として位置づけるという、そういう意味があります。それを今期中に補完をしたいから、このタイミングで上げています。

以上です。

○大野伸恵副議長　再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番　若林清平議員　この議案第１号ですけれども、今の議論を聞いていますと、条例的には不備だと言って、それを認めてくれということなのですけれども、私はそんな甘いものではないと思うのです。条例であれば、やっぱり議会でそれを認めるというか、条例を可決するとなれば、やっぱり不備のない中でいかないとまずいのではないかなと、そのように思っているのです。

今の議論を聞いていますと、不備だけれども、今まで要綱でやっていた内容で対応してきたけれども、謝金を報酬に切りかえるとか、そういうたぐいのことではないのです。余りだと議会軽視の関係になってくると思います。

私は、できればもう一度、この条例については仕切り直しをしたほうがきれいだというふうに思うのですけれども、それで十分対応できると思うのです。例えば６月議会にきちっとしたものを出して、そして附則で、例えば４月１日にさかのぼって適用するとか、そういう附則の扱いもできますから、その辺ちょっと再考していただいたほうがよろしいのではないかな、そんなふうに思いますが、どうでしょうか。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　では、私のほうからお答えします。

申しわけないです。不備とは思っていないです。これで運用ができてきていて、支障がないです。読み込みもできますし、ガイドラインには沿っています。しかし、きょうご指摘をいただいたので、よりよいものに変えたいという、そういう私たちの思いです。決して形式要件が整っていないですとか不備があるとは思っていません。

○大野伸恵副議長　再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番　若林清平議員　今まで要綱で対応はしてきていたわけですね。要綱の場合は議会に諮らなくてもできるのですけれども、条例となると、先ほども５番議員からも幾つか指摘がありましたけれども、やはり一番最初に条例を制定する、要綱を条例に変えるだけのようですけれども、私は条例はやっぱりきちんとしたものでなければいけないかなという、そんな気がしています。ですから、今３月議会ですけれども、すぐに６月で一部改正をするというお話もありましたけれども、ということは今提案されている条例がやっぱりどこか欠けているから、一部改正やるのだと思うのです。

先ほども言いましたように、定数だ、任期だ、いろいろありますけれども、そこのところをきちっとした形の上で条例案として議会に示してほしい、私としてはそういうふうに思っています。その辺のことについてはどうでしょうか。執行部としては、一旦出したものは引っ込めづらいということはあるのでしょうけれども、一部不備なものを認めてくれというのは、また今度は議会側としてもなかなか、気楽に承認できる問題ではないと思うのです。その辺の見解をお聞かせ願いたいと思うのです。

○大野伸恵副議長　ただいま再質問中ですが、暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時４４分

再開　午後　２時００分

○大野伸恵副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎発言の許可

○大野伸恵副議長　執行部の発言を許可します。

町長。

○富田能成町長　ただいま議案第１号　横瀬町地域公共交通会議条例について説明をさせていただき、ご質問もいただきました。ご質問いただいてからではあるのですけれども、幾つかこちらのほうで修正をかけたい点が出てまいりました。

つきましては、この議案第１号、それから関連します議案第６号につきまして、お時間をいただいて、一旦撤回をさせていただいて、再度提出という形にご了解をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

◇

◎議案の取り下げ

○大野伸恵副議長　ただいまの町長の発言ですが、議員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの第１号、第６号の議案につきましては、撤回し、再度議案第21号の前に出していただくということでご了承いただけるでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　よろしいですか。

では、そのように取り扱いますので、よろしくお願いいたします。

◇

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長　日程第５、議案第２号　横瀬町国民健康保険財政調整基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第５、議案第２号　横瀬町国民健康保険財政調整基金条例についてでありますが、国民健康保険制度の改正に伴い、財政調整基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野伸恵副議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

いきいき町民課長。

〔大塲玲子いきいき町民課長登壇〕

○大塲玲子いきいき町民課長　それでは、議案第２号　横瀬町国民健康保険財政調整基金条例の細部説明をさせていただきます。

本条例の制定につきましては、国民健康保険制度の改正に伴い、平成30年度から、町が行う保険給付費の支払いは、県から交付される保険給付費等交付金によって賄われるため、既存の国民健康保険給付費支払基金にかわるものでございます。今回の制度改正を踏まえ、目的の範囲を広げ、本町における国民健康保険の年度間の財源の調整を図り、国民健康保険財政の安定化を図るために、必要な事業に要する経費に充てるための基金として設置したいものでございます。

概要についてご説明申し上げます。第１条では本条例の設置目的について、第２条では基金として積み立てる額について定めております。第３条では基金に属する現金の管理について、第４条では基金の運用から生じる収益について、第５条では繰りかえ運用について、第６条では基金の処分について、第７条では委任についてそれぞれ定めております。

なお、附則につきましては、本条例は公布の日から施行することと定めております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○大野伸恵副議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

６番、新井鼓次郎議員。

○６番　新井鼓次郎議員　第３条についてお伺いします。

基金に属する現金は、金融機関への貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないということで、その中の２に「現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とうたってあります。これなのですが、有利な有価証券というのは具体的にどのようなものと考えているのか。元本保証はあるのか。万が一損金が発生した場合、その責任と補填は誰がするのか。３点お願いします。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大塲玲子いきいき町民課長　ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

現在ございます既存の国民健康保険給付費支払基金におきましても、現在こちらの最もかつ有利な有価証券にかえることができるという、こちらのほうの有価証券のほうでの管理のほうはしてございません。そういった場合が生じることに備えての条文と解釈しております。

以上でございます。

○大野伸恵副議長　再質問はございますか。

〔何事か言う人あり〕

○大野伸恵副議長　３番でよろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○大野伸恵副議長　現実のものではなくて、どのようなものを想定しているかということでよろしいですね。

いきいき町民課長。

○大塲玲子いきいき町民課長　答弁漏れ申しわけございませんでした。

こちら、有価証券は、小切手ですとか手形ですとか国債等があるかと存じますけれども、そういったリスクが高いものに関しましては、預ける、それを管理するというふうなことは想定はしておりません、実際のところ。実際そういったことで損金が生じた場合の責任ということでございますけれども、なるべくそういったことは避けたいと思っております。

以上でございます。

○大野伸恵副議長　町長。

○富田能成町長　では、私のほうから補足をします。

「必要に応じて」という記載なのですけれども、条例としての枠組みと、それから実際の運用というのがあろうかと思います。基本的には元本リスクが伴うもので運用するということは想定していません。

それでお答えになったかと思うのですけれども。

○大野伸恵副議長　よろしいですか。

再質問はございますか。

６番、新井鼓次郎議員。

○６番　新井鼓次郎議員　損金の考え方、リスクはまずないというお答えですが、条例で「有価証券に代えることができる」ということで、有価証券の内容が細則として記載されておりません。捉え方によっては、一般の株式、投資信託等にまで範囲が及ぶと考えられないこともない。そこが危険だと私は指摘させていただきたいと思います。でありますので、元本保証を必ず明記した文にできれば差しかえていただきたい。基金条例そのものは大変いいことだと思いますので、賛成したいのですが、ここの危険のリスクがあるので、そこを訂正していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問１つでよろしいですね。元本保証を明記していただきたいということですね。

いきいき町民課長。

○大塲玲子いきいき町民課長　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

元本保証を明記ということでございます。横瀬町には基金条例がほかにもございますので、そういったところと精査することも必要かと思いますので、今後の検討ということにさせていただけたらと思います。

以上です。

○大野伸恵副議長　町長。

○富田能成町長　運用のリスクは、極端な話をすると、何であってもゼロにはならないです。例えば現金で

持っていると、現金は盗難のリスクがあって、預金で持っていると銀行の破綻リスクがある。預金保険はあるのですけれども。そういう中で、よりリスクの低いものを選考していくということだろうと思います。

この有利な有価証券というのが入っているのは、例えば一般論として、国債で運用したりですとか地方債で運用したりというのがケースがあるので、入っているということです。元本保証があればいいかというと、元本保証があってもリスクはリスク。その元本の主体が倒れたり返済不能になることはありますので、そこで線を条例上引くというのは、余り現実的ではないような気がしています。

したがって、条例上は、こういう大くくりの表現にならざるを得ないというところはご理解いただければと思います。

○大野伸恵副議長　再々質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

６番、新井鼓次郎議員。

〔６番　新井鼓次郎議員登壇〕

○６番　新井鼓次郎議員　６番、新井でございます。

ただいま上程されています議案第２号　横瀬町国民健康保険財政調整基金条例、こちらでございますが、３条の２項について、「有利な有価証券に代えることができる」、この条文、大変危険をはらんでおります。できれば、この条文、抜いていただきまして、確実に皆様のお金は管理できるというものにかえていただきたい。飛躍的な考え方で投機的なものに、ばくちのようなものに投資できるような考えを持たせないような条文に変えていただきたいと考えております。そういう意味も含みまして、この文を直して再度出していただきたい、そういう意味も込めて反対といたします。

○大野伸恵副議長　他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　なければ討論を終結します。

採決します。

日程第５、議案第２号　横瀬町国民健康保険財政調整基金条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○大野伸恵副議長　起立多数です。

よって、議案第２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長　日程第６、議案第３号　横瀬町子ども・子育て審議会条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第６、議案第３号　横瀬町子ども・子育て審議会条例についてでありますが、子ども・子育て支援法等に基づき、横瀬町子ども・子育て審議会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野伸恵副議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長　議案第３号の細部説明をさせていただきます。お配りしてございます説明資料も参考にごらんください。

条例制定の基本的な考え方は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく事項について、調査、審議するための審議会を設置したいので、横瀬町子ども・子育て審議会条例の制定をお願いするものです。

現在の子ども・子育て支援会議を町の附属機関である審議会とし、児童福祉法や子ども・子育て支援法等で規定されてる事項等についてご審議いただきたいと考えております。

詳細について説明させていただきます。第１条は、子ども・子育て審議会を設置することについて規定しております。

第２条は、審議会の所掌事務について規定しております。第１号では、児童福祉法に規定されている事項等児童福祉全般に関することについて、第２号では、子ども・子育て支援法第77条第１項に規定されている保育施設等の利用定員の設定や子ども・子育て支援事業計画の策定または変更等に関することについて、第３号では、横瀬町保育所の入所選考に関することについて、第４号では、その他重要事項に関することとなっております。

第３条は、委員の人数、委嘱について規定しております。第１号の保護者については、保育所、認定こども園の保護者会長、小中学校のＰＴＡ会長等を想定しております。第２号の児童福祉等に関する事業に従事する者については、母子愛育会、社会福祉協議会、保健所、福祉事務所、民生・児童委員、小中学校長等を想定しております。第３号の児童福祉等に関し学識経験を有する者は、議会、区長会、学校医等を想定しております。第４号の町長が必要と認める者については、公募委員等を想定しております。

第４条は、委員の任期、再任について規定しております。

第５条は、会長及び副会長の設置、選任方法、その他職務について規定しております。

第６条は、会議の招集、定足数及び議決数について規定しております。

第７条は、審議会の運営上必要があるときに、委員以外の関係者からの意見の聴取等ができることについて規定しております。

第８条は、特定の事項を調査検討する専門部会を設置できることについて規定しております。

第９条は、子育て支援課で審議会の庶務を行うことについて規定しております。

第10条は、委任について規定しております。

附則で条例施行日を平成30年４月１日と規定しております。

以上で説明を終わります。

○大野伸恵副議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　１番、向井芳文です。

こちらの条例、こういった流れは大変すばらしい流れだと思っております。現在ございます、子ども・子育て支援会議との違いを教えてください。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長　現在、子ども・子育て支援会議で事業計画や子育て支援に関すること等についていろいろご協議いただいております。昨年度保育所機能の民営化についても検討を重ねていただき、委員の皆様、特に検討部会の皆様には大変ご負担をおかけいたしました。今後も子ども・子育て支援事業計画の改定を初め児童福祉や子育て支援等について、町の附属機関として審議等をいただく場面が想定されますので、条例で審議会を設置し、町長の諮問に応じ答申いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野伸恵副議長　再質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　ありがとうございます。ということは、子ども・子育て支援会議の格上げではないですけれども、その会議をより充実させるために、こういった形で置くということで、今後、今までである子ども・子育て支援会議がこれに当たるという解釈でよろしいのでしょうか。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長　そのように考えております。

○大野伸恵副議長　再質問はないですね。

他に質疑ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　今回の子ども・子育て審議会条例と子ども・子育て支援会議設置要綱を比べてみて、２点変わったのと、それからもう一点について伺います。

１つは、審議会の委員と支援会議は20名、審議会は18人以内というふうに変わりました。この変わったのが何かという点が１点であります。

それから、２つ目につきましては、専門部会を置くことができるという、この第８条規定です。旧規定におきますと７条で検討部会を設けることができるとありました。検討部会と専門部会の違いは何かという点が２つ目であります。

３つ目については、公開はどうするかということです。審議会のあり方として、公開をする、あるいはしない場合はという点があって、ここに記載されていないので、その公開についての見解を示していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長　答弁させていただきます。

委員の定数につきましては、支援会議では町の行政職員３名が含まれております。その３名を除きまして、１名は公募委員の募集を考えております。

それと、専門部会と検討部会の違いですけれども、支援会議では１つの事案、保育所機能の民営化について検討していただくために検討部会を設置いたしました。審議会では、複数の事案について分野ごとにご審議いただく可能性もありますので、ほかの自治体等の例規等を参考に専門部会とさせていただきました。

それと、会議の公開についてですが、原則公開と考えておりますが、議題によりまして、個人情報等がある場合は非公開になると考えております。横瀬町附属機関等の設置及び運営に関する要綱の第９条で、会議の公開について規定をしております。この規定に準じて実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野伸恵副議長　再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　討論なしと認めます。

採決します。

日程第６、議案第３号　横瀬町子ども・子育て審議会条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○大野伸恵副議長　起立総員です。

よって、議案第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長　日程第７、議案第４号　横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第７、議案第４号　横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてでありますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野伸恵副議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長　議案第４号　横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について説明をいたします。説明資料を配付いたしましたので、ごらんをいただきたいと思います。

まず、制定の経緯でございますが、現在、指定居宅介護支援事業者の指定は都道府県が行っておりますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、指定居宅介護支援事業者の指定は市町村が行うこととなりました。今回新たに条例を制定することとなっております。

次に、条例の内容でございますが、現在指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は厚生労働省令で定められております。条例を定めるに当たりましては、省令の基準を例とした内容になっております。

第１章から申し上げます。第１条は、法の委任に基づいて基準を定める趣旨規定でございます。

第２章、第２条では、指定居宅介護支援事業者は法人ではない場合、指定してはならないとする規定であります。

次の第３条以降につきましては、指定居宅介護支援事業者を「事業者」と説明させていただきます。

第３章、第３条、指定居宅介護支援事業者の基本方針として、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならないこと。自立に向けて、設定された目標を達成できるよう配慮しなければならないこと。サービスが特定の種類、事業者に偏らないよう、公平中立に行わなければならないこと。町や地域包括支援センター、老人介護支援センター、その他関係事業所等と連携に努めなければならないこと等を規定をしております。

第４章、第４条、指定居宅介護支援事業の人員に関する基準として、事業者は、事業所に常勤の介護支援専門員を配置しなければならないこと、第５条では、事業所ごとに常勤の管理者を配置しなければならないと定めております。さらに、管理者は主任介護支援専門員でなければならないと規定をしております。

第５章、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準第６条でございます。第１項から第６項において、事業者が支援の提供に際し、利用申込者またはその家族に対し、運営規定等の説明を行い、同意を得なければならないこと、そのほか病院または診療所に入院する必要が生じた場合の対応について規定をしてお

ります。

第７条では、事業者は、正当な理由なく支援の提供を拒むことができないこと、次の第８条は、適切な支援の提供が困難な場合は、必要な措置を講じなければならないと定めております。

第９条では、事業者は、被保険者の資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することを定めております。

第10条では、事業者は、要介護認定に係る申請について、必要な協力、そのほか必要な援助を行うことを定めております。

第11条では、事業者は、介護支援専門員に身分を証明する書類を携行させるとともに、求めに応じ提示するよう指導しなければならないと定めております。

第12条では、事業者は、利用者から支払いを受ける利用料と計画費に不合理な差異が生じないようにすること、及びサービスの内容や費用の説明を行い、同意を得ることを定めております。

第13条では、事業者は、利用者に対し、指定居宅介護支援提供証明書を交付しなければならないと定めております。

第14条は、指定居宅介護支援の基本方針を定めております。

第15条は、指定居宅介護支援の具体的取り扱かい方針を第１号から第30号にわたり規定をしております。

第16条では、事業者は、町に対し、サービス等に関する文書の提出について定めています。

第17条では、利用者から申し出があった場合、居宅サービス計画及び実施状況に関する書類を公布しなければならないことを定めており、次の18条は、利用者が指示に従わず、程度を増進させた場合には、町に通知することを定めております。

19条では、指定居宅介護支援事業所の管理者の責務を定めております。

第20条では、事業者は、事業の運営について、重要事項を運営規定として定めることとしております。

第21条では、事業者は、介護支援専門員、その他従業員の勤務体制を定めるとともに、資質の向上のための研修機会を確保することを規定をしております。

第22条では、事業者は、支援の提供に必要な設備等を備えなければならないことを、次の23条では、介護支援専門員の健康状態について管理しなければならないことを定めております。

第24条では、事業者は、指定居宅介護支援事業所内に運営規定や重要事項を掲示すること、次の第25条では、事業所の介護支援専門員、その他従事者の守秘義務に関する事項を定めております。

第26条は、事業所の広告内容が虚偽であってはならないことを規定をしております。

第27条は、事業者及び管理者は、特定の事業者等からサービスの提供をしてはならず、さらにサービスを利用させることの代償として、金品その他利益の収受をしてはならないと規定をしております。

第28条では、事業者は、利用者及び家族からの苦情に適切に対応し、必要な改善を行わなければならないと定めております。

第29条では、事業者は、支援の提供により事故が発生した場合の対応及び損害賠償についてを規定しております。

第30条では、事業所ごとの経理区分及び他の会計との区分についてを規定をしております。

第31条では、事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、支援の提供

に関する記録を整理し、２年間保存しなければならないと規定をしております。

第６章、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準の第32条では、第３章から第５章に定める指定居宅介護支援事業の基準を準用する規定であります。

附則であります。第１項は、条例の施行期日の規定であります。

第２項は、５条において、管理者は主任介護支援員でなければならないと規定しておりますが、平成33年３月31日までの間は、介護専門員を管理者とすることができる経過措置を定めるものであります。

第３項は、指定居宅介護支援事業の指定等は市町村の条例に委任されたことに伴い、厚生労働省令に引用している箇所について、新たに制定された町条例に書きかえる必要があるため、条例の一部を改正する規定であります。

以上で説明を終わります。

○大野伸恵副議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　新しくつくる条例で幾つか質問を行います。

まず、きょうの説明を聞きながら思ったところの第２条の関係なのですが、見出しでは、ちょっと私は読み切っていないので、説明をお願いしたいと思います。指定をしてはならない場合ということで、法第79条の条例で定める者は、法人とする。ここは、今の説明の第２条、居宅介護支援事業者は、法人でない場合は指定はしてはならない旨の規定とここに書いてあるので、ちょっと79条第２項が、法人は指名してはならないと私は読んだのですが、そこのところの解釈について１個説明をお願いします。

それから、第３条の第４項なのですが、この条文の書き方でもって、「指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町」、その後あって「センター」、こういうふうに書いてあって、介護施設、それでこういうふうに続いていくのですが、「、障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律の特定事業支援事業者等との連携」、この「、」というのは、一般的に条例、並びにとか及びというふうになっているので、そこのところはこれでいいのかなというのが２つ目であります。

それから、３つ目ですが、これは第15条の（９）になります。「介護支援専門員は」から始まって、「当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地の意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）」と書いてあるので、「心身の状況等により」というのですが、これはなぜ末期の悪性腫瘍患者のみなのかということについて、情報がありましたら教えていただきたいと思います。

次に、同じ項目の中ですので、(20）になります。「介護支援専門員は、居宅サービス計画に町長が定める回数以上の訪問介護（町長が定めるものに限る。以下この号において同じ。）」とありますが、町長が定める回数というのが横瀬町に定められてあるならば、これが幾つかという点です。

続きまして、第18条の関係です。第18条、指定居宅介護支援事業者はということで、（１）の中に、先ほども説明があったところで、18条関係でありますが、利用者の不正受給等の中で、この（１）、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。この増進というのは、要介護状態の程度がよくなるのか悪くなるのか。増進というと、よくなったなという解釈で、要介護が４が３になったのだか、あるいはここの

場合、読むのは４が５になったのかというところの読み方についての説明です。

それから、第22条、設備及び備品等の関係でありますが、指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画及び必要な設備及び備品を備えなければならないという形で規定されているところでありますが、ここは必要な広さ、必要な設備及び備品というので、どういうのを是とするのかについて教えてください。

最後になります。附則の関係でありますが、先ほど説明がありました附則３号です。横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定云々から始まった設備、運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するということで、条例の一部改正が、本条例の中で、先ほど説明があったかと思うのですが、一部改正を別建てとしないで、この条例の中の附則で改正する意味というのについて説明をお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長　ご質問にお答えをいたします。

まず最初、第２条の部分であったかと思いますが、説明のとおり、法人でない場合は指定をしてはならないという定めの規定でございます。

次の２点目が、３条４項ですか、の点の打ち方になりますか。初めに申し上げましたとおり、この基準につきましては、もともとが厚生労働省において定められておりまして、省令におきましては、従うべき基準、それと参酌すべき基準と２種類ありまして、必ず省令どおりにしなくてはならない部分もあります。今回の制定に当たりましては、ほぼ省令の基準どおりに策定をさせていただいております。でありますので、「介護保険施設」の次に「、」は、省令どおりの定め方となっております。

３番目が15条でしたか。の９号ですか。末期の悪性腫瘍の部分かと思いますが、この部分も省令どおりでありますが、サービスの担当者会議におきまして、計画の原案の内容について、専門的な見地から意見を求めることになっているということが前段に書いてあるかと思います。この場合、心身の状況によって、担当者に対する照会で意見を求めることができるという規定において、どのような場合かというものを明確にする部分でありまして、末期の悪性腫瘍の患者につきましてはと限定をしている部分でございます。

次、４つ目が20号の部分であります。町長が定める回数とありますが、町長が別に定めるというものではなく、介護支援専門員が居宅サービス計画というものをそれぞれの対象者に対して立てます。その計画を立てる際に、訪問介護の回数等は計画段階で規定をしております。町が保険者でありますので、町長が定めると読みかえていただきたいと思うのですが、その回数を著しく超えないようにという規定であります。

次、５番目が18条です。次が「増進」の言葉の意味ですけれども、増進につきましては、こちらのほうの指示に従わないで、程度が悪い方向へ進めるという意味の増進で使わせていただいております。要介護３から４へ行ってしまうような場合のことを想定して使わせていただいております。この条例のほかにも指定居宅介護予防事業の指定ですとか、地域密着型サービス事業についての条例もございますが、その２つの条例とも増進という言葉を使わせていただいております。

６番目が22条、事業を行うための必要な広さという部分であります。これは、居宅での介護サービスの

規定条例であります。施設でありますれば、施設の基準、そういったものを定める場合には、一定の広さを定めることがあるかと思いますが、ここでは事業を行うための一定程度の広さがあればいいということを規定しているだけでありまして、必要な面積の事務室があればいいとかという部分で、平米数までは規定をしなくていいものになっております。

７番目が附則ですか。附則につきましても、条例の説明の中で申し上げました。この指定居宅介護支援事業者の指定につきましては、市町村の条例に委任されております。今回この条例を定めるに当たりましては、他の条例で厚生労働省令を引用している部分がございます。条例が定まりますと、この条例を引用する必要がありますので、附則において条例の一部改正をするものでございます。

以上です。

○大野伸恵副議長　再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　討論なしと認めます。

採決します。

日程第７、議案第４号　横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○大野伸恵副議長　起立総員です。

よって、議案第４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長　日程第８、議案第５号　横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第８、議案第５号　横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、国家公務員の給与改定に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野伸恵副議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　それでは、議案第５号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと存じます。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、一般職の任期付職員にかかわる給料月額を2017人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、条例の一部を改正したいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第６条第１項の表中に規定する任期付職員にかかわる給料月額を、１級にあっては14万6,100円を14万7,100円に、２級にあっては15万5,800円を15万6,800円に、３級にあっては16万7,600円を16万8,600円に改正するものでございます。

附則につきましては、条例の施行日を平成30年４月１日と規定するものでございます。

以上でございます。

○大野伸恵副議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　任期付職員の採用に関する条例で給与についてであります。横瀬町の高卒の職員の一般的な給料表における号給の割り当てがどこなのかというふうな点が１点であります。今回の後で出てくる７号議案で見ますと、今回の条例改正の中でいくと、14万7,100円というのは１級の５号俸、それから２級の13号俸、そして１級の21号俸に該当すると思われます。高卒初任給と比べてどうなのかという点が１点です。１級と２級の差は８ということなので、２つずつ年が上がったというふうに見える数字であります。これが１点。

もう一つは、今任期付の職員というのが、町にどれだけいるのかというとについての説明をお願いします。２点です。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　それでは、質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

町の高校卒業者の号給表が給料の中のどちらに位置をするかというご質問でございますが、１級の９号給になります。

次に、現在任期付の職員がいるかどうかの問い合わせについてのご質問ですけれども、平成29年度についてはおりません。

以上です。

○大野伸恵副議長　再質問ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　今１の９に該当するということは、高卒初任給で18歳だと思います。任期付職員に

ついては、今現在いないということでありますが、１級でいくと、年で言うならば17歳と同じというか、そういうところに行くところだというふうに考えられます。今いない、実際に任期付で採用するときの、今後の条件をよくしていくというのですか、そういうふうな点を、今現実にいないので、今後の考え方で結構です。改善する点で考えているかどうかについてで結構です。よろしくお願いします。

○大野伸恵副議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　処遇改善ということの問い合わせかと思います。今議員のほうからおっしゃったように、任期付の職員については１級の５号給、高卒については１級の９号給ということで、任期付職員のほうが低いという現状もございます。今後につきましては、ほかのこと等も含めて状況をもう一度勘案しまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大野伸恵副議長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　討論なしと認めます。

採決します。

日程第８、議案第５号　横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○大野伸恵副議長　起立総員です。

よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５０分

再開　午後　３時０７分

〔副議長、議長と交代〕

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第９、議案第７号　横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第９、議案第７号　横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、国家公務員給与改定に準じ改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　議案第７号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、2017人事院勧告に基づく国家公務員給与改定に準じて、条例の一部を改正したいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第16条の７第２項第１号は、正規職員に係る各基準日ごと勤勉手当を算定するための上限額について、現行の100分の85を100分の90に改正するものでございます。

第２号は、再任用職員及び任期付職員に係る各基準日ごと勤勉手当を算定するための上限額について、現行の100分の40を100分の42.5に改正するものでございます。

別表１について、人事院勧告に基づく国家公務員俸給表に準じて改正するものでございます。

附則第１項は、条例の施行日を公布の日から規定するものでございます。

附則第２項は勤勉手当、附則第３項から第６項及び給料表の規定について、平成29年４月１日から適用と規定するものでございます。

附則第３項から第５項は、給料の切りかえに伴う経過措置について規定するものでございます。

附則第６項は、既に支払われた給与について、改正後給与の内払いとみなす規定でございます。

附則第７項は、条例の施行に関し、必要事項を規則に委任する規定でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　今回の給与改定につきましては、人事院の勧告に基づいた国家公務員の給与改定に準じて行われるという中身であります。給料が上がっていくということは、これは必要な中身であるというふうに思います。横瀬町の給料表等については７級、それから再任用職員につきましては１級、２級、３級ということで一番下に記載されてあるところであります。

私は、町長に伺いたいのです。今回の給与改定等を含めまして、埼玉県の給与の人事委員会の勧告もあります。そういう中では、県は１級から10級までを使っているところです。これは、１級、２級が主事、技師、３級が主査、主任、４級が主査、５級が主幹、６級が副課長、主幹、７級課長、８級の副部長、９級部局長、10級本庁部長という内訳になっています。

町は７級までなのです。役場の職員は課長だから、では県庁の中の課長と同じかといったら、部長と同じ仕事をしているというふうな内訳になると思うのです。そういう点でいくと、横瀬町の給料は、国に準じてあるいは県に準じていきますということでありますが、給料は、いっても県庁の課長までが最大だよということがあると思います。こういうところについて、今後どう考えるのかが１点であります。

もう１点は、埼玉県は、地域手当の支給割合ということで、9.7パー、これを今回の人勧で9.8パーにしているのです。県は全県一律こういう地域手当を支給しているところでありますが、国はこの秩父部地方はゼロだよということでゼロになっています。県は、片方では、職員に対してこういうふうにやってくれ、具体的な自治体に対してはだめだというふうなところがあります。

町の職員、いろんな点で、町長も、よく働いていて、みんな頑張っているというふうな点があると思います。そういう点で、どういう形をとって職員のモチベーションを上げるということをやろうとするのかということについて、今この給与ベース等でいきますと、担当課でこういうふうになっています。だけれども、一定の指示等あるいは公平委員会、人事委員会がないので、そういうところに検討することも必要ではないかと考えますが、そこについてどう考えるかについて教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　では、その概要というか状況だけ私のほうで説明をさせていただきたいと思いますが、県のほうで、国もそうですけれども、俸給が１から10まであるというのは存じております。その部分で横瀬町のほうは、１から７級ということで、課長は７級というのを使っている現状がございます。

８級はどうかというお尋ねでございますけれども、基本的に給与実態調査等の県内の調査等もございまして、その状況を見ますと、県は別にして、町村の状況だと、６級、７級を使っている現状がございますので、町村においては８級を使っているところがないという現状がございますので、今のタイミングで担当課としては、改正のほうは考えていないというようなことになろうと思います。

それから、地域手当については、議員のほうのお話の中でもございましたけれども、秩父地域については支給の対象外ということで、この近辺で支給があるのは、熊谷市が３％、あと深谷が６％、飯能市が６％ということで、それ以外の本庄市だとか、それと秩父に近いところ、寄居を含めて町村等も支給対象になっていないという現状がございますので、地域手当のほうについても、現在の段階では国の基準に基づいて支給対象外となっていることから、支給のほうは考えていないという現状がございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　それでは、町長にということでお問い合わせもいただきましたので、私のほうからもお答えします。

まず、国や県に準じていくという部分は、今の総務課長のほうから答弁がありましたとおりで、どうしてもまず自治体のサイズ感、そこでの限界があります。我が町ですと７級までで、一般的に町村はそこまでになっていると思います。これは、職員もそうなのですけれども、例えば議員さんの報酬もそうであったり、あるいはこの後議案として上げさせていただく農業委員さんの報酬なんかも同じような形で、町村と市部での差は残念ながらできてきてしまっています。

そういう中では、町としてコンパクトな運営にせざるを得ないから、やむを得ない部分もありますし、一方で、職員の、先ほどおっしゃっていただいたモチベーションということでいきますと、総合的に考えていくことが大事かなと思っています。報酬で報いるということもそうだし、それだけではなくて、例えばよい職場をつくるもそうですし、コミュニケーションをよくとるもそうですし、私に関していくと、自分のやっていることに共感してもらうということもそうですし、それらを総合的に含めて考えて、働きがいを持ってもらうということがすごく大事かなというふうに思っていますので、そういった方向でできることを進めてまいりたいなというふうに思います。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第９、議案第７号　横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第10、議案第８号　横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第10、議案第８号　横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでありますが、地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

税務会計課長。

〔大野　洋税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○大野　洋税務会計課長兼会計管理者　議案第８号の細部説明をさせていただきます。新旧対照表及び本日配付させていただきました資料を参考にごらんいただければと思います。

初めに、第２条でございますが、国民健康保険における財政責任主体が都道府県となることに伴い、課税額の定義を国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てることとする規定の整備でございます。

第２項、第３項は、第１項の改正に伴う号の追加、第４項は号の追加及び字句の整備でございます。

第４条から第７条は、国民健康保険事業費納付金の納付に対応するための税率の改正でございます。

第４条は、被保険者に係る資産割額の率を100分の40から100分の35に引き下げるものでございます。

第５条は、被保険者に係る均等割額を被保険者１人について１万円から１万1,500円に引き上げるものでございます。

第５条の２は、重複する文言の整備でございます。

第６条は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の率を100分の1.1から100分の1.4に引き上げるものでございます。

第７条は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者１人について7,000円から8,800円に引き上げるものでございます。

21条は、国民健康保険税の減額にかかる規定でございます。

第４条から第７条までの税率改正による均等割額の引き上げに伴いまして、軽減額を引き上げるものでございます。

第１項１号は、いわゆる７割軽減に該当する世帯で、アは、被保険者に係る被保険者均等割額を被保険者１人について7,000円を8,050円に改めるものでございます。

同じくウは、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者１人について4,900円から6,160円に改めるものでございます。

第１項２号は、いわゆる５割軽減に該当する世帯でございます。アは、被保険者に係る被保険者均等割額を被保険者１人について5,000円を5,750円に改めるものでございます。

同じくウは、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者１人について3,500円を4,400円に改めるものでございます。

第１項３号は、いわゆる２割軽減に該当する世帯でございます。アは、被保険者に係る被保険者均等割

額を被保険者１人について2,000円を2,300円に改めるものでございます。

同じくウは、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者１人について1,400円を1,760円に改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日は平成30年４月１日でございます。改正後の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税に適用する規定でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○小泉初男議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　今回の国民健康保険税の一部改正は、今説明がありましたように、広域化に伴っての課税額の規定をするということでありますが、議員のほうに、全員協議会のときで示された資料をもとに説明していただきたいのですが、本算定が県でも決まってきました。それで、１月29日の全員協議会で示された中身の中で、県に納付する金額がどうなったのか、横瀬町の中での激変緩和措置分あるいは保険事業としての町独自の事業、町単独事業ですね、そういうのを含めながらいくと、今回納める金額が幾らになるのか。その中で、今回全体の中での激変緩和措置分が幾らなのか。そして、今回税制改正をした場合の、町が今度は税として集める金額がどうなのか。それが町民に対してどういう影響が出ているかについての説明をお願いいたします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野　洋税務会計課長兼会計管理者　今回の税率改正、税率の設定につきましては、国保主管課のいきいき町民課とともに検討しているところでございますが、税のほうの立場から申し上げますと、本改正におきまして、課税額の定義が、国民健康保険税事業費納付金の納付に要する費用に充てるため、国民健康保険の課税額を言うということになりましたので、今後はこの国民健康保険事業費納付金に見合った税率を設定せざるを得ないというふうに考えております。

今回県が示しました国民健康保険事業費納付金の全員協議会でお示ししました算定額は、現状の賦課総額を約330万円ほど上回っている状態でございました。これに伴いまして、この額は激変緩和措置もされているものでございます。税率改正に当たりましては、将来を見据え、緩和措置等がなくなった場合の税負担分といったものを考えながら、段階的に緩やかに税率改正を行っていくのがよいのではないかというふうな考えで改正を行ったものでございます。

影響額につきましてですが、全員協議会でもご説明させていただいたのですが、おおむね横瀬町の被保険者の中でどのくらいの仮算定額から保険税が上がるかというと、ほぼ、多くの世帯で年間１万円以内の保険税額の増加というふうなことになろうかと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長　いきいき町民課長。

○大塲玲子いきいき町民課長　それでは、私のほうから、全員協議会でお示ししました数値等は仮算定でございましたので、本算定後どうなったのかといった数値のことにつきましてご説明申し上げます。

まず、納付金でございます。こちらは一般分でございますが、仮算定から本算定は108万7,000円ほど上がりました。激変緩和措置分につきましては、75万6,000円下がっております。ですから、トータルで200万円近く、そこで仮算定と本算定で差が出ているということになります。

そして、それに附随しまして、もろもろの係数が本算定で確定計数となったことから、賦課総額というものが、仮算定から本算定で513万円ほど上がるような計算になっております。

つきましては、改正案と本算定での差額でございますけれども、約107万円ほど足りなくなるというような状況でございます。こちらにつきましては、対応といたしましては、財政運営上発生した剰余金、また基金、そして法定外繰入金を活用し、国保税の激変や増加抑制を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　金額で教えていただきたいと思います。もう一度こちらではお願いします。

激変緩和措置としては、１月29日のときに示された数字は2,349万7,369円減という形で出ていたと思います。これに対して下がって、７万5,600円下がりましたということで、幾ら下がったよという点が１つです。

それから、今回の、まずこれは難しいのですが、補正予算、後から論議になって出てくるので、そこと連携して話しという、この予算から全体を見るときなのですが、本年度の国保会計の法定外繰入金5,000万円はどうなるのかというところが２つ目です。

それから、今基金のほうでありますが、きょう基金が条例制定されました、２号議案として。そこに幾らあるのかというのが３つ目です。

もう一つは、今年度の補正予算で出てくるときの予備費となったところが、全額ではないけれども、翌年度に繰り越されると思います。そういう金額を足したときのその金額が幾らになるのかについての説明をお願いします。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大塲玲子いきいき町民課長　それでは、金額について申し上げます。

激変緩和措置分につきましては、2,349万7,369円が2,274万795円になります。そして、納付金額でございます。こちら横瀬町の一般というところでございますが、２億758万6,514円が２億867万3,644円となります。

それでは、２番目の補正予算との絡みの件でございます。まずは、補正予算では、5,000万円を全額減額というふうに出してございます。こちらにつきましては、単年度収支で考えますと、平成29年度の収入で当該年度の支出を賄えるという見込みとなったため、決算補填目的としての一般会計からの法定外繰り入れは行わないということにさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、基金の残高の関係でございますが、今年度、定額で10万円ずつ毎年度積み立てております。それを入れた後になりますけれども、5,056万4,000円となる予定でございます。

予備費との関連でございますけれども、予備費が補正予算では１億3,719万9,000円の予定でございまし

て、繰越金が９月補正で１億3,671万3,000円ということで、こちらのほうで差が48万6,000円ほどございますので、そういった観点からも、あと歳出のほうの抑制が行われて、保険給付費のほうが例年よりも若干減少傾向にあるといったことから、賄えるというふうな判断で、補正予算では全額の減額計上をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　今回の条例改正を見ると、医療分については、所得割と資産割で資産割を減らしていこうという形が見えます。後期分につきましては、この所得割、均等割が上がってくるところであります。この後期分の所得割、平等割をしなかった場合に、それぞれの住民負担がどのようになって、全体でどうなるかについて、もし示されるならば示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長　再々質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野　洋税務会計課長兼会計管理者　お答えいたします。

今回の改正で後期高齢者分をもし改正しなかった場合ということでございますが、医療分はそのまま改正をするということで試算をしますと、いわゆる資産税、資産割を持っている方は40％から35％になりますので、５％下がるということになります。資産のない方につきましては、医療分の均等割部分が上がっていますので、その部分は税が上がるということになります。これをトータル、総額でその率で計算をいたしますと、結果的には現状よりも27万8,050円ほど減額になってしまうということになります。したがいまして、県のほうから示されております納付金額を不足すると。先ほどの本算定の額でいきますと、現状と本算定の納付金額を比較しますと、約800万円ほど不足するというふうな計算になるかと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

５番、浅見裕彦議員、反対討論からお願いいたします。

〔５番　浅見裕彦議員登壇〕

○５番　浅見裕彦議員　横瀬町国民健康保険税条例の一部改正に反対の討論を行います。

国民健康保険制度改正は、市町村の抱える構造的な課題である、高齢者が多く医療水準が高い、低所得者が多く税収確保が難しい、財政運営が不安定な小規模保険者の存在と市町村格差があり、これらの課題を解消するために、国民健康保険を県単位の広域化を図るものとなっています。

制度改正の主な内容は、公費による財政支援の統一、運営のあり方の見直し、新たな国保財政の仕組み、保険料の賦課徴収の仕組み、保険者努力支援制度の確立となっています。今回横瀬町国民健康保険税条例の一部改正分は、医療費分における資産割を40％から35％へ５％減らし、均等割を１万円から１万1,500円に上げること、後期高齢者分の所得割を1.10％から1.40％に上げ、均等割を7,000円から8,800円に上げよ

うとするものであります。このことによる住民への負担は、全員協議会で示していただいた資料によると、世帯当たりの国保税額は、一部を除き、最大で１万2,720円となっています。

私は、今回統一化を図り、公費による財政支援の仕組みとしていますが、そもそもは国保財政の公費負担を大幅に減らしたことにより、市町村がそれぞれの置かれた状況で住民福祉向上を担ってきたものであると思います。法定外繰り入れを赤字とみなし、解消策として公費を全て負担にするならば、住民負担は変わらないと思いますが、統一した標準税率を示し、合わせるということでは差異が生じます。

今回の補正予算での、先ほど説明を受けました、法定外繰入金の戻し、予備費での次年度への予算の繰り越し、財政調整基金への基準額等を考慮するならば、もし激変緩和措置がなくなった後の大幅負担の心配はとされていますが、先ほど聞いた話でも、この激変緩和措置につきましては、減ったけれども、2,274万795円、こういう点だったと思います。この分の財源的な点はあるのではないかと。今回、形として5,000万円の今年度法定外繰り入れもしなくても済むというふうな状況だと思います。

国民健康保険法は、第１条で国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与するとあります。社会保障の重要な施策であります。所得水準の低い秩父地方、年金も上がらない中で負担増を行うことはすべきでないと考えています。資産割を減らし、所得割をふやすことには同意できますが、後期分も今回ふやすことには納得できません。請願にもありました。700万円程度の法定外繰り入れを行うことは避けられるものと考えられます。

議員皆さん、住民が安心して暮らせるように、少しでも負担を軽減すべき国民健康保険税条例の一部改正に、反対にご賛同いただくよう呼びかけて討論といたします。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　他に討論ございますか。

８番、大野伸惠議員。

〔８番　大野伸惠議員登壇〕

○８番　大野伸惠議員　議案第８号　横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険税は、保険加入者にとっては安心して治療を受けることができるものです。相互扶助の精神を持つ性格も持っております。大局的に見て、継続的に運用されることが大切だと感じています。今後も経済状況を把握し、負担の軽減を抑えることを求め、また医療費削減などの各施策を執行部にはとっていただくようお願いいたしまして、この議案第８号　横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して賛成の立場で討論いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第10、議案第８号　横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小泉初男議長　起立多数です。

よって、議案第８号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第11、議案第９号　横瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第11、議案第９号　横瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

いきいき町民課長。

〔大塲玲子いきいき町民課長登壇〕

○大塲玲子いきいき町民課長　それでは、議案第９号　横瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をさせていただきます。

本条例の一部改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして、住所地特例の規定が新設されたため、一部改正したいものでございます。

国民健康保険や後期高齢者医療保険の資格適用は、住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所して住所が移った被保険者については、住所地特例を設けて前住所の被保険者としています。しかしながら、現行制度においては、住所地特例者が75歳到達等により国保から後期に加入する場合、後期の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっております。この取り扱いについて、現に国保の住所地特例を受けている被保険者が後期広域連合の被保険者となる場合に、前住所地の市町村が加入する後期広域連合が保険者となるよう見直されました。

なお、今回の改正については、平成30年度以降新たに後期の被保険者となる者から適用されます。

改正内容でございますが、新旧対照表をごらんください。第２条第２号から４号につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に加えられた規定を含むための改正を行い、第５号につきましては、国保の住所地特例者から後期に引き継いだものを追加するものでございます。

附則第２条につきましては、期間の経過のため整理するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第９号　横瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第９号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第12、議案第10号　横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第12、議案第10号　横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、国民健康保険法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長　議案第10号　横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。配付をいたしました新旧対照表をあわせてごらんをいただければと思います。

まず、改正の趣旨であります。議案第９号にもありましたように、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、都道府県が市町村とともに国民健康保険を行うこととなったこと等に伴う条例改正であります。

改正の内容でありますが、条例の第３条では、この条例による医療費の助成対象者を規定しているものでありますが、第１項第１号中キ及び第８号の改正では、国民健康保険被保険者の定義を改めるものであります。

次の第１項第１号中ク及び同項に第10号を加える改正につきましても、国民健康保険法改正に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、55条の次に55条の２が新たに追加されたことによる改正であります。

第３条第２項第４号につきましては、ただし書きの部分の字句の修正でございます。

附則につきましては、条例の施行期日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第10号　横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第13、議案第11号　横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第13、議案第11号　横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでありますが、国民健康保険法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

いきいき町民課長。

〔大塲玲子いきいき町民課長登壇〕

○大塲玲子いきいき町民課長　それでは、議案第11号　横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の細部説明をさせていただきます。

本条例の一部改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴いまして、関係する名称を改めるため、一部改正したいものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表をごらんください。従来の名称「この町が行う国民健康保険」を「この町が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、目次、章名、見出し、条文について改めるものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第11号　横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第14、議案第12号　横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第14、議案第12号　横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてでありますが、介護保険法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長　議案第12号　横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。配付いたしました新旧対照表をあわせてごらんをいただければと思います。

まず、改正の趣旨であります。介護保険制度は、３年ごとに介護報酬と保険料の見直しがされるわけであります。そして、第１号被保険者の保険料は、介護保険事業計画に定める要介護高齢者の増加傾向や介護サービスの見込み量との兼ね合いで決定をされます。現在介護保険事業につきましては、横瀬町高齢者福祉計画第６期介護保険事業計画を運営の基本としております。この計画期間は、平成27年度から平成29年度までの３カ年であります。

今回計画期間終了に当たりまして、計画の見直しのため、策定委員会を設置をいたしました。特に介護保険計画におきましては、見込み量等を推計し、平成30年度から平成32年度までを期間とする第７期計画を策定をいたしました。策定されました第７期計画では、介護給付の伸びはあるものの、基金等を活用することにより、保険料の基準額が第６期の基準額を維持できる内容となっております。これによりまして、今回の条例改正では、保険料は現状を維持することとし、保険料率の適用期間を変更する条例改正をお願いすることとなりました。

内容でありますが、保険料は介護保険条例第２条において定めておりますが、第１項におきまして規定している期間を「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、また第７号、第８号につきましては、国が定めます基準所得金額の改正に伴いまして、それぞれ190万円を200万円に、290万円を300万円に改めるものであります。

第３項につきましては、低所得者に対する保険料の軽減措置の規定でありますが、「平成27年度から平成28年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日、経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第12号　横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第15、議案第13号　横瀬町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第15、議案第13号　横瀬町都市公園条例の一部を改正する条例についてでありますが、都市公園法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長　議案第13号の細部説明をいたします。

都市公園法施行令の運動施設率制限に関する条項が改正され、これまで国が一律に定めていた都市公園の運動施設率、これは都市公園に設ける運動施設の敷地面積の全体から見た割合のことを言いますが、これの基準が100分の50を超えないよう定められておりましたが、法改正により、地方公共団体の条例で定めることとなったため、横瀬町都市公園条例の一部を改正するものです。

なお、今回の条例改正で定める割合、100分の50につきましては、国の基準どおりとなります。

以上です。

○小泉初男議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　こちらは、教えてもらいたいのですが、都市公園ということで、具体的にはどこを示すのかについて教えてください。

以上です。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○新井幸雄建設課長　ただいまのご質問に答弁いたします。

横瀬町につきましては、ウオーターパークのみでございます。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第13号　横瀬町都市公園条例の一部を改正する条例、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第16、議案第14号　横瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第16、議案第14号　横瀬町営住宅条例の一部を改正する条例についてでありますが、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長　議案第14号　横瀬町営住宅条例の一部を改正する条例の細部説明をさせていただきます。

第７次地方分権一括法、これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ですが、に伴い、公営住宅法施行令が改正されたことで、横瀬町の条例が引用している条項が変更となったことによる規定の整理を行うものでございます。

なお、改正内容につきましては、条ずれの整理でございまして、横瀬町条例の第41条において引用する

公営住宅施行令の条を「第11条」から「第12条」に改めるものでございます。

内容につきましては変更はございません。

以上です。

○小泉初男議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第14号　横瀬町営住宅条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第17、議案第15号　横瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第17、議案第15号　横瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてでありますが、国民健康保険制度の改正に伴い、条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

いきいき町民課長。

〔大塲玲子いきいき町民課長登壇〕

○大塲玲子いきいき町民課長　それでは、議案第15号　横瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の細部説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険制度の改正により、平成30年度から町が行う保険給付費の支払いは、県から交付さ

れる保険給付費等交付金によって賄われます。つきましては、保険給付費の支払い不足が生ずることがなくなり、保険給付費支払基金の必要性がなくなるため、本基金条例を廃止したいものでございます。

なお、施行期日は平成30年３月31日を予定しております。

廃止前の本基金に属していた現金は、新たに制定した国民健康保険財政調整基金条例に基づく基金に帰属させたいため、今回補正予算に計上させたいただいたおります。

以上でございます。

○小泉初男議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

５番、浅見裕彦議員。

○５番　浅見裕彦議員　教えてほしいところがあります。

過年度の平成28年度行政報告書の中で、国民健康保険特別会計における主要施策の中で、年度末基金残高とあります。この中では３つの基金がありまして、国民健康保険支払基金、高額療養費支払基金、出産費準備貸付基金があります。これで横瀬町はそれぞれの横瀬町国民健康保険出産費資金貸付基金条例と、それからもう一点は、横瀬町高額医療支払い資金貸付基金条例とあります。これ条例はどういうふうに位置づけるのかについての説明をお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大塲玲子いきいき町民課長　ご質問のございました３つの基金でございますが、その中の国民健康保険出産費の一時貸付基金でございますが、そちらにつきましては国民健康保険の被保険者を対象としております。もう一つ、高額療養費の支払い貸付基金でございますが、こちらは横瀬町の住民を対象としております。国民健康保険被保険者のみではなく、横瀬町の住民を対象としているといったところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

他に質疑ございますか

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第15号　横瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時０８分

再開　午後　４時２２分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第18、議案第16号　平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第18、議案第16号　平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第５号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億6,253万6,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,187万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時２３分

再開　午後　４時５９分

○小泉初男議長　開会いたします。

◎会議時間の延長

○小泉初男議長　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を会議規則第８条第２項の規定により、一般会計補正予算説明だけを延長したいと思い

ますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定いたしました。

会議を続行いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時５９分

再開　午後　５時０６分

○小泉初男議長　再開いたします。

◇

◎延会の宣告

○小泉初男議長　ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会といたします。

大変お疲れさまでございました。

延会　午後　５時０６分

平成３０年第１回横瀬町議会定例会　第５日

平成３０年３月１２日（月曜日）

議　事　日　程　（第３号）

１、開　　議

１、議事日程の報告

１、議案第１６号　平成２９年度横瀬町一般会計補正予算（第５号）の質疑、討論、採決

１、議案第１７号　平成２９年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第１８号　平成２９年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第３号）の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第１９号　平成２９年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第２号）の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第２０号　平成２９年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第２号）の上程、説明、質疑､討論、採決

１、議案第３３号　横瀬町地域公共交通会議条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第３４号　横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第２１号　平成３０年度横瀬町一般会計予算、議案第２２号　平成３０年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第２３号　平成３０年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第２４号　平成３０年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第２５号　平成３０年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第２６号　平成３０年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の上程、説明

１、延　　会

午前１０時開議

出席議員（１１名）

１番	向井芳文 議員	２番	黒澤克久 議員
３番	阿左美健司 議員	４番	宮原みさ子 議員
６番	新井鼓次郎 議員	７番	内藤純夫 議員
８番	大野伸恵 議員	９番	若林想一郎 議員
１０番	関根修 議員	１１番	小泉初男 議員
１２番	若林清平 議員		

欠席議員（１名）

５番	浅見裕彦 議員

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼会計管理者
大塲玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	町田文利	振興課長
新井幸雄	建設課長	小泉智	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	平匡史	書記

◎開議の宣告　　（午前１０時００分）

○小泉初男議長　皆さん、おはようございます。

本日は、５番、浅見裕彦議員から欠席の通告がございました。ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。

◇

◎議事日程の報告

○小泉初男議長　議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議案第１６号の質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第１、議案第16号　平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

細部の説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　１番、向井芳文です。よろしくお願いいたします。

全部で３点ほどなのですが、お願いいたします。まず、26ページになります。右側の一番下にございます新婚世帯家賃補助金に関してなのですが、こちらに関しまして、平成28年度の予算では総務費の総務管理費での計上であったのですが、平成29年度から民生費の社会福祉費になっているというところで、そこの意図している部分というか、流れからそうなった部分があると思うのですが、そこを一つと、あと次に、40ページになります。40ページなのですが、こちらの社会資本整備総合交付金共同整備事業の中の用地購入費と物件補償料が、それぞれ予算計上に対して4,900万円計上のところ、4,550万円マイナス減額補正、そして4,417万2,000円のところ、4,017万6,000円の減額計上と、それぞれなっております。ここの金額が高い部分というのをお願いします。

あと、もう一点、すみません。ちょっと前に戻るのですが、すみません、飛ばしてしまいまして。39ページになります。こちらの右下の防災安全対策事業の防災安全対策工事の部分も2,008万8,000円の計上に対して、907万2,000円減額補正というところで、ここの多く余ったというところに関しての詳細をお願いします。

以上でございます。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大塲玲子いきいき町民課長　26ページ、新婚世帯家賃補助事業、総務費から民生費のほうに移管になった理由でございますけれども、目的が居住の促進ということもございまして、いきいき町民課のほうに移管をしたということでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　建設課長。

○新井幸雄建設課長　向井議員のご質問に答弁させていただきます。

最初の説明のときにも申し上げたのですが、いずれもこの減額の部分ですが、国費の要望額と交付決定額、当初町で要望していた額と実際に国費の決定額に差が生じたため、実際に事業が進められなくなったことによります減額でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。いいですか。

他に質疑ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　おはようございます。それでは、３つほど教えてください。

まず、38ページの観光イベント委託料がマイナスされていますので、これは何かイベントが減ったのか、中止になったのか、お聞かせください。

それと、もう一つ、先月でしたか、町長がアメリカに行かれたと思うのですけれども、その辺の予算措置はなかったのかどうか。補正に出ていなかったので、その辺ちょっと教えてください。

それと、もう一つ、全体的なことになってしまうのですけれども、今回、補正予算で減額補正になっています。予算規模が33億5,000万円に対して１億6,200万円、率にしますと4.8％です。これと、これに財調が2,000万円と予備費の組み入れが5,680万円ありましたので、先ほどのこの２つがない状態で4.8％ですけれども、財調と予備費を入れたとして計算すると、予算執行しなかったと考えられるのが全体の7.14％に上ります。ちょっと大きいのではないかなと。ほぼ消費税分に当たる金額ですので、予算規模35億円近辺の自治体にしては、１割弱の金額が、全部無駄遣いで使い切れということではないのですけれども、その辺の見込みがちょっと甘かったのではないかと。要するに、言葉はちょっと悪いですけれども、大風呂敷を広げて、あれもやります、これもやりますというところが、とりあえずやってみたけれども、どっちつかずになってしまって、手をつけただけというような印象もあるのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。お願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長　それでは、39ページの観光イベントの委託料の関係でございます。これについては、観光産業振興協会のほうに里山まるマルシェのイベントの委託をしておりますが、春、夏通して、まるマルシェ事業を行ったのですが、それの執行残というか、減額になってございます。

以上です。

○小泉初男議長　まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず、２点目の町長のアメリカ出張の予算でございますが、これは定住自立圏の事業でございまして、そちらのほうから予算措置を受けております。

また、今回の補正額の減額幅が大きかったという理由でございますが、その一つ一つある中で、先ほど社会資本整備総合交付金につきましてありましたが、こういった町としまして特定財源をなるべくいただく形で事業の推進、町の一般財源、財政を極力負担のないように努めておりまして、その中で国のほうの補助事業等が国の事情等で交付額が大分絞られてきているというようなことがありまして、そういうことが影響して、今回、減額幅が大きかったと考えられます。

以上です。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　私のほうから３点目はつけ足しをしたいと思います。

先ほども質問があって、これは金額的に社会資本整備の総合交付金のところの差が大きいのです。これはちょっと構造的にこうなってしまうという部分がありまして、というのは、インフラ部分に係るハードの整備に関しまして、町単独事業の比率が減ってきていると思います。ほとんど社会資本整備に絡めて大きいものをやるということになっていて、社会資本整備というのは、年々、ここのところ補助金いただけるというのがかなり厳しくなってきている状況に、中長期のトレンドだとあります。そういう中で、当初に出したのが、当初に希望したものがそのままできるというケースはなかなかならないのが最近の現状です。なので、そこの部分の差額が全体の中でかなり大きくなっていくというような、そんな構造にあるというふうに理解をしています。これは多分、去年もおととしも、その前も、最近の傾向としては変わらない傾向だと思っています。決して町の事業として何か大きな積み残しがあるとかということではないというふうに理解しています。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　ありがとうございました。

そうしますと、社会資本整備のところが約１億1,000万円なので、減額の補正の１億6,000万円と財調2,000万円、予備費の5,600万円を足すというと、１億6,000万円と7,000万円で２億4,000万円ぐらい。２億4,000万円から１億1,000万円を引くと約１億2,000万円ぐらいですか。そうすると、約３％ぐらいだから、その辺は妥当だということでしょうか。去年を見ますと、去年はちなみに1.95％でした。

それと、もう一つ、今の課長と町長の答弁のあれが、今年度予算に盛り込まれてというか、その辺を気にして反映させて予算を作成したのかどうか。要するに予算が今回減額しますので、そういったことを踏まえて、今回の平成30年度の本予算のほうへ、その辺のことを考えながら反映させて予算づくりをしていただいたかどうか、教えてください。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

先ほどの質問の中で、今年度の傾向を来年度予算、新年度予算に反映させていますかということでございます。この社会資本整備総合交付金が町では大きな事業として認識しておりまして、その傾向につきましては、来年度、新年度予算に反映をさせた形で組んでいるという考えでおります。ただし、新年度予算を編成する時期と３月補正の予算編成時期が、３月補正のほうが後になってしまう。ですので、傾向については、年度、年度の動きを確認しながら新年度予算を編成しておりますが、この３月補正のことをもとにして新年度予算というのが立てるのが難しい事情というのもございます。ということで、よろしくお願いします。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　ありがとうございました。

そうしますと、社会資本整備のほうは、やはり国のほうの兼ね合いもあるからわかるのですけれども、それと補正予算の編成時期と本予算の編成時期が違うのがわかるのですが、そのほかの一般的なこういった今回の補正予算の予算書を見ますと、ほとんどの項目で三角印がついておりますので、その辺も含めて本予算のほうに反映して考えたのかどうか、お聞かせください。

○小泉初男議長　再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それではお答えします。

いずれの予算につきましても、担当課が毎年の変化の流れ等加味して予算立てをしますので、そのようにこちらもお願いをしている関係から、そうして新年度予算に反映をしていると考えております。

以上です。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　私のほうは、18ページ、分収林の立木購入費についてお伺いしたいと思います。

109万円になっていますが、こちらの対象団体あるいは面積、樹種、それから石数等がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、若林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

今回のここに計上させていただきました立木の購入を予定している契約相手ですが、便宜上、芦ヶ久保青年というグループ名をこちらでつけさせていただいております７名の方を相手としております。面積につきましては、台帳面積を契約上、掲げておりますので、２万532平方メートル、今回、そのうち15％は立木を育てていない除地といいますが、その除地に充てますので、その面積割合で計算をさせていただいております。

樹種につきましては、杉がほぼ全域です。

石高につきましては、申しわけありません。把握できておりません。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　答弁いただきまして、ありがとうございます。できましたら、石数とか、そういうのを説明するときにわかったほうが納得というか、説得しやすいのではないかと思います。

そして、前回ありましたように、そことの比較を教えていただければと思います。芦ヶ久保青年だと思いますが。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、再質問にお答え申し上げます。

３年ほど前に立木の買い上げをしております。その場所、大字芦ヶ久保字枇杷の沢のその契約をしたところの隣接地でございまして、そのときの買い取り価格。買い取り価格につきましては、県有林の取り扱いをしております面積当たりの単価というものを３年前に使っておりますので、今回もその県有林の取り扱いの単価、過去５年間平均ということで計算をさせていただきまして、今回の単価ですが、平方メートル当たり104円という金額で計算させていただいております。ちなみに３年前につきましては、そのときの過去５年間の平均単価が150円という単価でございました。今回104円という単価での契約を提案しているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　前回の面積と樹種と石数がわかれば。

○小泉初男議長　再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、お答えいたします。

前回、３年前の立木売買契約を結んだその面積でございますが、11万9,425平方メートル、除地がこのときには３万3,378平方メートルということでございました。

樹種につきましては、今回と同じ杉ということで、石数につきましては、申しわけありませんが、把握できておりません。

以上です。

○小泉初男議長　よろしいですか。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　説明につきましては、できましたら石数とかいろいろなことを調べていただいて、こうなりましたというほうがいいのではないかと思います。次の課題としてお願いしたいと思います。

そして、まだほかにもこういう分収林があるかどうか。こういう一つの単価が基準になりますので、例えば前回は150円で、今回は104円になったと。この辺の減り方もありますので、できれば今後さらに減っ

てしまったりすると、このとき植えつけしていただいて、国策というか、あるいは県の指導でやったことに対して、余り安く買ってしまうと、この人たちというか、当時の造林意欲というか、そういうものに対しての残念な結果になってしまったというようなことがあるのではないかと思いますので、できる限り有利というか、妥当な金額をお願いしたいということで希望を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　40ページなのですけれども、社会資本整備総合交付金が思うようにとれないということなのですけれども、トレンド的にはわかるのですけれども、今後、傾向とか、そういうことを入れて予算編成をするのでしょうけれども、そのほかに何か配分の優先順位みたいなのがあるのかどうか。それと、それについて交渉の余地があるのかどうか。あるいは、極端に言うと地元の代議士を使って、そういう要請をしたり、そういうことをしているのかどうか。そういうことが可能なのかどうかということを聞きたいです。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　お答えします。

社会資本整備に関しましては、全国の基礎自治体、ほぼ漏れなく取りにいってやっているということでして、全体としてはそんなに裁量の余地は、基本的にはないと思っています。ただ、あるとすると、例えば何年かに一度の大きなトピックスだったり、大きなテーマに関しては、ふだんより一つステップを上げた努力というのですか、それはしてみる余地はあろうかなというふうに思います。例えば今回、小学校の建てかえがあるとすると、その話なんかというのはそういうことに当たるのだろうなというふうに思います。もちろん政治家の先生にお願いしてというのもあるわけですけれども、やはり切れるカードの枚数というのですか、そんなにあるわけでは、恐らくなくて、やはり絞って、あるいはほかと違う理由だったり、これが特別な理由というのがないとなかなか難しいのだろうなという印象は持っています。しかし、我々としては、そこを最大限やっていくということかなというふうに理解しています。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　切れるカードというか、本当に最大限に、ありとあらゆる手段を使って、トレンドがそうなら、逆にそういう運動的なこと、陳情的なことを積極的にやらなければ、配分の優先順位というか、みんな均等で配分するというのならわかるけれども、多分均等ではないと思うのです。だから、トピックに出るということなのだと思うのですけれども、それはわかりますけれども、そういう努力をやっぱり執行部のほうで、より強固にというのですか、進めてもらいたいと思います。これは要望ですので、今後、そうしていただけたらと思います。

以上です。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第１、議案第16号　平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第２、議案第17号　平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第２、議案第17号　平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,840万1,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,488万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い、休憩をして担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２８分

再開　午前１０時３２分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第２、議案第17号　平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第３、議案第18号　平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第３、議案第18号　平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第３号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ853万1,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ７億7,323万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い、休憩をして担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３４分

再開　午前１０時４０分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第３、議案第18号　平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第４、議案第19号　平成29年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第４、議案第19号　平成29年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第２号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ548万2,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ２億4,985万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い、休憩をして担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４２分

再開　午前１０時４４分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第４、議案第19号　平成29年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第５、議案第20号　平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第５、議案第20号　平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第２号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,939万4,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ3,606万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い、休憩をして担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４６分

再開　午前１０時５０分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番　若林清平議員　10ページの事業費のところでちょっとお聞きします。

関連するのが８ページの国庫補助金、県補助金なのですけれども、先ほどの説明では、申し込みが少ないので、こういった執行残が出たということなのですけれども、このことについては相当町としても取り組んでいかないと、このような状況がずっと続くような気がしてなりません。たしか下水道事業を取り入れて入ったときに合併処理浄化槽の設置も下水道事業の完了とともに町内全域に完了するような形で当初取り組んできたわけです。ですから、今のこの状況でいきますと相当その点については厳しいものがうかがえるのですけれども、先ほどの一般会計の中の社会資本総合整備事業の補助金とは違いまして、これは多分計画した部分については、国、県の交付金あるいは補助金がつくと思いますので、やはりその辺の取り組みをもっと強めていただきたい、そんなふうに思うのですが、このことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○新井幸雄建設課長　ただいまのご質問に答弁させていただきます。

確かに議員のおっしゃるように、今年度、当初30基予定しておりましたところ、現在21基ということで、７割程度。それで、これは５年間の事業ですが、年間140基計画しているところ、実際、まだ４年目が終わるところですが、約90基ということで、かなり数字的にも厳しい現実はございます。もちろんこれは建設課も認識しておりまして、平成30年度以降、来年度以降なのですけれども、実際、これからローラー作戦とまではできるかどうか難しいのですけれども、単なるＰＲとか広報だけでなく、できれば個別に訪問して事業を展開していければなとは考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第５、議案第20号　平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１１時０９分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○小泉初男議長　お諮りいたします。

ただいま町長から議案第33号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第６として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長　10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　上程してからだと、またいろいろあれになると思うので、上程前にちょっと聞きたいことがあるのですけれども、よろしいですか。

○小泉初男議長　はい。

○10番　関根　修議員　今回の成案、前の成案、撤回した成案について、条例案について、どのような経過で条例。通常、担当課の係がそれをつくって、その後、課長さんが決裁して、その後、法令審査だとかやるはずなのですけれども、そういう経過をたどったにしては、ちょっとまずかったかなという感があります。それについて、ちょっと説明を聞きたい。

それで、今回上程するわけですけれども、本来だったら同一議会で、予算の関係もあってということで、了承はしていますけれども、同一議会で同じものを提出するという場合には、これを短くても事前に配付しておくことが必要ですよね。だから、短期間だからあれなので、ぜひ上程した後、少し時間をとって、読む機会ぐらいは与えてもらわないと、やはりチェック機能ということなので、前回の議論で大体わかっていますけれども、一応形式にはそういうことが必要なのではないかと思うので、その辺を議長さんにも

配慮してもらいたいと思います。一応説明だけお願いします。

○小泉初男議長　10番、関根修議員の質問に対して、答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、お答え申し上げます。

前回の第１号議案でしたが、その制定過程につきまして申し上げます。通常の町の例規の制定の経過をたどっておりまして、まず担当者がその条例案を作成します。それを稟議で、私、課長のほうも確認をさせていただいておりまして、その後、文書審査としまして、総務課の担当者、担当課長にチェックをしていただきます。その後、副町長、町長の決裁を受けて、正式な条例案となります。

今回、その途中のチェック機能が、機能はしているわけですが、この第１号議案の条例案が道路運送法の施行規則に基づく国土交通省のモデル要綱というものがございましたが、それをほぼ踏襲して作成をさせていただいた関係から、その内容に足りない部分があるとか、そういう認識が欠けておりました。そのようなことから、条例としての要件を備える形で、今回、再度皆様方にご審議をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長　10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　通常のチェックはしたということなのですけれども、一つ欠けているかなと思うのは、ガイドラインはわかりますけれども、横瀬町の他のそういう議会なりなんなりの設置条例がありますよね。そういうのを参考にというか、そういう例までチェックしていれば、やはり定数だとかいろんな、任期だとかというのは必ず入っているわけですから、やはりチェックの内容というのを再度、課長さんたちというか、担当職員の方がそういうところまで配慮して今後やっていただきたいと思います。

また、さっき要望とあれが違ったのですが、議長にも、上程後、少し時間いただいて、読む時間ぐらいは与えてもらえたらと思いますが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　それでは、私のほうからも。議員の皆様におかれましては、今回のがイレギュラーな形になってしまったこと、そして余計なお手間をかけてしまったこと、大変申しわけなく思っております。本当に申しわけないです。

これは、条例制定としては、ややイレギュラーなケースだったと思っていまして、というのは、道路運送法上、要綱で足りていて、条例が要件になっていないということがあって、実際、会議のほうが要綱で既にワークをしていて、それが普通に進んでいるという中で、その要綱だけを条例化するというところで、多分こちらのほうで見る角度に少し足りない部分があったのではないかなというふうに反省をしています。

これからはこういったことのないように進めてまいりたいと思いますので、今回は大変余計なお手数をおかけしてしまったことに関しまして、おわび申し上げたいと思います。大変失礼しました。

○小泉初男議長　それでは、もう一度お諮りいたします。

町長から議案第33号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第６として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

よって、議案第33号は日程に追加し、追加日程第６とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　追加日程第６、議案第33号　横瀬町地域公共交通会議条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました追加日程第６、議案第33号　横瀬町地域公共交通会議条例についてでありますが、道路運送法等に基づき横瀬町地域公共交通会議を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１６分

再開　午前１１時２７分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長　議案第33号　横瀬町地域公共交通会議条例の細部説明を申し上げます。

本日配付させていただきました説明資料を参考にしていただきたいと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方といたしましては、横瀬町地域公共交通会議はコミュニティバス、ブコーさん号の運行や西武観光バスの地域旅客運送等に関し、道路運送法及び同法施行規則の規定に基づき、設置を必要とするものでありまして、当町におきましても平成27年度から横瀬町地域公共交通会議設置要綱を定めて設置しております。このほど交通会議を町の附属機関として正式に位置づけるため、現行の要綱に基づく設置から、条例に基づく設置としたいための条例制定でございます。

では、条文の中身につきましてですが、第１条につきましては、交通会議の設置目的を道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便

の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するためと規定するものです。

第２条につきましては、交通会議が協議する事項を第１号から第３号までと規定するものです。

第３条につきましては、第１項において交通会議の委員定数を、第２項においては第１号から第10号に掲げるものの中から町長が委嘱すると規定するものです。

第４条につきましては、交通会議委員の任期について規定するものです。

第５条につきましては、交通会議の会長及び副会長についての規定であり、第２項にあっては会長の選出は委員の互選で定めるとしております。

第６条につきましては、交通会議の会議についての規定で、第２項にあっては、会議の成立要件として過半数の委員の出席と規定しております。

第７条につきましては、交通会議の庶務をまち経営課が処理すると規定しております。

第８条につきましては、交通会議の関係者は交通会議における協議結果を尊重し、誠実にその実施に努めることと規定するものでございます。

第９条につきましては、本条例に明記されていない事項で交通会議の運営に必要な事項については、会長が交通会議に諮って定めることと規定するものでございます。

附則につきましては、条例の施行日を平成30年４月１日と規定するものでございます。

以上、細部説明を申し上げさせていただきましたが、議案第１号を撤回させていただいたことにつきまして、担当課長の立場から深くおわびを申し上げます。なお、議員各位及び関係者各位のご対応につきまして、心より厚く御礼を申し上げます。

以上でございます。

○小泉初男議長　説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　１番、向井芳文です。

２点ほどあるのですが、ちょっと細かい部分ではあるのですけれども、まず、第３条のところで、撤回をした議案第１号はもうないものと考えるべきなのかもしれないのですが、そちらに（１）、町長が指名する町の職員というのが入っておりました。ここには、その町の職員という言葉は入っておりません。その他町長が必要と認める者に入れたという解釈でよろしいのでしょうかというのが１点と、もう一点は、裏側になるのですが、第５条の３項なのですが、会長は会務を総理し、交通会議を代表するとございます。もとの撤回のほうの文章には、書き方が、交通会議を代表し、会務を総理するとあります。細かいところではあるのですけれども、ニュアンス的に、私が感じた部分ですが、撤回のほうは、交通会議を代表するので、会務全体をまとめるよという解釈に捉えられるのですが、逆に新しいほうは、会務を総理し、会をまとめて、その上で交通会議を代表する。この会議から出て、外に向けての何かいろんな働きかけを意識したというふうなニュアンスを感じるのですが、このあたりの意図するところがどんなことかというのを教えてください。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、第３条の第２項につきまして、町長が指名する町の職員という内容が、第10号、その他町長が必要と認める者に変わったのかということでございますが、町の職員を、もし町長が必要とする場合には、この第10号がその根拠規定となりまして、町の職員を委嘱することができるという内容に改めさせていただきました。

また、第５条の第３項でございますが、担当課としましては、撤回しました議案と内容は同一と考えておりますが、他の町の条例との整合を図る表現とさせていただいたところでございます。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　ご答弁ありがとうございます。

１点目のほうの質問に関してなのですが、町長が指名する町の職員というところを町長が必要と認める者というところに入れるということで、意味的には全然通る部分でございます。ただ、これも感じ方なのですが、撤回のほうの部分の議案のほうでは、（１）で町長が指名する町の職員と、まず職員はこの会議にいますよというようなイメージがあります。そこにいろんな方が加わっていくというイメージなのですが、今のご答弁の中だと、基本的にはこちらの新しい議案でいえば、（１）から（９）までの方々が中心で、そこに必要であれば職員が入るよというようなイメージをちょっと受けたのですが、想定として、職員の想定。議案を撤回して、また出す過程で、その辺の変更は余りないと思うのですが、何名ぐらい職員を前提として入れる見込みであったかという部分に関して、どのぐらいというところと、あと、そこに関する議案が差しかえになった部分で、変更点。職員数の意識していた職員を、いや、もう少し、このぐらいの人数にしようということがあって、こういう文面になったのか。そのあたりのご回答をお願いしたいのですが。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、お答え申し上げます。

これまで横瀬町の地域公共交通会議においては、町の職員としましては、副町長が委嘱を受けて、その委員となっておりました。１名でございました。本条例が制定された場合にも、想定しているのは、副町長１名と考えておるところです。

以上です。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　私のほうから補足します。

これは前回お出ししたものから内容が変わっているのですが、会の運営自体が大きく変わるということは想定していません。今の要綱というのが、今やっている姿に合わせてあったのですけれども、それを条例化するということで、より一般的な表現であったり、あるいは決め打ちをしないというのですか、というような形にするというところで変わっております。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第６、議案第33号　横瀬町地域公共交通会議条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎日程の追加

○小泉初男議長　お諮りいたします。

ただいま町長から議案第34号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第７として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

よって、議案第34号は日程に追加し、追加日程第７とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　追加日程第７、議案第34号　横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました追加日程第７、議案第34号　横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、農業委員会等に関する法律の一部

改正及び横瀬町地域公共交通会議条例制定等に伴い規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　議案第34号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただきたいと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、国民健康保険法の一部改正、農業委員会等に関する法律の一部改正、横瀬町地域公共交通会議条例並びに横瀬町子ども・子育て審議会条例の制定等に伴い、名称、委員報酬等に改正が生じたため、条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますけれども、第２条第２項第１号は、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例中、国民健康保険運営協議会の委員を国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員に改め、同項第７号の産業労働者住宅資金貸付資格審査会の委員を削り、第８号を第７号とし、第９号から第14号までを１号ずつ繰り上げ、第14号として地域公共交通会議の委員を、第15号として子ども・子育て審議会の委員を加えるものでございます。

次に、条例の別表についてでございますけれども、報酬の額、日額6,700円及び日額5,700円の区分中、国民健康保険運営協議会を国民健康保険事業の運営に関する協議会に改め、地域公共交通会議、公務災害補償等認定委員会、公務災害補償等審査会、子ども・子育て審議会、予防接種健康被害調査委員会を加えるとともに、地域おこし協力隊の次に産業医月額５万円を加えるものでございます。

また、区分、農業委員会会長の報酬の額中、月額１万4,400円を基本報酬月額２万1,700円に、農業委員会会長代理月額１万1,200円を基本報酬月額１万6,700円に、農業委員会委員月額9,500円を基本報酬月額１万4,200円に、農地利用最適化推進委員月額9,500円を基本報酬月額１万4,200円に改め、農業委員会会長、農業委員会会長代理、農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員の基本報酬月額の次に、実績農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ予算の範囲内で町長が定める額を加えるとともに、字句の整理を行うものでございます。

附則は、条例施行日を平成30年４月１日とするものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第７、議案第34号　横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第２１号～議案第２６号の上程、説明

○小泉初男議長　ここで、お諮りいたします。

日程第８、議案第21号から日程第13、議案第26号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

よって、日程第８、議案第21号　平成30年度横瀬町一般会計予算、日程第９、議案第22号　平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第10、議案第23号　平成30年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第11、議案第24号　平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12、議案第25号　平成30年度横瀬町下水道特別会計予算、日程第13、議案第26号　平成30年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、以上の６議案を一括上程し、議題といたします。

この際、町政に対する町長の施政方針とあわせて提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　町政の推進にご理解とご尽力をいただいていることに対しまして、衷心より感謝を申し上げます。

本日、一括上程されました平成30年度一般会計予算、各特別会計予算の審議をお願いするに当たり、私の施政方針を明らかにし、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたく存じます。

施政方針。

我が国において、平成の時代の終わりと新しい時代の始まりが見えてきた今、世の中の流れは、どんどん速く、変化が激しくなっています。近時、ＡＩ（人工知能）、ＩｏＴ（インターネットオブシングス）が一層身近な存在になり、ロボットや自動走行車などの技術、その他さまざまなサービスのアイデアが次々と具体化しつつあります。また、ブロックチェーンといった新しい技術を用いた将来のさまざまな可能性が注目を集めました。

日本政府においても、我が国が目指すべき未来社会の姿として、ＩｏＴで全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、社会のさまざまな課題や

困難を克服する「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」が提唱され、持続可能な社会に向けたさまざまな取り組みと社会の変化度合いの加速は、いよいよ現実のものとなりつつあります。

学校教育の分野でも、小学校が平成32年度から、中学校が平成33年度から主体的・対話的で深い学びであるアクティブ・ラーニングを重視した新学習指導要領に全面移行し、知識偏重の教育から思考力や判断力、表現力を育む教育にシフトします。

住民の皆さんが、安全で安心して暮らせるような行政サービスを提供するため、そして人口減少に正面から向き合い、横瀬町を持続可能な町とするために、この「変化の激しい時代」とどう向き合うのかが非常に重要な課題ですが、私は、横瀬町にとって、「変化の激しい時代」はむしろチャンスとなり得ると考えています。

私はこれまで、「人口減少に正面から向き合い、町として組織的に粘り強く対応すること」を公約の第一に掲げ、横瀬町地方創生総合戦略を策定し、政策の柱にしてきました。人口減少と経済規模縮小が想定され、持続可能性が危ぶまれる横瀬町の未来を変えなければならない。未来を変えるためには新しい取り組みやチャレンジは欠かせない。まずは、町が有する本来の力に加えて、外部や民間の活力を積極的に活用し、「ヒト・モノ・カネ・情報」を町に流入させ、化学反応を促す、そして町を活性化してゆく。そう考えて施策を進めてきました。

子育て支援、健康づくり、高齢者福祉の向上のための各事業等に加えて、新しい試みとして、そして横瀬町の強みを生かした取り組みとして行ってきた官民連携プラットフォーム、通称「よこらぼ」は、平成28年10月の開始後、本年２月までに53件の提案、30件を採択しており、当初の想定を超える成果となりました。

横瀬町の強みは、自然が豊かで、住民の参加意識が高く、しっかりしたコミュニティーがあり、東京からのアクセスがよいことです。この１年は、横瀬町がより多くの方に知っていただいた１年であり、横瀬町がより多くのことを知った１年でした。各メディアを通じた報道に加え、埼玉県、中央官庁、民間の企業に横瀬町の名前と取り組みは浸透してきました。

その相乗効果も受けて、関係各位のご尽力により、直近ではあしがくぼの氷柱の来場者数が昨年の６万人を大きく上回り10万人超となったことは我が町が誇れる大きな成果といえると思います。

道の駅果樹公園あしがくぼの売り上げも好調に推移しています。「ヒトがヒトを呼ぶ」、あるいは「報道が報道を呼ぶ」という好循環が、この横瀬町で生まれてきていることを実感します。

今後は、さまざまな分野との接点になる「よこらぼ」等を通じて、町に新産業の基盤を創出することも視野に入ってきます。現時点では、まず一歩一歩、「ヒト・モノ・カネ・情報」の流入を促すことによる、交流人口、関係人口の増加と町の活性化の取り組みを継続していきたいと思います。

今年度、新しく導入した地域おこし協力隊２名も、「よこらぼ」やその他の横瀬町の活性化につながるさまざまな現場で活躍を見せてくれています。この経験の積み上げと多様な施策に通じる情報とネットワークの広まりは、これからの横瀬町の施策に大変なプラスの効果をもたらしました。

また、「ほっとはぐくむママサロン」のように、横瀬町で生まれた施策が秩父地域の広域事業に拡大し、より多くの方たちに利用していただく実績ができました。

この秩父地域においては、広域市町村圏組合と定住自立圏の取り組みによる、協調連携する仕組みがあ

ります。連携することで、スケールメリットの確保やノウハウの共有が図られており、地域にとって大変有益な仕組みに育ってきていると感じています。これからも引き続き、協調連携を進めていきます。

予算配分、施策の方向性。

平成30年度は、引き続き、「よこらぼ」の経験で培った「ヒト・モノ・カネ・情報」の積極的な流入のための施策並びに外部への情報発信を継続します。今後とも「よこらぼ」を通じて、民間の方とのウイン・ウインの関係を築くことによって、財政負担を抑えながら「ヒト・モノ・カネ・情報」の流入が期待できます。地域おこし協力隊も追加募集を行い、より一層民間の活力を取り込む可能性を追求していきます。

横瀬町地方創生総合戦略の４年目で、実行３年目に当たる平成30年度は、各基本戦略における事業の進捗の確認と後半に向けての修正を行いつつ、平成32年度から始まる第６次総合振興計画につなげていく重要な１年と位置づけます。平成30年度からその準備を始めます。

同計画においては、福祉、子育て支援、教育、観光・産業振興に加えて、町の中心地づくり・にぎわいづくりを優先課題として取り組みます。これまでの「ヒト・モノ・カネ・情報」と経験を生かし、町民の皆様とともにまちづくりをする方法を検討していきます。

同時に、人口の減少と厳しい財政事情が継続する中で、財務規律を守りつつ、引き続き健全な財務運営を行っていきます。経常的な経費については無駄なコストは避ける一方で、今後につながる事業に予算を適切に配分していきます。

横瀬町地方創生総合戦略の各事業については、成果を確認しながらやり遂げるべく継続し、子育て支援、教育の分野や地域コミュニティー創生の分野で今後につながる新しい事業を開始し、さらに次期総合振興計画の準備期間として必要な施策について、予算を配分していきます。

特に教育の分野においては、将来を見据えた取り組みの大切さを感じています。平成30年度には、横瀬小学校の建てかえ事業がスタートします。次世代を担う子供たちに良好な環境を用意するべく、広く町民の方の意見を反映し、英知を結集して進めたいと思います。また、昨年実施した、社会に開かれた教育に向けた「横瀬クリエイティビティー・クラス」、「ＩｏＴを活用した小中学校での教育プログラム」、そして、今年度、例年実施している海外派遣事業に加えて実施した、米国ミドルベリー大学の日本留学生を迎えての国内事業が大変実りあるものであった横瀬中学校の国際交流事業などの実績を踏まえ、ハードとソフトの両面で、横瀬町ならではの教育の確立に向けて、検討と議論を進めたいと思います。

それでは、平成30年度の重点施策について、説明させていただきます。

施政方針で触れたとおり、平成30年度は、町の地方創生総合戦略の取り組みを始めて、実行３年目となる重要な年ですので、引き続き、町の人口減少を抑制し、将来の人口減少に備えるため、地方創生総合戦略で掲げた４つの基本戦略を積極的に推し進めていきます。

まず、基本戦略１、雇用の創出・安定に向けた横瀬町の強みを生かした産業づくりですが、引き続き、労働対策事業としての定住就職促進奨励金、また、町内事業者支援事業としての創業資金借入金の利子補給金や基盤強化支援補助等の利用促進を図るとともに、秩父商工会議所とのコミュニケーションをより緊密にし、町内事業者の経営革新を初めとする経営基盤の強化に向けた取り組みをサポートしていきます。

続いて、基本戦略２、住みたくなる・訪れたくなるまちづくりですが、定住促進・交流拡大を目指す取り組みとして、「歩きたくなる町」を目指して、里山めぐりのコース及び拠点の整備を進めるとともに、

わくわくポイント事業や埼玉県の健康マイレージ事業などの健康増進事業とも連携した展開も目指します。今年度気候条件が悪いにもかかわらず、ホタルかがり火まつりや彼岸花まつりで多数の来訪者を集めた寺坂棚田やボランティアの皆様により整備が進められ、また今年度、武蔵野美術大学との大学連携により作品が作成された（仮称）花咲山、３月17日に開催されるＣａｆｅ寺’ｓＹＯＫＯＺＥなど、横瀬町の持つコンテンツを生かした事業を継続し、歩きたくなる町プロジェクトを進めます。

また、平成28年度より年２回実施している「里山まるマルシェ」や大学・金融機関との連携イベント、ＳＮＳ配信事業による町魅力情報の発信を継続することにより、引き続き横瀬サポーターを含めた交流人口のさらなる拡大を目指します。

さらに、豊島区、飯能市、秩父市、所沢市、西武鉄道とともに西武線沿線サミットに参加し、他自治体等との交流、連携の輪を広げ、一層の活性化を図っていきます。

定住促進の基盤となる住まいの確保としては、引き続き空き家バンク制度の利用促進を図り、若者向け不動産情報の発信に取り組みます。

さらには、地方創生総合戦略の２年目からスタートさせた、25歳の成人式事業及び同窓会応援事業により、郷土愛の醸成や定住人口の拡大を目指すとともに、ふるさと納税などの形で町を応援していただける方をふやしていきたいと考えています。ふるさと納税については、横瀬町特産の季節の果物等を返礼品として、昨年の520万円から700万円超に金額を伸ばしています。平成30年度はふるさと納税の魅力を高める努力を進め、関係人口の増加を意識した企画を検討したいと思います。

続いて、基本戦略３、横瀬っ子をふやす環境づくりですが、今年度新設しました、「子育て世代包括支援センター」において、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目のない支援を展開します。同センターの事業内容には、保健師による妊婦訪問（「はじめの一歩」）やマタニティストレッチなどの産前支援、乳幼児健康相談を初めとする相談支援事業、個別支援を必要とする家庭に専門職員を派遣する事業などの産後支援を行います。

また、検討を続けてきております保育所機能の民営化につきましては、平成30年度中をめどに方向性を定めて参りたいと考えます。

新たな取り組みとして、町内の０歳から15歳までのお子さんがいる家庭を対象に、スマートフォン等から小児科専門医にテレビ電話・チャット等で相談できる「小児科オンライン相談」を開始します。チャットやテレビ電話等から気軽にかつ直接小児科専門医へ相談できるところが特徴で、平日の18時から22時までの４時間相談を受け付けます。子育てでの選択肢をふやし、安心して子育てのできる町を目指します。なお、このような取り組みの自治体での導入は全国で初となります。

また、総合的な子ども・子育て支援施策を推進するための計画策定に向けたアンケート調査を実施し、平成31年度の計画策定を目指します。

教育分野においては、施策方針の中で触れたとおり、学校の教育環境整備事業として、横瀬小学校の建てかえ事業を開始します。平成30年度においては、両校舎について、老朽化の進んでいる部分についての必要な改修工事を実施するほか、小学校の放送設備の改修や中学校体育館に多目的トイレを新設する工事等を実施します。

ＩＣＴ整備運営事業では、今年度に導入したタブレット端末と電子黒板を活用したＩＣＴ教育の一層の

推進、そして、それを支える周辺環境の見直しを行い、次期学習指導要領に向けた教育環境の整備に取り組みます。

なお、米国のミドルベリー大学等からの留学生を横瀬町に迎えての国際交流事業の国内事業については、事業内容を拡大して実施することとなり、今後ともミドルベリー大学及び同大学の留学生受け入れ先である国際基督教大学との継続的な人的交流が期待できるものと考えています。

続いて、基本戦略４、未来を見据えた住みよい地域づくりでは、官民連携プラットフォーム事業、通称「よこらぼ」を住民福祉の向上や町の活性化のために一層実を挙げられるよう、紙媒体の冊子による町民への紹介や周知を十分に行うとともに、引き続き効果的な事業を展開していきます。先ほどの小児科オンラインのように、基本戦略に直結し、横瀬町の子育てや福祉の具体的な課題解決につながる提案については、予算措置を含めた事業化も検討していきます。

また、平成29年度、町外の方２名に隊員を委嘱し、取り組みを始めた地域おこし協力隊事業ですが、ここまで新鮮な視点と独自のアイデアを駆使しながら、この地域を明るく元気にする活動に取り組んでいただいています。新年度には、現在の２名体制から増員し、さらに効率的で効果的な事業展開を図ります。

防災・減災の分野では、緊急防災・減災事業債を利用した事業として、防災行政無線デジタル化に向けた事業の実施設計、全国瞬時警報システムの機器更新を行い、確実で漏れのない情報伝達手段の確保による安全・安心なまちづくりを進めます。

健康増進のための取り組みとして町独自につくったわくわくポイント事業及び埼玉県と連携した健康マイレージ事業については、ともに当初想定を超える町民の方にご利用いただくなどの成果が出ています。

また、平成30年度からは、地域コミュニティー創生の取り組みの一つとしてアクティブシニア世代のシニアリーダー育成等を目指すアクティブシニア推進事業について、県の補助金を活用し、新規に開始します。

今後、ますます重要になる福祉分野に対応するために、社会福祉協議会とのさらなる連携強化を図っていきます。

インフラ整備とありますが、修正をお願いします。道路整備等につきましては、まず、町道3175号線改築工事を初めとする町道改良、歩道整備を進めるほか、木の間沢護岸の崩落・洗掘箇所の改修工事等を行い、地域住民の生活環境・安全性の向上に努めます。

また、第６次総合振興計画とリンクする都市計画マスタープラン策定に着手するほか、平成16年以降更新していなかった都市計画基本図の更新を行い、都市計画事務の効率的な執行に備えていきます。

このほか、地域内経済循環の促進や地域温暖化防止の観点から、カーボン・マネジメント強化事業助成金の交付を受け、再生可能エネルギーの活用に向けた調査業務の委託を行います。

以上、平成30年度の重点施策について説明させていただきました。これらの施策を相互に連携、連鎖させ合うことから生まれる相乗効果により、町民への行政サービス、住民福祉向上の質をより高め、現在、人口減少問題に立ち向かっているこの横瀬町をより住みよい町、誇れる町、持続可能な町にしていけるよう、町民の皆様とともに引き続き取り組んでまいります。

続きまして、平成30年度予算概要。

議案第21号　平成30年度横瀬町一般会計予算、議案第22号　平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計予

算、議案第23号　平成30年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第24号　平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号　平成30年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第26号　平成30年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

財政状況及び予算編成方針等。

当町の一般会計における財政状況でありますが、人件費、扶助費及び公債費から成る義務的経費の予算額は、14億5,598万8,000円で、前年度と比較して、7.2％、9,711万9,000円増額となります。この主な要因は、扶助費が28.4％、１億451万8,000円増となったことによるものであります。

義務的経費の歳出に占める割合は、42.7％で、前年度と比較して2.7ポイント増加しており、本町の財政状況は、依然として厳しいものと認識しております。このような状況でありますが、今年度の予算編成に当たっては、「第５次横瀬町総合振興計画後期基本計画」及び「横瀬町地方創生総合戦略」に掲げる施策について着実に進捗を図るとともに、子育て支援や町民の安全・安心な生活のための施策等に重点をおき、予算を編成しました。なお、編成に当たっては、行政評価結果など、費用対効果を検証し、将来における事業展開がより充実し、活力のあるものとなるよう事業の選択と集中に努めたところであります。

その結果、平成30年度の予算規模を、一般会計34億1,000万円、特別会計総計19億8,898万円としました。

続きまして、予算の主な内容を申し上げます。

まず、一般会計でありますが、歳入歳出予算の総額を34億1,000万円と定め、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ定めております。

歳入歳出予算の歳入についてでありますが、現年課税分の個人町民税として３億5,784万8,000円を計上しました。前年度と比較して、0.1％、31万6,000円の減額となります。

法人町民税につきましては、8,184万3,000円を見込み計上しました。前年度と比較して、8.8％、663万1,000円の増額となります。

固定資産税につきましては、前年度と比較して、0.5％、297万7,000円減額の５億7,192万円を見込み計上しております。内訳としては、まず、土地に係る税額分は雑種地の増加などにより、前年度比1.5％増額して１億7,696万9,000円を計上、家屋に係る税額は、３年に１度の評価替えの年に当たるため4.4％減の１億8,298万9,000円、償却資産は、1.4％増の２億1,196万2,000円を見込みました。

地方交付税交付金につきましては、普通交付税７億8,469万5,000円と特別交付税１億1,133万6,000円とを合わせて８億9,603万1,000円を見込み計上しました。前年度と比較して、1.5％、1,326万9,000円の減額となります。

国庫支出金につきましては、２億9,000万円を見込み計上しました。前年度と比較して、12.3％、4,079万9,000円の減額となります。減額の要因は、社会資本整備総合交付金が前年度と比較して、48.1％、6,429万9,000円減額となるためであります。

町債につきましては、新たに緊急防災・減災事業債として2,240万円、また昨年度に続き水道広域化に伴う基盤整備強化事業等に係る出資債として5,500万円起債いたしますが、社会資本整備総合交付金の半減に伴い、対象事業である町道改良事業に充てる町道改良事業債も半減することにより、町債全体では、前年度と比較して、4.8％、1,498万5,000円減額の２億9,853万5,000円を見込んでおります。

続いて、歳出ですが、まず人件費につきましては、総額で６億8,953万円を計上しました。一般会計歳

出予算総額に占める割合は20.2％で、前年度と比較すると0.2％、342万2,000円の減額となります。主な要因は、再任用短時間勤務職員数の減によるものです。

物件費につきましては、総額で６億4,584万9,000円を計上しました。前年度と比較すると5.6％、3,437万円の増額となります。その主な要因は、エコエネルギー・資源循環推進支援事業に係る委託料の増によるものであります。

扶助費等につきましては、総額で４億7,217万4,000円を計上しました。前年度と比較すると28.4％、１億451万8,000円の増額となります。その主な要因は、認定こども園の増加による管外保育所運営費委託料の増額によるものであります。

補助費につきましては、総額で４億9,303万3,000円を計上しました。前年度と比較すると4.3％、2,220万1,000円の減額となります。その主な要因は、私立幼稚園就園奨励費補助事業の減額によるものであります。

普通建設事業費につきましては、総額で２億6,079万9,000円を計上しました。前年度と比較すると26.1％、9,206万4,000円の減額となります。その主な要因は、社会資本整備総合交付金町道整備事業の減額によるものであります。

公債費につきましては、総額で２億9,428万4,000円を計上しました。前年度と比較すると1.3％、397万7,000円の減額となります。

次に、特別会計であります。

まず、国民健康保険特別会計予算でありますが、歳入歳出予算の総額を８億7,586万5,000円と定めております。前年度と比較して、20.1％、２億2,025万9,000円の減額となります。主な減額要因は、平成30年度より、町と埼玉県が共同保険者となり運営することにより、保険財政共同安定化事業拠出金が皆減するためであります。また、一時借入金及び歳出予算の流用について定めております。

介護保険特別会計予算でありますが、歳入歳出予算の総額を７億22万7,000円と定めております。前年度と比較して、2.6％、1,743万5,000円の増額となります。主な内容ですが、歳入の介護保険料が、前年度より7.7％増の１億5,774万4,000円、歳出の保険給付費は、0.6％増の６億4,674万2,000円を計上しました。また、一時借入金及び歳出予算の流用について定めております。

後期高齢者医療特別会計予算でありますが、歳入歳出予算の総額を１億1,245万3,000円と定めております。前年度と比較して、15.0％、1,465万1,000円の増額でございます。主な内容ですが、歳入では、後期高齢者医療保険料が15.8％増の8,850万円を、歳出では、広域連合負担金が15.1％増の１億1,038万9,000円を計上しております。

下水道特別会計予算でありますが、歳入歳出予算の総額を２億4,544万5,000円と定めております。前年度と比較して、2.0％、507万円の減額となります。主な内容ですが、歳入では、使用料及び手数料を前年度よりも7.9％増の4,045万7,000円と見込み、町債にあっては、前年度比15.8％、600万円減額する計上とし、歳出では、前年度に比べ、事業費を4.0％、583万5,000円の減額計上をいたしました。また、地方債及び一時借入金について定めております。

浄化槽設置管理事業特別会計予算でありますが、歳入歳出予算の総額を5,499万円と定めております。前年度と比較して、0.3％、13万9,000円の減額となります。また、地方債及び一時借入金について定めて

おります。

終わりに、以上、「施政方針」及び「平成30年度予算概要」について述べさせていただきました。

議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○小泉初男議長　以上で、町政に対する町長の施政方針並びに一括上程されました平成30年度予算６議案の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　零時１０分

再開　午後　１時３０分

〔議長、副議長と交代〕

○大野伸恵副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございますので、かわって私が議長の職を務めさせていただきます。

◇

◎施政方針に対する質疑

○大野伸恵副議長　ここで、町政に対する町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑につきましては、別に時間を設けておりますので、その際にお願いいたします。

質疑ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　ありがとうございます。町長の平成30年度の施政方針をお聞かせいただき、また昼休みもちょっと見てみました。そこで感じるところといいますか、ちょっとお考えをお聞かせください。

この施政方針の中の施政方針の部分と予算配分、施策の方向性というところなのですけれども、その中で、「よこらぼ」という言葉が６回、「ヒト・モノ・カネ・情報」という言葉が５回出てきています。全体的な印象として、そういうことで、私がちょっと感じたベクトルなのですけれども、外への発信といいますか、外向きの話、外部の人たちへの働きかけというような印象をちょっと受けまして、横瀬町町民といいますか、福祉面、そういったところへのベクトル、配慮というか、ちょっと少ないような気がしまして、平成30年度の横瀬町といいますか、町長の力の入れぐあいが、横瀬町町民というよりも外向きな感じがしたので、その辺のお考えをお聞かせください。

○大野伸恵副議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　それでは、今のご質問に対して、私のほうから回答したいと思います。

外部の働きかけを主にしているということではないです。常々言っていますけれども、よこらぼという

のは手段でして、住民のためになる、あるいは町のためになるための手段であって、それ自体が目的ではないです。今回、自分の中でもここのバランスは実は迷ったところでして、あえて数も出していますのは、やはり将来に対する、横瀬町の場合には未来に対する危機感をやはり共有したいなという思いと、危機感をベースに立って考えたときに、新しいチャレンジだとか取り組みは必然的に必要であるというところを少し強調させていただきたかったなという部分と、それからその部分で横瀬町の伸び代がかなりあると思っているから言及させていただいています。

さらに言うと、よこらぼ等は手段なわけでして、それによって新しい施策だったり、今回、小児科オンラインなんかそうなのですけれども、そういったものに反映させていきたいという思いもあります。なので、当然住民の福利厚生の向上、安全安心な地域をつくること、あるいは町民に対して一番いい行政サービスを提供することというのがまずあり、そのための方法論に対して言及したというふうに思っていただければと思います。

あえてもう一つ言うと、少し今までとは違う危機感を持っていまして、それは何かというと、世の中の変化の度合いが、これは自分も含めてなのですけれども、私たちの体感速度を超えて今後は変化していくということなのです。だから、そこのところは強調し過ぎてもし過ぎることがないくらいだと思っていますので、こういったウエート配分にしたと、自分は考えています。

以上です。

○大野伸恵副議長　再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長　なければ以上で町長の施政方針に対する質疑を終結いたします。

◇

◎議案第２１号～議案第２６号の説明

○大野伸恵副議長　それでは、ここで前例に倣いまして休憩をし、休憩中に担当課長より平成30年度予算６議案の細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時３４分

再開　午後　２時４８分

○大野伸恵副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま一般会計の説明中でございますが、ここで暫時休憩したいと思います。

休憩　午後　２時４８分

再開　午後　２時５９分

○大野伸恵副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般会計予算に関する細部説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５９分

再開　午後　３時３４分

○大野伸恵副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号について細部の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時３４分

再開　午後　３時４４分

〔副議長、議長と交代〕

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き休憩をして、議案第22号　平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時４４分

再開　午後　４時０４分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第23号　平成30年度横瀬町介護保険特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時０４分

再開　午後　４時２３分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第24号　平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時２３分

再開　午後　４時２８分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第25号　平成30年度横瀬町下水道特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時２８分

再開　午後　４時３３分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第26号　平成30年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時３３分

再開　午後　４時３７分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一括上程中の６議案について細部の説明が終了いたしました。

◇

◎延会の宣告

○小泉初男議長　ここで、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

よって、本日の会議は以上をもちまして延会といたします。

大変お疲れさまでございました。

延会　午後　４時３８分

平成３０年第１回横瀬町議会定例会　第６日

平成３０年３月１３日（火曜日）

議　事　日　程　（第４号）

１、開　　議

１、議事日程の報告

１、議案第２１号　平成３０年度横瀬町一般会計予算、議案第２２号　平成３０年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第２３号　平成３０年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第２４号　平成３０年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第２５号　平成３０年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第２６号　平成３０年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の質疑、討論、採決

１、議案第２７号　埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第２８号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第２９号　町道の路線の変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第３０号　町道の路線の認定についての上程、説明、質疑、討論、採決

１、議案第３１号　横瀬町教育長の任命についての上程、説明、質疑、採決

１、議案第３２号　横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

１、請願第　１号　「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出の請願の上程、説明、質疑、委員会付託

１、閉　　会

午前１０時開議

出席議員（１１名）

１番	向井芳文 議員	２番	黒澤克久 議員
３番	阿左美健司 議員	４番	宮原みさ子 議員
６番	新井鼓次郎 議員	７番	内藤純夫 議員
８番	大野伸恵 議員	９番	若林想一郎 議員
１０番	関根修 議員	１１番	小泉初男 議員
１２番	若林清平 議員		

欠席議員（１名）

５番	浅見裕彦 議員

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼会計管理者
大塲玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	町田文利	振興課長
新井幸雄	建設課長	小泉智	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	平匡史	書記

◎開議の宣告　　（午前１０時００分）

○小泉初男議長　皆さん、おはようございます。

本日は、５番、浅見裕彦議員から欠席の通告がございました。ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。

◇

◎議事日程の報告

○小泉初男議長　議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議案第２１号～議案第２６号の質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第１、議案第21号から日程第６、議案第26号までの６議案を議題といたします。

一括上程中の６議案について細部の説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行い、便宜上歳出から各款ごとに進めていきたいと思います。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

最初に、日程第１、議案第21号　平成30年度横瀬町一般会計予算に対する質疑を行います。

第１款議会費、質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、次に第２款総務費に移ります。

質疑はございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　おはようございます。向井芳文です。

質疑１点なのですが、ページ数が46ページからまたいでいる47ページの官民連携プラットフォーム事業のところの外部専門家招聘委託料が、こちら50万円の減額補正がこの間ございまして、今回また計上ということで、こちらのほう平成29年度予算で570万円の計上であったので、現在520万円の歳出となっていると思います。こちらは当時の課長の答弁からも、よこらぼの２年目を支えてもらうということでございました。具体的にどのような方で、どのような内容であったかということをお願いいたします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、ご質問にお答え申し上げます。

官民連携プラットフォーム事業の中の地域人材ネットの関係でございますが、総務省が行っております

この地域人材ネットの登録者の外部専門家の招聘でございますが、埼玉県に登録をしていただいた方に、総務省がこれはその登録を認めるということになりまして、その方にこの外部専門家となっていただいておりまして、委託契約の上ではリクルートホールディングスを相手として契約を結んでおりました。今年度平成29年度は、住民へのよこらぼ周知ということに力点を置きまして、その点の事業委託ということで進めていただいております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　ありがとうございます。

個人ではなくリクルートという会社に委託ということだと思うのですが、520万円歳出をしております。具体的にどのようなこと、例えば周知徹底を図るための策とかいうのはあるのですが、具体的にどのような内容のことを取り組んでいただいたかということをお願いします。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　今年度の取り組み事業でございますが、よこらぼを周知させるための印刷物、冊子をつくりまして、現在、その製作中なのですが、今月中にその冊子ができ上がりまして、今度の４月１日に広報と一緒に全戸配布を予定しております。それによって町民にこのよこらぼを身近に感じていただく。それで協力をしていただけるように考えていただけるような冊子をつくらせていただきました。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　ありがとうございます。

冊子の作成ということで、広報のほうでというのは、ここの定例会の中での議題でも出ております。また、別なところでも聞いておりまして、大変楽しみなものではあるのですが、それ以外にその１年を通していく中でアドバイス等があったと思うのですけれども、具体的にアドバイスであったりとか、それ以外の部分であれば教えてください。

○小泉初男議長　再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　お答え申し上げます。

その冊子の製作以外の部分でございますが、全国の地方創生の流れ等の情報をいただいております。

それから、この事業につきましては国の特別交付税の措置がございまして、町が歳出する分、全額を国の特別交付税で措置をしていただくということになっております。

以上です。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　私のほうからつけ足しをさせていただきます。

この外部専門家というのは、総務省に登録されている人、埼玉県を通して登録した人を招聘するという

形をとっています。今、課長のほうからも説明があったように特別交付税の対象になっているので、負担がないという中でやるのですけれども、基本的には外部専門家の方には毎月来てもらっていてアドバイスをしてもらっています。ほかの他市町村の事例を教えてもらったりですとか、最近の流れを教えてもらったりとか、よこらぼの課題と抽出だったり、そのために何が必要かということを大変親身に相談に乗ってもらっているという印象です。

その中で、その方のアドバイス等もあって、住民周知のところが課題だからということで冊子をつくるということになっているのですが、それに限らず、広範によこらぼ全般運営に関して大変いいアドバイスをいただけているなというふうに実感しています。

以上です。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

７番、内藤純夫議員。

○７番　内藤純夫議員　お聞きします。

43ページの本庁舎施設設備改修工事ですが、役場本庁舎照明改修工事625万円計上されていますが、平成28年度から500万円、400万円とずっと継続してあるのですが、これの進捗状況と、４年で2,000万円ぐらいというような説明を受けたと思うのですが、それで最終的に足りそうなのかどうなのかをお聞きします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　それでは、答弁のほうをさせていただきます。

本庁舎のＬＥＤ化の工事の関係ですけれども、平成28、29、30年度ということで３年間で計画のほうさせていただいて、平成30年度が実質的な最終年度ということでございます。

金額につきましては、平成30年度の予算含めて1,718万3,000円ほどで完了する予定となっております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　何点かあるのですけれども、まず36ページ、芦ヶ久保出張所管理事業ですが、この複合機リース料の27万2,000円、ことし新規ということで、去年まで複合機というか、コピー機というか、その辺がなくて業務がちゃんとできていたのかどうかということです。

それと、もう一つ、46ページ、総合計画策定事業の中で基礎調査支援委託の972万円、これはきのうの説明で第６次振興計画の策定のための調査ということをお聞きしましたが、その委託先の選定方法と、もう目星が、多分プロポーザルになると思いますが、何件がついているのかどうか、その辺の今現在の進捗状況を教えてください。

それと、同じく、さっきの向井議員とかぶるところのよこらぼ関係です。まず一つ、交通委託整理はどんな交通整理、どんなイベントでするのかどうかということと、46から47ページです。交通整理委託の12万円です。それがどんなイベントとかでやるのかということと、あと人材育成支援委託費用が110万円、こ

れ、もう一度詳しく説明してください。

それと、機器のレンタルが10万円、これは具体的にどんなものをレンタルするのか。

それと、食糧費が10万円あります。これの使い道を教えてください。

それと、ウエブサービス使用料７万円、それとホームページサーバー使用料とか、多分インターネット関係に接続するものだと思うのですけれども、その辺の役割の違いというか、業務のすみ分けといいますか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいのと、今、向井議員が質問した外部専門家なのですが、去年とことし、お願いする人が違うのかどうか。ことしはどんなことを、先ほどの話では、要するに住民に対する周知が大事だということで、チラシの配布ですとか、ほかのところの事例ということがありましたが、今年度はどんなことを主に、よこらぼをよりよくするために人材ネットから、その講師の方からどんなことをアドバイスをいただこうとしているのかどうかです。

それと、次は、47から48ページの地域おこし協力隊です。募集委託料の50万円、これの使い道を教えてください。

それと、去年はファウンディングベースでしたか、頼んだようですが、ことしとの違いを教えてください。

それと、パソコンのリース料ということで12万円ありますが、これ、買ったほうが安いのではないですか。パソコン何台使うかわかりませんけれども、今、パソコン買えば10万円、性能にもよりますが、10万円か15万円出せば買えてしまうと思うので、なぜリースにするのか、その辺の理由です。

それと、建物借り上げ料、去年が144万円に対して、ことし279万7,000円。約倍になっていますので、どんな違いがあるのかどうか。

あと、備品購入費58万4,000円。60万円弱ですので、具体的にどういうものを購入予定かどうか。地域おこし協力隊です。

それと、済みません。去年、おととしと聞いていたと思うのですけれども、ちょっとわからなくなってしまったので、あれなのですが、53ページの横瀬町Ｓｐｅｃｉａｌクーポン券利用業務委託料、これはどんなことをするのか。済みません。去年、説明、多分受けていると思うのですが、わからなくなってしまったので、もう一度改めて教えてください。

それと、54ページ、同窓会と通勤手当です。これが２年連続。同窓会は開始当時から100万円、60万円、60万円と、３年度で40万円減っています。通勤費のほうは100万円、72万円、48万円と、全体的に連続してマイナスしていますので、実績に基づいて減額をしたということですが、減額の割合がちょっと大きいと思いますので、募集から含めて根本的に考え直したほうがいいのではないでしょうかということです。

それと、61ページ、旅券発給事務委託料60万円。去年63万円で、ことし60万円です。これ、実績が何件ぐらいあるのか、教えてください。

それと、61ページから62ページにかけてなのですけれども、システム機器リプレース作業委託費、その辺の関係で300万円前後ぐらいが計上されていますが、これの委託先と委託の選択方法と、どの機器をどんな理由があって更新しなければいけないのかをお聞かせください。

それと、最後、63ページなのですが、マイナンバー関係です。平成29年度の実績を教えてください。

以上です。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　それでは、私のほうから36ページの芦ヶ久保出張所の関係の複合機等のリース料について説明をさせていただきます。

これにつきましては新規というお話をさせてもらったのですけれども、平成29年の当初のタイミングで、もともとあったものが壊れてしまって、そこからそちらのほうで新規の購入をさせていただいて、予算のほうが平成29年度になかったので、新規ということで説明させてもらったのですけれども、予算の部分で新規という意味だけです。

以上です。

○小泉初男議長　まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず、46ページの総合計画策定事業の中の基礎調査支援委託料につきましては、現在、プロポーザル方式で契約を締結できるように準備を進めるわけでございますが、相手として考えておりますのは、まちづくりの実績を持ったコンサルタント業者、また住民意識調査とか意向調査のそういうことにたけている業者さんを選びたいと考えております。これから複数の業者さんを選定するわけですが、その複数の選定までにはまだ至っていないところです。

それから、47ページの官民連携プラットフォーム事業の中の交通整理等業務委託料でございますが、平成30年度にこのよこらぼ関連のイベントを、まだどんなものになるかわかりませんが、イベントを行いたいと思っています。そのイベントを行う上で、会場によっては交通整理が必要となった場合のための委託料でございます。

また、人材育成支援委託料につきましては、現在行っている、スタートしたのですが、はたらクラスとか、そういった事業を行う上で講師となる方、町の子供たちや町民の方々、学校の教職員とか町の職員等対象に、人生の中で働き方、また暮らし方というようなものを、もし続けて事業が行えるとすれば、そういった講師の方を見つけて、その謝金を払ったりというようなことをここで想定しておりまして、そのための委託を考えております。

この委託料につきましては、歳入の21ページにＩｏＴサービス創出支援事業委託金というのがございまして、こちらが同じ110万円の計上でございます。こちらについては、先ほどの人材育成の支援委託料の特定財源としまして、現在、ＩｏＴ教育の推進をしておりますが、その中で小中学校にタブレット端末が50台ずつ導入をできたわけですが、それの教材としまして、町内に気象センサー、地すべりセンサーを設置しております。これは全国高等専門学校ネットワークが開発したものでございまして、このせっかくの機材を平成30年度も引き続き活用したいと考えておりまして、そのための特定財源が見つかりましたので、この交付申請をしてみたいと考えております。それによって、ＩｏＴのセンサー等を引き続き活用する委託料と、先ほどの人材を育成するという講師のための委託料等がここに入っております。

また、機材のレンタル料につきましては、よこらぼのイベントを想定しておりまして、このレンタル料は広い会場でも使えるプロジェクター、そしてそのための大きなスクリーンというものをここでは想定しております。

前後しますが、食糧費につきましては、ここで10万円を計上させていただいておりますが、よこらぼイベントに軽食等を用意する場合を考えて、ここに上げています。

歳入の29ページにこの相手がありますが、29ページの上から３行目に、よこらぼ記念イベント参加者負担金10万円を計上させていただいておりまして、この歳入をこちらの歳出の10万円に充てたいと考えております。

続きまして、ウエブサービス使用料でございますが、こちらとホームページサーバーについてでございますが、ホームページサーバーのほうは、よこらぼのホームページでございまして、広く情報発信をするためのホームページでございます。ウエブサービス使用料につきましては、よこらぼの提案を受け付けるそのシステムを動かすためのウエブサービスでございます。

続きまして、外部専門家は、ことしと来年、どのように違うのかということでございますが、この外部専門家につきましては、総務省に登録をされた方でないと委託することができませんので、ことしお願いしている方に引き続きお願いするということで今考えております。内容につきましては、住民への周知がうまくいくかどうかを検証してもらったり、さらによこらぼの活用が広く、町のために有効になるような使い方を提案してもらったり、全国の自治体がどんな取り組みを行って、その取り組みの中で横瀬町としてはどのようなことが取り入れられてうまく活かせるのかといったようなことを、毎月町に来てもらって、その辺のアドバイスをしていただくということを想定しております。

それから、47ページから48ページにかけての募集の委託料でございますが、こちらは地域おこし協力隊を募集する際に、都内等にチラシを印刷して配ったり、ＳＮＳ等でその情報を発信してもらうような、そういうことを想定しております。

また、パソコンのリース料が12万円ということで計上させていただいております。パソコンについては、これを備品として購入してしまうと特別交付税の措置を受けられなくなるおそれがあるということで、リースでお借りする形で使わせてもらっています。

それから、建物の借り上げ料でございます。こちらにつきましては、地域おこし協力隊が日々暮らすための住宅でございまして、平成29年度から倍の額になっているということでございますが、平成29年度は２人体制でございますが、平成30年度は新たに２人、ないしはもう少しになるかもしれませんが、人数をふやすという考えでございますので、その辺で家賃ということで、２人から４人ということを想定して倍額になっております。

また、備品購入費でございますが、ここでの備品購入費につきましては、その地域おこし協力隊２名が新たにまた横瀬町に来ていただく。その住む環境を整えるための日々暮らす冷蔵庫だとか、洗濯機だとか、そういったものをこの備品購入費でそろえたいと考えております。

それと、53ページの上から６行目でございますが、横瀬町Ｓｐｅｃｉａｌクーポン券利用業務委託料でございますが、こちらについては、ふるさと納税の返礼品の中の一つでございまして、横瀬町観光産業振興協会にこのクーポン券を作成していただきます。金券という扱いでは返礼品はできませんので、金額は明記しておりませんが、こちらでは観光産業振興協会と１枚当たり幾らぐらいということで打ち合わせができておりまして、その使える場所というのが町内の観光産業振興協議会に登録されている方の中から希望者を募って、例えば観光農園さんであるとか、旅館であるとか、温泉施設であるとか、そういうところ

で使えるような、これはクーポン券でございます。

それから、54ページに入りまして、同窓会開催補助金、そして通勤助成金につきまして、金額が徐々に狭まっているといいますか、実態に即した金額に今は合わせた形で精査した形で、その金額を計上させていただいております。これにつきましては、今後周知を図りまして、なるべく横瀬町に移住していただく、定住していただく方をほかに逃さないという考えで力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　いきいき町民課長。

○大塲玲子いきいき町民課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、61ページの旅券発給事務委託料でございますが、こちらの交付実績ということでございます。平成27年度は、５年用が79件、10年用が72件、トータルで151件、平成28年度は、５年用が96件、10年用が90件、トータルで186件となっております。平成29年度実績につきましては、秩父市に委託している関係から、まだ集計ができておりません。

続きまして、同じく61ページのリプレースの関係でございます。まず、委託先、選択方法ということでございます。こちらにつきましては、埼玉県町村会のクラウドで連携していることから、株式会社ＴＫＣということでございます。

そして、どのような機器、どんな理由ということでございますが、理由につきましては、５年のリース期間が切れるため機器の入れかえる必要がございます。そのためのリプレースでございます。

どのような機器ということでございますが、機器構成的には現在の機器と変わりませんが、デスクトップ、まずは61ページの住民基本台帳管理共通経費のほうのシステム機器リプレースのほうにつきましては、デスクトップが２台、ノートパソコン２台、プリンター２台、スキャナー１台となっております。その他ハブもございます。

続きまして、62ページ、こちら住民基本台帳ネットワーク管理事業のリプレースでございます。こちらは個人番号カードを交付したり、当町の住民以外でも住民票の広域交付を行ったりするためのシステムで、個人番号の運用、連携を行うシステムでございます。こちらにつきましても、５年のリース期間が切れるための機器の入れかえということで、同じく委託先のほうはＴＫＣとなっております。

機器構成につきましては、現在と同じ機器構成でございまして、住基ネットサーバー一式、そしてネットワーク機器、そして端末１台とプリンター、その他、こちらの委託料には作業費が含まれているというような関係になっております。

続きまして、マイナンバーカードの交付実績ということでございますが、当町の平成30年３月１日現在でございますが、832枚で、9.8％の交付率となっております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　ありがとうございました。件数が多くて申しわけありませんでした。

それでは、よこらぼ関係なのですが、今回イベントをするということで、私も、歳入のところで10万円上がっていて、イベントということで、歳入のところでまた質問しようかと思ったのですけれども、課長

から言っていただいたので、何かイベントするのだなということを思いながらも、今、説明を受けまして、ああ、やっぱりイベントするのだというふうに思いましたので、考えが合っていたということがわかりました。

そのイベントなのですが、きのうの町長の施政方針の中でも、マスコミに取り上げられているということで、外へのアピールはかなりいっているかと思うのですけれども、そういうことなので、余りイベント的なことをしなくてもいいのではないかというふうなことを考えます。そのイベントの内容にもよるのでしょうけれども、余りそういった外向きなことを積極的にしなくてもいいのではないかなというのがまず一つ。

それと、人材育成支援委託料の110万円ですが、はたらクラスの講師というか、その謝金という話がありましたが、このはたらクラスは、たしか１、２、３月がもう実施されていると思いますので、ことしの１、２、３月の方々の謝金はどうなっているのかと、それと謝金ということで考えますと、一月２人ですから、１人５万円ですか。そういう単価的なことを教えてください。

それと、予算の出どころでＩｏＴサービス創出事業ということで、私の考えが及ぶか、及ばないかわからないのですけれども、はたらクラスの講師と、そのＩｏＴサービスの関係で、結びつくかどうか、私、ちょっとわからないのですが、その辺の詳しいことを教えてください。

それと、外部専門家ですが、今も去年のお話もそうですが、地域人材ネットに登録している方をお願いするということですが、秩父にも何名かいらっしゃいます。皆さんよくご存じの方が登録されていらっしゃいます。それで、きのうも秩父市と協力というか、会議所と協力という話もありましたので、そういった秩父の方ではまずいのかどうかということ。秩父の方ならば、去年、ことしとお願いする方が月に１回ということですが、秩父の方ならば、すぐ来てくださいみたいなときの即応体制なんかもできると思うのですが、その辺の考えを教えてください。

それと、地域おこし協力隊のほうですが、パソコンのリース料が、要するに予算措置の関係でリースなのですよということですが、確かにこの地域おこし協力隊の事業自体が町の持ち出しがないかもしれませんが、パソコンを買えば、機能を選ばなければ５万円か10万円。１桁万円で変えるはずですので、その辺の機器の選定ですとか、その辺をちゃんと考えてもらったのかどうかとか、そういうことをちょっとお聞かせください。大きくその２つの項目でお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、よこらぼ関連のイベントにつきまして、やる意味、そういうものを考えた場合ということでございますが、まだ具体的にこのイベントをどの時期に、どんなものというのは、このよこらぼを立ち上げた９月末前後にそういった事業は行いたいと思っております。ただし、これからまた、目的とかそういうところを明確にしていってやりたいとは考えております。

それから、イベントにつきましては、町外を目指しているのではないかということでございます。町としましても、町民に喜んでもらえる事業として育てていきたいということがありますので、その辺で町民の方にもっと強くそのイベントをやる場合においても周知を図って、大勢の町民の方が参加できるような

ことができればと考えております。

続きまして、はたらクラスの講師の謝金のことでございますけれども、今現在、議員おっしゃるとおり、もう既にこのはたらクラスは始まっております。今現在の謝金はどうしているのかということでございますが、そのはたらクラスを行う中で、募金箱がございまして、その募金に気持ちを入れていただいている、そのお金を使って講師の方の交通費程度はお支払いしたいと考えておりますが、その交通費程度になっているかが、今わかっておりません。足りているかどうか、わかりませんので、この補助事業を使って、少しでも講師の方にお礼の気持ちを伝えたいということがございます。

また、地域人材ネットの外部専門家の方が秩父地域にもいらっしゃるということでございますので、こちらにつきましては、これから平成30年度にどの方を外部専門家として招聘するか、これから検討してまいりたいと考えます。

続いて、地域おこし協力隊のパソコンのリース料でございますが、こちらについて、事業を町がおこす、行う際には、必要な事業を行うわけでございますので、できるだけ町の持ち出しをしなくて済むような、特定財源を見つけて、あるようであれば、その特定財源を使わせていただく。その中で、その特定財源をいただく条件というのを確認しながら、少しでも町の財政に負担がかからないような方向で支障がない範囲で進めたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　それでは、再質問に関しまして、私のほうから幾つか補足をします。

まず、イベントに関してなのですけれども、イベントは、こちらで考えていますのが、そのためだけのイベントはやらないということなのです。必ず付加価値のあるイベントをやる。その付加価値とは、例えばそのイベントをやることによって、より住民の皆さんへの周知が進むですとか、あるいはより人を呼び込めるようになるですとか、あるいはイベントが集まったところで何かが生まれるというところを考えてやっていこうと思います。これに関しては、今、マスコミで取り上げられているからいいやでは多分済まなくて、まだまだよこらぼは伸びますし、これからの周知は継続的にやっていかないといけないと思っています。その中で、タイミングを見て節目のイベントをやるということを想定しています。

今想定していますのが、ちょうど立ち上げから２年、ことしの１年目でクリエイティビティー・クラスの発表会というのがあって、ちょうどいい節目だったのですが、同じようなタイミングで何かできないかなということがあるのと、それともう一つ、交通指導員等が入ってきたというのが、よこらぼ提案事業の一つで、ことしの10月に往還マラソンというのを提案を受けて採択しています。これは、毛呂山町と横瀬町が協調して、毛呂山をスタートして土曜日に横瀬がゴール。横瀬から帰りの42キロを毛呂山まで走るというのをやろうと思います。横瀬を折り返しにすることで、その日の宿泊が基本的にこの地域になったりとか、経済波及効果が非常に大きい。それと、運営主体かＮＰＯ法人で、大変実績のある先で、かつトレイルという山を走るのではなくて舗装された路面を走るというところなので、非常にいい提案だと思っていまして、これをやろうと思っています。そのために交通指導等の手当てが若干必要なのだろうということで上げている部分もあります。ということです。

あと、はたらクラスに関しましては、ここまでかなりボランティアの方々に大変なご尽力をいただいて、

何とか運営してきています。しかし、これは企画としてはとてもいい企画でして、住民の巻き込みもかなり進みますし、継続していきたいという中で、これは人によってなのですけれども、やはり外から外部の方を呼ぶときに、若干の謝礼が必要な人も出るだろうというような考え方です。だから、一律幾らとかという発想はまだしていません。

それと、外部専門家なのですけれども、これはやはり私は総合力だと思っています。秩父地域の方々の知恵をかりるというのも当然必要で、例えば商工会議所との連携は深めていくということも、言葉にして出したわけですけれども、秩父地域にいる外部専門家の方にもお知恵をかりて一緒にやっていきたい。今回、外部専門家に関しては、かなり全国的な視野でいろんなアドバイスをいただくというのが結構ポイントになっていて、なので、今の課題は第一に住民の皆さんに周知だから冊子をつくろうという話になって、では、次は何かというと、次は進化を今していっているよこらぼ２年目の深め方とか、広げ方というのが課題になってくると思います。

例えば埼玉県が、今よこらぼを大変注目してくれていまして、一緒に何かできないかという話を模索したりとか、よこらぼの広げ方みたいな部分で、県とどういう連携をしたらいいのかとか、あるいは自治体連携という中で何かできないかとか、あるいは引き続き、ほかの自治体に比べて、この町の強みを生かすのにはどういうところを狙っていったらいいのかとかというところを大所高所でここまでアドバイスをもらっていて、大変助かっています。なので、そこの機能は引き続きお願いしたいなというふうに自分は考えています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　ありがとうございました。

ちょっと今答弁漏れで、済みません。ＩｏＴサービスの創出事業のことと、はたらクラスの関係をちょっと詳しく教えてください。

それと、はたらクラスの中で１、２、３月分は募金を募ったということですが、募金の取り扱いをちょっと教えてください。

○小泉初男議長　再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、ＩｏＴサービス創出支援事業と、はたらクラスの関係でございますが、このＩｏＴのサービスの創出支援事業の特定財源となっているものが、総務省の行っております国庫支出金の中の委託金というものなのですが、その中でＩｏＴ機器のデータ等の生かし方ということと、あわせてＩｏＴを使える人材の育成ということがありまして、そういったところから、このはたらクラス等の講演、研修をこの事業の中に取り入れて、複合的にこの特定財源の条件に合わせるということがありまして、町としましても、その両方がやるべきことと考えまして、この事業とさせていただきました。

それから、募金につきましての取り扱いでございますが、現在行われているはたらクラスというのは、実施主体が横瀬町を支えようという方々、地元出身者と町民の方、モサーズ（ＭＯＳＡＳ）という団体で

すが、そのモサーズという団体がこのはたらクラスを運営していただいております。そういうことで、モサーズの方々はボランティアで活動していただいているわけですが、外部から講師の方を見つけて来ていただくというところに、やはりお礼の気持ちを伝えたいということで、どういう方法でしたらいいかというところで考えていただいたのがこの募金ということになって、その中から使わせていただいているということで、町としては聞いております。

以上でございます。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番　新井鼓次郎議員　47ページ、48ページに関することで、質問いたします。

まず、官民連携プラットフォーム事業、こちらのところで、よこらぼイベントの話を先ほどからされておりますが、大規模な人数が入る、いらっしゃる、あるいは10万円も食糧費を見込んでいるということで、いろんな飲食があると想定されますので、芦ヶ久保小学校はそのイベント会場から除外していただきたいのですが、いかがでしょうか。芦ヶ久保小学校については、設備が改善されるまで、大規模なイベント、大人数での使用を控えていただきたいと思いますが、お考えをお示しください。

次に、地域おこし協力隊関係ですが、48ページになります。その中で施設用備品購入費、これがあるのですが、先ほどのご答弁の中で、協力隊の方の冷蔵庫や洗濯機、そのものを用意するということですが、先ほどの説明の趣旨からして、特定財源の関係もあるということであれば、これはなぜリースにしないのか。逆にお伺いします。

それから、ちょっと上に行きまして、施設警備委託料14万8,000円。これは実際に何をするのかというのをお伺いします。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　お答え申し上げます。

まず、よこらぼイベントを旧芦ヶ久保小学校を使わないでいただきたいということでございます。こちらにつきましては、やはり安全が確認できない施設ということで考えてはおりますが、調べましたところ、法律でいきますと建築物の耐震改修の促進に関する法律という法律がございまして、耐震を進めていない場合の建物についての取り扱いなのですが、旧芦ヶ久保小学校については、この法律の適用外ということがわかりました。ただし、安全にこの施設を使っていただくということで考えますと、そういう調査等進めていきまして、できるだけそういう安心だということがわかった時点で使っていただくような、イベントの会場もそうさせていただきますが、基本、そのようなことで考えてまいりたいと思います。ただ、新年度、旧芦ヶ久保小学校は普通財産として貸し出す考えでございますので、その辺の認識を利用者と一緒に持って使っていただくような方向で考えます。

続きまして、備品購入が特別交付税の対象にならないのではないかということでございます。この生活必需品としての備品購入につきましては、地域おこし協力隊員の生活のために必要なものということで、国も認めていただける範囲となっておりますので、こちらは備品購入で用意をしたいと考えております。

それから、施設警備委託料につきましては、地域おこし協力隊員が昼間の時間が主になりますが、過ご

す施設としまして、旧芦ヶ久保小学校で管理をしたり、そこで事務をとったりということを考えておりますので、その場所の施設の警備委託は、この地域おこし協力隊推進事業費の中に含めさせていただいております。

以上でございます。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　それでは、私のほうから最初の質問に補足をさせていただきます。

芦ヶ久保小学校は大規模イベントで除外してほしいというお申し出だったと思うのですけれども、使う大規模イベントで使うことは、この場合で想定はしていません。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番　新井鼓次郎議員　まず、芦ヶ久保小学校ですが、耐震とか安全とか、法的な基準は問題ないというご答弁でございました。それはそれで、言いわけにはなるかと思います。環境衛生面で早急な対策をとる必要があると思いますので、このイベントに限らず、大人数が使う場合には自重していただく。対策がとれるまで慎重に運用をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、48ページの施設警備委託料、これは協力隊の方々がベースとして芦ヶ久保小学校を主に使うということであれば、その協力隊の方が警備をするのですか。それとも、協力隊の費用として、従来やっている警備関係のお金を振り分けるのでしょうか。協力隊が警備をするということであれば、このお金は協力隊報酬のほかに協力隊員に払われるおまけのお金になってしまうのですか。この辺の区別をお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　お答え申し上げます。

まず、1点目ですが、環境衛生面での整備を整えてからということでございます。浄化槽につきまして、今、単独浄化槽ということでございますので、これを計画的に合併浄化槽にかえたいと考えておるところでございます。新年度はその計画を立てて、できるだけ早い時期に合併浄化槽を入れたいと考えております。

もう一点目ですが、施設警備委託料につきましてですが、これは機械警備を委託する警備会社への、主に、ここに管理する職員がいないときにその警備を機械でお願いするということ、この施設警備委託料はそういうことでございます。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番　新井鼓次郎議員　それでは、協力隊の皆様が警備を担当して、それに対して報酬を得るのではなくて、どこかに契約している警備会社等、機械を設置している会社なのでしょうが、そこに払っていたお金をこの協力隊の町おこし協力隊推進事業のほうに振りかえたという解釈でよろしいですか。

○小泉初男議長　ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、この地域おこし協力隊推進事業の中にこの建物の警備委託料を振りかえさせていただいております。

以上です。

○小泉初男議長　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

８番、大野伸恵議員。

○８番　大野伸恵議員　数点お願いします。

まず、37ページです。研修旅費ということなのですが、あと職員研修講師派遣料ということなのですが、ここには法規研修があるかどうか、１点お願いいたします。

それから、45ページ、町造林の管理費ですが、この費用なのですけれども、保険だけというふうな感じで書いてあるのですが、今回、分収林等購入しておりますので、そこの詳細をお願いいたします。

それから、46ページです。総合計画策定費用で基礎調査支援委託料と書いてあるのですけれども、３年前、平成27年５月に総合戦略の策定のアンケートをしております。３年ぐらいしかたっていないのです。そして、その他、各計画でいろいろその部署、その部署で毎回アンケート調査をしております。ちょっと重複するところがあるのかなというふうに思っているのですが、３年たって、アンケートが重複する部分があったりするとお金がもったいないので、その辺のところのお考えを教えていただきたいと思います。

それから、47ページですが、外部専門家一覧を見ますと、先ほどからいろいろ出ていますけれども、これは私も全部印刷していただきましたけれども、里山の活用による環境教育の実践とか、地域支援環境を保全しながらの再生交流活性化、あとコミュニティーデザイン、まちづくりの仕組みづくり、地域の自然と文化をベースにした循環型地域づくりとか、いろいろな分野で本当に多くの方が登録されております。山梨市の都市計画課という自治体もありまして、そこでは協働のまちづくりとコンパクトな都市計画の実践というようなところもやっているところがあります。せっかく100％補助のお金でございますので、現在のよこらぼのより深くということも考えられるのですが、横瀬町は今後学校の建設という新しい大切な分野も控えておりますので、せっかくの専門家の人たちがいるせっかくの補助金をいただけるので、もっともっと広いところの教えをいただくように、私は専門家をちょっと考えていただいたほうがいいのではないかなといふうに考えているのですが、その点、どうでしょうか。

あと、それから、同じページの47ページのタウンプロモーションの事業なのですけれども、講師はどなたを予定して、その動画編集とかの委託もどちらをお願いしたいというふうな形で進めているのか、教えていただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　それでは、私のほうから、37ページの職員研修等の旅費と研修の関係で、法規の研修があるのかどうかというお尋ねについて答弁をさせていただきたいと思います。

基本的に、旅費につきましては、人づくり広域連合が行う研修のほうに参加をする、職員が参加をするということの研修でございます。その中で、法制執務の関係の研修に参加をする方向で考えているという現状がございます。

それと、職員研修の講師へ派遣料の関係のほうの法規の研修があるかどうかにつきましては、平成30年度につきましては法令の研修のほうの予定はありません。

以上です。

○小泉初男議長　まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、45ページの町造林の事業でございますが、現在、ここに計上させていただいておりますのは、森林国営保険の保険料のみでございます。せっかく購入した部分もございますが、現場の手入れ等管理につきまして、これから必要になると考えますので、定期的に状況を確認したりしながら、町の財産でございます町造林を、その価値を下げることなく維持できるように努めてまいりたいと考えます。

続きまして、46ページの総合計画策定事業の中の基礎調査の支援委託料でございます。いろいろな町の計画の中で重複するものもあるのではないかということでご心配をいただいております。まち経営課としても、今後、近い将来に策定する町の各計画等にこの基礎調査が反映できるように、活かせるように、そのような基礎調査を行って、あわせて町の保有しております町有地の活用につきましても、この調査からその方向性を見出せるような、そのような資料にできるよう努めてまいりたいと考えております。

47ページの外部専門家につきましてでございます。いろいろな分野の専門家が登録をされているということでございまして、町でもその登録内容を確認しまして、さらに町にとって有用な方を外部の専門家にこちらで招ければと、そのように考えております。

それから、タウンプロモーション事業の中の動画ということでございますけれども、こちらにつきましては、横瀬町への移住、定住、そして外部の方との交流というものを促進するための事業でございまして、横瀬町の魅力をただ発信するということでなくて、横瀬町に住んでいる方々、町民の活動等、この動画に残して、横瀬町に住むと楽しいことがあるということを外部の方に伝えるための動画を作成したいと、そのように考えております。

講師の関係でございますが、ここでははたらクラス等のことも考えまして、先ほどのＩｏＴの推進事業につきましても、講師につきましては、ＩｏＴの活用を目指す活動をされている方々もその講師ということで考えていますので、先ほど説明、申しわけありませんが、ＩｏＴの活用推進事業についての講師につきましては、ＩｏＴの活用を進めるための専門家の方に講師になっていただくということでございました。

改めまして訂正をお願いしたいのですが、このタウンプロモーション事業、こちらがはたらクラスの講師を対象としております。それですので、訂正の内容は、先ほどのＩｏＴサービス創出支援事業につきましては、ＩｏＴの活用を進めるため専門家に講師となっていただいて町に来ていただいて、町民や教職員、町の職員が教えを請うということでございました。訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

以上です。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　私のほうから２点補足します。

まず、アンケートの件です。これはおっしゃるとおりで、私もやって気づくというか、思ったのですけれども、各部署、部署でのアンケートが割と散発でやられているケースがこれまで多くて、これはぜひ横串を通したいと思って今やっています。とにかく平成32年度からの第６次振興計画が一つ大きな柱になりますので、これに向けてできるだけ相乗りをしていくというのですか、アンケート系はまとめていくというを今想定をして庁内で調整をしています。

というのが一つと、それと外部専門家のところなのですが、これは登録の方はかなりバリエーションがあります。確かによさそうだなと見るところもあるのですけれども、やっぱり最後は人なのだろうなというふうに思っています。横瀬町にとって有益な知識や情報を持っている方というのがいらっしゃれば、ぜひ積極的にコラボしていくというのですか、していったらいいなとは思います。その中で、横瀬町の行政課題でいくと、今、学校の建設というところが大きいところでして、この辺は幅広に外の識者の声が聞けるような形で進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

８番、大野伸惠議員。

○８番　大野伸惠議員　ありがとうございました。

まず、研修費の関係なのですが、ことしは考えていないということで、法制執務については考えていないということで答弁だったのですが、よろしいですね。

それで、私は、今テレビ等でも騒がれていますが、条例はとても大切なことなのです。それで、さきも専決処分の仕方について、ちょっと異議があって問題になったことがあるのですけれども、今回の公共交通会議の条例に関しても、担当は同じまち経営課でしたけれども、条例に対する、私は行政は条例そのものだと思っています。条例にのっとってしか仕事ができない、その基礎基本の条例がちょっとおろそかになっているかなというふうに感じています。そのためには、職員がまた改めて法律に関するというのですか、条例に関する勉強をしなければいけないというふうに感じているのですが、その点、この研修を充実させるということに関して、再質問をお願いいたします。

それから、町造林の管理費ですが、手入れは今後考えたいということで回答いただきました。以前にも言ったことがあるのですが、秩父市では、庁舎をつくるときの前年に、その切る木を見るというイベントを行っているのです。ですから、うちも、住民を巻き込んで、その事業を行うということはとても大切なことですので、分収林を購入して、もしそこでそこの木を切る、前買った分収林を、そこの木を切る、または違うところの木を、買っていただく人の木を切るというときに、この木が将来横瀬町の小学校になりますよというイベントをすることは、とてもいいことだと思いますので、そこのところのお考えを教えていただきたいと思います。

あと、外部専門家一覧ですが、町長は先ほど、最後は人とおっしゃいました。このいろいろな方たちと直接会って、この人はだめだとかということではなくて、今のおつき合いしている人はとてもすばらしいからということで、そのほかに目を向けていないのだとすれば、もっとすばらしい人がいるかもしれないので、そこを再確認させていただきたいと思います。

あと、タウンプロモーションについては、ちょっと説明がわからなかったのですが、もう一度、先ほどのまち経営課長の説明を詳細にお願いいたします。

そして、私も、このタウンプロモーションとかで、ほかの市町村の取り組みをインターネットで見ます。すばらしいものがいっぱいできています。そのすばらしいものを見ながら、横瀬町がまたつくっていく。横瀬町と他町村の比較というのをされているかということです。ただ、講師の方とか、動画の編集される方がすばらしいですよといっても、それは他町村もすばらしいことをやっているので、それと比較して、もっとすばらしいものをつくっていかなければいけないと考えていますので、そこの点をよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　ただいま８番、大野伸惠議員の質問中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１５分

再開　午前１１時２９分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの８番、大野伸惠議員の再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　それでは、私のほうから研修についての再度のお尋ねについて答弁をさせていただきます。

法制執務の研修につきましては、平成29年に今年度職員を対象に実施をさせていただいております。それと、昨年平成28年度から、職員を対象として、新人職員、それから若手職員を対象として、フォローアップ研修のほうを実施しておりますけれども、その一こまでも法制執務研修をさせていただいております。議員おっしゃるように条例を含めた法制執務は大変重要なことと認識しておりますので、今後も職員の個々のレベルアップのほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長　まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、お答えをさせていただきます。

私のほうは、タウンプロモーション事業につきましての説明を再度させていただきます。タウンプロモーション事業につきましては、横瀬町への移住、定住、人と人との交流を促進するための事業でございまして、新年度予算におきましては、一般財団法人地域活性化センターの移住・定住・交流推進支援事業助成金の交付申請を行う予定でございます。この結果、この町に住みたくなるようなプロモーション映像を撮影したいという考えが一つございます。あわせまして、町の子供たちや大人の方、学校教職員や町職員を対象にさまざまな生き方や仕事を題材とした講演会、こちらをはたらクラスと呼んでおりますが、現在のところは町内に限らずに、広く一般の方からも参加をお願いしております。

その講師の謝金でございますが、毎回、このはたらクラスには町内からの講師、町民の講師、それと町外から講師をお呼びいたしまして、合わせて２名の講師でその講演をしていただいております。今回、予

算で見ております講師謝金でございますが、そちらは町外から来ていただく方の謝金でございます。その金額につきましても、せめて交通費程度は町から負担をさせていただくという考えでございます。また、この一般財団法人地域活性化センターの移住・定住・交流推進支援事業助成金につきましては、100％の補助率ということに、それを見込んでおります。

あわせまして、先ほど来、ＩｏＴサービス創出支援事業につきまして、答弁の中に誤りがございました。改めて説明をさせていただきます。ＩｏＴサービス創出支援事業委託金につきましては、官民連携プラットフォーム事業の中の人材育成支援委託料ということで事業費の中に盛り込ませていただきました。この事業は、今年度、ＩｏＴ教育プロジェクトとして小中学校にタブレット端末を各50台導入していただいた事業ですが、あわせまして、先ほども申し上げました全国高等専門学校ネットワークが開発した気象センサーと地すべりセンサーを町内に設置して、そのデータをこの教育に活用できればという試みでございます。今回は総務省のＩｏＴサービス創出支援事業委託金を活用することにより、そのセンサーを新年度におきましても引き続き町の財政負担がなしで活用することを目的としております。また、それに加えましてＩｏＴを活用できる人材を育成するための研修会も実施する計画でございます。ＩｏＴ教育に精通された講師の方にこちらに来ていただいて、その研修を行っていただきたい、そういう事業費でございます。この総務省のＩｏＴサービス創出支援事業委託金につきましても、補助率が100％ということを見込んでおります。

あわせまして、ご質問でございました、このタウンプロモーション、町の魅力とか、その住んでいる方の生き生きとした姿を外部に発信する中で、他の自治体の状況等も確認してはどうですかということでございました。町としまして、担当のほうでその辺の状況は研究を重ねているところでございまして、少しでもこの横瀬町に移住、定住、また交流を結びたいという方々がふえていただくような取り組みとしていければと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　私のほうからは、質問の２つ目と３つ目について、あとその他について補足をさせていただきます。

まず、町造林の切る木を見る秩父市のイベントの話を伺いました。大変いいイベントだと思います。同じ形かどうかはあれなのですけれども、こういった住民の方をできるだけ巻き込めるような、きっかけとなるようなイベントは、当町でもいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

それと、外部の専門家に関してなのですが、先ほどの答弁が、私の言い方が少し足りなかったかもしれません。これでいいやということはありません。ですので、広く目を開いて、耳をそばだてて、外の、もっといい人がいないかとか、あるいは別に町のために町に力をくれる人がいないかというところは、常に探すというのでしょうか、というようなスタンスで、私はいたいというふうに思っております。

同じ発想で、タウンプロモーションのところでのご質問で、他町村との比較は、これは大変大事です。この比較がなければ、いいものはできないと思っていますので、タウンプロモーションだけではなくて、常に他町村との比較ですとか、他者事例というのは研究しながら、町の戦略はつくっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

８番、大野伸惠議員。

○８番　大野伸惠議員　ありがとうございます。

まず、ＩｏＴの関係とタウンプロモーションの関係の訂正していただいた部分については、議員のほうにその資料を配っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、研修費の関係なのですが、実施しているということで、大変ありがたく感じています。しかし、実施していても、それが成果となってあらわれないとしたら、それはとても大変まずいことなので、基礎自治体は日常業務の的確な処理が一番大切ですので、再度、改めて確認しますが、法務に対する研修をことし実施して充実していくかということの確認をさせていただきたいと思います。

それから、その他の件はいいのですが、外部の専門家とかタウンプロモーションの関係なのですが、100％補助ですから、100％補助ですからということをよく言われるのですが、私も国民であります。必要な事業でなければ、お金を使って、税金を使ってもらいたくありません。100％補助だからという気持ちで、例えばパソコンなども高いものを買うとかという考え方だと、国民としてちょっといかがかなと思いますので、100％補助の事業に対しては、前も言ったのですけれども、十分注意していただいて、横瀬町で本当に必要な事業かどうかということは精査していただきたいと思いますが、その点、どうでしょうか。お願いいたします。

○小泉初男議長　ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　それでは、私のほうからまとめてお答えさせていただきます。

まず、研修に関しては、議員おっしゃるとおりでして、成果がないと意味がないと思います。日常業務の的確な処理ができるように、これからも職員研修等鋭意行って、職員のスキルアップ等に努めていきたいと思います。

それと、補助金に関しては、おっしゃるとおりで、補助金ありきではないです。やりたいことがまずあって補助金を使うという考え方をとって行っております。補助金があるから飛びつくということではありません。そこは大変、私も大事なところだと思っていまして、マンパワーも限られているわけですし、町で打てる手、お金があれば何でもいいやということでもないと思っていますので、その辺は町の戦略、それからやるべきこと、優先順位等を考えて、これからも進めていきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長　まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　私のほうから、補助金ありき、100％補助で高いパソコンという言葉がございましたので、ちょっと先ほどの補足をさせていただきますと、地域おこし協力隊の推進事業の中で12万円という金額がのっています。これにつきましては、パソコン４台のリース料でございまして、一月当たり、１台当たり2,500円という金額でございます。それが価格的に高いかととられればそうなのでしょうけれども、そういうことで４台分ということでお願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　官民連携プラットフォーム等、通称よこらぼの件なのですけれども、よこらぼの提案の審査会があります。53の提案で30採用ということなのですけれども、２年ですから、まだ２年目なので。47ページです。皆さん、今質問している延長ですけれども、採用30ですと。メンバーが職員だったり、いろいろいるわけですけれども、２年だからまだ無理なのかもしれないですけれども、それの果実、成果、採用したものの成果があるかどうかということを検証しなくてはいけないのだと思うのです。それについての審査というか、そういうチェックする機能があるかどうかということですけれども、しているかどうか。あるいは、今後、もしないとすれば、そういうのを町民なり第三者なりを評価する機関があってもいいのではないか。そうでないと、ただのお手盛りで、やってよかった、よかったで、当然審査して採用したのだから、そういう結果になりやすいですよね。結局、果実があるかどうかということと、その反省事項だとかそういうチェックを、外部でなくても庁内でちゃんと持たなければいけないと思うのです。現在、そういうことをやっていたかどうか。もしなければ、今後そういうことをつくっていく必要があると思うので、その辺をまずお聞きします。

それと、地域おこし協力隊なのですけれども、町長は誰かの一般質問の答えの中で、定住する方もいるということもあるということですけれども、この２名採用の中で定住希望の方向に傾いた人がいるのかどうか。

それと、もう一つ気になったのが、１人お茶や紅茶に興味があるということなのだけれども、これはこの費目ではないのですけれども、興味があるのはみんな、協力隊でなくてもあるのです。それで、その放棄とか未耕作だとか、残っているところをどうにやるかということが、どうにお茶畑を維持していくかということが大切なのだと思うのです。マンパワーです。だから、逆にそれを聞いたときに、龍馬の海援隊ではないけれども、農園隊みたいな、作物のあれもありますよね。足りないとか、耕作放棄地だとか、そういう意味で農業全般にわたって、それを学生に体験してもらうとか、そういう機会をつくるとか、あるいは通称で僕は農園隊みたいなのがいいかなと思っているのですけれども、そういう協力隊を、シニアの方だとか、あるいは学生だとか、そういう一般に公募して作物をやる。当然指導者も必要でしょうけれども、それはボランティアで老人なんかでいるはずだと思うのです。お茶も紅茶も、赤岩正夫さんたちが努力して、紅茶については茶業組合が結構努力してやっているわけなので、むしろ人手がこれから必要なのだと思うのです。だから、興味を持ってというか、もともと地元でそうに感じているけれども、年とってしまってできなくなってしまっているということが問題なので、その辺の改善を地域おこし協力隊なんかの人にも、興味持っているのだったらそういうのを提案したりしてやるということも大事なのかなと思います。いずれにしても定着する気がある人がいるのかどうか。

２名追加の場合に、テーマはフリーだと言っていましたけれども、やっぱり最初は半年ぐらいフリーでいいと思うのですけれども、テーマをちゃんと来て調査してもらって、テーマを自分で提出してもらって、レポートでも書かせて、それに向かって活動してもらうようにしないと、ただ総務省が決めてあれだと。

僕、間違いだったらあれなのですけれども、機会があって八重洲のビル街を歩いたことがあって、立派な事務所、派遣の事務所かなと思うのだけれども、そういう関係の事務所があるのです。あれだけの事務

所を構えるということは、中央に金が落ちるためのシステムになっていたら困るなということなのです。経験上、秩父の観光の行政のことについても、皆野町で５万円ぐらいの、これは有名な、皆さんが利用している立教大学の教授の方が提案して試験でやったのです。おもてなしで高額のツアーを組んでやりますということをやりました。皆野町が手を挙げて試験したのですけれども、その後、結果が何もないのです。結局、外部招聘でいろんなことをやっても、現場の実情に合っていないことをやっていると。だから、逆に外部の人の行政のお金、100％補助かもしれないけれども、食い物になっているような感じに思えてならない場合があります。その辺をよく注意しながらやらないとまずいのかなと思います。

そして、よこらぼのシステムはいいと思いますけれども、ただ本当に、先ほど８番議員が言ったけれども、町民が要望していることのテーマに沿っているのかどうかとか、あるいはそれを委員の方が酌み上げてそれを判断しているのかどうかということがやっぱり大事なのだと思います。やっぱり積み重ねで必要なことというのがあるわけですから、その辺をどう考えているか、お聞かせ願います。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　大きくご質問は２つだと思います。よこらぼのチェック等についてということですか、それと地域おこし協力隊についてです。

よこらぼに関してなのですけれども、１つは、今、地方創生総合戦略の中で走らせているという位置づけになっていて、これの総括をあと２年でする形になります。そして、それを次の第６次振興計画に生かしていくという今タイミングでありますので、その中で必ず評価をするという形になります。それが一つ。

それと、第三者が調査するというのは、これは簡単にいってもなかなか難しくて、結局その情報を出すのが我々なのだとすると、形ばかりのというのになりかねないかなというふうに思います。そういう意味では、我々は我々で日々ブラッシュアップをしながら、それからいい形になるように進めていくという部分が一つと、あとはこれは町のチェック機関である議員の皆様に見てもらうというのが今の段階かなというふうに理解をしています。

それと、よこらぼの中で町民に沿うかどうか、これは大変大事なポイントです。これはよこらぼは方法論としてやってありますので、最後に町民の利益にならなければ意味がないのです。ですから、そこはいろんな形でないといけないと思っていますし、それからよこらぼがこの形で進んでいくと、そうはいっても、町の課題には必ずヒットしてくるということだろうと思います。今回の小児科オンラインなんかはそうですけれども、そういう形で、提案の中から町が課題となっているものへのヒットがあって、それが深まっていくですとか、町民に浸透していくというのは、この先、大きく期待できるというふうに思っています。

以上がよこらぼについてで、あと地域おこし協力隊は、今時点で定住するかどうかは、１人目がまだ１年弱、もう一人が半年ですので、今時点では何ともなのですが、一つ言えるのは、２人ともこの地域をとても好きで活動してくれているということだろうというふうに理解しています。

それと、テーマはフリーなのですけれども、これも誤解なきようになのですが、最後までフリーというわけにはいきません。入りのテーマがフリーということで、フリーの部分が大きいわけなのですけれども、当然に進捗管理は必要になります。それは、町のために仕事をしてもらうわけですから、適時、我々のほ

うで進捗管理、それから課題設定等はしていく形を想定しています。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　第三者委員会は難しいということですけれども、庁内、執行部内でやっぱり真摯に成果なり反省点なり、そういうものをまとめて、こういう結果だということを議会にも報告してもらいたいなと思います。その上で議会のほうも議会人としてそれをチェックしていくということは、情報公開として必要だと思うので、よろしくお願いします。

それと、地域おこし協力隊の方、女の子でしたか、よくお祭り、地域の祭典に来てもらって、なじもうとしているなというのはよくわかります。ですから、ぜひ執行部のほうからも、ここに住むように説得して、何年かは住んで、期間が終わったらすぐいなくなってしまうというのではなくて、その経験を生かして住んでもらうように説得することも重要なことかなと思います。

以上です。

○小泉初男議長　答弁は、やってもらったほうがいいのではないですか。

再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　よこらぼに関しては、大変動きが速くて件数も多いので、今も月一で案件報告はさせていただきますが、議員の皆様と密にコミュニケーションとって情報開示も進めていきたいと思います。

それと、地域おこし協力隊に関しては、住んでほしいと思いますし、勧奨はしますけれども、説得は私はするつもりはないです。これは人の人生ですので、説得する話ではないと思っています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　選んで来た理由が、一時の生活の伸ばしみたいなのでは困るのです。だから、やっぱり選んだ以上、何年かは定着して住むというのは、僕は義務みたいなものだと思うのです。それだけは言っておきたいと思います。それは人生だと言われれば、そのとおりなので、でも人生をかけて来てもらうような人を採用していかないと、これからはまずいのではないかなと思います。

以上です。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番　若林清平議員　先ほどからちょっと質疑になっております46ページの総合計画策定事業のところで、まず金額が大きな基礎調査支援委託料なのですけれども、アンケート調査をするというような説明がありました。アンケート調査だけをするのか、さらに計画書までこの範囲でつくっていくのか、その辺がちょっとよく聞き取れなかったので、説明をお願いしたいと思います。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、お答え申し上げます。

アンケート調査も行うわけですけれども、今こちらで考えているのは、より町民の方の意見、考えを町の計画に取り入れたいということで、町民の方に集まっていただいて、ワークショップを複数回行うということと、あと、どういう方法か、これから考えるわけですけれども、直接町民の方に、アットランダムになるかわかりませんが、インタビューに伺って、その年代とか、そういう氏名等は明記しないで意見を聴取して、グループの中で言えないような意見を、そういった個人対個人で聞き取りをしたりすれば、また効果が上がるかなということも考えておりまして、そういった基礎調査を経て、この町がどういう活用をこの地域はしたほうがいいかというところまで将来像を描いていただくようなことも期待しております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番　若林清平議員　それでは、これに係る費用の中で、補助金とか特定財源というのはどうなっているか、それをちょっと教えてください。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　お答え申し上げます。

基礎調査支援委託料の特定財源でございますが、予算書の29ページの上から４行目に、まちなか再生支援事業助成金というものがございます。こちらは、基礎調査の委託料の３分の２の金額を計上させていただいております。この補助金を出しているところは、一般財団法人地域総合整備財団というところでございます。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番　若林清平議員　この予算書を見ても左に書いてあるのですけれども、私はこういった計画をつくるときに、ほとんど業者を頼んで、それである程度の特定財源があるからということで、いろんな業者に任せてしまうわけです。私は、先般、地方創生総合戦略のときもいろんな資料を集めました。それから、総合振興計画の基本構想は10年ちょっとだったかな、それでいろんな資料を集めてつくりました。それから、前期、後期の計画に分けたり、あらゆる調査をするのですけれども、それがその都度、その都度で終わってしまっている。そして、そこに無駄があるのではないかなという気がするのです。

それと、もう一つは、そういったよその業者の方より、私は役場職員のＯＢの方、そういった人たちに何らかの形で意見を聞く会を設けて、あるいはそういった、例えばその辺のところを任期付きというか、再任用の方に担当してもらうとか、いろんな工夫をしないといけないかな。やっぱりこれからはそういったことも、細かいことですけれども、そういった取り組みをしていくべきだというふうに思っているのです。ですから、今、横瀬町にある人材、あるいは横瀬町で育ってきた人材、それを掘り起こしながらやることも必要だというふうに思うのですが、そのことについての見解をお願いいたします。

○小泉初男議長　再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　私のほうからお答えします。

今、若林議員がおっしゃった問題意識というのは、実は自分も持っていて感じていました。調査物の数の多さと賞味期限の短さ、あと重複度合いというのを感じていて、これを解消していくということを今考えています。なので、今回はこれは次の振興計画につながる、町全体ではなくて、町の中心部の町なかの再生をまず考えてみるというところで発想しましたところ、ちょうどいい補助金がありましたと。ただ、実は補助金の競争率がやや高いですので、もらえない可能性もあります。

今回考えておりますのは、まさにそこの部分を少し違った形で、お願いするのは、全部やってくれるコンサルタントということよりも、町の人たちを巻き込むプロフェッショナルというのですか、町の人たちをいかに巻き込むか、あるいはいかに大勢の人に関与してもらって絵を描いていくかという、そこの橋渡しとか、あるいはつなげていく、あるいは巻き込んでいくというところに関してノウハウがあるような人にやってほしいなというふうに思っています。なので、どうしてもここはプロフェッショナビリティーというのですか、私らだけでできるかというと、そこのところはやはりプロに頼まないとという部分があって、しかし頼むのは、絵を描いてもらうというよりも、巻き込んでもらうとか、結節点になってもらうというのですか、というような形で今回は考えたいと思っています。なので、ここで今までの横瀬町がつくっていた計画とちょっと違う形で、これも、それからその次に続く振興計画も考えたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　零時０３分

再開　午後　１時００分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで申し上げます。質問者、答弁者ともに簡潔にお願いいたします。

次に、第３款民生費に移ります。

質疑ございますか。

４番、宮原みさ子議員。

○４番　宮原みさ子議員　ページは83ページです。小児科オンライン相談事業委託料として、今回町長の施政方針の中でも新たな取り組みとして開始する事業となっておりますが、具体的にどのように進めていくのか、教えていただきたいと思います。

もう一点、85ページの保育士資格取得費補助金がありますが、平成29年度では25万円の予算が計上され

ているのですが、本年度は５万円になっております。どのような形でこの補助金を出して、何人の人が使用しているのか、教えていただければと思います。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長　答弁させていただきます。

小児科オンラインにつきましては、よこらぼ提案事業で、スマートフォン等から小児科専門医にテレビ電話、チャット等を通して気軽に相談できるシステムとなっています。利用時間が午後６時から10時ということで、小児科のかかりつけ医が閉まった後に何か心配事があったときに相談いただけるシステムとなっています。特殊性もありますけれども、予算執行する際には適正に事務手続を進めてまいりたいと考えております。

それと、保育士資格取得の補助金についてですが、平成28年度、３名の方について補助金を交付しております。今年度、平成29年度につきましては、申請者ありませんでした。今年度の実績等を踏まえ、平成30年度につきましては予算計上を１名、５万円ということで計上させております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

４番、宮原みさ子議員。

○４番　宮原みさ子議員　ありがとうございました。

それでは、小児科オンラインの件なのですけれども、これはどこの小児科の先生とか、あとは何人かの小児科の先生がローテーションを組んでやるとか、そういうことは取り決めになっているのか、お伺いします。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長　よこらぼを提案していただいた際には、小児科医の先生が何名かでシフトを組んで相談に応じていただけるとなっております。これにつきましては、まだ決まっているわけではありませんので、適正に事務処理を進めていきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　１番、向井芳文です。２点お願いします。

まず、75ページなのですが、アクティブシニア推進事業ということで、これは全国的な流れの中で、埼玉県でも重点的に取り組んでいる施策だと思いますが、こちらの中のシニアリーダー育成事業委託料、これはどのような方に、どのようなことをお願いするのか。

また、その下のアクティブシニアの町“横瀬”づくり講演会委託料、こちらに関しましても、どんな方を予定していて、どんなような内容を求めているのかということをお願いします。

また、２点目が、79ページになるのですけれども、こちらの下のほうの障害者社会参加促進事業という

ところになりますが、先日、手話言語条例のほうが採択されまして、こちらのほうが条例となったわけですけれども、この流れは前議会の12月定例会から出ていたことでございます。そういった予算組みを組む中で、こちら昨年の予算は256万6,000円、ことしが255万8,000円、若干減っているぐらいな感じなのですが、このあたりに対する配慮というのはどのようにお考えかをお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長　お答えいたします。

まず、アクティブシニアの事業でございます。説明でもいたしましたが、シニアを初めとする住民の方が地域活動や地域につながりのある、そういった場面に出ていただくための事業、きっかけづくりをするという目的で事業があります。県の補助金でありまして、先ほどから話題になっていますが、10割補助の事業ではありますが、平成30年度をスタートとして、３カ年継続して補助が受けられるようになっております。

今のお話のシニアリーダーの部分でありますが、高齢者の方の中で、今後ともこういった事業をして地区の中のリーダーになっていく方を養成するといったものも、この事業の中に含んではおります。まずは、地域の中で講座等を開催して、そういったものを引き続きボランティアのような形でリーダーになっていっていただいて、その事業を引き継いでいただければという部分もございます。

講演会につきましては、今、協議中であります。過日、県のほうからこの事業についての説明を求められまして、ヒアリング等も行っておりますが、これは福祉のほうではなくて、県民生活部のほうが主管となっている事業であります。そういった中で、シニア対象としてのいい講師が見つかれば、その方をお願いして講演会を開催したいと思っております。

79ページの社会参加促進事業、若干減っておりますが、例年と同様なベースで予算計上はしております。手話の部分につきましては、養成講座は定住自立圏のほうでも秩父地域として事業を行っていただいています。そのほかに、この間、条例ができました関係で、これから指針等ができるかと思います。そういった中で、予算が必要なものは今後手当てをしていければと思っておりますが、特段、減をしている部分はございません。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　ありがとうございます。

アクティブシニア推進事業に関してなのですが、こちら県のほうの取り組みの中でもかなりキーワードというか、鍵になってくる部分なのですが、講演会をやってとか、そういうリーダー育成というのをして、その上で一番大事なのは、そこからどうに出てきてもらうか、そしてそのリーダーを中心にどういうものをつくって、そこにどう集まってもらうかというところ、そっちが一番重要なところなのだろうなというふうに思います。そのあたりを、一応講演会をやって、やったとかということではなくて、その先をしっかり考えていっていただきたいなということを思っております。そのあたりに関してどのようにお考えかということをお願いします。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長　お答えいたします。

お話のように当町でも高齢者向けの事業、幾つか行っておりますが、なかなか男性の方の参加が少ないのが実態でございます。そういう部分で、ぜひとも男性のシニアの方に参加をしていただいて、今、高齢化率が高い当町でありますので、地域社会の担い手となっていただいて、３カ年事業でありますので、この事業に参画をしていただければと思っております。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、次に第４款衛生費に移ります。

質疑ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　まず、99ページの健康マイレージの関係ですが、去年24万6,000円から、ことし17万8,000円。町長の施政方針の中で想定を超えるということがありますが、予算措置が減っているのですけれども、これはどういうことでしょうか。

それと、もう一つ、ちょっと予算が大きくて、誰か聞くと思ったら聞かなかったのですけれども、カーボン・マネジメント強化事業調査ということですが、どんなことを調べるのか、もうちょっと詳しく教えていただきたいのと、また委託先というか、選定方法というか、その辺をちょっと説明してください。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長　まず、健康マイレージの部分であります。昨年度に比較しまして６万8,000円ほど減っておりますが、初年度として機器等整備する部分が多かったということであります。引き続き町の方にこの事業に参加していただく、そういった費用は十分に用意はしたつもりでおります。

以上です。

○小泉初男議長　振興課長。

○町田文利振興課長　それでは、カーボン・マネジメント強化事業の関係でございます。これについては、2015年に、これはフランスのパリで第21回のＣＯＰ21というのがありました。このＣＯＰ21では、温室効果ガスの26％削減目標というのが締約されまして、それに関連して、全ての自治体において地球温暖化対策計画を策定して拡充強化しているというような趣旨に基づきまして、今回、その計画に基づいて公共施設等の再生可能エネルギー等の導入の可能性の調査というような内容になります。どういった方法が、横瀬町にとって効率のよい方法なのかというのを調査するという業務でございます。それについて、調査検討の費用ということで、これも10割補助なのですけれども、環境省のほうからの補助金ということになります。

まだ、どういったところにどういうふうに委託するかという詳細はまだ決定しておりませんので、その

辺はあれなのですけれども、こういった業務をきちんと調査して、比較検討をしていただけるような業者を設定してしたいというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、次に第５款農林水産業費に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、次に第６款商工費に移ります。

質疑ございますか。

７番、内藤純夫議員。

○７番　内藤純夫議員　それでは、質問させていただきます。

117ページ。116ページからの続きなのですが、中段の遊歩道等改修工事のところから下で、花咲山の用地だったのを山んね稲荷の上を借り上げるという予定であるという説明がありましたが、その借り上げの予算はどこに入っているのかということと、これはどこからどこまでが花咲山の予算なのか、教えてください。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長　それでは、お答えをいたします。

まず、花咲山の山んね稲荷の裏手の山ですけれども、これは秩父市の方ですけれども、所有者の方から、そういった利用であれば貸してもいいよというふうに申し出をいただきまして、借りることの準備で進めております。費用につきましては、これは無償で貸していただけるということでございます。

それと、予算の中の遊歩道の改修工事費50万円とあるものだと思いますけれども、これについては花咲山ではなくて、ことし県で、あしがくぼの道の駅の前の河川を県の改修工事で河川整備をして、護岸の整備をしていただきました。その護岸の整備をしていただいた後、それに関連する協定の中で、50万円を限度に、それを下回るような、もし改修工事等が出たらば、町のほうで見ていただきたいというような協定を結びましたので、それに充てる予算をとったものでございます。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

７番、内藤純夫議員。

○７番　内藤純夫議員　これは花咲山はどこからどこまでというのはない。それは予算はないわけですか、花咲山は。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長　この中で、どこからどこまでが花咲山という予算のとり方はしておりません。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

６番、新井鼓次郎議員。

○６番　新井鼓次郎議員　ページ数、116ページ、観光施設維持管理事業のところの調査管理委託料、何の調査なのかということと何を管理するのか、教えてください。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長　116ページの一番下になると思います。調査管理委託料ですけれども、これについては、武甲山の登山口における、今、簡易トイレを設置しておりますけれども、簡易トイレの利用者ですとか、シーズンの武甲山の利用者の数等を調査したいということで、その調査の委託料と、それからあとはハイキング道等の草刈りの委託を含めた予算になっております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

８番、大野伸恵議員。

○８番　大野伸恵議員　ページ117から118にかけてなのですが、先ほど武甲山の登山口のトイレの利用者の調査ということだったのですが、そうした場合には、あわせて横瀬町全体の公衆トイレの利用度というものをもう一度再検討していただいて、廃止できるものは廃止するように経費節減で考えていただきたいのですが、武甲山の登山口に対しては、かなりの希望者があると私は思っておりますので、そこら辺も、ほかの公衆トイレでもよろしくお願いしたいということです。

それで、118ページの観光トイレの施設整備工事がありますが、これはどこでしょうか。教えていただけますか。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長　それでは、お答えいたします。

観光トイレ等の関係ですが、観光トイレの利用者の動向というのは、特に数的、具体的な数というのはちょっとわからないのですけれども、水道料金等、水道の使用料で把握をしたいというふうに考えています。

それと、あと将来的に維持管理も含めた形で、そういった利用動向等は勘案しながら、廃止するような必要性があれば、またそういうふうに検討していきたいと思います。

それと、観光トイレの改修工事の場所ですけれども、具体的に考えておりますのが、東林寺の下のトイレを一部洋式化をすること、それから札所の８番、これも和便器だけですので、ここも洋式化をしたいと考えています。それと、横瀬駅前の公衆トイレですけれども、こちら、ちょっと換気扇が故障しているようですので、それの修繕を予定しております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、次に第７款土木費に移ります。

質疑ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　１番、向井芳文です。

１点だけなのですが、昨年の議会でもちょっと質問させていただきました部分で、123ページの都市計画一般事務費の一番下の都市施設用地賃借料に関してなのですが、昨年の議会を受けてのその後のこれまでの動きを教えていただきたいのですが、お願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○新井幸雄建設課長　向井議員の質問に答弁させていただきます。

都市施設用地の動きということですけれども、私、４月以降、建設課長になりまして、まだ一度も面会には行っておりません。ただ、まだちょっとありますので、年度内には伺いたいとは考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　大変難しい問題だと思うのですけれども、昨年の答弁でそういう形をいただいていたので、今、お話もいただきましたが、今後、動いていっていただけるということでよろしいでしょうか。確認をもう一度だけお願いします。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○新井幸雄建設課長　問題の内容は把握しているつもりなのですけれども、実際にちょっとまだお話には伺っていないところですので、伺いたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

７番、内藤純夫議員。

○７番　内藤純夫議員　121ページ、一番下の社会資本整備総合交付金町道整備事業ですが、２億3,000万円が１億1,000万になったということで、これは駅の南側の道路だと思うのですが、昨年も予算に対して10分の１ぐらいの執行しかございませんでしたので、これは大幅な見直しをしたということでよろしいでしょうか。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○新井幸雄建設課長　答弁させていただきます。

今、議員のおっしゃったように、実際の要望した額に比べまして決定額がかなり大幅に落ちております。その辺、県の交付金の事情等もありまして、また平成30年度につきましても、同じように要望するということではなくて、実際、3175号線工事、できるところを進めていこうという考えで、今回は用地、物件補償等の額を落としております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

７番、内藤純夫議員。

○７番　内藤純夫議員　それでは、ことしも交付金の額によっては工事が少し変わるという解釈でよろしいのでしょうか。

○小泉初男議長　再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○新井幸雄建設課長　答弁させていただきます。

平成29年度におきましても、3175号線なのですが、300メートル予定しておりましたところ、実際120メートル、ちょっと国の交付金等の動向はつかめないのですけれども、ただ、若干厳しい状況ではあるということですので、今、議員のおっしゃったように、当初の予定どおりに進まない可能性もあると思います。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問はよろしいですか。

他に質疑ございますか。

８番、大野伸惠議員。

○８番　大野伸惠議員　土木費なのですけれども、121ページの道路の改良なのですが、詳細を教えていただきたいと思います。

それから、同じ121ページの社会資本整備総合交付金、国のほうがかなり厳しいということですが、町のほうでは町道の整備しか申し込みしていないのですけれども、これはまちづくりとか、そういうほうの整備についての申し込み等々考えたことはないのでしょうか。教えてください。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○新井幸雄建設課長　ただいまのご質問にあります道路新設改良事業の件ですけれども、一応今年度予定しておりますのが町道3208号線と、これは和田河原地区になります。あと3028号線、これは二区地内となります。続きまして、3263号線、これは清水橋を川西方面へ上っていく町道の整備でございます。あと、単独分を見ております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

〔何事か言う人あり〕

○新井幸雄建設課長　社会資本、建設課では、あと下水道事業を担当して行っております。道路橋梁と下水道です。

以上です。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　社会資本整備なのですけれども、なかなか難しいところがありまして、社会資本整備なのですが、補助率との関係があって、必ず町の持ち出しも必要になってしまうというところがちょっと痛しかゆしではあります。そういう中で、まちづくりに使えるというのは、我々のやりたいことがあって、そこにはまるものであれば、それは検討し得るということだと思います。今のところ、ここまでは道路整備優先で横瀬町は来ているということです。

○小泉初男議長　再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、次に第８款消防費に移ります。

質疑ございますか。

４番、宮原みさ子議員。

○４番　宮原みさ子議員　２点ほどお伺いいたします。

ページは130ページです。１つ目は、防災士養成事業補助金が、前回私が質問をさせていただいて、今回予算に計上させていただきました。どのような方法で申請をしたらいいのか。また、何人分の予算になるのか、お聞きいたします。

もう一つは、防災行政無線デジタル化業務委託費でございますけれども、２年ぐらい前に、私、デジタル化になりますよというお話を聞きましたので、今回、そのことなのかなと思いますので、詳細を教えていただければと思います。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、防災士の関係ですけれども、一応補助の対象ということで３名を予定しております。その内容につきましては、対象者のほう、今後検討ということで、自主防災組織だとか、消防団とか、町職員等が想定できますので、その辺を含めて詳細について詰めていきたいというふうに考えております。

防災無線のデジタル化の関係でございますけれども、防災無線につきましては、現在アナログ波ということで、今の状況は平成34年まで使用が可ということにはなっております。しかしながら、デジタル化に伴う緊急防災事業債等、利用期限が平成32年までということ等がございまして、平成30年に実施設計のほうをお願いさせていただきまして、平成31、32年ということで事業のほうを実施できればというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

４番、宮原みさ子議員。

○４番　宮原みさ子議員　ありがとうございます。

この防災士養成の補助金というのは、一般の人でも申請すればできるのか、聞きたいと思います。

それと、デジタル化は今後考えていく、実施設計ということになると思いますけれども、今までになか

ったところとか、やっぱりつけたほうがいいと思うような箇所を改めて考えてつけるという、そういうことも考えているのか、お聞きいたします。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　防災士の補助の対象の関係は、先ほど言ったことも含めて、一般の方も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、防災行政無線の場所等の聞きづらいところがあるとかという意味だと思うのですけれども、その辺も踏まえて、詳細設計の中で、電波の届く距離だとか、そういうのをよく精査をして考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　129ページの防災体制整備事業の食糧費なのですが、去年63万9,000円が、ことし131万6,000円に、ほぼ倍よりちょっとふえていますので、その理由を教えてください。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　備蓄品の関係についてのお尋ねでございますけれども、備蓄品につきましては、基本３日分確保するというのが大原則でございますので、それに向けて、入れかえ等の関係も含めて、必要なものを今回実施計画に基づいて計上させていただいて、入れかえるような形も含めて、今回このような予算になりました。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、次に第９款教育費に移ります。

質疑ございますか。

２番、黒澤克久議員。

○２番　黒澤克久議員　３点ほどお伺いします。

ページ数でいくと139ページと145、149ページ、同じ内容になるものが、ＩＣＴ整備運営事業のデータ通信費なのですが、これ割とデータ通信費で考えると割と金額が張るので、その詳細を教えてください。

それと、もう一点、アプリの使用料なのですけれども、小学校、中学校で金額が結構違うので、それのどういうふうな内訳になっているのか。

それと、149ページの公衆ワイファイ、これの通信費が、これもちょっと金額的に考えると単価が高いので、これの詳細と割り振りを教えてください。

以上です。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小泉　智教育次長　２番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、学校のＩＣＴ整備事業でございますが、データ通信費につきましては、月額2,953円の50台分で12カ月でございます。アプリ使用料につきましても、月額500円の50台の12カ月分ということでございます。

中学校につきましては、データ通信費につきましては小学校と同じでございます。アプリにつきましても、内訳が500円掛ける50台ということになっております。

それから、ワイファイの関係でございます。ワイファイにつきましては月額3,300円でございます。これは初期費用を含んでおりまして、初期費用が５万4,000円、それと通信料が、申しわけございません。先ほど間違えました。5,200円掛ける12カ月というふうになっております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

２番、黒澤克久議員。

○２番　黒澤克久議員　データ通信費の関係なのですけれども、2,953円掛ける50台ということなのですが、これはワイファイを使っているのではなくて、通常の電話回線を使ってやっているという認識でいいのですか。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小泉　智教育次長　電話回線のＬＴＥを使っています。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

２番、黒澤克久議員。

○２番　黒澤克久議員　これは、例えば小中学校であれば無料ワイファイでやるほうが費用はかからなくて済むというのは、多分誰が聞いても思うと思うのですけれども、これはタブレット導入時の契約か何かに含まれているのですか。電話回線でやるのが前提のお話だったのですか。その辺だけ最後。

○小泉初男議長　再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小泉　智教育次長　学校の中に校内無線ＬＡＮ、この関係がちょっと弱いものですから、ＬＴＥを使っております。

以上でございます。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　それでは、７つ８つお聞かせください。簡単な質問からなので、すぐ済むと思います。

まず、131ページ、教育長の交際費ですけれども、７万6,000円から８万円に4,000円ふえております。町長初め皆さんの交際費は変わらない中で、なぜ教育長の交際費が上がったのかどうか。

それと、132ページ、これは先生方の社会保険料だと思うのですけれども、去年69万9,000円から、こと

し276万3,000円、４倍ぐらいになっていますので、この辺の社会保険料の急激な増加を教えてください。

それと、小学校と中学校のパソコンのリース代なのですが、小学校が137ページ、中学校が143ページです。小学校は去年343万7,000円、それがことし97万1,000円、３分の１以下、中学校が84万3,000円から123万円で1.5倍。通常リース、先生方の数がそれほど変わらなければ、それほどパソコンとかのリースの数も変わらないと思うのですけれども、なぜこのように年度が変わることによってリース代が上下するのか、教えてください。

それと、139ページの横小教育環境整備事業の建築工事監理業務委託料ですとか、学校施設整備ですけれども、この辺の詳細をちょっと教えてください。

それと、あと扶助費です。済みません。しつこくてごめんなさい。140ページと145ページ近辺です。また、これ、ことしもふえております。今現状の町の扶助費がふえることについての考え方を教えてください。考え方というか、問題意識について考え方を教えてください。

それと、今、黒澤議員も質問しましたが、ＩｏＴというか、タブレット関係のことです。ことしの小学校、中学校の予算を合計しますと504万5,000円です。これは、ことしはよこらぼとは関係ないということでしょうか。

先ほどの総務費の中の質問で、ＩｏＴの百何万円かが、てっきり私、こちらの、ことしの横小、横中のタブレットのほうに来ているのかと思ったらば、そうではないということなので、ことしは補助金みたいな措置は横小、横中のタブレット事業にはお金が出ていないのでしょうか。

それと、タブレットですが、そうするとタブレットの所有権というのは現在はどこになるのかどうか。

それと、先ほど黒澤議員も質問していましたけれども、通信費ですけれども、タブレット100台で合計が382万円なので、１台、単純に平均すると月に3,190円になるのですけれども、その辺、今説明の中でちょっと違ったので、その辺の違いを教えてください。

それと、去年、年間500万円の事業がよこらぼ事業に乗っかって始まりました。てっきり私は、去年、ことし、特にことしですけれども、ことしも、よこらぼに乗っかってやるのかなと思っていたところ、私の一般質問の教育長の答弁で、よこらぼのことを触れたのですけれども、触れてくれなかったので、あれ、おかしいなと思って予算書を見てみましたら、予算にそういった補助金関係が入っていなかったので、ことしはよこらぼとは関係ないのだなというふうに思ってしまったので、急いで始めた割には、何かちょっとがっかりしたような感じがしてしまいましたので、その辺、ことし、よこらぼにＩｏＴの予算を使わなかった理由がもしあれば、教えてください。

それと、あと、ちょっと感想なのですけれども、ＩｏＴというのは便利な言葉だなというふうに思いました。インターネットオブシングスということで、そのものにつながる、インターネットが物につながることということらしいですけれども、そういうことで、それを広義に解釈してしまいますと、何でもかんでもつながっているというふうに思ってしまいますと、予算が何でもかんでも使っていいというふうな考え方になりかねないと思いますので、先ほどの人材育成のところもそうですが、そういうおそれがあるので、そういうおそれがあるのか、ないのか、その辺をちょっと教えてください。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小泉　智教育次長　３番議員さんのご質問に答弁いたします。

まず、131ページ、教育長の交際費でございます。これにつきましては、積算基準に基づいての要求でございまして、昨年が4,000円少なかったような形でございます。

それから、132ページ、社会保険料でございます。こちらにつきましては、非常勤職員の社会保険に入る基準というものが去年変わりました。非常勤職員であっても、週20時間以上勤務する場合は社会保険のほうに加入しなくてはならないと。そういうことで、社会保険に入る人の人数がふえております。

パソコンのリース料でございます。横小のパソコンのリース料につきましては、パソコン教室のパソコンのリースが、ことしの６月で切れます。したがいまして、４、５、６月の３カ月分ということで、前年12カ月分見ていたものから３カ月分になったということで、金額のほうが減っております。

同じく中学校でございます。中学校の教師用のパソコンでございますが、全部で20台ございます。うち、10台は、もう既にリース切れになっておりまして、約８年、現在使いました。そのものを新しくするために10台分のものを新たにリースするということで、ことし中学校はふえております。

それから、教育環境整備事業の内訳でございますが、横瀬小学校の校舎のほうが雨漏りをしております。これにつきまして雨漏り対策の改修、それから外壁のクラック等ございます。こちらについての改修、それから内部の改修ということで、保健室を、小学校の低学年ですと粗相なんかしてしまうことがございまして、ユニットのシャワールームをつけたりする改修を予定しております。

それから、扶助費、毎年ずっとふえているわけでございますが、今後も扶助のほうを実行して、学校のほうへ行けるような形でさせてもらいたいと思っています。

あと、タブレットの所有権ということですが、これはレンタルでございます。レンタルでなっておりますので、レンタル元のほうが所有権ということになります。

それから、よこらぼの補助のほうが入っていないかということなのですが、これにつきましては、一応補助対象期間が２月までということになっていますので、新年度につきましては入っていません。

以上です。

○小泉初男議長　まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

第２款総務費の中のＩｏＴサービスの創出支援事業としてタブレットは含まれていますかということでしたが、タブレット端末については含んでおりませんで、ＩｏＴサービス創出支援事業で考えておりますのは、全国高等専門学校の地すべりセンサー、それと気象センサーというセンサーの活用でございます。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　ありがとうございました。ちょっとあっちへ行ったり、こっちへ行ったりして申しわけありませんでした。

まず、小学校の改修工事のほうですけれども、横小第２校舎の建てかえとか改修工事で、全協とか開いていただきましたけれども、そのときもちょっと問題になりましたが、業者の選定ですとか、その辺をしっかりして、後から法律に合わなかったのがわかったみたいなことにならないように、きちんと業者選定

を含めてやっていただきたいということが一つと、それともう一つ、パソコンのリースとタブレット関係のことについてなのですけれども、今回、パソコン教室のパソコンを更新したということですけれども、もしそれがわかったのであれば、去年のよこらぼでタブレットを導入するというときに、そのパソコンのリースが切れることはわかっていることなので、その時点でタブレットにするとか、しないとか、パソコン更新するとか、しないとか含めて、去年というか、平成29年度、慌ただしくタブレットの導入、５月の臨時会にありましたけれども、慌ただしくタブレットを入れたような形がありましたが、もしパソコンの更新がわかっていたのであれば、ことし平成30年度でゆっくり始めて、じっくり。用意ドン、ほら、スタートしろではなくて、あらかじめ準備期間を設けて、もう少し時間をかけてタブレットを導入するということができたのではないかというふうにちょっと思ってしまうのですけれども、その辺、いかがか。そういうつもりはなかったでしょうか。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　後半部分は私のほうからお答えします。

このタブレットに関しては、一つは次の教育指導要領の先取りをやるという趣旨があります。なので、必ず、初めて入れるものは産みの苦しみがあって、誰かに教えてもらわなければいけませんし、ノウハウがあって、試行錯誤があって、巡航速度で使っていけるようになるという、そこの一番最初のところをお手伝いをいただきたいということで、今回よこらぼ提案を受けました。早晩やる、タブレットは使えるようにならないとというような形にはなると思うので、それを先取りした形になっています。

なぜパソコンの使用切れを見てでなかったかというと、それは補助金がとれるタイミングと、それからこれは高専と、それからもう一つの小規模自治体で南小国町さんというのがあるのですが、そことノウハウの共有をしながら一緒に進めていくというところを今回重視しました。とにかく入るところでいろんな難しさが想定されますので、そこを乗っけてもらうために研修をしてもらったりですとか、あるいは高専とかと絡めて進めるというために、かつ、その初年度の立ち上げを補助金をもらってやるというところに意味があったので、平成29年度、少々忙しかったのですけれども、導入をさせていただいたという経緯があります。

以上です。

○小泉初男議長　教育次長。

○小泉　智教育次長　校舎の改修に当たりましては、後でわかったとか、そういうことがないように順序よく、よく調べながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　済みません。再質問で聞けばよかったのですけれども、タブレットの所有権というか、レンタルだということですが、子供何とか創造支援機構でしたか、そこが所有しているかということ。もしくは、リース会社から借りているかということと、借りる期間は何年間かということを教えてください。

それと、今、町長のお話で、補助金がとれるタイミングということがありましたけれども、基本的に昨年度約400万円ぐらい補助金というか、分配金をもらってやったわけですけれども、長い目で、横瀬町でタブレットというか、こういった機械を取り入れて教育をやるのであれば、立ち上げの400万円は大金かもしれませんが、そこでもうちょっとゆっくり立ちどまってやって、ゆっくり考えたほうが、当然ことしはそういった補助金というのは予算措置されていないわけなので、人頼みという言い方はおかしいのですけれども、もうちょっと身銭を切るという覚悟でやったほうが、もう少し真剣味といいますか、あったかと思うので、確かに補助金もらえればありがたいということはありますけれども、補助金もらうから、一、二の三で始めるというよりも、もう少し準備期間をかけて、子供たちのためによりよい教育環境をつくるために、もう少し時間をかけてゆっくりやってあげたほうが、そうすれば、今現在タブレットが50台、50台ということですけれども、パソコンの更新のタイミングで、もしあわせてできたのであれば、もう少し数も多く、子供たちに使ってもらえる環境が整えられたのではないかと思いますので、そういった、もうちょっと、このタイミングでやらなかったメリット、デメリットがもし考えられるのであれば、教えてください。

○小泉初男議長　再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小泉　智教育次長　レンタル期間でございますが、２年の契約になっております。

レンタル先は、たしかＮＴＴだったと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　それでは、後半部分に関して、平成29年度で入れてということ、私は入れてよかったと思っています。入れてわかったことがたくさんあります。それで、議論としては、待つのもわからなくはないのですけれども、最初の立ち上げのところでいろんな人の助けをいただいたということは、とても大きかったというふうに思っています。これも繰り返しなのですけれども、決して補助金があるから飛びついたということではないです。あくまでも平成32年、33年からの教育指導要領の改訂を見据えた前倒しの対応というふうに理解をしています。当然入れることのメリット、デメリットはあると思っていますが、平成29年度に入れたことに関しては、私はよかったと思っています。

以上です。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　１番、向井芳文です。５カ所になるのですが、質問させていただきます。

まず、１点目が135ページの学校応援団事業なのですが、学校応援団事業のほう、ご説明もいただきましたけれども、今までは小学校費のところに計上がありました。これは教育総務費になったという経緯に関してどのようなことでそうになったか、その意図をお願いします。

また、２点目が、今、ちょうど議論になっておりますけれども、ＩＣＴ関係、小中でございます。レンタルということでございますので、まず一つは、ＩＣＴ機器購入費、どちらにも計上がありますが、機器購入費というのは何を買う予算であるかということ。

それから、もう一点が、先ほど黒澤議員の答弁の中で、アプリの金額に関して、これだけ差があるという中で、答弁のほうは、500円掛けるということで、計算したら同じ額にならなければいけない計算式で答弁があったと思うのですけれども、その部分がどうであるかということ。

それから、もう一点、今、ちょうど議論になっていますけれども、ＩＣＴ教育、これからはタブレットの時代であると。ただ、このＩＣＴというところで言うと、インターネットコミュニケーションテクノロジーだと思うのですけれども、インターネットを使って、そのコミュニケーションを優位に進めていくというか、今、そういう時代であるという中での取り組みであると思います。ただ、一方で、今後、パソコンというものを捉えたときに、タブレットにどんどん移行していくであろうなということが、これは私の思いという部分、考えている部分もありますが、時代の流れがそうなっていると。指導要領に関しましてもそうですし、というところを考えたときに、先ほど阿左美議員のほうからのお話がありましたけれども、今後、パソコン教室のパソコンを完全にタブレットのみにして、その部分も補完して、パソコンの授業の部分もキーボードつきのタブレットケースありますので、それでやっていくということを考えているかどうかということと、それが可能であるかどうかということをお願いいたします。

次に、148ページになるのですけれども、148ページの上のほう、青少年教育事業のところに青少年育成横瀬町民会議補助金とございます。こちらのほうの25万円は前年も同じでございます。こちら主には啓発関係とか、そういったことでありまして、会議に費用がかかっている部分、ほとんどないのですけれども、ただ、こちらに関しましては今年度から紙面総会という形でなりました。この紙面総会にした、人が集まらないで会議を行うということにした意図というか、なぜそうにしたのかということをお願いいたします。

あと、149ページ、先ほどからワイファイのお話が出ております。こちらのワイファイに関しましてなのですが、町民会館です。先ほどのご答弁で、初期費用が５万4,000円で、5,200円掛ける12カ月ということでご答弁ございました。この具体的な内容、ワイファイはどのぐらいの台数、どのぐらいの時間できるか、その容量的なものを教えていただければと思います。

そして、最後に159ページなのですけれども、昨年と見比べた中で、町民グラウンドのところなのですが、土地購入費というのが今回はございません。ここは今回は完全にこの流れはないのか。例えば土地を、町の所有になれば、町とすればその後の経費等かからないであろうということ等も含めて、土地購入という流れをとっている部分があると思います。その中で交渉したのかどうか。そのあたりをお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小泉　智教育次長　１番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、学校応援団事業の小学校費から事務局のほうへ移したということでございますが、これにつきましては、応援団事業につきましては、小学校また中学校にも係るものもございますので、事務局のほうがよりいいのではないかということで、こちらのほうへ移させていただきました。

それから、アプリの使用料の関係でございます。これにつきましては、小学校と中学校で違っていることにつきましては、申しわけございません。ここは12カ月を見ているところと１カ月しか見ていないところということで差が出てしまっております。

それと、青少年育成町民会議の関係でございます。こちらにつきましては、児童生徒等が問題あって、

一回集まってもらって議論してもらうということが、最近落ちついてきておりますので、そういったことがなくて、割と定例的なことのみというふうな形になっておりますので、書面の総会というふうにさせていただきました。

ＩＣＴ推進整備事業の機器につきましては、アイパッドの更新用のルーターを計上しております。それと、あとマルチメディア表示機、これを１台のせさせていただいております。

それと、グラウンドの購入予定でございますが、現在、グラウンドの土地については、今のところはございません。

以上です。

○小泉初男議長　教育長。

○久保忠太郎教育長　パソコンからタブレットというお話ですけれども、流れとすると国は今タブレットに、平成32年を目指しておるようです。現在は、それを目指している中で、移行段階では４人に１台、タブレットを使用するという、それが望ましいという形で、いずれは１人１台という形になりますので、そういう動きの中でいろんなことが起こるかと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長　教育次長。

○小泉　智教育次長　容量につきましては、一応50台までが可能ということになっておりますが、受信時の最大速度が100Ｍｂｐｓ、送信時の最大速度が3.75Ｍｂｐｓを確保する予定でございます。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　１番、向井芳文です。ありがとうございます。

再質問させていただきたいのですが、まず、先ほどの計上、中学校のＩＣＴのところのアプリ１カ月というのは、１カ月しかそのアプリを使わないというわけでもなくというところでしょうか。１カ月だけしか使う予定でないのかどうかという部分が１点目。

あと、そのタブレット、今後というところで、先ほど教育長から心強いお言葉いただきましたけれども、この先、パソコンを完全になくしてタブレットのみでということは、近々考えていらっしゃるでしょうか。タブレットのみという、パソコンというもの自体、全部パソコン教室のパソコンなくして、タブレットのみで対応するということは今後可能かどうかということをお考えかどうかというところをお願いします。

あと、紙面総会となったという町民会議ですけれども、こちらに関しまして、当初できたときの経緯というのは、確かに横瀬が荒れていたというところからできているというのは聞いております。ただ、私、前に一般質問でもこういう会議の統合の質問させていただきましたけれども、この会議がいろんな団体の長の方やいろんな方が一番多く参加されている会議ですので、定例的に、先ほど定例というお言葉ありましたけれども、定例的にだとしても、逆に定例のときにテーマを一つ一つ、定例であれば前もって設定ができますので、そういった形で、できれば対面にしてやっていったほうがいいのではないかなと。そして、そこでテーマを決めて話し合っていくという、テーマは尽きないと思いますので、そういった形がいいのかなと。確かに負担軽減という部分ではあるのかもわかりませんが、あと必要がなかったという判断だと

思いますけれども、今後、できれば逆に対面であえてやっていったほうがいいのではないかなということを思っております。

あと、ワイファイの町民会館の状況なのですけれども、こちら50台ということで、特に時間制限とかもなくということで、つなげる状況にあるのかどうかということと、あと最後に土地購入費の部分で、特に今回はないというご答弁いただいたのですが、交渉自体をしたかどうかということ。予算がなければ交渉もできませんので、そのあたりも含めてご答弁いただければと思います。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小泉　智教育次長　ちょっと順番が違ってしまうかもしれませんが、まずグラウンドの関係でございます。これにつきましては、交渉は現在やっておりません。

それと、ワイファイの関係でございますが、一応利用の制限というのですか、時間的制限につきましては可能と考えておりますので、それはまた今後検討していきたいと思っております。

それと、青少年育成町民会議の会議でございますが、こちらにつきましても、また、どういう形がいいのか、もう一度よく検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長　教育長。

○久保忠太郎教育長　タブレット関係でございますが、先ほども申し上げましたように、国が目指す方向は、そういう形で１人１台というのを目指しているのでしょうけれども、これには当然いろんな裏づけが必要でございますので、目指す方向性とイコールできるかというのは、またいろんな面で相談させていただくことになるかと思いますが、その段階を追っていって、少なくても４人に１台という動きが今国も示していますので、その辺から徐々にできることからやっていくことになるかと思いますが。

以上です。

○小泉初男議長　教育次長。

○小泉　智教育次長　アプリの使用料につきましては、一応１カ月ではなく、年間ということで考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　町長。

○富田能成町長　それでは、私のほうから一つ。タブレットかＰＣかという部分についてなのですが、自分の考え方としては、要は何を学べば将来子供たちの役に立つのかというところが大事です。なので、技術革新が進んで、世の中がタブレットの世の中になればタブレットでしょうし、まだ、そうはいってもＰＣだったらＰＣなのです。だから、そこを見ながら、全部ＰＣなのか、タブレットなのか、一部タブレットなのかというのを考えていくということが大事かなというふうに思っています。これは繰り返しですけれども、それは目的ではなくて、ＰＣもタブレットも道具です。だから、道具を使いこなすというのが大事であって、その道具自体が、ＩＣＴも含めてなのですが、目的化してはいけないと思っています。

私からは以上です。

○小泉初男議長　再々質問ありませんか。

他に質疑ございませんか。

８番、大野伸恵議員。

○８番　大野伸恵議員　済みません。２点なのですけれども、138ページの横瀬小学校の環境整備工事なのですけれども、詳細について説明はいただきました。そして、横瀬小学校の第２校舎のトイレ等なのですけれども、このトイレについて、せめて１年生、新入生のためだけでも洋式のトイレをつくってくれないかというお話を聞きました。公衆トイレも洋式に修理というふうなことで、これは多分切実な問題だと思いますので、そこのところのお考えをひとつ教えていただきたいと思います。

そして、これは雨漏りとか外壁、保健室のシャワーということなのですけれども、改修を始めるわけなのです。その原案となる検討図面の作成等も専門家に頼む必要があると思うので、基礎の基礎の原案です。そこら辺のところの費用というのはどのように見ているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小泉　智教育次長　横瀬小学校のトイレの洋式化というお話ですが、校舎の中のトイレにつきましては、既に半分以上が洋式化できております。それと、改修に当たっての図面ということでございますが、これにつきましては、今年度実施設計の中にも含まれている部分でございますので、そちらのほうでできるというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　138ページ、学校グラウンド用地賃借料633万1,000円が計上されておりますが、町全体の賃借地の面積と全体の賃借料はどのぐらいあるのか、教えていただきたいと思います。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長　それでは、お答え申し上げます。

町が公共施設等用地として借りている土地の賃借料でございますが、平成29年度の当初予算では3,407万円でございました。新年度予算では、これが3,423万8,000円を計上させていただきました。この変更点としましては２つありまして、まず道の駅の第２駐車場用地、これにつきまして、これまでは使用貸借契約でしたが、平成30年度から賃貸借契約に変わり、賃借料が新たに発生します。また、もう一つは、町民グラウンド用地のうち、平成29年度、今年度に町が賃借地を購入しましたので、その分、賃借料が減額となるためです。

また、町が公共施設用地として借地している面積でございますが、平成29年分の税務署への報告内容から、約９万平方メートルと把握しております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　お答えいただきまして、ありがとうございました。ちょうど６年前に、私、平成24年３月の定例議会でこの質問をさせていただきました。緊急行財政改革へ向けて具体的な取り組みということで、町の賃借地の解消を図ってほしいということで質問しました。

当時、横瀬町が借りている借地が全部で11万平米、３万3,000坪でございました。そして、賃借料合計で4,750万円でした。今お聞きしますと、面積で２万平米、そして賃借料で1,327万円の減になっています。今後とも緊急行財政改革というのが続いて、大変すばらしい、いろんな発想のもとに緊縮財政を進めてまいりましたので、今後ともこのような形で賃借地を解消していただきたいという要望でございますけれども、これについての町長のご意見をお聞きしたいと思います。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　横瀬町の財政運営を考えますと、毎年、年々というのですか、やはり厳しくなっているなということを実感しています。そういう中では賃借料負担というのも小さくありませんので、これからもここをコンパクトにしていくということは考えて進めていきたいと思います。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、次に第10款災害復旧費から第12款予備費までをお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　ないようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時２２分

再開　午後　２時３４分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議員の皆様方には、もう少し大局的な質問をお願いいたします。

次に、歳入に移ります。

歳入につきましては、全般でお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑はございますか。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　それでは、13ページ、各税目にわたりまして滞納繰り越し分が計上されておりますが、各税目の滞納繰り越し分の金額を教えていただきたいと思います。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野　洋税務会計課長兼会計管理者　それでは、お答えさせていただきます。

平成30年２月末現在の数値でございます。町民税個人1,142万3,000円。1,000円未満は四捨五入させていただきます。法人346万6,000円、固定資産税5,664万2,000円、軽自動車税126万2,000円、合計で7,279万3,000円でございます。また、国民健康保険税につきましては4,168万5,000円でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

９番、若林想一郎議員。

○９番　若林想一郎議員　ただいま税務会計課長さんのほうから滞納繰り越し分の金額をお示しいただきました。この滞納繰り越し分につきましては、いろいろ徴収率等にはね返ってくるわけでございまして、昨年の徴収率が現年度課税分が99.0、そして滞納繰り越し分が17.8、合計で93.1％でした。平成27年度を見ますと、現年分が98.8、そして滞納繰り越し分が12.5、合計で92.6でした。税務会計課のほうでご努力をいただいていることは、よくこの数字から読み取れるわけでございます。どうか国保税等含めて一つの財源でございますので、公平かつ適切な課税と徴収のほうに努めていただきたいと思います。そういうことで、税務課長さんの決意をお聞きしまして終わりにしたいと思います。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野　洋税務会計課長兼会計管理者　自主財源であります税というものを確保するということが非常に重要かと思います。今、横瀬町を取り巻く状況から見ますと、これが大きく税額をふやしていくということもなかなか難しい状況にあるかと思いますが、そういった中で適正に課税客体を把握して、それを適正に徴収していくということが一番大事かと考えております。今後は徴収に当たりましては、しっかりと取れるものは取る、差し押さえしていくものは差し押さえていく。そしてまた、それらを法律に基づいて適正に処理した上でやむを得ず処分停止しなければならないものは、また処分停止していくということで、整理をして効率的な徴収に努めていきたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

８番、大野伸惠議員。

○８番　大野伸惠議員　１点、教えてください。

29ページなのですが、雑入の地域振興拠点施設使用料ですが、これは道の駅の使用料だと思うのですが、駐車場の関係で若干金額がふえました。これは平成16年にできまして、14年経過しております。今後のグランドデザインとかというのはどこのところで考えるのか、教えていただきたいと思います。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

地域振興拠点施設の使用料は、今ご質問のとおり第２駐車場の賃借料分等も生じた関係もありまして、増加をしているところでございます。これに関しては、第２駐車場分というだけでもなくて、道の駅については観光の拠点として、ここを舞台に数々のイベントをしております。里山まるマルシェですとか、氷

柱事業ですとか、あと新茶まつり等々行っております。また、道の駅の前の河川の護岸整備を行ったりしていただいて、そういった河川環境も整った上で、手ぶらでバーベキュー等の事業なども行っております。そういった関係もあって、今回、使用料のほうを上げさせていただいたというような形になります。駅の第２駐車場等については、本来であれば購入等ができればいいのでしょうけれども、今のところはちょっと予定はありません。また、いろいろなところを勘案して、そういった状況ができれば進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

８番、大野伸恵議員。

○８番　大野伸恵議員　済みませんでした。水辺のカフェとかパンを売る場所とかできたのですが、会計が全然別々にあるので、ちょっと人的配置が難しい、大変かなというふうに思ったものですから、今後、例えば道の駅全体を考えた場合のグランドデザインというものをそれぞれぽちぽちっとやっていくのではなくて、トータルでいい形にしていただきたいと思うので、グランドデザインの考えるところはどこかという質問です。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　それでは、私のほうからお答えします。

道の駅は有限会社組織が今は運営主体になっていて、その所有は大多数町が持っているということになりますのと、それから実質的には私が一応代表を務めているということもありまして、町と全く一緒ではないのですけれども、やっぱり同じ目線で考えていく、同じ方向で考えていくということだろうと思います。したがって、今のガバナンスでいきますと我々が主体的に道の駅の運営を考えていくということだと理解しています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、ここで歳入歳出全般にわたりまして、質疑漏れがありましたらお受けいたします。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　たびたびありがとうございます。大きく２点お聞かせください。

２月の広報に出ていたのですけれども、平成29年度行政調査結果が公表されました。この中で、６つの事業が最終評価されたということが出ているのですけれども、いきいき町民課の新婚世帯家賃補助、子育て支援課の妊婦健康増進事業、振興課の家庭用ＬＥＤ照明購入費補助事業、振興課の町内事業者支援事業、建設課の住宅用太陽光発電システム設置補助事業、建設課の住宅リフォーム事業と６つありまして、その評価の内容が、全て一部改善を要するということだと思いますが、その辺で、一部改善ということなので、どのような評価を下したのかということをそれぞれお聞かせください。

こちらが一つで、もう一つは、ちょっと時間がなくて３年間はできなかったのですが、平成29年度予算と平成30年度予算の臨時職員の皆さんの給料関係のことです。やはりこれも広報に出ていた平成30年度の臨時職員の募集と平成29年度の臨時職員の募集、それぞれ人数を拾って募集人員等見ますと、平成29年度が７名プラス若干名という募集項目が５つ、平成30年度が21人プラス若干名というところが５部門ありました。人数が出ているところはいいのですけれども、若干名ということになりますと、若干ですから、１、２、３ぐらいだと思うのですけれども、そうしますと全体の人数がわからないので、そういうことがありましたので、平成29年度の臨時というか、非常勤職員の皆さんの採用実績、それと待遇を教えてください。それに伴って平成30年の採用予定、ちょっとこれが採用が決まっているかわかりませんけれども、採用予定と、それまた待遇。たびたび臨時職員の皆さんの時給換算の手当が低いということも問題になっていますので、最低賃金との絡みもありますので、その辺を教えてください。

それで、平成29年度、30年度の予算書から拾った臨時職員、非常勤職員の皆さんの人件費を合計しましたらば、平成29年度が8,647万9,000円、平成30年度が8,726万3,000円でした。ですので、若干ふえております。７人から21人に固定してふえているので、人数がふえるのだから、もうちょっとふえるのかなと思ったのですけれども、その辺の、要するに採用実績と採用予定の詳しいことを教えていただきたいのと、これと、恐らく増員になるかと思うので、増員要因を教えてください。

以上、お願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長　私のほうからは、最初のご質問に対してお答えを申し上げます。

12月の議会の答弁の中でも、住宅リフォーム助成金の関係で、私のほうからお答えした内容になるのですが、今、挙げていただきましたそれぞれの補助金等の事業については、一部重なるところもあり、また大きな目線で見ると、もう少し広げたほうがいいところもあるといったところが思われます。したがいまして、そこに同じような記述になっているのは、いま一度事業目的の再確認、それから必要に応じて再設定を検討しながら再編をしていくという議論をしていきたいということでございます。既に１月に１度、私のほうで関係の課長、担当を集めて、１度議論をいたしました。４月以降も引き続き、この議論を行っていき、最終的にはもう少し改善された形で事業を再編していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　総務課長。

○守屋敦夫総務課長　それでは、私のほうから臨時職員の関係につきましての答弁をさせていただきたいと思います。

まず、平成29年度の７月１日現在の数字になってしまうのですけれども、そのときの採用の人数につきましては、臨時職員が11名で、非常勤職員が54名ということでございます。それで、賃金と待遇の関係なのですけれども、職種によって違いますので、そちらのほうを申し上げますと、平成29年度が一般事務については880円、給食調理員が880円、保育士が1,000円、それから保健師が1,140円、ヘルパーが1,040円、社会福祉士が1,090円。済みません。保育士の無資格のほうが910円ということでございます。これは、平成30年度もそうですけれども、まち経営課のほうで出しております予算編成時の積算基準に基づいた数字

でございます。

それと、今、手元に平成30年度の採用の人数の関係がちょっと把握できていませんので、後で答えさせていただきたいと思いますけれども、金額につきましては、一般事務が900円、給食調理員が900円、保育士が1,020円、保育士の無資格の方が930円、保健師が1,230円、ヘルパーが1,060円、社会福祉士が1,160円ということで、ちなみに今年度というか、平成29年10月１日現在の最低賃金が871円ということで、それ等も勘案して積算のほうはされているということでございます。

それから、あと増員の要因というお話なのですけれども、基本的には各課のほうで、各課の必要な部署に対する人員配置を検討していただいた中で、予算査定にかけて予算のほうを計上しているということでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

３番、阿左美健司議員。

○３番　阿左美健司議員　ありがとうございました。

先ほどの行政調査報告のほうは、ありがとうございました。では、効率的な予算措置と実行のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、臨時職員の皆さんのことなのですが、待遇を上げていただいたのはありがたいのですが、時給換算20円で、最低賃金が871円ですと、一般事務だと29円ですか、差なので、もうちょっとその辺、次年度以降考えていただければと思います。

それと、増員要因ということなのですが、各課からの要望が上がってということですが、たしか町長が以前、正職員がやるべきことを臨時職員、非常勤の皆さんがやっているということがあったかと思うのですけれども、二、三年前に新採用の方、職員がふえたときだったと思いますけれども、そういうことがあって、その後もこういった形で臨時職員とか、皆さんの採用がそのままのペースで続いているというような感じがするのですけれども、その辺で改善されていないような気がいたしますので、その辺、どうお考えなのかどうか。

それと、あと職員の方の仕事の割り振りです。もうそろそろ人事異動の時期だと思うのですけれども、例えばやりかけの仕事がある職員の方がいて、その人が今回異動になってしまいましたということになってしまいますと、当然後任の方は、その仕事の内容とか業務の内容がわからないわけなので、その辺でまた戦力ダウンが発生すると思いますので、そういったところで、もうちょっと異動までの期間を長くすれば、そういった仕事の引き継ぎに関するエネルギーを割かなくて済むと思いますので、その辺の考えがあるのかどうかを教えてください。それでお願いします。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　私のほうからお答えします。

まず、増員要因というのが、ちょっと今数字がないので、はっきり言えないのですが、要素としてあるのは、再任用職員の数が減りますので、その分は差し引きでふえるということはあるのと、あと産休の職員だったりという職員がいると、そのサポートは必要になりますので、そういう要因はあります。構造的

にふやしていっている部分というのは、ほとんどないかなというふうに思います。

それと、正職員が足りない状況というのは、やはりまだ十分かというと、少し足りない気がしています。しかし、一方で適正な人件費内で運用するという部分もありますので、その辺のバランスをとりながら今運営をしていて、そういう意味では何とか巡航速度にはなっているかなというふうに思っています。

それと、異動のタイミングなのですけれども、私、よく回答させていただく中で、面談をしています。まさに面談の中の一つの意義というのは、各人の異動のタイミングがいいか、悪いかを図るというところもかなり大きい意味合いを持っています。そういう意味では、我が役場に関しては、かなり各人の仕事の進捗状況と積み残し状況、動けるか、動けないかというところを考えて動かしています。難しいのは、異動の場合には、そのときの役場のマンパワーを最大限するということも必要なのですが、もう一つは人材育成という面もあって、最初は大変かもしれないけれども、基本的には公務員生活は長くなりますので、その中で身につけてほしいスキルとかということもあるので、その個人のところも考えた上で異動をさせています。なので、ここは期間が長ければということでもないです。というふうに理解しています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。いいですか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　済みません。うっかりしていて、質問、逃してしまったのですけれども、112ページの農林水産業、林業費、これは昨年も実は、林業ということですから、横瀬町は80％近くが山林ということで、林業の置かれている立場というのはすごく深刻な状況で、知り合いが大滝なんかで一生懸命頑張っている人はいるのですけれども、なかなか厳しい状況であります。従事者も少ないし、それを受け継ぐ人も少ないという中で、やっぱり公的機関が、ある政策を持って進めていくということが必要なのではないかと常日ごろ考えています。

昨年度のこの項の林業費というところが、前年度が総計で408万円。これは多分地籍の調査か何かでふえていたのだと思うのですけれども、今回151万円。それで、林業振興費というのが26万円台なのです。振興費という名前にしては、振興に当たるのかどうかというような費用で、ちょっと違和感を持って見ていたのですけれども、今後、経常的な費用ぐらいで振興するというと、6万円の種子と苗木代ぐらいな感じです。これをもうちょっと積極的に林業に対して町の執行部の考えというのをやっぱり構築しておく必要があると思うのです。難しい状況だから余計そういうことがあるし、これは考えようによっては伸び代があります。

いろいろ先進地の状況なんか見ても、やっぱりかなりの、十津川なんて奈良のほうにありますけれども、そういうところなんていうのは、かなり基本的なお金、町の基金というのをかなり投入して政策を練って、林業の回復というか、当然それは資産になりますから、それをうまく運営していっているのですけれども、いずれにしても横瀬町は最高に持っている人でも、多分200ヘクタールぐらいしかないのだと思うのです、最高でも。多分一番多くてもそれぐらいな量なので、個人に分散して、まとまった部分というのがなかなか難しいのだと思うのですけれども、そういう点、どういうふうに町長は今後考えているかを聞きたいです。よろしくお願いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　林業は、行政課題としては認識をしています。その中でも、申しわけないのですけれども、かなり難易度の高い行政課題です。ボトルネックになりますのが、一つがスケールメリットです。なので、できるだけ大きい輪で考えていくというのが、まずは必要かなというふうに思います。なので、町単独でできることが何だろうということを考える必要があるのとともに、広域的に何ができるかという発想も必要だろうと思います。この先で考えますと、森林環境税という財源が少し見えてきています。そこが、もしかすると一つ転機になって、新しいことを始められる最初の原資になる可能性はあるなというふうには考えています。

私のほうからは、とりあえず以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番　関根　修議員　個人的には、カエデのことだか一緒に取り組んでいる仲間もいて、いろいろ話を聞いたり、林業の置かれている状態というのは、町長が言うとおり厳しい状況です。だからこそ、行政がやっぱり計画性を持って介入していかないと、これは成り立っていかないかと思います。

僕の得た知識で、十津川村なんていうのは山しかないわけですけれども、ある神社さんに土地を貸していて、２億円ぐらい。その２億円を基礎的な基金として運用して、近代的な林業をやっているということを聞きました。見に行きたいなとも思っているのですけれども、それは横瀬町と条件が違うから無理かもしれないですけれども、ぜひ行政課題としてちゃんと取り上げて、26万円というのは、いかにも科目設定ぐらいなものだと思うので、ぜひこの辺を、やっぱり横瀬町にある資産です。個人資産もあるかもしれないけれども、全体で見れば産業の一翼を担う可能性のあるもので、これから木がもしかしたら高くなるかもしれないということなので、ぜひ行政課題として取り組んでもらいたいと思います。これは要望で結構です。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、以上で議案第21号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第２、議案第22号　平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

便宜上、初めに歳出全般について質疑を行います。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、次に歳入全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、以上で議案第22号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第３、議案第23号　平成30年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　１つだけお願いします。

41ページの高齢者サロンの設置等補助金なのですが、一般質問等でも出ておりました。こちらが今まで200万円だったものが171万6,000円になっております。特に減額の補正はなかったと思われますので、恐らく200万円が使われていたかと思いますが、そちらのほうの内訳等、もし教えていただければお願いします。６団体というのがありました。芦ヶ久保のおたっしゃクラブ、三区公会堂で行われている根古屋の高齢者サロン、中郷の高齢者サロン、それから川東の喜楽会さん、高齢者サロン、それから15区のいちごクラブさんと宇根のよつばクラブさんのそれぞれに幾らずつかというところが、もしあればお願いをします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長　高齢者サロンの部分でございますが、200万円から減額になっている部分ですが、平成29年度実績をもとに算出をした額を計上しております。

なお、各地区への補助分は、済みません。今ちょっと資料を見つけております。その段階でお答えをさせていただければと思います。申しわけありません。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　その数字は後ほど、もし教えていただければと思います。

こちらの高齢者サロンのほうが、ちょっと金額が下がってしまっていると。団体がふえていくという中で、また全地区にということで、今のところ苅米にはちょっとないのですが、今後できたらということも考えております。そういった中で、この予算が下がってしまったというところ、これはお金がなくてもできることあるだろうということもあるのかもしれませんが、でもやはりお金があれば、より多くのことができますし、もう一つ、お金が出るということは、その団体にそれだけ期待をしている、頑張ってほしいという意味も含まれるのかなと。その中で減額に今回なっているその部分に関しまして、またこの間のお話の中でもございましたけれども、もう一度そのあたりを含めて、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長　まず、各団体に対します補助額でありますが、芦ヶ久保地区は50万円、上限が50万円ですので、50万円。根古屋地区は30万円、中郷地区は50万円、川東が32万2,000円、宇根地区は７万2,000円、川西地区は年度途中からの事業部分もございました、２万2,000円でございます。

それから、サロンにつきましては、この介護保険特別会計の中で予算計上しております。一般介護予防

事業として事業費を組んでおります。介護予防事業としての趣旨の部分もございますので、その趣旨に沿った部分は若干見直す必要があるのかなと思いまして、きのう答弁をさせていただいておりますが、予算部分についてはこのような形で計上はさせていただいております。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　ありがとうございます。

過去の答弁のほうでも、私、質問させていただいたときに、全団体が50万円というわけではないのですけれども、この200万円だったときに、例えば各団体、50万円を上限に考えたときに、もし７地区だったら五七、三十五の350万円というところになると思います。このあたりに関しましては、必要に応じては補正で対応いただけるというご答弁を過去にいただいております。これは実績に基づいての部分も含めてなのだと思います。また、これが各団体で出てくる中で精査していただいた上で、必要であれば補正等も恐らく考えていただけるのではないかなと思いますが、そのあたりがどうでしょうかということと、もう一つが、これはアクティブシニアの先ほどの部分にも関連性が出てくると思います。そのあたりの連携というものも今後考え、高齢者サロンだったりとか、各地区にあるご長寿会の団体とそのアクティブシニアの部分、一緒に関連性というか、どのようにその２つをつなげて考えているかということをお願いします。

○小泉初男議長　再々質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長　まず、補助金の部分の話ですが、新たな地域でサロン活動が始まれば、そういったお話をいただければ協議させていただく部分はあろうかと思います。ですが、補助額につきましては、事業が一番最初にスタートしたときには、かなり高額の補助金があってスタートしております。その後、一般介護予防事業として、こちらのほうの介護特会の中で予算計上となっております。今お話しのように、地区にはないところがございます。ただ、歩いて行けるようなそういった近距離にサロンができることが、その地域のつながりとしては理想かなと。介護予防事業としても、家に閉じこもらずにご近所の方と話し合うと、そういったことが必要なのかなと思います。ですので、７地区ではなく、もっと広がりも出てしまうかなと思います。仮に20地区できてしまいますと、50万円の支出は大変難しい部分があろうかと思います。予算については、今後協議をさせていただければと思います。

これから、アクティブシニア事業につきましては、これは検討の余地はあるかなと思います。どういった関連でサロン活動の中にそういった事業を持ち込めるか、検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長　他に質疑ございますか。

６番、新井鼓次郎議員。

○６番　新井鼓次郎議員　１点お願いします。

ページ数でいうと37ページから38ページ、５、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、これについて質問しますが、前年度と本年度と予算を比べた場合、比較で119万5,000円ほど、本年度が予算計上額としては多くなっております。詳細を見てみますと、自動車の購入費というのがありまして、これが123万

2,000円の計上ですか。ですから、自動車を差っ引くと実質前年度よりも予算額が少なくなってしまうのです。さらに、一般職給料279万8,000円。ちょっと見ますと、一番下に退職手当なんていうことも書いてありますから、多分人員の入れかえがあったのだと思いますが、全体的に予算額が下がっていることから、人員の補充、増員ということではないように見受けられます。地域包括支援センターというのは、やっとスタートしたばかりで、これから注目。あるのですが、いろんな産後ケアとかのことも、この予算では関係ありませんが、地域包括支援センターそのものの名前というのは大分広がりつつあるというのが一般的な考え方です。その中で、従来の介護の事業、これは非常に大事でして、細やかなケアが必要ですし、できれば何度でも訪問していただいて状況を把握していただきたいということで、介護の中心となるこの事業の位置づけであると思うのですが、予算減額になっていますが、きめ細やかなケア、これで大丈夫なのでしょうか。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長　お答えいたします。

こちらの介護予防職員の給与の部分でありますが、ここでは包括支援センターによります保健師の給与を確保しております。包括には、社会福祉士、それから介護支援専門員、保健師と３名、そのほかに臨時職員もおりますが、その保健師が、平成29年度、人がかわっておりまして、当初予算同士の比較で若干の減になっているのが要因であります。

それから、介護特会の中での人件費というのは、保健師しか見ておりません。他の職員分につきましては、一般会計のほうの社会福祉総務費の中で、高齢者、地域相談支援体制強化事業費、こちらのほうでも臨時職員分の人件費を見たりしておりますので、特会分では保健師しか見ておりません。特会事業会計が膨らまないように保健師分しか見ておりませんが、包括支援センターの活動というのは重要でございますので、臨時職員等お願いして、強化すべきところは強化していきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

６番、新井鼓次郎議員。

○６番　新井鼓次郎議員　きめ細やかな住民サービス、これが第一でございます。できればここの分野、手厚い人的要件といいますか、手厚い補充をしていただいて、住民サービスに努めていただきたいと思います。町長、お考えいかがですか。

○小泉初男議長　再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長　おっしゃるとおり、この地域包括支援センターの活動は大変重要です。そして、これから仕事もふえてくることが想定されています。これは健康づくり課全般に言えることなのですけれども、ことしの仕事ぶりを見て、少しマンパワーが不足ぎみだと思っています。なので、健康づくり課は、ちょっと済みません。３月異動のあれになってしまいますけれども、少しマンパワーを補充することを考えています。

以上です。

○小泉初男議長　再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、以上で議案第23号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第４、議案第24号　平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、以上で議案第24号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第５、議案第25号　平成30年度横瀬町下水道特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、以上で議案第25号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第６、議案第26号　平成30年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

６番、新井鼓次郎議員。

○６番　新井鼓次郎議員　それでは、済みません。Ｐ12、事業費についてお伺いします。

さきの説明のときに既に説明していただいているのですが、済みません、ちょっと覚えが悪かったもので、再度お願いしたい項目なのですが、浄化槽の設置工事費、それから浄化槽の本体購入費、こういうのが計上されておりますが、何件に相当するか。

それと、その計画は、これは個人世帯だけでしょうか。個人住宅用だけでしょうかということです。

それから、この平成30年度予算、これを100％執行できたとしても、当初計画の進捗に比べておくれがまだ出るようなのでしょうか。お伺いします。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○新井幸雄建設課長　ただいまの新井議員の質問に答弁させていただきます。

まず、事業ですが、具体的に件数を述べたのでよろしいですか。まず、工事請負費ですが、５人槽で６基、７人槽で８基、10人槽で１基、それとあと駐車場使用ということで、５人槽６基、７人槽８基、10人槽１基で見積もっております。続きまして、浄化槽の本体購入費ですけれども、人道使用ということで、

５人槽が６基、７人槽が８基、10人槽が１基、駐車場使用ということで、５人槽が６基、７人槽が８基、10人槽が１基ということで見積もっております。

あと、２つ目のご質問ですけれども、個人のみを対象とさせていただいております。

あと、進捗状況ですが、平成26年から始まった５年計画で、平成30年度が一応最終年ということなのですけれども、当初の計画は５年間で140基ということですが、平成29年度、もう終わるのですけれども、92基ということですので、残り平成30年度ということなのですけれども、建設課としましては、なるだけ目標に近づくように努力したいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、以上で議案第26号に対する質疑を終結いたします。

以上で、一括上程中の平成30年度予算６議案に対する質疑を終結いたします。

続きまして、これより討論に移ります。

まず、反対討論からお受けしたいと思います。反対討論ございますか。

７番、内藤純夫議員。

〔７番　内藤純夫議員登壇〕

○７番　内藤純夫議員　それでは、反対討論をさせていただきます。

花咲山の開発についてですが、無償とはいえ基本設計がないまま公園運用地を広げることは、台風などで土砂の流出災害等発生する危険が大変多くなります。復旧には多額のお金がかかりますし、また長年の維持管理費が多額になります。町長は議会で、お金をかけないで公園をつくると発言しておられますが、実際には職員の派遣等で町のお金を使っている状態であります。花咲山に約400万円の予算がついておりますが、今、この事業を正しい方向に向けないと、将来、横瀬町の重荷になると思いますので、花咲山の計画等を見直していただくよう、平成30年度横瀬町一般会計予算に反対をいたします。

○小泉初男議長　他に反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　次に、賛成討論をお願いいたします。

４番、宮原みさ子議員。

〔４番　宮原みさ子議員登壇〕

○４番　宮原みさ子議員　ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括上程中の平成30年度一般会計予算を初めとする５つの特別会計予算６議案に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、一般会計では、総額、前年度より1,000万円増の34億1,000万円が計上されています。横瀬町地方創生総合戦略実行３年目となる中、積極的に予算編成されたものになっていると思われます。

次に、特別会計予算ですが、国民健康保険特別会計予算は、平成30年度より県が主体となって運営することとなり、それにより20.1％減額になります。介護保険特別会計予算は2.6％増額、後期高齢者医療特別会計予算は15.0％増額になります。下水道特別会計予算と浄化槽設置管理事業特別会計予算は減額とな

っています。人口減少と厳しい財政事情が続く中で、町長の言われた、ヒト・モノ・カネ・情報と経験を生かし、福祉、子育て支援、教育、観光、産業振興に加えて、町の中心地づくり、にぎわいづくりを優先課題にして今後につながる事業の予算になることに取り組んでいくと期待したいと思います。

最後になりますが、６議案の上程に当たり、町長を初め執行部の皆さんのご努力とご苦労に対しまして厚く感謝申し上げますとともに、議員各位にも上程中の予算６議案に対しましてご賛同いただきますようよろしく申し上げ、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　反対の討論の方おりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　ほかに討論ございますか。賛成討論。

８番、大野伸惠議員。

〔８番　大野伸惠議員登壇〕

○８番　大野伸惠議員　一括上程されました議案第21号から第26号までの平成30年度会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

一般会計においては、自主財源が昨年44.5％に対し、本年45.3％になりました。自立したまちづくりのため、今後も成果を上げていただきたいと期待しております。また、全般的に見て堅実な予算の作成がされています。人口増は、現在全ての自治体の課題であります。当町においても、出生数が60人前後で推移していることは、各種支援政策の成果であると、うれしく思います。

よこらぼを含め各手段を使い、目的である地域住民の幸せを目指してほしいと願っています。徴税担当のご苦労にお礼を申し、民生費、衛生費、農水費、商工費、土木費、消防費、教育費の各分野において、それぞれの手段を発揮され、町政の命題である住民の福祉の向上を実現していただくよう、執行部にお願いいたします。特別会計におきましては、厳しい現実の中、努力していただいていると考えております。なお一層の知恵を発揮し、目的を達成していただくようお願いいたします。

今後、横瀬町では、横瀬小学校の改築という大きなプロジェクトも控えています。現在の子供たち、将来の子供たち、また住民も、ともに横瀬町に住んでよかったと思う行政運営をお願いし、賛成討論といたします。議員諸兄のご賛同をお願いいたします。

○小泉初男議長　ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ、以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに起立採決によって行います。

日程第１、議案第21号　平成30年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小泉初男議長　起立多数です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第２、議案第22号　平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第３、議案第23号　平成30年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第４、議案第24号　平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第５、議案第25号　平成30年度横瀬町下水道特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第６、議案第26号　平成30年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎町長あいさつ

○小泉初男議長　ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　一括上程されました平成30年度横瀬町一般会計予算を初めとする新年度予算６議案につきまして、議員各位には熱心なご審議を賜り、ご賛同いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

新年度予算の執行に当たりましては、現下の財政状況や地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、細心の注意を払い、計画的に進めることはもとより、最大の効果を上げたいと考えております。今後とも議員各位、町民の皆様及び関係者の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、新年度予算案可決に当たってのごあいさつとさせていただきます。

○小泉初男議長　以上で町長の発言を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時３３分

再開　午後　３時４８分

○小泉初男議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第７、議案第27号　埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第７、議案第27号　埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでありますが、埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　議案第27号の細部説明をさせていただきます。なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

本組合の組織団体である入間東部地区衛生組合が、解散により本組合から平成30年３月31日をもって脱退することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合が組合構成地方公共団体の議決を得て埼玉県知事に許可申請を行う必要があるため、協議をお願いするものであります。

以上でございます。

○小泉初男議長　説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第７、議案第27号　埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第８、議案第28号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第８、議案第28号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてでありますが、平成30年４月１日から入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長　議案第28号の細部説明をさせていただきます。なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、議案の概要でございますが、入間東部地区衛生組合の解散による脱退及び構成団体である入間東部地区消防組合の名称変更に伴う規約変更についてでございます。

次に、規約変更の内容でございますが、本組合の組織団体である地方公共団体を規定する別表第１及び組合の共同処理をする事務を規定する別表第２の職員に対する退職手当に関する事務を共同処理する事務の第４条第１号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「北本地区衛生組合　入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に変更するものでございます。

附則は、この規約の施行日を平成30年４月１日とするものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第８、議案第28号　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第９、議案第29号　町道の路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第９、議案第29号　町道の路線の変更についてでありますが、町道の路線を変更したいので、道路法第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長　議案第29号　町道の路線の変更につきまして細部説明をさせていただきます。

議案に添付されております図１と２をごらんください。町道3067号線、これは町田電子脇を通る町道でございますが、現状、図１のとおりとなっております。その先、町道3666号線に至る私道部分につきまして、寄附で受けたため、図２のように町道としまして路線変更するものです。

続きまして、３枚目、図３をごらんいただきたいと思います。町道3175号線、3176号線、3179号線の３路線が図のように並んでおりますが、今年度着手しました町道3175号線改築工事に伴い路線を変更する必要があるため、４枚目の図４のとおりとするものでございます。3175号線を新たに緑色で示しました起点、終点とし、既存の3179号線と3176号線を、3175号線と重複しない部分のみとする変更を行うものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番　向井芳文議員　ちょっとお尋ねをしたいのですが、初めのほうの3067号線なのですが、こちら寄附を受けたということで、地元の方々が頑張っていろいろな調査等したり、いろいろ話し合いをしてという経緯は知っております。この路線変更の部分が、道がちょっと余りよくない状態の道になっておりまして、舗装はもちろんされておりません。今後、どのタイミングかで可能であれば、舗装等も含めて、かなり今、地元の方々が維持管理、大変な状態でございます。広さもありますので、そのあたりをご検討いただきたいのですが、今後、いかがでしょうか。

○小泉初男議長　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○新井幸雄建設課長　ただいまの向井議員のご質問に答弁させていただきます。

未舗装の町道につきましては、横瀬町内にもたくさんございます。ですので、予算の問題、利用状況、あるいは大雨のときの排水等、いろいろな状況等も確認させていただきまして、順次町道整備は行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

○小泉初男議長　再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第９、議案第29号　町道の路線の変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長　日程第10、議案第30号　町道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第10、議案第30号　町道の路線の認定についてでありますが、町道の路線を認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長　議案第30号　町道の路線の認定につきまして細部説明をさせていただきます。

ただいま議案第29号で可決いただきました変更となります町道3175号線の残った路線部分、添付の図をごらんになっていただければと思いますが、残った路線部分を新たに町道3472号線として認定していただくものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長　説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第30号　町道の路線の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長　起立総員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時００分

再開　午後　４時０２分

○小泉初男議長　再開いたします。

◇

◎議案第３１号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長　日程第11、議案第31号　横瀬町教育長の任命についてを議題といたします。

久保教育長には、しばらくの間、退場をお願いいたします。

〔久保忠太郎教育長退場〕

○小泉初男議長　提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第11、議案第31号　横瀬町教育長の任命についてでありますが、横瀬町教育長久保忠太郎氏の任期は平成30年３月31日で満了となりますが、引き続き久保忠太郎氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、この案を提出するものであります。

教育長として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第31号　横瀬町教育長の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。

久保教育長の入場を求めます。

〔久保忠太郎教育長入場〕

◇

◎教育長就任のあいさつ

○小泉初男議長　久保教育長に申し上げます。

ただいま満場一致で教育長の任命に議会が同意いたしました。

ここで、ごあいさつをいただきたいと思います。

久保教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長　ただいま議会の同意をいただき、身の引き締まる思いとともに責任の重要さを感じております。議員の皆様におかれましては、これからもご指導、ご鞭撻をいただきながら、力いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、あいさつとかえさせていただきます。

○小泉初男議長　久保教育長のあいさつを終わります。

◇

◎議案第３２号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長　日程第12、議案第32号　横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第12、議案第32号　横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますが、横瀬町固定資産評価審査委員会委員小泉正之氏の任期は、平成30年３月23日で満了となりますが、引き続き小泉正之氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第３項の規定により、この案を提出するものであります。

小泉さんは、横瀬町第２区にお住まいで、昭和26年８月21日生まれの66歳でございます。固定資産評価審査委員会委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長　提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第32号　横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◎請願第１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○小泉初男議長　日程第13、請願第１号　「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出の請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

８番、大野伸惠議員。

〔８番　大野伸惠議員登壇〕

○８番　大野伸惠議員　請願第１号の説明をさせていただきます。

「若者も高齢者も安心できる年金制度」を求める意見書の提出をしていただきたいとのお願いでございます。

請願者は、秩父市の全日本年金者組合埼玉県支部秩父支部長でございます。

趣旨といたしましては、１、隔月支給の年金を国際水準である毎月支給に改めてください。

２、年金支給開始年齢のこれ以上の引き上げはやめていただくようにしてください。

３、「マクロ経済スライド」による年金引き下げについては、慎重に検討してください。

４、全額国庫負担の「最低保障年金制度」の創設に向け検討を開始してください。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○小泉初男議長　紹介議員の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　質疑なしと認めます。

それでは、本請願の取り扱いについてご意見を賜りたいと思います。

12番、若林清平議員。

○12番　若林清平議員　この請願第１号でございますが、所管の委員会に付託をし、慎重に審議をしたほうがよろしいかと思いますので、そのように取り計らいをお願いしたいと思います。

○小泉初男議長　ここでお諮りいたします。

ただいま発言がありましたように、この請願第１号については、これを所管の委員会に付託し、閉会中

の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

よって、請願第１号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎閉会中の継続審査の申し出

○小泉初男議長　ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第２項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第３項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○小泉初男議長　ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

◇

◎閉会の宣告

○小泉初男議長　本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成30年第１回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会　午後　４時１３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　小　　泉　　初　　男

副議長
署名議員　　大　　野　　伸　　惠

署名議員　　若　　林　　想　一　郎

署名議員　　関　　根　　　　修

署名議員　　内　　藤　　純　　夫